

小議発第173号

平成28年2月15日

小金井市議会議員 様

小金井市議会議長

篠原 ひろし

平成28年第1回小金井市議会定例会の招集
について (通知)

本日付けで告示をした旨市長から通知がありましたので通知します。

なお、下記の案件が送付されておりますので送付します。

記

平成28年度施政方針

- | | |
|--------|--------------------------------|
| 報告第1号 | 小金井市土地開発公社の経営状況について |
| 報告第2号 | 専決処分の報告について |
| 議案第2号 | 平成27年度小金井市一般会計補正予算(第8回) |
| 議案第3号 | 平成27年度小金井市国民健康保険特別会計補正予算(第2回) |
| 議案第4号 | 平成27年度小金井市下水道事業特別会計補正予算(第1回) |
| 議案第5号 | 平成27年度小金井市介護保険特別会計補正予算(第3回) |
| 議案第6号 | 平成27年度小金井市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2回) |
| 議案第7号 | 平成28年度小金井市一般会計予算 |
| 議案第8号 | 平成28年度小金井市国民健康保険特別会計予算 |
| 議案第9号 | 平成28年度小金井市下水道事業特別会計予算 |
| 議案第10号 | 平成28年度小金井市介護保険特別会計予算 |
| 議案第11号 | 平成28年度小金井市後期高齢者医療特別会計予算 |
| 議案第12号 | 小金井市行政不服審査法の施行に関する条例 |
| 議案第13号 | 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例 |
| 議案第14号 | 地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行 |

に伴う関係条例の整理に関する条例

- 議案第15号 小金井市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第16号 公聴会参加者等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第17号 特別職の給与に関する条例の特例に関する条例
- 議案第18号 小金井市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例及び職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第19号 小金井市市税条例等の一部を改正する条例
- 議案第20号 小金井市国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 議案第21号 小金井市公民館条例の一部を改正する条例
- 議案第22号 小金井市福祉共同作業所条例の一部を改正する条例
- 議案第23号 小金井市福祉会館条例を廃止する条例
- 議案第24号 小金井市保健センター条例の一部を改正する条例
- 議案第25号 小金井市食育推進基本条例の一部を改正する条例
- 議案第26号 小金井市消費生活条例の一部を改正する条例
- 議案第27号 小金井市下水道使用料審議会条例
- 議案第28号 小金井市下水道条例の一部を改正する条例
- 議案第29号 小金井市消防団条例の一部を改正する条例
- 議案第30号 小金井市有料自転車駐車場条例の一部を改正する条例
- 議案第31号 昭和病院企業団規約の一部を改正する規約
- 議案第32号 東京都後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約
- 議案第33号 昭和病院企業団脱退に伴う財産処分について
- その他 工事請負金額1,000万円以上の契約締結についての報告

なお、

- 小金井市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例
- 小金井市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 小金井市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

は、市長から送付され次第、後日送付します。

議 長 報 告

1 東京都市議会議長会定例総会について

平成27年11月20日（金）東京自治会館において開催された。

会議の概要は、会長挨拶の後、議事に入り、次の報告事項及び協議事項を承認した。

(1) 報告事項

ア 会務報告

イ 全国市議会議長会第137回地方財政委員会の会議結果について

ウ 全国市議会議長会第153回産業経済委員会の会議結果について

エ 関東市議会議長会第1回支部長会議の会議結果について

オ 第210回東京都都市計画審議会の会議結果について

カ 平成27年度日中友好交流事業について

キ 東京市町村総合事務組合議会第2回定例会について

ク 関東市議会議長会支部長会議及び第1回理事会の会議結果について

ケ 全国市議会議長会第201回理事会及び第99回評議員会の会議結果について

コ 全国市議会議長会第154回産業経済委員会の会議結果について

サ 東京都区市町村振興協会第1回臨時評議員会の会議結果について

シ 全国市議会議長会第142回地方行政委員会の会議結果について

ス 第211回東京都都市計画審議会の会議結果について

(2) 協議事項

ア 平成28年度東京都市議会議長会事業計画（案）について

イ 平成28年度東京都市議会議長会負担金（案）について

ウ 平成28年度東京都市議会議長会歳入歳出予算（案）について

エ 平成28年度東京都市議会議長会関係役員（案）について

オ 平成27年度東京都市議会議員研修会について

(3) その他

ア 東京都市議会議長会会員名簿及び関係役員について

イ 調布市から市制施行60周年記念式典のお礼

2 東京都三多摩地区消防運営協議会第二部会について

平成28年1月26日(火)東京自治会館において開催された。

会議の概要は、第二部会長及び会長挨拶の後、議事に入り、次の議題について協議した。

(1) 平成28年度消防委託事務について

平成28年度消防委託事務の管理に要する経費の負担について了承された。

(2) 役員選出について

(3) 平成28年度通常総会日程等について

ア 日 時 平成28年5月26日(木)午後2時

イ 場 所 東京自治会館

(4) その他

受託地区における平成27年中の災害状況及び主な施策について

3 議員の派遣について

地方自治法第100条第13項及び小金井市議会会議規則第120条第1項の規定に基づき、緊急を要すると認め、議長において次のとおり議員の派遣を決定し、議員を派遣した。

(1) 群馬県みどり市議会改革調査特別委員会(みどり市議会構成等検討部会)行政視察の対応

ア 目 的 群馬県みどり市議会改革調査特別委員会(みどり市議会構成等検討部会)行政視察に対して、小金井市の議会運営について説明するため

イ 場 所 小金井市役所

ウ 期 日 平成28年2月2日(火)

エ 議 員 森戸 洋子 議員

(2) ごみ非常事態宣言・ごみ減量啓発キャンペーン

ア 目 的 ごみ非常事態宣言の周知、ごみ減量の協力の呼びかけ及びごみ減量啓発グッズを配布するため

イ 場 所 武蔵小金井駅、東小金井駅の各駅頭

ウ 期 日 平成28年2月15日(月)及び平成28年2月16日(火)

エ 議 員 全議員

一部事務組合議会等活動状況報告

1 昭和病院企業団議会

選出議員 水上洋志議員 紀由紀子議員

2 湖南衛生組合議会

選出議員 遠藤百合子議員 斎藤康夫議員

3 東京たま広域資源循環組合議会

選出議員 露口哲治議員

4 東京都十一市競輪事業組合議会

選出議員 渡辺大三議員 板倉真也議員

5 東京都六市競艇事業組合議会

選出議員 渡辺大三議員 板倉真也議員

6 浅川清流環境組合議会

選出議員 鈴木成夫議員 田頭祐子議員 小林正樹議員 中根三枝議員

※ 今回の一部事務組合議会等活動状況報告は、平成27年10月13日から平成28年2月1日までに開催された各議会の報告である。

昭和病院企業団議会活動状況報告

1 企業団議会開催状況

平成27年11月26日（木） 平成27年第2回定例会

2 会議の概要

平成27年11月26日（木） 平成27年第2回定例会

行政報告5件及び議案4件を審議した。

(1) 行政報告

- 1 平成27年度 公立昭和病院4～9月期取扱患者実績について
- 2 平成27年度 昭和病院企業団病院事業会計4～9月期収支概況について
- 3 昭和病院企業団の脱退に伴う財産処分等について
- 4 平成26年度 公立昭和病院新中期計画の点検・評価について
- 5 その他
 - ア 診療費のクレジットカード払いの開始について
 - イ 「公立昭和病院の最新の医療～病気と治療のやさしい説明」の出版について

以上5件については、いずれも了承した。

(2) 議案

議案第6号 昭和病院企業団個人情報保護条例等の一部を改正する条例

議案第7号 昭和病院企業団議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例

議案第8号 昭和病院企業団看護師等修学資金貸与条例の一部を改正する条例

以上3件については、いずれも慎重審議の結果、原案のとおり可決することと決定した。

議案第9号 平成26年度 昭和病院企業団病院事業決算の認定について
慎重審議の結果、認定することと決定した。

湖南衛生組合議会活動状況報告

1 組合議会開催状況

- (1) 平成27年10月19日(月) 平成27年第2回臨時会
- (2) 平成27年11月19日(木) 平成27年第2回定例会

2 会議の概要

- (1) 平成27年10月19日(月) 平成27年第2回臨時会
議案1件を審議した。

議案第6号 湖南衛生組合監査委員の選任の同意について
原田友義氏(武蔵村山市監査委員)を選任することに同意した。

- (2) 平成27年11月19日(木) 平成27年第2回定例会
議案3件を審議した。

議案第7号 平成27年度湖南衛生組合歳入歳出補正予算(第1回)
慎重審議の結果、原案のとおり可決することと決定した。

議案第8号 平成26年度湖南衛生組合歳入歳出決算の認定について
慎重審議の結果、認定することと決定した。

議案第9号 条件付所有権移転仮登記抹消手続登記手続請求事件に係る訴えの
提起に関し議決を求めることについて
慎重審議の結果、原案のとおり可決することと決定した。

東京たま広域資源循環組合議会活動状況報告

1 組合議会開催状況

平成27年10月27日(火) 平成27年第2回定例会

2 会議の概要

平成27年10月27日(火) 平成27年第2回定例会

議案2件を審議した。

議案第5号 平成26年度東京たま広域資源循環組合一般会計歳入歳出決算の認定について

慎重審議の結果、認定することと決定した。

議案第6号 平成27年度東京たま広域資源循環組合一般会計補正予算(第1号)

慎重審議の結果、原案のとおり可決することと決定した。

東京都十一市競輪事業組合議会活動状況報告

1 組合議会開催状況

平成27年11月16日（月） 平成27年第2回定例会

2 会議の概要

平成27年11月16日（月） 平成27年第2回定例会

議案2件を審議した。

第10号議案 東京都市公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び
東京都市公平委員会共同設置規約の変更について

慎重審議の結果、原案のとおり可決することと決定した。

第11号議案 平成26年度東京都十一市競輪事業組合一般会計歳入歳出決算の
認定について

慎重審議の結果、認定することと決定した。

東京都六市競艇事業組合議会活動状況報告

1 組合議会開催状況

平成27年11月24日（火） 平成27年第2回定例会

2 会議の概要

平成27年11月24日（火） 平成27年第2回定例会

議案4件を審議した。

第1号認定 平成26年度東京都六市競艇事業組合一般会計歳入歳出決算認定
について

慎重審議の結果、認定することと決定した。

第11号議案 平成27年度東京都六市競艇事業組合一般会計補正予算(第1号)
について

第12号議案 東京都六市競艇事業組合個人情報保護条例の一部を改正する条例
について

第13号議案 東京都市公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び
東京都市公平委員会共同設置規約の変更について

以上3件については、いずれも慎重審議の結果、原案のとおり可決することと
決定した。

浅川清流環境組合議会活動状況報告

1 組合議会開催状況

平成27年10月27日（火） 平成27年第2回定例会

2 会議の概要

平成27年10月27日（火） 平成27年第2回定例会

議案5件を審議した。

議案第30号 浅川清流環境組合個人情報保護条例の制定について

議案第31号 浅川清流環境組合情報公開審査会条例の一部を改正する条例の制定について

議案第32号 浅川清流環境組合特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第33号 浅川清流環境組合が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例の制定について

議案第34号 東京都市公平委員会共同設置規約について

以上5件については、いずれも慎重審議の結果、原案のとおり可決することと決定した。

平成28年度

施政方針

平成28年2月22日

小金井市長

西岡真一郎

目 次

1 はじめに	1
2 平成28年度市政運営基本方針とその施策	3
3 むすび	9

1 はじめに

平成28年第1回市議会定例会の開会に当たり、将来の小金井を見据えて4年間市政運営をさせていただくに当たっての私の基本的な理念と平成28年度の市政運営方針につきまして、所信の一端を申し述べ、市民の皆様及び市議会議員各位の御理解と御協力を賜りたいと存じます。

まず、本市の最重要課題である可燃ごみの処理については、これまで築き上げてきた関係団体との信頼関係を継承すべく、市長就任直後より、最優先で取り組んでいるところです。長年にわたり、本市への可燃ごみ処理の支援に御理解と御協力をいただいている多摩地域や東京都などの全ての関係団体の皆様及び施設周辺にお住まいの皆様に心から感謝を申し上げます。

また、昨年7月1日には、日野市、国分寺市と共に浅川清流環境組合を設立することができました。新可燃ごみ処理施設建設予定地である日野市クリーンセンター施設周辺にお住まいの皆様をはじめとした日野市民の皆様及び関係者の皆様へ深く感謝を申し上げます。

あわせまして、多摩地域25市1町、400万人から排出される廃棄物の最終処分場の運営について、多大なる御理解と御協力をいただいている日の出町の皆様に心より感謝を申し上げます。

私は、小金井に新しい時代を作り上げるため、誇りの持てる小金井を、住み続けたいと願われる小金井を、もっと市民力が結集された小金井を作り上げようと宣言させていただきました。そのための私の基本的な理念について申し述べます。

第1に、「市民と行政が共有するランドデザインづくり」に取り組みます。

ふるさと小金井の新しい時代を作り上げるには、新たなビジョンが必要です。それも、市民の皆様と一緒に考え、作り上げていくことこそが重要であると考えております。

本市をより良いまちにすることは、一朝一夕にはできません。そのため、市民と行政が幅広く対話し、情報共有し、知恵と力を結集しながら新しい目標と具体的な将来像となるランドデザインをつくり、人と人がつながる小金井のまちづくりの実行に向けて市民と行政が共に行動してまいりたいと考えております。

第2に、「市民サービスと住民福祉を向上させるための真の行財政改革」に取り組めます。

行財政改革においては、これまでも全庁一丸となって市民サービスの質の向上と量の確保を図りつつ、事務事業や職員数の見直しなどが進められております。その成果

は、着実に実を結んでいるものと考えます。しかし、本市の危機的な財政状況を改善するためには、新たな歳入の確保に努めながら硬直化した歳出構造を改善し、初心に立ち返って行財政改革を断行しなければなりません。基礎的自治体の使命は、住民福祉の向上であることを忘れず、「市民一人ひとりが大切にされ、真の幸せを実感できるまちづくり」の実現に向け、真の行財政改革を実施することが必要です。

市民の皆様及び市議会議員各位、職員とともに、これまでの取組を礎に、絆を一層強固なものとしつつ、市民幸福度ナンバーワンのまちづくりを進めてまいりたいと思っております。

第3に、「公共施設全体の将来ビジョンの策定と庁舎問題の解決」に取り組みます。

小金井の未来のため、長期的な視点に立ち、公共施設の更新、統廃合、長寿命化等を計画的に行っていく必要があります。そのための第一歩として、公共施設等の最適な配置等に関する今後の方向性を示す「公共施設等総合管理計画」について、庁内での検討はもとより、アンケート調査やワークショップの開催などによる市民参加を経るとともに、市議会議員各位とも議論を積み上げ、しっかりと整えてまいりたいと考えています。庁舎問題の解決に当たりましては、選挙活動の中で公共施設複合化の一例をお示ししてきたところですが、その実現性や課題等について、庁内での検証を進めているところです。検証の進捗について市議会に適宜お示しすることをお約束するとともに、市民の皆様との対話にも臨むことができるよう、しっかりと準備を進めてまいります。新庁舎建設は長きにわたる市政の課題であり、市民検討委員会の皆様の熱心な御議論をはじめ、市民アンケート、市民フォーラムやパブリックコメントにおいてお寄せいただいた市民の皆様のお意見をしっかりと受け止めていくことも重要だと考えています。ついては、新庁舎建設基本構想、基本計画に示しております新庁舎の建設場所、基本理念等を引き継ぎつつ、何よりも市民の役に立つ所としての市役所の実現を目指してまいります。

第4に、「駅周辺のまちづくりの推進」に取り組みます。

駅周辺の整備については、これまでの長きにわたる周辺住民や関係者の方の御理解と御協力の下、大きな進展が図られています。私は市民の利益と利便性、市の将来を考え、将来世代に残せるまち小金井を完成させるため、駅周辺のまちづくりを着実に推進してまいります。

今後は、ただいま申し上げたことを実現するため、継承すべきこと、見直すべきこと、新たに取組むべきことをしっかりと見極め、全ての職員が一丸となって、新しい自治体経営に挑んでまいりたいと思います。

2 平成28年度市政運営基本方針とその施策

それでは、平成28年度の市政運営の基本方針と諸施策について述べさせていただきます。

まず、本市の最重要課題である可燃ごみの処理については、冒頭でも申し上げた浅川清流環境組合において、全国でもトップクラスの厳しい排ガス基準を採用した新可燃ごみ処理施設の平成31年度中の稼働を目指して事業を進めているところであり、改めて日野市内において可燃ごみ処理を行っていただくということを本市全体でしっかりと認識しなければなりません。現在も、日野市では、地元の皆様へ丁寧な御説明を重ねている状況であるとお聞きしております。本市としては、与えられた責任を誠実に果たすべく全力を尽くしてまいります。市民の皆様には、新可燃ごみ処理施設建設予定地である日野市クリーンセンター施設周辺にお住まいの皆様をはじめとした日野市民の皆様及び関係者の皆様へ感謝の気持ちを忘れることのないよう、更なるごみの減量・資源化の推進への御理解・御協力を切にお願い申し上げます。

さらに忘れてはならないことは、新可燃ごみ処理施設が稼働するまでの間は、その処理を多摩地域の各団体にお願ひし、引き続き御支援をいただかなければならないということです。平成27年度における可燃ごみの処理につきましては、稲城市、狛江市、府中市及び国立市で構成される多摩川衛生組合を始め、国分寺市、昭島市、さらに、青梅市、福生市、羽村市及び瑞穂町で構成される西多摩衛生組合にも御支援をいただき、市内で発生する可燃ごみの全量が処理できる見通しとなっております。平成28年度についても、本市から発生する可燃ごみの全量の御支援をいただけるよう全力で取り組んでまいります。市民の皆様には、御支援をいただく各施設周辺にお住まいの皆様及び関係者の皆様に感謝するとともに、御負担を軽減するため、より一層、ごみの減量・資源化の推進に取り組んでいただくよう重ねてお願い申し上げます。

それでは、以下、平成28年度の市政運営の概要について、第4次基本構想の施策の大綱に沿って、御説明いたします。

第1に、「みどりあふれる快適で人にやさしいまち（環境と都市基盤）」について申し上げます。

小金井の「宝」であり大きな魅力のひとつである、名勝小金井（サクラ）、野川、くじら山、「はげ」などのみどりや湧き水などの豊かな自然環境を守り育てていくとともに、駅周辺のまちづくりを効果的に進めることによって、快適で人にやさしいまちづ

くりを進めてまいります。

はじめに、みどりと環境に関する施策についてです。

市域面積に占める公園面積の割合が近隣市と比較すると高い状況ではありますが、年々みどりが減少してきており、本市の魅力であるみどりを守り育てていくためにも、市民の憩いの場であり、防災機能を有する公園を計画的に整備し、みどりの創出・保全に取り組んでまいります。

また、環境にやさしいまちを目指し、「地球温暖化対策地域推進計画」に定めたエネルギー削減目標達成に向けて、太陽光発電機器の導入促進などの種々の施策に積極的に取り組んでまいります。

ごみの処理については、不燃ごみや粗大ごみの処理を行う中間処理場の老朽化や庁舎建設予定地で暫定稼働している空き缶・古紙等処理場など既存施設の整理、二枚橋焼却場跡地の活用等に対応するため、処理品目や施設規模等の精査を行うとともに、資源循環型社会の形成に資する施設の再配置を進めることを目的に、「清掃関連施設整備基本計画」を策定し、安定したごみ処理体制の確立に向けて取り組んでまいります。

次に、まちの顔となる駅周辺のまちづくりについてです。

J R武蔵小金井駅南口については、武蔵小金井駅南口第2地区市街地再開発組合により、更なる合意形成を進めるとともに、権利変換計画の作成等、事業の進展が見込まれます。一方、J R武蔵小金井駅北口については、昨年4月に武蔵小金井駅北口駅前地区市街地再開発準備組合が発足し、私も地元の機運の高まりを感じており、都度、必要な支援を行ってまいり所存です。

東小金井駅北口土地区画整理事業については、今後は駅前交通広場北側及び歩道等の整備を行うことから、更に目に見える形での進展が図られることとなります。今後も着実に事業を進めてまいります。

続いて、市民生活の礎となる都市基盤についてです。

災害時に防災上の要となる特定緊急輸送道路の沿道建築物の耐震化については、市内の対象建築物の耐震診断をすべて完了しており、今後も耐震改修等を円滑に進めていただけるよう、一層尽力してまいります。

市民生活に欠かせない下水道事業についても、管渠^{きよ}の老朽化が課題となっているため、本年3月に策定する「公共下水道長寿命化基本計画」に基づき、対策の具体化に向けて進めてまいります。また、災害時の下水道機能の確保も必要であることから、避難所におけるマンホールトイレの設置を進めてまいります。

第2に、「ふれあいと活力のあるまち（地域と経済）」について申し上げます。

本市は、たくさんの魅力、市民力や地域力にあふれています。多様なジャンルにわたり活発に展開される市民活動をいかして、コミュニティの再構築を図るとともに、地域に根ざした産業づくりを進め、ふれあいと活力のあるまちづくりや、防災・防犯・危機管理などの安全な地域づくりを進めてまいります。

はじめに、市民協働についてです。

私は、「市民の力、地域の力を市にいかしてほしい。」という多くの市民の声を聞いてきました。高い市民力・地域力をいかし、市民と市が対等になる協働の仕組みを整えるため、市民協働のあり方等検討委員会からの答申の趣旨を踏まえ、新たに協働事業提案制度を実施し、また、市民協働支援センター準備室との更なる連携を図ります。

次に、防災・防犯・危機管理などの安全な地域づくりについてです。

「自助」「共助」「公助」の理念に基づき、災害に強いまちの実現を目指すべく、各防災関係機関との連携を強化することや、自主防災組織を始めとした地域住民の防災力の向上に努め、「地域がいのちを守るまち」を目指してまいります。そして、このような安全・安心のまちづくりに不可欠な存在である消防団の団員及び団員を支えている御家族並びに地域の皆様の御尽力や御協力に、深く感謝申し上げます。また、新たに、大規模災害時に消防団活動を後方支援するため、豊富な知識や経験を持つ消防団OBの方々による消防災害支援隊を創設します。あわせて、高齢者や障がいのある方など、災害時等に、自ら避難することが困難であり、支援を要する「避難行動要支援者」についても、日頃からの見守り体制の整備など、災害に備えた地域の協力体制づくりを引き続き推進いたします。

続いて、産業やにぎわい創出の分野についてです。

昨年末にJR武蔵小金井駅西側に新しい改札口が開設され、「nonowa武蔵小金井WEST」が開業しました。今後も、更に便利になった駅へ多くの方に足を運んでいただき、駅周辺においても、まちが元気になり活性化していくことを強く期待しております。

国が地方創生を進める中、本市においては、創業支援等により市民の職業や働き方に関する選択肢を増やすとともに、市内の観光資源をいかした観光振興施策により歩いて楽しい賑わうまちづくりを促進し、定住及び交流人口の増加を図ります。

加えて、農業の分野については、援農ボランティア事業として、市内農家の労働力不足を解消するために、東京都農林水産振興財団と地域農家の講習を受けた認定援農ボランティアを養成するなど、引き続き都市農業を支援し、守ってまいります。

第3に、「豊かな人間性と次世代の夢を育むまち（文化と教育）」について申し上げます。

本市では、人間性豊かな学びあいの地域づくりを目指して、市民、団体、行政が協働して生涯学習活動を推進しております。本市の魅力を更に高めるために、学校における教育活動、学習環境や、図書館・公民館などの生涯学習の場の充実を図るとともに、歴史的文化遺産の保全と継承や文化・芸術の振興等、スポーツ・文化都市としての魅力を高め、豊かな人間性と次世代の夢を育むまちづくりを進めてまいります。

はじめに、文化・芸術の振興についてです。

本年、開館5周年を迎える小金井 宮地楽器ホールでの記念事業をはじめ、市民との連携をさらに強め、芸術文化を通じてその賑わいや発展を支える役割を果たすよう努めてまいります。

玉川上水堤のヤマザクラ並木については、昨年開通した^{へいえもんぼし}平右衛門橋を地域資源として最大限活用できるよう、今後も市民団体、東京都と連携を図りながら、引き続き整備してまいります。

次に、人権・平和に関する施策についてです。

平和に関する施策については、戦争の悲惨な記憶を風化させることなく後世に伝え、命の尊さについて改めて考え、未来の小金井を支える子どもたちに平和を引き継いでいくために定めた小金井平和の日条例に基づき、毎年記念行事を実施し、平和意識の高揚を図っていきます。そのような中、先日、朝鮮民主主義人民共和国における水爆実験の実施及びミサイル発射の報道を受けて、それぞれ抗議文を送付しました。今後も、誰もが個人として尊重され、平和に暮らせる社会を目指し、人権の尊重に対する意識啓発を図るとともに、平和の尊さ、戦争の愚かしさについて私たちが改めて考え、引き継いでいかなければなりません。

次に、生涯学習活動の推進についてです。

平成32年には、東京で2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会が開催されます。市民が日常的にスポーツや運動に取り組む機会を創出し、長期的に健康寿命を増進させていくため、「スポーツ推進計画」を関係団体と協力し、策定いたします。

学校教育については、児童・生徒の日常生活上の介助や学習支援、健康、安全確保などについて、手厚い指導に取り組むために、特別支援教育支援員を増員し、小・中学校に在籍する発達障がいを含む障がいのある子どもたちを支援いたします。

あわせて、いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待など、児童・生徒が抱える教育上の課題に対する支援を行うため、引き続きスクールソーシャルワーカーを配置してまいります。

第4に「誰もが安心して暮らせる思いやりのあるまち（福祉と健康）」について申し上げます。

子ども、高齢者、障がいのある方を含め、市民の誰もが住み慣れた地域で互いに支え合い、助け合うことで、健康で安心して暮らせるまちづくりを進めていくことが必要です。私が政策に掲げる「子育て環境日本一」、「健幸長寿・ささえ愛」の実現を目指し、魅力の向上に努めてまいります。

はじめに、子育て・子育て環境についてです。

子育て・子育て環境の充実に向けては、子どもと子育て家庭を支援するための総合計画である「のびゆくこどもプラン 小金井」に掲げる施策を市民、関係機関とともに推進し、定期的な効果の検証と取組の改善を図ることで、子どもが健やかに成長することができる社会の実現を目指してまいります。

待機児童対策については、潜在的需要を含め保育需要は年々増加傾向にあることから、計画的な待機児童解消及び保育サービスの拡充を目指し、引き続き認可保育所の新規開設及び認証保育所から認可保育所への移行による定員増などを推進するとともに、認定こども園の開設を支援するための体制を整え、平成29年4月の待機児童ゼロに向けて取り組んでまいります。

次に高齢者福祉についてです。

介護が必要な状態になった場合においても、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう地域包括ケアシステムの構築に努めるとともに、健康寿命の延伸と、多くの高齢者が生きがいをもち、地域社会の担い手として役割を果たすことのできる仕組みづくりを推進いたします。

中でもひとり暮らし高齢者の見守りについては、民間事業者との見守りに関する協定を締結し、民間の力も活用しながら、地域全体で見守ることができる体制を構築してまいります。また、高齢者が健康を維持し、元気で暮らし続けられることを目的として、ボランティアポイント制度を開始し、ボランティア活動への参加を促進するきっかけとしてまいります。

続いて、障がい者福祉についてです。

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が本年4月に施行されます。

今後は条例の制定も視野に入れながら取組について検討いたします。

また、児童発達支援センター「きらり」については、本年4月から指定管理者制度を活用した運営形態へと移行し、経験豊かな事業者のノウハウを活用して利用者の利便性とサービスの更なる向上を図ってまいります。

健康・医療に関する施策についてです。

高齢化の進展やライフスタイルの変化とともに疾病構造が生活習慣病を中心としたものに変化しています。生活習慣病を予防し、健康の維持及び増進を推進するため、引き続き特定健診の結果を活用しながら世代別・疾病別予防教室を実施してまいります。

また、新たな取組として、骨髄・末梢血幹細胞の移植推進及びドナー登録者の増加に寄与するため、骨髄移植ドナー支援事業奨励金の交付を開始します。

「食育推進計画」は改定を行い、食育に関する情報の集約と提供を積極的に行うなど、更なる食育の推進に努めてまいります。

一方、大規模災害発生時に関係機関が円滑に連携し、迅速な医療救護活動ができるよう、昨年12月及び本年1月に、東京都立多摩総合医療センターが中心となり、北多摩南部医療圏災害医療図上訓練を実施いたしました。今後も近隣市や関係機関等と連携した医療体制の構築・地域防災力の向上を目指してまいります。

地域の福祉活動の拠点となる福祉会館については、老朽化が著しく、また、耐震性に問題を抱えているため、本年3月をもって閉館し、解体作業に移ってまいりたいと考えています。なお、福祉共同作業所については、暫定的な措置となりますが、日中活動・就労支援の継続性を重視し、J.R東日本の御理解の下、J.R東小金井駅東側高架下への機能移転を進めてまいります。

最後に、これら4つの柱を推進するための「計画の推進」について申し上げます。

第4次基本構想の将来像を実現するためには、市民参加や市民協働に加え、行政サービスの向上と行財政の改革、計画的行政の推進、財政・財務の健全化を図ることが必要です。

市政の主役は市民の皆様です。市民の声に耳を傾け、その声を市政に反映できるような市民参加の機会の拡大に向けて、様々な手法により、幅広い世代の市民参加を推進いたします。

行財政改革は、まさに、これからが正念場であります。たとえ多くの困難があっても、それらを乗り越え、これから進むべき道を定めることが私の責務であり責任

であります。このため、戦略的な経営改革の確立に向け、新たな指針を熟慮の上策定し、真の行財政改革を進めてまいります。

今後も厳しい財政状況が続くことが予想される中で、市民の期待に応え、山積する行政課題に対し、限られた財源を有効に活用し、かつ少数精鋭により最大の効果を上げるような行政運営が求められています。多種多様な市民ニーズを的確に把握し対応するため、第2次人材育成基本方針のとおり、「市民協働意識」、「チャレンジ精神」、「プロ意識」、「コスト意識」を持つ職員の育成を目指しています。2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の成功に向けた東京都の取組への職員派遣の検討など、「市の職員として誇りを持ち、市民の喜びを自らの喜びとし、いきいきと輝く職員」を育成するための取組を推進いたします。

また、本市の歳入の基幹である市税等の納付については、自動電話催告システムを導入し、市税及び国民健康保険税の現年度対策を強化し、納税者の利便性向上と税収の安定的な確保を目指してまいります。

最後に、新庁舎建設についてです。冒頭、私の基本的な理念のひとつとして「公共施設全体の将来ビジョンの策定と庁舎問題の解決」の中で若干触れさせていただきましたが、小金井の未来のため、長年にわたる庁舎問題を決着してまいりたいと考えておりますことを改めて申し上げさせていただきます。この問題に対する基本的な考えをお示しさせていただきます。まず1点、新庁舎は庁舎建設予定地に整備してまいりたいという点、もう1点が新庁舎^{しゅん}竣工の暁には第二庁舎は所有者へ返還することとしたいと考えております。この庁舎問題の解決についても、様々な検討や議論を行い、準備を進めてまいります。

3 むすび

以上、市政運営の基本的な理念及び平成28年度の市政運営方針について、所信の一端を申し述べてまいりました。

市政運営においては、オール小金井の市民参加で新しい小金井をつくってまいりたいと考えております。様々な場面で幾度となく申し上げておりますが、本市は、市民力・地域力にあふれており、魅力がたくさんございます。これからは「ないものねだり」ではなく、「あるものさがし」の視点が大切であり、まさに市民のたくましい潜在力を引き出して更なる魅力向上を図ってまいります。また、本市のイメージアップのため、観光大使の活用も検討に含め、魅力を広く発信してまいります。

そのためには、私の基本姿勢である「対話」が大切だと考えております。市民の皆

様、市議会議員各位及び職員と対話を重ね、市民と行政の知恵と力を結集し、共有するランドデザインをつくり、小金井の「宝」である市民の皆様と一緒に確かな未来を築いてまいりたいと考えております。そして、誇りの持てる小金井、住み続けたいと願われる小金井、もっと市民力が結集された小金井を作り上げていきましょう。私は、市民のために、市民の皆様とスクラムを組み、常にその先頭に立ち、数多くの困難に取り組んでいく所存であります。小金井市役所は、「市民の役に立つ所」、「市内最大のサービス事業所」と呼ばれるように、全力で市の舵取り役としての職責を果たしてまいります。

市民の皆様及び市議会議員各位には、より一層御支援、御協力をお願いし、本定例会に御提案申し上げております平成28年度予算案をはじめ、各種案件につきましては、十分御精査の上、御議決いただきますようお願い申し上げ、私の施政方針とさせていただきます。

報告第1号

小金井市土地開発公社の経営状況について

小金井市土地開発公社の経営状況について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、別紙のように報告する。

平成28年2月22日提出

小金井市長 西岡真一郎

小金井市土地開発公社の経営状況について

平成27年度小金井市土地開発公社変更事業計画（第1回）

平成27年度小金井市土地開発公社収入支出補正予算（第1回）

平成27年度小金井市土地開発公社変更資金計画（第1回）

平成28年度小金井市土地開発公社事業計画

平成28年度小金井市土地開発公社収入支出予算

平成28年度小金井市土地開発公社資金計画

平成27年度小金井市土地開発公社
変更事業計画（第1回）

(単位：千円)

事業名	変更前の額	変更後の額	比較
用地取得事業	785,838	66,339	△ 719,499

平成27年度小金井市土地開発公社
変更事業計画明細書（第1回）

(単位：㎡)

事業名	土地所在地	変更前の面積	変更後の面積	比較
小金井都市計画道路 3・4・8号線事業	小金井市東町 三丁目地内ほか	912.04	3.15	△ 908.89
小金井都市計画道路 3・4・12号線事業	小金井市緑町 五丁目地内	374.44	0.00	△ 374.44
小金井都市計画公園 (小長久保公園) 事業	小金井市本町 三丁目地内	133.73	133.73	0.00
合計		1,420.21	136.88	△ 1,283.33

平成27年度小金井市土地開発公社収入支出補正予算（第1回）

平成27年度小金井市土地開発公社の収入支出補正予算（第1回）は、次に定めるところによる。

（収入支出予算の補正）

第1条 収入支出予算の総額に、収入支出それぞれ733,338千円を減額し、収入支出予算の総額を収入支出それぞれ119,620千円と定める。

2 収入支出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の収入支出予算の金額は、「別表 収入支出予算補正」による。

（短期借入金補正）

第2条 短期借入金の限度額は、719,499千円を減額し、短期借入金の限度額を66,339千円とする。

別表 収入支出予算補正

収入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 事業収益		2,385	0	2,385
	1 公有地取得事業収益	0	0	0
	2 附帯等事業収益	2,385	0	2,385
2 借入金		785,838	△ 719,499	66,339
	1 借入金	785,838	△ 719,499	66,339
3 事業外収益		64,735	△ 13,839	50,896
	1 受取利息	15	△ 7	8
	2 雑収益	64,720	△ 13,832	50,888
収入合計		852,958	△ 733,338	119,620

支出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 事業費		544,558	△ 505,868	38,690
	1 公有地取得事業費	544,558	△ 505,868	38,690
2 販売費及び一般管理費		30,189	△ 13,815	16,374
	1 販売費及び一般管理費	30,189	△ 13,815	16,374
3 償還金		0	0	0
	1 借入金償還金	0	0	0
4 事業外費用		34,530	△ 17	34,513
	1 支払利息	34,530	△ 17	34,513
5 補償費		241,280	△ 213,631	27,649
	1 補償費	241,280	△ 213,631	27,649
6 特別損失		2,400	△ 7	2,393
	1 その他の特別損失	2,400	△ 7	2,393
7 予備費		1	0	1
	1 予備費	1	0	1
支出合計		852,958	△ 733,338	119,620

収入支出補正予算第1回明細書

収入

(単位：千円)

款	項・目	節	補正前の額	補正額	計	備考
1 事業収益			2,385	0	2,385	
	1 公有地取得事業収益		0	0	0	
	1 公有用地売却収益	1 公有用地売却収益	0	0	0	
	2 附帯等事業収益		2,385	0	2,385	
	1 保有土地賃貸等収益	1 公有用地賃貸収益	2,385	0	2,385	
2 借入金			785,838	△ 719,499	66,339	
	1 借入金		785,838	△ 719,499	66,339	
	1 長期借入金		0	0	0	
	2 短期借入金		785,838	△ 719,499	66,339	
3 事業外収益			64,735	△ 13,839	50,896	
	1 受取利息	1 受取利息	15	△ 7	8	
	2 雑収益	1 雑収益	64,720	△ 13,832	50,888	
収入合計			852,958	△ 733,338	119,620	

支出

(単位：千円)

款	項・目	節	補正前の額	補正額	計	備考
1 事業費			544,558	△ 505,868	38,690	
	1 公有地取得事業費		544,558	△ 505,868	38,690	
	1 公有用地取得事業費	1 公有用地取得事業費	544,558	△ 505,868	38,690	
2 販売費及び一般管理費			30,189	△ 13,815	16,374	
	1 販売費及び一般管理費		30,189	△ 13,815	16,374	
	1 報酬		2,594	0	2,594	
	2 法定福利費		329	△ 13	316	
	3 需用費		423	△ 341	82	
	4 役務費		1,323	0	1,323	
	5 委託料		18,811	△ 13,456	5,355	
	6 使用料及び賃借料		105	0	105	
	7 負担金、補助及び交付金		5	0	5	
	8 公租公課		6,593	0	6,593	
9 旅費		6	△ 5	1		
3 償還金			0	0	0	
	1 借入金償還金	1 借入元金	0	0	0	
4 事業外費用			34,530	△ 17	34,513	
	1 支払利息	1 支払利息	34,530	△ 17	34,513	
5 補償費			241,280	△ 213,631	27,649	
	1 補償費	1 補償費	241,280	△ 213,631	27,649	
6 特別損失	1 その他の特別損失		2,400	△ 7	2,393	
	1 寄附金	1 寄附金	2,400	△ 7	2,393	
7 予備費			1	0	1	
	1 予備費	1 予備費	1	0	1	
支出合計			852,958	△ 733,338	119,620	

平成27年度小金井市土地開発公社
変更資金計画（第1回）

受入資金

(単位：千円)

区 分	変更前の額	変更後の額	比較
1 事業収益	2,385	2,385	0
2 借入金	785,838	66,339	△ 719,499
3 事業外収益	64,735	50,896	△ 13,839
合 計	852,958	119,620	△ 733,338

支払資金

(単位：千円)

区 分	変更前の額	変更後の額	比較
1 事業費	544,558	38,690	△ 505,868
2 販売費及び一般管理費	30,189	16,374	△ 13,815
3 償還金	0	0	0
4 事業外費用	34,530	34,513	△ 17
5 補償費	241,280	27,649	△ 213,631
6 特別損失	2,400	2,393	△ 7
7 予備費	1	1	0
合 計	852,958	119,620	△ 733,338

(単位：千円)

差 引	0	0	0
-----	---	---	---

平成28年度小金井市
土地開発公社事業計画

事業名	事業費(千円)	備 考
用地取得事業	195,814	都市施設に供する 公共用地先行取得

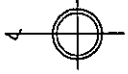
事業計画明細書

事業名	面積(m ²)	土地所在地
小金井都市計画道路 3・4・8号線事業	33.56	小金井市梶野町 一丁目地内ほか
小金井都市計画道路 3・4・12号線事業	374.38	小金井市緑町 五丁目地内
合計	407.94	

小金井市全図

小金井市計画道路3・4・8号線事業用地

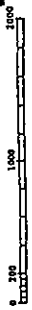
小金井市計画道路3・4・12号線事業用地



凡例

市界	——
町界	——
消防署	Y
駐在所	X
学校	△
神社	卍
寺院	卍
郵便局	田
病院	◎
工場	分
支電所	分
鉄道	——
河川	——
道路	——

1:20,000



平成28年度小金井市土地開発公社収入支出予算

平成28年度小金井市土地開発公社の収入支出予算は、次に定めるところによる。

(収入支出予算)

第1条 収入支出予算の総額は、収入支出それぞれ666,007千円と定める。

2 収入支出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表 収入支出予算」による。

(短期借入金)

第2条 短期借入金の限度額は、195,814千円と定める。

別表 収入支出予算

(収入)

(単位:千円)

款	項	本年度予算額	前年度予算額	比較
1事業収益		412,938	2,385	410,553
	1公有地取得事業収益	410,553	0	410,553
	2附帯等事業収益	2,385	2,385	0
2借入金		195,814	785,838	△ 590,024
	1借入金	195,814	785,838	△ 590,024
3事業外収益		57,255	64,735	△ 7,480
	1受取利息	15	15	0
	2雑収益	57,240	64,720	△ 7,480
収入合計		666,007	852,958	△ 186,951

(支出)

(単位:千円)

款	項	本年度予算額	前年度予算額	比較
1事業費		173,271	544,558	△ 371,287
	1公有地取得事業費	173,271	544,558	△ 371,287
2販売費及び 一般管理費		24,621	30,189	△ 5,568
	1販売費及び一般管理費	24,621	30,189	△ 5,568
3償還金		242,553	0	242,553
	1借入金償還金	242,553	0	242,553
4事業外費用		34,440	34,530	△ 90
	1支払利息	34,440	34,530	△ 90
5補償費		22,543	241,280	△ 218,737
	1補償費	22,543	241,280	△ 218,737
6特別損失		168,578	2,400	166,178
	1その他の特別損失	168,578	2,400	166,178
7予備費		1	1	0
	1予備費	1	1	0
支出合計		666,007	852,958	△ 186,951

收入支出予算明細書

(収入)

款	項	目	節	本年度予算額	
1事業収益				412,938	
	1公有地取得事業 収益	1公有用地売却 収益		410,553	
			1公有用地売却収益	410,553	
				410,553	
	2附帯等事業収益				2,385
		1保有土地賃貸等 収益			2,385
			1公有用地賃貸収益	2,385	
	2借入金				195,814
1借入金		1借入金		195,814	
			1長期借入金	0	
			2短期借入金	195,814	
3事業外収益				57,255	
	1受取利息			15	
		1受取利息	15		
		1受取利息	15		
	2雑収益				57,240
		1雑収益			57,240
			1雑収益	57,240	
収入合計				666,007	

(単位:千円)

前年度予算額	比較	説明
2,385	410,553	(売却収益事業)
0	410,553	1 都市計画道路3・4・8号線事業用地
0	410,553	2 都市計画公園(小長久保公園)事業用地
0	410,553	3 まちづくり側道用地の一部
2,385	0	(保有土地賃貸等収益事業)
2,385	0	1 まちづくり事業用地の一部
2,385	0	
785,838	△ 590,024	(借入対象事業)
785,838	△ 590,024	1 都市計画道路3・4・8号線事業用地
785,838	△ 590,024	2 都市計画道路3・4・12号線事業用地
0	0	
785,838	△ 590,024	
64,735	△ 7,480	定期預金等受取利息
15	0	
15	0	
15	0	
64,720	△ 7,480	小金井市事務事業費補助金等
64,720	△ 7,480	
64,720	△ 7,480	
852,958	△ 186,951	

(支出)

款	項	目	節	本年度予算額
1 事業費				173,271
	1 公有地取得 事業費			173,271
		1 公有用地取得 事業費		173,271
			1 公有用地取得事業費	173,271
2 販売費及び 一般管理費				24,621
	1 販売費及び一般 管理費			24,621
		1 販売費及び 一般管理費		24,621
			1 報酬	2,606
			2 法定福利費	330
			3 需用費	155
			4 役務費	2,779
			5 委託料	12,042
			6 使用料及び賃借料	105
			7 負担金、補助及び交付金	5
			8 公租公課	6,593
			9 旅費	6
3 償還金				242,553
	1 借入金償還金			242,553
		1 借入金償還金		242,553
			1 借入元金	242,553

(単位:千円)

前年度予算額	比較	説明
544,558	△ 371,287	(取得対象事業)
544,558	△ 371,287	1 都市計画道路3・4・8号線事業用地
544,558	△ 371,287	2 都市計画道路3・4・12号線事業用地
544,558	△ 371,287	
30,189	△ 5,568	
30,189	△ 5,568	
30,189	△ 5,568	
2,594	12	非常勤嘱託職員報酬、評議員会評議員報酬
329	1	非常勤嘱託職員社会保険料
423	△ 268	消耗品費(収入印紙、事務用品)
1,323	1,456	不動産鑑定手数料、切手代、振込手数料
18,811	△ 6,769	建物等調査委託料、補償金算定事務委託料、補償説明委託料等
105	0	パーソナルコンピュータ借上料
5	0	東京都市町村土地開発公社連絡協議会負担金
6,593	0	法人都民税 固定資産税・都市計画税
6	0	非常勤嘱託職員旅費
0	242,553	(元金償還対象事業)
0	242,553	1 都市計画道路3・4・8号線事業用地
0	242,553	2 都市計画公園(小長久保公園)事業用地
0	242,553	3 まちづくり側道用地の一部

款	項	目	節	本年度予算額	
4 事業外費用				34,440	
	1 支払利息			34,440	
		1 支払利息			34,440
			1 支払利息		34,440
5 補償費				22,543	
	1 補償費			22,543	
		1 補償費			22,543
			1 補償費		22,543
6 特別損失				168,578	
	1 その他の特別 損失			168,578	
		1 寄附金			168,578
			1 寄附金		168,578
7 予備費				1	
	1 予備費			1	
		1 予備費			1
			1 予備費		1
支 出 合 計				666,007	

(単位:千円)

前年度予算額	比較	説明
34,530	△ 90	(支払利息対象事業)
34,530	△ 90	<財源 売却収益>
34,530	△ 90	1 都市計画道路3・4・8号線事業用地
34,530	△ 90	2 都市計画公園(小長久保公園)事業用地
		<財源 利子補給金>
		1 まちづくり側道用地の一部
		2 まちづくり事業用地の一部
241,280	△ 218,737	(補償対象事業)
241,280	△ 218,737	1 都市計画道路3・4・12号線事業用地
241,280	△ 218,737	2 都市計画道路3・4・8号線事業用地
241,280	△ 218,737	
2,400	166,178	まちづくり側道用地の一部売却に伴う収益事業費他
2,400	166,178	
2,400	166,178	
2,400	166,178	
1	0	
1	0	
1	0	
1	0	
852,958	△ 186,951	

平成28年度小金井市
土地開発公社資金計画

受入資金

区 分	金額(千円)
1 事業収益	412,938
2 借入金	195,814
3 事業外収益	57,255
合 計	666,007

支払資金

区 分	金額(千円)
1 事業費	173,271
2 販売費及び一般管理費	24,621
3 償還金	242,553
4 事業外費用	34,440
5 補償費	22,543
6 特別損失	168,578
7 予備費	1
合 計	666,007

差 引	0
-----	---

報告第2号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づく平成14年12月19日議会議決「委任専決事項の指定について」により、和解及び損害賠償額の決定について別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成28年2月22日提出

小金井市長 西岡 真一郎

委任専決事項に係る専決処分報告書

番号	専決処分年月日	和解事件の概要	和解の相手方	和解の条件	
				損害賠償額	その他の条件
1	平成27年3月26日	<p>日時：平成27年2月1日（日）午後4時50分頃</p> <p>場所：小金井市本町六丁目1番 前原坂上交差点付近</p> <p>事件概要：地域安全課の職員が業務のため庁用車を運転し、事故発生場所にて右に切返し駐車してあった前方車両を追い抜いたところ、後方から右折車線に直進してきた相手方車両と接触し、その一部を損傷させた。</p>	調布市 A氏	471,469円	相手方は、市に対して今後、本件に係る損害賠償請求等を行わない。
2	平成27年7月12日	<p>日時：平成27年4月8日（水）午後8時30分頃</p> <p>場所：小金井市本町四丁目9番8号先 市道第113号線</p> <p>事件概要：市道を自転車で走行していた者が道路の段差につまづき転倒し、左顔を負傷した。</p>	小金井市 B氏	7,260円	同上

議案第2号

平成27年度

小金井市

一般会計補正予算

(第8回)

平成27年度小金井市一般会計補正予算（第8回）

平成27年度小金井市の一般会計の補正予算（第8回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ80,312千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ39,711,588千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定に基づき翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表繰越明許費」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表地方債補正」による。

平成28年2月22日提出

東京都小金井市長 西岡 真一郎

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 市 税		千円 20,126,440	千円 228,731	千円 20,355,171
	1 市 民 税	10,684,621	254,235	10,938,856
	2 固 定 資 産 税	7,120,588	△16,651	7,103,937
	3 軽 自 動 車 税	47,540	△4,602	42,938
	5 都 市 計 画 税	1,734,806	△4,251	1,730,555
2 地 方 譲 与 税		152,000	9,000	161,000
	1 地 方 揮 発 油 譲 与 税	48,000	△3,000	45,000
	2 自 動 車 重 量 譲 与 税	104,000	12,000	116,000
3 利 子 割 交 付 金		138,000	27,981	165,981
	1 利 子 割 交 付 金	138,000	27,981	165,981
4 配 当 割 交 付 金		280,000	△42,285	237,715
	1 配 当 割 交 付 金	280,000	△42,285	237,715
5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金		173,000	31,503	204,503
	1 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	173,000	31,503	204,503
6 地 方 消 費 税 交 付 金		2,401,000	312,000	2,713,000
	1 地 方 消 費 税 交 付 金	2,401,000	312,000	2,713,000
7 自 動 車 取 得 税 交 付 金		60,000	13,000	73,000
	1 自 動 車 取 得 税 交 付 金	60,000	13,000	73,000
11 分 担 金 及 び 負 担 金		320,076	1,144	321,220
	1 負 担 金	320,076	1,144	321,220
12 使 用 料 及 び 手 数 料		875,103	1,621	876,724
	1 使 用 料	418,647	1,621	420,268
13 国 庫 支 出 金		6,189,106	△94,778	6,094,328
	1 国 庫 負 担 金	4,808,720	70,669	4,879,389
	2 国 庫 補 助 金	1,351,710	△165,447	1,186,263
14 都 支 出 金		5,563,267	△373,964	5,189,303
	1 都 負 担 金	1,610,336	33,355	1,643,691
	2 都 補 助 金	3,273,623	△205,695	3,067,928
	3 委 託 金	679,308	△201,624	477,684

款	項	補正前の額	補正額	計
15 財産収入		千円 24,533	千円 △6,264	千円 18,269
	1 財産運用収入	2,521	1,213	3,734
	2 財産売却収入	22,012	△7,477	14,535
16 寄附金		3,223	6,943	10,166
	1 寄附金	3,223	6,943	10,166
17 繰入金		938,861	4,776	943,637
	1 基金繰入金	933,254	2,577	935,831
	2 特別会計繰入金	5,607	2,199	7,806
19 諸収入		285,562	△6,796	278,766
	5 雑収入	244,819	△6,796	238,023
20 市債		462,900	△32,300	430,600
	1 市債	462,900	△32,300	430,600
歳入合計		39,631,276	80,312	39,711,588

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 議 会 費		403,000	△1,660	401,340
	1 議 会 費	403,000	△1,660	401,340
2 総 務 費		4,338,529	722,608	5,061,137
	1 総 務 管 理 費	3,392,636	708,583	4,101,219
	2 徴 税 費	527,421	11,269	538,690
	3 戸 籍 住 民 基 本 台 帳 費	235,997	15,675	251,672
	4 選 挙 費	78,738	907	79,645
	5 統 計 調 査 費	73,550	△15,009	58,541
	6 監 査 委 員 費	30,187	1,183	31,370
3 民 生 費		18,256,318	169,684	18,426,002
	1 社 会 福 祉 費	7,076,328	18,143	7,094,471
	2 児 童 福 祉 費	7,849,683	143,845	7,993,528
	3 生 活 保 護 費	3,299,659	6,500	3,306,159
	4 国 民 年 金 費	30,648	1,196	31,844
4 衛 生 費		4,275,208	△1,294	4,273,914
	1 保 健 衛 生 費	976,666	24,641	1,001,307
	2 清 掃 費	3,298,542	△25,935	3,272,607
6 農 林 水 産 業 費		37,185	△290	36,895
	1 農 業 費	37,185	△290	36,895
7 商 工 費		198,972	△11,747	187,225
	1 商 工 費	198,972	△11,747	187,225
8 土 木 費		4,219,552	△660,711	3,558,841
	1 土 木 管 理 費	194,148	1,593	195,741
	2 道 路 橋 り よ う 費	900,008	△203,907	696,101
	4 都 市 計 画 費	3,110,648	△458,397	2,652,251
9 消 防 費		1,715,956	△33,281	1,682,675
	1 消 防 費	1,715,956	△33,281	1,682,675

款	項	補正前の額	補正額	計
10 教 育 費		千円 3,289,442	千円 △84,343	千円 3,205,099
	1 教 育 総 務 費	743,519	△31,537	711,982
	2 小 学 校 費	968,057	△23,263	944,794
	3 中 学 校 費	502,367	△2,246	500,121
	4 社 会 教 育 費	739,357	△17,990	721,367
	5 保 健 体 育 費	336,142	△9,307	326,835
11 公 債 費		2,747,909	△6,021	2,741,888
	1 公 債 費	2,747,909	△6,021	2,741,888
12 諸 支 出 金		64,720	△13,832	50,888
	2 開 発 公 社 費	64,719	△13,832	50,887
13 予 備 費		70,239	1,199	71,438
	1 予 備 費	70,239	1,199	71,438
歳 出 合 計		39,631,276	80,312	39,711,588

第2表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
8 土木費	4 都市計画費	東小金井駅北口土地区画整理 事業委託料	千円 55,118

第3表 地方債補正

変更

番号	起債の目的	限度額		備考
		補正前	補正後	
5	防災行政無線デジタル化整備事業	千円 193,000	千円 160,700	起債の方法、利率及び償還の方法は、予算に定めたとおりとする（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）。
	合計	462,900	430,600	

議案第2号資料1

平成27年度

小金井市

一般会計

補正予算事項別明細書

(第 8 回)

1 総括 歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
1市 税		千円 20,126,440	千円 228,731	千円 20,355,171
	1市 民 税	10,684,621	254,235	10,938,856
	2固 定 資 産 税	7,120,588	△16,651	7,103,937
	3軽 自 動 車 税	47,540	△4,602	42,938
	5都 市 計 画 税	1,734,806	△4,251	1,730,555
2地 方 譲 与 税		152,000	9,000	161,000
	1地 方 揮 発 油 譲 与 税	48,000	△3,000	45,000
	2自 動 車 重 量 譲 与 税	104,000	12,000	116,000
3利 子 割 交 付 金		138,000	27,981	165,981
	1利 子 割 交 付 金	138,000	27,981	165,981
4配 当 割 交 付 金		280,000	△42,285	237,715
	1配 当 割 交 付 金	280,000	△42,285	237,715
5株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金		173,000	31,503	204,503
	1株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	173,000	31,503	204,503
6地 方 消 費 税 金 交 付 金		2,401,000	312,000	2,713,000
	1地 方 消 費 税 交 付 金	2,401,000	312,000	2,713,000
7自 動 車 取 得 税 金 交 付 金		60,000	13,000	73,000
	1自 動 車 取 得 税 交 付 金	60,000	13,000	73,000
11分 担 金 及 び 金 負 担 金		320,076	1,144	321,220
	1負 担 金	320,076	1,144	321,220
12使 用 料 及 び 料 手 数 料		875,103	1,621	876,724
	1使 用 料	418,647	1,621	420,268
13国 庫 支 出 金		6,189,106	△94,778	6,094,328
	1国 庫 負 担 金	4,808,720	70,669	4,879,389
	2国 庫 補 助 金	1,351,710	△165,447	1,186,263
14都 支 出 金		5,563,267	△373,964	5,189,303
	1都 負 担 金	1,610,336	33,355	1,643,691
	2都 補 助 金	3,273,623	△205,695	3,067,928
	3委 託 金	679,308	△201,624	477,684

款	項	補正前の額	補正額	計
15 財 産 収 入		千円 24,533	千円 △6,264	千円 18,269
	1 財 産 運 用 収 入	2,521	1,213	3,734
	2 財 産 売 払 収 入	22,012	△7,477	14,535
16 寄 附 金		3,223	6,943	10,166
	1 寄 附 金	3,223	6,943	10,166
17 繰 入 金		938,861	4,776	943,637
	1 基 金 繰 入 金	933,254	2,577	935,831
	2 特 別 会 計 繰 入 金	5,607	2,199	7,806
19 諸 収 入		285,562	△6,796	278,766
	5 雑 入	244,819	△6,796	238,023
20 市 債		462,900	△32,300	430,600
	1 市 債	462,900	△32,300	430,600
歳 入 合 計		39,631,276	80,312	39,711,588

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 議 会 費		千円 403,000	千円 △1,660	千円 401,340
	1 議 会 費	403,000	△1,660	401,340
2 総 務 費		4,338,529	722,608	5,061,137
	1 総 務 管 理 費	3,392,636	708,583	4,101,219
	2 徴 税 費	527,421	11,269	538,690
	3 戸 籍 住 民 基 本 台 帳 費	235,997	15,675	251,672
	4 選 挙 費	78,738	907	79,645
	5 統 計 調 査 費	73,550	△15,009	58,541
	6 監 査 委 員 費	30,187	1,183	31,370
3 民 生 費		18,256,318	169,684	18,426,002
	1 社 会 福 祉 費	7,076,328	18,143	7,094,471
	2 児 童 福 祉 費	7,849,683	143,845	7,993,528
	3 生 活 保 護 費	3,299,659	6,500	3,306,159
	4 国 民 年 金 費	30,648	1,196	31,844
4 衛 生 費		4,275,208	△1,294	4,273,914
	1 保 健 衛 生 費	976,666	24,641	1,001,307
	2 清 掃 費	3,298,542	△25,935	3,272,607
6 農 林 水 産 業 費		37,185	△290	36,895
	1 農 業 費	37,185	△290	36,895
7 商 工 費		198,972	△11,747	187,225
	1 商 工 費	198,972	△11,747	187,225
8 土 木 費		4,219,552	△660,711	3,558,841
	1 土 木 管 理 費	194,148	1,593	195,741
	2 道 路 橋 り よ う 費	900,008	△203,907	696,101
	4 都 市 計 画 費	3,110,648	△458,397	2,652,251
9 消 防 費		1,715,956	△33,281	1,682,675
	1 消 防 費	1,715,956	△33,281	1,682,675

補 正 額 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国 都 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
千 円	千 円	千 円	千 円
			△1,660
			△1,660
10,369			712,239
			708,583
			11,269
25,378			△9,703
			907
△15,009			
			1,183
90,635		△4,543	83,592
36,479		1,536	△19,872
54,156		△6,079	95,768
			6,500
			1,196
2,401		2,700	△6,395
△629			25,270
3,030		2,700	△31,665
			△290
			△290
			△11,747
			△11,747
△566,923		1,182	△94,970
△5,982			7,575
△180,633		1,144	△24,418
△380,308		38	△78,127
750	△32,300		△1,731
750	△32,300		△1,731

款	項	補正前の額	補正額	計
10 教 育 費		千円 3,289,442	千円 △84,343	千円 3,205,099
	1 教 育 総 務 費	743,519	△31,537	711,982
	2 小 学 校 費	968,057	△23,263	944,794
	3 中 学 校 費	502,367	△2,246	500,121
	4 社 会 教 育 費	739,357	△17,990	721,367
	5 保 健 体 育 費	336,142	△9,307	326,835
11 公 債 費		2,747,909	△6,021	2,741,888
	1 公 債 費	2,747,909	△6,021	2,741,888
12 諸 支 出 金		64,720	△13,832	50,888
	2 開 発 公 社 費	64,719	△13,832	50,887
13 予 備 費		70,239	1,199	71,438
	1 予 備 費	70,239	1,199	71,438
歳 出 合 計		39,631,276	80,312	39,711,588

補 正 額 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国 都 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
千円	千円	千円	千円
△18,319		127	△66,151
560		250	△32,347
△18,513		△123	△4,627
△366			△1,880
			△17,990
			△9,307
			△6,021
			△6,021
			△13,832
			△13,832
			1,199
			1,199
△481,087	△32,300	△534	594,233

2 歳 入

款 1 市 税

項 1 市 民 税

目	補正前の額	補 正 額	計	節	
				区 分	金 額
1 個 人	千円 10,047,850	千円 157,014	千円 10,204,864	1 現年課税分	千円 187,148
				2 滞納繰越分	△ 30,134
2 法 人	636,771	97,221	733,992	1 現年課税分	97,651
				2 滞納繰越分	△ 430

款 1 市 税

項 2 固 定 資 産 税

目	補正前の額	補 正 額	計	節	
				区 分	金 額
1 固定資産税	千円 6,959,345	△ 千円 16,651	千円 6,942,694	2 滞納繰越分	△ 千円 16,651

款 1 市 税

項 3 軽自動車税

目	補正前の額	補 正 額	計	節	
				区 分	金 額
1 軽自動車税	千円 47,540	△ 千円 4,602	千円 42,938	1 現年課税分	△ 千円 4,370
				2 滞納繰越分	△ 232

説	明	千円
1 現年度分	(市民税課)	195,162
2 過年度分	(市民税課)	△ 8,014
1 滞納繰越分	(納税課)	△ 30,134
1 現年度分	(市民税課)	97,651
1 滞納繰越分	(納税課)	△ 430

説	明	千円
1 滞納繰越分	(納税課)	△ 16,651

説	明	千円
1 現年度分	(市民税課)	△ 4,370
1 滞納繰越分	(納税課)	△ 232

款 1 市 税

項 5 都市計画税

目	補正前の額	補 正 額	計	節	
				区 分	金 額
1 都市計画税	千円 1,734,806	△ 千円 4,251	千円 1,730,555	2 滞納繰越分	千円 △ 4,251

款 2 地方譲与税

項 1 地方揮発油譲与税

目	補正前の額	補 正 額	計	節	
				区 分	金 額
1 地方揮発油譲与税	千円 48,000	△ 千円 3,000	千円 45,000	1 地方揮発油譲与税	千円 △ 3,000

款 2 地方譲与税

項 2 自動車重量譲与税

目	補正前の額	補 正 額	計	節	
				区 分	金 額
1 自動車重量譲与税	千円 104,000	千円 12,000	千円 116,000	1 自動車重量譲与税	千円 12,000

款 3 利子割交付金

項 1 利子割交付金

目	補正前の額	補 正 額	計	節	
				区 分	金 額
1 利子割交付金	千円 138,000	千円 27,981	千円 165,981	1 利子割交付金	千円 27,981

説	明	千円
1 滞納繰越分	(納 税 課) △	4,251

説	明	千円
1 地方揮発油譲与税 (地方揮発油譲与税法第1条)	(財 政 課) △	3,000

説	明	千円
1 自動車重量譲与税 (自動車重量譲与税法第1条)	(財 政 課)	12,000

説	明	千円
1 利子割交付金 (地方税法第71条の26)	(市 民 税 課)	27,981

款 4 配当割交付金

項 1 配当割交付金

目	補正前の額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
1 配当割交付金	千円 280,000	△ 千円 42,285	千円 237,715	1 配当割交付金	千円 △ 42,285

款 5 株式等譲渡所得割交付金

項 1 株式等譲渡所得割交付金

目	補正前の額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
1 株式等譲渡所得割交付金	千円 173,000	千円 31,503	千円 204,503	1 株式等譲渡所得割交付金	千円 31,503

款 6 地方消費税交付金

項 1 地方消費税交付金

目	補正前の額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
1 地方消費税交付金	千円 2,401,000	千円 312,000	千円 2,713,000	1 地方消費税交付金	千円 312,000

款 7 自動車取得税交付金

項 1 自動車取得税交付金

目	補正前の額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
1 自動車取得税交付金	千円 60,000	千円 13,000	千円 73,000	1 自動車取得税交付金	千円 13,000

説	明	千円
1 配当割交付金 (地方税法第71条の47)	(市民税課) △	42,285

説	明	千円
1 株式等譲渡所得割交付金 (地方税法第71条の67)	(市民税課)	31,503

説	明	千円
1 地方消費税交付金 (地方税法第72条の115)	(財政課)	312,000

説	明	千円
1 自動車取得税交付金 (地方税法第143条)	(財政課)	13,000

款 11 分担金及び負担金

項 1 負担金

目	補正前の額	補正額	計	節	
				区分	金額
3 土木費負担金	千円 5,705	千円 1,144	千円 6,849	1 道路橋りょう費負担金	千円 1,144

款 12 使用料及び手数料

項 1 使用料

目	補正前の額	補正額	計	節	
				区分	金額
2 民生使用料	千円 132,824	千円 718	千円 133,542	1 民生使用料	千円 718
3 衛生使用料	12,896	903	13,799	1 保健衛生使用料	903

款 13 国庫支出金

項 1 国庫負担金

目	補正前の額	補正額	計	節	
				区分	金額
1 民生費国庫負担金	千円 4,806,140	千円 70,669	千円 4,876,809	1 社会福祉費負担金	千円 68,864
				2 児童福祉費負担金	1,805

説	明	千円
1 市道損傷及び道路監督費負担金 (小金井市道路占用条例施行規則第20条及び第21条)	(道路管理課)	1,144

説	明	千円
1 学童保育育成料 (小金井市学童保育所条例第9条)	(児童青少年課)	3,265
6 延長育成料 (小金井市学童保育所条例第9条)	(児童青少年課)	△ 2,547
3 行政財産使用料 (行政財産使用料条例第2条)	(ごみ対策課)	903

説	明	千円
1 国民健康保険基盤安定負担金 (国民健康保険法附則第24条第2項)	(保険年金課)	833
2 障害者医療費負担金 (障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第95条)	(自立生活支援課)	10,609
3 障害者自立支援給付費負担金 (障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第95条)	(自立生活支援課)	60,832
6 生活困窮者自立支援事業負担金 (生活困窮者自立支援法第9条)	(地域福祉課)	△ 3,410
1 児童措置費負担金 (児童福祉法第53条) 母子生活支援施設措置費	(子育て支援課)	△ 7,651 (△ 7,651)

款 13 国庫支出金

項 1 国庫負担金

目	補正前の額	補正額	計	節	
				区分	金額
1 民生費国庫負担金	千円	千円	千円		千円

款 13 国庫支出金

項 2 国庫補助金

目	補正前の額	補正額	計	節	
				区分	金額
1 民生費国庫補助金	千円 322,048	千円 11,916	千円 333,964	1 社会福祉費補助金	千円 △ 31,939
				2 児童福祉費補助金	43,855
3 土木費国庫補助金	898,121	△ 183,862	714,259	1 都市計画費補助金	△ 183,862
4 教育費国庫補助金	22,071	△ 18,879	3,192	1 小学校費補助金	△ 18,513
				2 中学校費補助金	△ 366
5 総務費国庫補助金	86,444	25,378	111,822	1 総務管理費補助金	25,378

説	明	千円
3 障害児通所給付費負担金 (児童福祉法第53条)	(自立生活支援課)	9,456

説	明	千円
4 臨時福祉給付金給付事業費補助金 (臨時福祉給付金給付事業費補助金交付要綱)	(地域福祉課) △	21,000
5 臨時福祉給付金給付事務費補助金 (臨時福祉給付金給付事務費補助金交付要綱)	(地域福祉課) △	10,939
1 母子家庭等対策総合支援事業費補助金 (母子家庭等対策総合支援事業費国庫補助金交付要綱)	(子育て支援課) △	2,400
5 保育緊急確保事業費補助金 (保育緊急確保事業費補助金交付要綱)	(子育て支援課) △	17,630
7 子ども・子育て支援交付金 (子ども・子育て支援交付金交付要綱)	(子育て支援課)	61,365
8 次世代育成支援対策施設整備交付金 (次世代育成支援対策施設整備交付金交付要綱)	(児童青少年課)	2,520
1 社会資本整備総合交付金 (社会資本整備総合交付金交付要綱)	(まちづくり推進) △	183,862
2 学校施設環境改善交付金 (学校施設環境改善交付金交付要綱)	(庶務課) △	18,513
2 学校施設環境改善交付金 (学校施設環境改善交付金交付要綱)	(庶務課) △	366
3 個人番号カード交付事業費補助金 (個人番号カード交付事業費補助金交付要綱)	(市民課)	19,449
5 個人番号カード交付事務費補助金 (個人番号カード交付事務費補助金交付要綱)	(市民課)	5,929

款 14 都支出金

項 1 都負担金

目	補正前の額	補正額	計	節	
				区分	金額
1 民生費都負担金	千円 1,608,546	千円 33,355	千円 1,641,901	1 社会福祉費負担金	千円 32,453
				2 児童福祉費負担金	902

款 14 都支出金

項 2 都補助金

目	補正前の額	補正額	計	節	
				区分	金額
1 総務費都補助金	千円 900,110	千円 3,590	千円 903,700	1 市町村総合交付金	千円 3,590
2 民生費都補助金	1,760,092	△ 22,946	1,737,146	1 社会福祉費補助金	△ 33,449
				2 児童福祉費補助金	10,503

説	明	千円
2 民生委員児童委員及び民生委員協議会経費負担金 (民生委員法第26条、民生委員・児童委員及び民生委員協議会に関する経費の都負担金交付要綱)	(地域福祉課) △	1,751
4 国民健康保険基盤安定負担金 (国民健康保険法第72条の3第2項及び法附則第24条第3項)	(保険年金課) △	161
5 障害者自立支援給付費負担金 (障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第94条)	(自立生活支援課)	30,416
6 障害者医療費負担金 (障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第94条)	(自立生活支援課)	5,305
7 後期高齢者医療保険基盤安定負担金 (高齢者の医療の確保に関する法律第99条)	(保険年金課) △	1,356
1 児童措置費負担金 (児童福祉法第55条) 母子生活支援施設措置費	(子育て支援課) △ (△	3,826 3,826)
4 障害児通所給付費負担金 (児童福祉法第55条)	(自立生活支援課)	4,728

説	明	千円
1 市町村総合交付金 (東京都市町村総合交付金交付要綱)	(企画政策課)	3,590
8 障害者施策推進区市町村包括補助事業補助金 (障害者施策推進区市町村包括補助事業実施要綱)	(自立生活支援課) △	17,891
13 住まい対策拡充等支援事業補助金 (東京都緊急雇用創出事業臨時特例補助金(住まい対策拡充等支援分)交付要綱)	(地域福祉課) △	5,111
14 重度訪問介護等の利用促進に係る区市町村支援事業費補助金 (重度訪問介護等の利用促進に係る区市町村支援事業費補助金交付要綱)	(自立生活支援課) △	10,447
1 ひとり親家庭ホームヘルプサービス事業補助金 (ひとり親家庭ホームヘルプサービス事業補助要綱)	(子育て支援課) △	276
5 学童クラブ運営費補助金 (学童クラブ(放課後児童健全育成事業)運営費補助要綱)	(児童青少年課) △	61,193

款 14 都支出金

項 2 都補助金

目	補正前の額	補正額	計	節	
				区分	金額
2 民生費都補助金	千円	千円	千円		千円
3 衛生費都補助金	56,358	△ 2,988	53,370	1 保健衛生費補助金	△ 2,988
6 土木費都補助金	500,714	△ 184,101	316,613	2 都市計画費補助金	△ 184,101

説	明	千円
9 病児・病後児保育事業補助金 (東京都病児・病後児保育事業補助要綱)	(保 育 課) △	5,681
10 子ども家庭支援区市町村包括補助事業補助金 (子ども家庭支援区市町村包括補助事業補助要綱)	(子育て支援課) △	3,806
11 待機児解消区市町村支援事業補助金 (待機児童解消区市町村支援事業補助要綱)	(保 育 課)	79,282
13 保育対策等促進事業費補助金 (東京都保育対策等促進事業費補助金交付要綱)	(保 育 課) △	46,255
14 一時預かり事業・定期利用保育事業費補助金 (東京都一時預かり事業・定期利用保育事業費補助金交付要綱)	(保 育 課) △	5,786
15 子育てひろば事業補助金 (保育緊急確保事業費補助金子育てひろば事業(地域子育て支援拠点事業)補助要綱)	(児童青少年課) △	4,959
16 子育て短期支援事業補助金 (子育て短期支援事業補助要綱)	(子育て支援課) △	226
17 養育支援訪問事業補助金 (養育支援訪問事業補助要綱)	(子育て支援課) △	1,028
18 ファミリー・サポート・センター事業補助金 (ファミリー・サポート・センター事業補助要綱)	(子育て支援課) △	3,196
19 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業補助金 (子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業補助要綱)	(子育て支援課) △	84
20 学童クラブ整備費補助金 (学童クラブ整備費補助要綱)	(児童青少年課) △	3,293
21 都型学童クラブ補助金 (都型学童クラブ事業補助要綱)	(児童青少年課)	3,257
25 実費徴収に係る補足給付事業補助金 (実費徴収に係る補足給付事業実施要綱)	(保 育 課) △	138
27 児童館環境整備事業補助金 (児童館環境整備事業補助要綱)	(児童青少年課)	2,520
29 子ども・子育て支援交付金 (子供・子育て支援交付金補助要綱)	(子育て支援課)	61,365
3 乳児家庭全戸訪問事業補助金 (乳児家庭全戸訪問事業補助要綱)	(健 康 課) △	2,988
3 東小金井駅北口土地区画整理事業補助金 (東京都土地区画整理事業助成規程)	(区 画 整 理 課) △	12,150
4 緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業補助金 (東京都緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業補助金交付要綱)	(まちづくり推進) △	171,951

款 14 都支出金

項 2 都補助金

目	補正前の額	補正額	計	節	
				区分	金額
8 消防費都補助金	千円 0	千円 750	千円 750	1 消防費補助金	千円 750

款 14 都支出金

項 3 委託金

目	補正前の額	補正額	計	節	
				区分	金額
1 総務費委託金	千円 281,411	△ 千円 15,009	千円 266,402	4 統計調査費委託金	△ 千円 15,009
4 土木費委託金	353,189	△ 186,615	166,574	2 道路橋りょう費委託金	△ 186,615

款 15 財産収入

項 1 財産運用収入

目	補正前の額	補正額	計	節	
				区分	金額
1 財産貸付収入	千円 1,324	千円 1,213	千円 2,537	1 土地貸付収入	千円 1,213

説	明	千円
1 市町村消防団用デジタル受令機等整備費補助金 (市町村消防団用デジタル受令機等整備費補助金交付要綱)	(地 域 安 全 課)	750

説	明	千円
8 国勢調査委託金 (統計法、国勢調査令、国勢調査施行規則)	(総 務 課)	△ 15,009
1 新みちづくり・まちづくりパートナー事業委託金 (道路法第24条) 都道134号線	(都 市 計 画 課)	△ 177,601 (△ 177,601)
2 新みちづくり・まちづくりパートナー電線共同溝設置事業委託金 (道路法第24条) 都道134号線	(都 市 計 画 課)	△ 2,807 (△ 2,807)
3 主要地方道15号線整備事業委託金 (道路法第24条)	(都 市 計 画 課)	△ 6,207

説	明	千円
1 市有土地貸付料 東町一丁目市有地	(管 財 課)	1,213 (1,213)

款 15 財産収入

項 2 財産売却収入

目	補正前の額	補正額	計	節	
				区分	金額
1 不動産売却収入	千円 21,013	△ 千円 7,477	千円 13,536	1 土地売却収入	△ 千円 7,477

款 16 寄附金

項 1 寄附金

目	補正前の額	補正額	計	節	
				区分	金額
2 土木費寄附金	千円 839	千円 37	千円 876	2 緑化事業寄附金	千円 37
3 民生費寄附金	0	1,536	1,536	2 地域福祉事業寄附金	1,536
4 総務費寄附金	0	5,370	5,370	1 がんばれ小金井寄附金	5,370

款 17 繰入金

項 1 基金繰入金

目	補正前の額	補正額	計	節	
				区分	金額
3 環境基金繰入金	千円 398,000	千円 2,700	千円 400,700	1 環境基金繰入金	千円 2,700
6 教育施設整備基金繰入金	4,734	△ 123	4,611	1 教育施設整備基金繰入金	△ 123

款 17 繰入金

項 2 特別会計繰入金

目	補正前の額	補正額	計	節	
				区分	金額
1 後期高齢者医療特別会計繰入金	千円 5,607	千円 2,199	千円 7,806	1 後期高齢者医療特別会計繰入金	千円 2,199

説	明	千円
1 土地売却収入	(管 財 課) △	7,477

説	明	千円
1 緑化事業寄附金	(環 境 政 策 課)	37
1 地域福祉事業寄附金	(地 域 福 祉 課)	1,536
1 がんばれ小金井寄附金	(企 画 政 策 課)	5,370

説	明	千円
1 環境基金繰入金	(ご み 対 策 課)	2,700
1 教育施設整備基金繰入金	(庶 務 課) △	123

説	明	千円
1 後期高齢者医療特別会計繰入金	(財 政 課)	2,199

款 19 諸 収 入

項 5 雑 入

目	補正前の額	補 正 額	計	節	
				区 分	金 額
6 雑 入	千円 218,176	△ 千円 6,796	千円 211,380	1 雑 入	△ 千円 6,796

款 20 市 債

項 1 市 債

目	補正前の額	補 正 額	計	節	
				区 分	金 額
3 消 防 債	千円 193,000	△ 千円 32,300	千円 160,700	1 消防施設債	△ 千円 32,300

説	明	千円
55 障害児通所給付費	(自立生活支援課) △	6,797
79 滄浪泉園内お供え金	(環境政策課)	1

説	明	千円
1 防災行政無線デジタル化整備事業債	(財政課) △	32,300

3 歳 出

款 1 議 会 費

項 1 議 会 費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 議 会 費	403,000	△ 1,660	401,340			

一般財源	節		説	明
	区 分	金 額		
千円		千円		千円
△ 1,660				
2,024	1 報酬	△ 1,390	1 職員人件費その他	(職員課) 2,024
	2 給料	△ 1,283	2 給 料	(△ 1,283)
	3 職員手当等	1,108	一般職給料	△ 1,283
	4 共済費	△ 107	3 職員手当等	(3,402)
	9 旅費	12	4 共 済 費	(△ 107)
△ 3,684			9 旅 費	(12)
			普通旅費	12
			2 議員の報酬等の経費	(議会事務局) △ 3,684
			1 報 酬	(△ 1,390)
			議 員	△ 1,390
			3 職員手当等	(△ 2,294)

款 2 総務費

項 1 総務管理費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地方債	その他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 一般管理費	1,354,307	60,904	1,415,211			
2 文書管理費	437,012	△ 1,860	435,152			
6 会計管理費	5,694	58	5,752			
7 財産管理費	309,391	△ 519	308,872			
11 財政調整基金費	600,346	550,000	1,150,346			
13 庁舎建設基金費	220,146	100,000	320,146			

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
60,904			
60,904	2 給料	△ 13,991	1 職員人件費その他 () 60,904
	3 職員手当等	82,559	(1) 職員課関係経費 58,489
	4 共済費	△ 7,689	2 給 料 (△ 15,116)
	9 旅費	25	特別職給料 △ 1,613
			一般職給料 △ 13,503
			3 職員手当等 (81,361)
			4 共 済 費 (△ 7,771)
			9 旅 費 (15)
			普通旅費 15
			(2) 職員課関係経費(再任用職員) 2,415
			2 給 料 (1,125)
			再任用職員給料 1,125
			3 職員手当等 (1,198)
			4 共 済 費 (82)
			9 旅 費 (10)
			普通旅費 10
△ 1,860			
△ 1,860	12 役務費	△ 1,267	4 内部情報システムに要す
	6 その他の役務費	△ 1,267	る経費 (情報システム課) △ 1,860
	14 使用料及び賃借料	△ 593	12 役 務 費 (△ 1,267)
			回線使用料 △ 1,267
			14 使用料及び賃借料 (△ 593)
			契約差金(財務会計システム借上
			料(平成27年度導入分) △ 593
58			
58	12 役務費	58	1 出納事務に要する経費 (会 計 課) 58
	5 手数料	58	12 役 務 費 (58)
			銀行振込手数料 58
△ 519			
△ 519	14 使用料及び賃借料	△ 519	1 財産管理に要する経費 (管 財 課) △ 519
			14 使用料及び賃借料 (△ 519)
			第二庁舎維持管理料 △ 519
550,000			
550,000	25 積立金	550,000	1 財政調整基金積立金 (財 政 課) 550,000
			25 積 立 金 (550,000)
			財政調整基金積立金(積立元金) 550,000
100,000			
100,000	25 積立金	100,000	1 庁舎建設基金積立金 (管 財 課) 100,000

款 2 総務費

項 1 総務管理費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特定財源		
				国都支出金	地方債	その他
13 庁舎建設基金費	千円	千円	千円	千円	千円	千円

一般財源	節		説	明
	区	分		
千円				千円
			25 積立金	(100,000)
			庁舎建設基金積立金(積立元金)	100,000

款 2 総務費

項 2 徴税費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 税務総務費	344,148	11,269	355,417			

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
11,269			
11,269	2 給料	467	1 職員人件費その他 (職員課) 11,269
	3 職員手当等	10,725	2 給 料 (467)
			一般職給料 467
	4 共済費	43	3 職員手当等 (10,725)
			4 共 済 費 (43)
	9 旅費	34	9 旅 費 (34)
			普通旅費 34

款 2 総務費

項 3 戸籍住民基本台帳費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特定財源		
				国都支出金	地方債	その他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 戸籍住民基本台帳費	235,997	15,675	251,672	25,378		
				5,929		
				19,449		

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
△ 9,703			
△ 9,703	2 給料	△ 4,648	1 職員人件費その他 (職員課) △ 3,774
	3 職員手当等	2,574	2 給 料 (△ 4,648)
	4 共済費	△ 1,709	一般職給料 (△ 4,648)
	9 旅費	9	3 職員手当等 (2,574)
	19 負担金補助及び交付金	19,449	4 共 済 費 (△ 1,709)
			9 旅 費 (9)
			普通旅費 9
			3 住民基本台帳事務に要する経費 (市民課) 19,449
			19 負担金補助及び交付金 (19,449)
			個人番号カード関連事務費交付金 19,449

款 2 総務費

項 4 選挙費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地方債	その他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 選挙管理委員会費	38,942	907	39,849			

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
907			
907	2 給料	△ 678	1 職員人件費その他 (職員課) 907
	3 職員手当等	1,777	2 給 料 (△ 678)
	4 共済費	△ 203	一般職給料 (△ 678)
	9 旅費	11	3 職員手当等 (1,777)
			4 共 済 費 (△ 203)
			9 旅 費 (11)
			普通旅費 11

款 2 総務費

項 5 統計調査費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特定財源		
				国都支出金	地方債	その他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
2 人口統計調査費	72,588	△ 15,009	57,579	△ 15,009		
				△ 15,009		

一般財源	節		説明
	区分	金額	
千円		千円	千円
	1 報酬	△ 6,722	1 人口統計調査に要する経費 () △ 15,009
	9 旅費	△ 831	(2) 国勢調査費(総務課) △ 15,009
	13 委託料	△ 7,456	1 報酬 (△ 6,722)
			国勢調査指導員報酬 △ 1,075
			国勢調査調査員報酬 △ 5,647
			9 旅費 (△ 831)
			費用弁償 △ 831
			13 委託料 (△ 7,456)
			契約差金等(チラシ配布委託料他3件) △ 7,456

款 2 総務費

項 6 監査委員費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特定財源		
				国都支出金	地方債	その他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 監査委員費	30,187	1,183	31,370			

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
1,183			
1,183	2 給料	494	1 職員人件費その他 (職員課) 1,183
	3 職員手当等	581	2 給 料 (494) 一般職給料 494
	4 共済費	105	3 職員手当等 (581)
	9 旅費	3	4 共 済 費 (105)
			9 旅 費 (3)
			普通旅費 3

款 3 民生費

項 1 社会福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地方債	その他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 社会福祉総務費	831,187	33,876	865,063	7,341		
				1,149		
				△ 1,751		
				15,914		
				△ 5,111		
2 障害者福祉費	1,610,551	124,922	1,735,473	62,910		
				△ 1,137		

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
26,535			
21,278	1 報酬	△ 1,810	1 職員人件費その他 (職員課) 22,427
	2 給料	△ 1,288	2 給 料 (△ 1,288)
	3 職員手当等	21,803	一般職給料 △ 1,288
	4 共済費	1,854	3 職員手当等 (21,803)
	7 賃金	△ 1,062	4 共 済 費 (1,854)
△ 1,810	8 報償費	△ 1,626	9 旅 費 (58)
	9 旅費	58	普通旅費 58
	20 扶助費	12,796	2 社会福祉委員に要する経費 (地域福祉課) △ 1,810
125	23 償還金利子及び割引料	3,151	1 報 酬 (△ 1,810)
			社会福祉委員報酬 △ 1,810
			3 民生委員等に要する経費 (地域福祉課) △ 1,626
5,305			8 報 償 費 (△ 1,626)
			民生委員活動費 委員 △ 1,626
			21 自立支援医療・更生医療 給付に要する経費 (自立生活支援課) 21,219
			20 扶 助 費 (21,219)
			更生医療給付 21,219
171			24 住宅手当緊急特別措置事業に要する経費 (地域福祉課) △ 4,940
			7 賃 金 (△ 1,062)
			事務補助員賃金 △ 1,062
			20 扶 助 費 (△ 3,878)
			住宅手当 △ 3,878
△ 1,135			29 生活困窮者自立相談支援事業に要する経費 (地域福祉課) △ 4,545
			20 扶 助 費 (△ 4,545)
			住居確保給付金 △ 4,545
3,151			30 返還金・還付金 () 3,151
			(i) 地域福祉課関係経費 3,151
			23 償還金利子及び割引料 (3,151)
			平成26年度地域福祉推進区市町村包括補助事業都補助金返還金 3,151
62,012			
△ 1,346	13 委託料	△ 2,483	21 精神障害者配食サービス事業に要する経費 (自立生活支援課) △ 2,483
	19 負担金補助及び交付金	△ 16,627	13 委 託 料 (△ 2,483)
			精神障害者配食サービス委託料 △ 2,483

款 3 民生費

項 1 社会福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特定財源		
				国都支出金	地方債	その他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
2 障害者福祉費				7,690		
				73,111		
				△ 15,547		
4 高齢者福祉費	482,505	△ 1,072	481,433			
8 国民健康保険事業費	1,492,881	6,282	1,499,163	672		
				672		
9 介護保険事業費	1,185,942	△ 49,942	1,136,000			
10 地域福祉基金費	100,266	1,536	101,802			1,536
						1,536
11 後期高齢者医療費	1,031,244	△ 64,371	966,873	△ 1,356		

一般財源	節		説	明
	区 分	金 額		
千円		千円		千円
29,748	20 扶助費	144,032	24 介護給付に要する経費 (自立生活支援課)	37,438
			20 扶 助 費 (37,438)
			介護給付費	37,438
33,483			25 訓練等給付に要する経費 (自立生活支援課)	106,594
			20 扶 助 費 (106,594)
			訓練等給付費	106,594
△ 1,080			29 障害者(児)施設運営費	
			補助に要する経費 (自立生活支援課)	△ 16,627
			19 負担金補助及び交付金	(△ 16,627)
			障害者日中活動系サービス推進事業補助金	△ 16,627
△ 1,072				
△ 1,072	8 報償費	△ 1,072	7 敬老会及び老人保健福祉	
			週間事業に要する経費 (介護福祉課)	△ 1,072
			8 報 償 費 (△	1,072)
			高齢者記念品	△ 1,072
5,610				
5,610	28 繰出金	6,282	1 国民健康保険特別会計繰	
			出金 (財 政 課)	6,282
			28 繰 出 金 (6,282)
			保険基盤安定分繰出金	897
			職員給与費等繰出金	5,385
△ 49,942				
△ 49,942	28 繰出金	△ 49,942	1 介護保険特別会計繰出金 (財 政 課)	△ 49,942
			28 繰 出 金 (△	49,942)
			介護給付費繰出金	△ 31,141
			地域支援事業(介護予防)繰出金	△ 965
			地域支援事業(包括任意)繰出金	△ 297
			職員給与費等繰出金	△ 14,389
			要介護認定事務費繰出金	△ 3,150
	25 積立金	1,536	1 地域福祉基金積立金 (地 域 福 祉 課)	1,536
			25 積 立 金 (1,536)
			地域福祉基金積立金(積立元金)	1,536
△ 63,015				

款 3 民生費

項 i 社会福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地方債	その他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
11 後期高齢者医療費				△ 1,356		
12 臨時福祉給付金給 付費	131,608	△ 33,088	98,520	△ 33,088		
				△ 33,088		

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
△ 63,015			1 後期高齢者医療特別会計
	28 繰出金	△ 64,371	繰出金 (財政課) △ 64,371
			28 繰出金 (△ 64,371)
			療養給付費繰出金 △ 44,222
			保険基盤安定繰出金 △ 1,806
			保険料軽減措置繰出金 △ 18,343
			1 臨時福祉給付金給付に要する経費 () △ 33,088
	12 役務費	△ 2,451	(1) 情報システム課関係経費 △ 2,484
	1 郵便料	△ 2,120	13 委託料 (△ 2,484)
	5 手数料	△ 331	契約差金(基幹系システム修正委託料(臨時福祉給付金対応分)) △ 2,484
	13 委託料	△ 9,637	(2) 市民税課関係経費 △ 518
	19 負担金補助及び交付金	△ 21,000	12 役務費 (△ 518)
			郵便料 △ 518
			(3) 地域福祉課関係経費 △ 29,755
			12 役務費 (△ 1,602)
			郵便料 △ 1,602
			13 委託料 (△ 7,153)
			契約差金(臨時福祉給付金給付事務委託料) △ 7,153
			19 負担金補助及び交付金 (△ 21,000)
			臨時福祉給付金 △ 21,000
			(4) 会計課関係経費 △ 331
			12 役務費 (△ 331)
			銀行振込手数料 △ 331

款 3 民 生 費

項 2 児 童 福 祉 費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 児童福祉総務費	4,137,613	185,704	4,323,317	67,155		2,923
				△ 146		2,923
				50,551		
				△ 660		
				14,184		
2 児童措置費	2,110,165	△ 15,322	2,094,843	△ 11,476		
				△ 11,477		
3 児童福祉施設費	55,505	△ 216	55,289	1,656		
				1,152		
4 保育園費	954,103	△ 21,098	933,005	△ 1,103		

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
115,626			
6,437	2 給料	△ 1,644	1 職員人件費その他 (職員課) 9,214
	3 職員手当等	10,317	2 給 料 (△ 1,644)
	4 共済費	512	一般職給料 (△ 1,644)
	9 旅費	29	3 職員手当等 (10,317)
	13 委託料	△ 990	4 共 済 費 (512)
108,017	19 負担金補助及び交付金	158,568	9 旅 費 (29)
	20 扶助費	18,912	普通旅費 29
△ 330			8 民間保育所助成に要する経費 (保育課) 158,568
			19 負担金補助及び交付金 (158,568)
			貸付物件による保育所整備事業補助金 158,568
4,728			18 養育支援訪問事業に要する経費 (子育て支援課) △ 990
			13 委 託 料 (△ 990)
			育児支援ヘルパー派遣委託料 △ 990
			20 障害児通所給付に要する経費 (自立生活支援課) 18,912
			20 扶 助 費 (18,912)
			障害児通所給付費 18,912
△ 3,846			
△ 3,845	20 扶助費	△ 15,322	4 母子生活支援施設入所措置に要する経費 (子育て支援課) △ 15,322
			20 扶 助 費 (△ 15,322)
			母子生活支援施設措置費 △ 15,322
△ 1,872			
△ 1,368	15 工事請負費	△ 216	2 児童館維持管理に要する経費 (児童青少年課) △ 216
			15 工事請負費 (△ 216)
			契約差金 (緑児童館改修工事)
△ 21,098			
△ 19,995	2 給料	△ 21,688	1 職員人件費その他 (職員課) △ 21,098
	3 職員手当等	9,646	2 給 料 (△ 21,688)
	4 共済費	△ 9,073	一般職給料 △ 21,688
	9 旅費	17	3 職員手当等 (9,646)
			4 共 済 費 (△ 9,073)
			9 旅 費 (17)
			普通旅費 17

款 3 民生費

項 2 児童福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
5 学童保育所費	345,776	△ 1,129	344,647	△ 35		△ 2,205
				△ 3,293		
6 ひとり親福祉費	42,898	△ 4,094	38,804	△ 3,144		
				△ 744		
				△ 2,400		
7 児童発達支援センター費	162,163	0	162,163			△ 6,797

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
1,111			
2,164	13 委託料	△ 1,129	<u>1 学童保育所維持管理に要する経費</u> (児童青少年課) △ 1,129 13 委 託 料 (△ 1,129) 契約差金 (みなみ学童保育所建替工事監理委託料) △ 1,129
△ 950			
△ 150	13 委託料	△ 894	<u>1 ひとり親家庭ホームヘルプサービス事業に要する経費</u> (子育て支援課) △ 894 13 委 託 料 (△ 894) ホームヘルパー派遣委託料 △ 894
	19 負担金補助及び交付金	△ 3,200	<u>4 母子家庭及び父子家庭自立支援給付金事業に要する経費</u> (子育て支援課) △ 3,200 19 負担金補助及び交付金 (△ 3,200) 母子家庭及び父子家庭高等職業訓練促進給付金 △ 3,200
△ 800			
6,797			

款 3 民 生 費

項 3 生活保護費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 生活保護総務費	205,489	6,500	211,989			

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
6,500			
6,500	2 給料	△ 1,706	1 職員人件費その他 (職員課) 6,500
	3 職員手当等	6,941	2 給 料 (△ 1,706)
	4 共済費	1,256	一般職給料 (△ 1,706)
	9 旅費	9	3 職員手当等 (6,941)
			4 共 済 費 (1,256)
			9 旅 費 (9)
			普通旅費 9

款 3 民生費

項 4 国民年金費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地方債	その他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 国民年金総務費	30,648	1,196	31,844			

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
1,196			
1,196	2 給料	389	1 職員人件費その他 (職員課) 1,196
	3 職員手当等	754	2 給 料 (389)
	4 共済費	44	一般職給料 (389)
	9 旅費	9	3 職員手当等 (754)
			4 共 済 費 (44)
			9 旅 費 (9)
			普通旅費 9

款 4 衛生費

項 1 保健衛生費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 保健衛生総務費	698,389	7,279	705,668	△ 629 374		
3 予防接種費	243,928	17,362	261,290			

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
7,908			
△ 1,050	2 給料	△ 3,346	1 職員人件費その他 (職員課) △ 676
	3 職員手当等	3,511	2 給 料 (△ 3,346)
	4 共済費	△ 878	一般職給料 (△ 3,346)
	9 旅費	37	3 職員手当等 (3,511)
	13 委託料	7,955	4 共 済 費 (△ 878)
7,955			9 旅 費 (37)
			普通旅費 37
			4 妊婦健康診査に要する経費 (健康課) 7,955
			13 委 託 料 (7,955)
			妊婦健康診査委託料 7,955
17,362			
4,445	13 委託料	17,362	9 ヒブワクチン接種に要する経費 (健康課) 4,445
			13 委 託 料 (4,445)
			ヒブワクチン個別接種委託料 4,445
5,048			11 小児用肺炎球菌ワクチン接種に要する経費 (健康課) 5,048
			13 委 託 料 (5,048)
			小児用肺炎球菌ワクチン個別接種委託料 5,048
4,507			12 四種混合予防接種に要する経費 (健康課) 4,507
			13 委 託 料 (4,507)
			四種混合個別接種委託料 4,507
3,362			14 水痘ワクチン接種に要する経費 (健康課) 3,362
			13 委 託 料 (3,362)
			水痘ワクチン個別接種委託料 3,362

款 4 衛 生 費

項 2 清 掃 費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 清掃総務費	317,607	△ 28,716	288,891			
2 塵芥処理費	2,564,685	2,781	2,567,466	3,030		2,700
						2,700

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
△ 28,716			
△ 18,716	2 給料	△ 11,852	1 職員人件費その他 (職員課) △ 18,716
	3 職員手当等	△ 2,496	2 給 料 (△ 11,852)
	4 共済費	△ 4,366	一般職給料 (△ 11,852)
	9 旅費	△ 2	3 職員手当等 (△ 2,496)
	15 工事請負費	△ 10,000	4 共 済 費 (△ 4,366)
△ 10,000			9 旅 費 (△ 2)
			普通旅費 △ 2
			2 清掃管理に要する経費 (ごみ対策課) △ 10,000
			15 工事請負費 (△ 10,000)
			清掃分室外構工事
△ 2,949			
81	19 負担金補助及び交付金	2,781	7 可燃ごみ共同処理事業に要する経費 (ごみ対策課) 2,781
			19 負担金補助及び交付金 (2,781)
			可燃ごみ共同処理事業負担金 2,781

款 6 農林水産業費

項 1 農業費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
2 農業総務費	7,985	225	8,210			
4 市民農園費	5,450	△ 515	4,935			

一般財源	節		説	明
	区 分	金 額		
千円		千円		千円
225				
225	2 給料	△ 48	1 職員人件費その他 ()	225
	3 職員手当等	239	(1) 職員課関係経費	225
	4 共済費	20	2 給 料 (△)	48
	9 旅費	14	一般職給料 △	48
			3 職員手当等 (239)
			4 共 済 費 (20)
			9 旅 費 (14)
			普通旅費	14
△ 515				
△ 515	15 工事請負費	△ 515	1 市民農園に要する経費 (経 済 課)	△ 515
			15 工事請負費 (△)	515)
			契約差金 (まえばら市民農園撤去 工事)	

款 7 商 工 費

項 1 商 工 費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 商工総務費	91,760	△ 3,490	88,270			
2 商工振興費	92,476	△ 8,257	84,219			

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
△ 3,490			
△ 3,490	2 給料	△ 2,380	1 職員人件費その他 (職員課) △ 3,490
	3 職員手当等	△ 520	2 給 料 (△ 2,380)
	4 共済費	△ 653	一般職給料 △ 2,380
	9 旅費	63	3 職員手当等 (△ 520)
			4 共 済 費 (△ 653)
			9 旅 費 (63)
			普通旅費 63
△ 8,257			
△ 8,257	19 負担金補助及び交付金	△ 8,257	1 商工振興に要する経費 (経済課) △ 8,257
			19 負担金補助及び交付金 (△ 8,257)
			農工大・多摩小金井ベンチャーポ ート入居者賃料補助金 △ 8,257

款 8 土 木 費

項 1 土 木 管 理 費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 土木総務費	194,148	1,593	195,741	△ 5,982		
				△ 5,982		

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
7,575			
8,863	2 給料	1,199	1 職員人件費その他 (職員課) 2,881
	3 職員手当等	3,227	2 給 料 (1,199) 一般職給料 1,199
	4 共済費	△ 1,602	3 職員手当等 (3,227)
	9 旅費	57	4 共 済 費 (△ 1,602)
	13 委託料	△ 1,288	9 旅 費 (57) 普通旅費 57
△ 1,288			2 土木一般管理に要する経 費 () △ 1,288
			(2) 道路管理課関係経費 △ 1,288
			13 委 託 料 (△ 1,288)
			契約差金 (橋りょう点検委託料) △ 1,288

款 8 土 木 費

項 2 道路橋りょう費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 道路橋りょう総務費	105,712	△ 16,734	88,978			1,144
						1,144
3 道路新設改良費	408,238	△ 183,771	224,467	△ 180,633		
				△ 174,426		
				△ 6,207		
6 交通安全対策費	228,262	△ 3,402	224,860			

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
△ 17,878			
△ 17,878	2 給料	△ 9,067	1 職員人件費その他 (職員課) △ 16,734
	3 職員手当等	△ 4,528	2 給 料 (△ 9,067)
	4 共済費	△ 3,190	一般職給料 △ 9,067
	9 旅費	51	3 職員手当等 (△ 4,528)
			4 共 済 費 (△ 3,190)
			9 旅 費 (51)
			普通旅費 51
△ 3,138			
△ 732	1 報酬	△ 2,382	1 道路新設改良に要する経費 (道路管理課) △ 732
	12 役務費	△ 1,419	(1) 道路管理課関係経費 △ 732
	5 手数料	△ 1,419	15 工事請負費 (△ 732)
	13 委託料	△ 9,343	契約差金(市道360号線道路補修工事)
△ 392	15 工事請負費	△ 732	2 都道134号線整備に要する経費 () △ 174,818
	17 公有財産購入費	△ 113,326	(1) 都市計画課関係経費 △ 166,354
	22 補償補填及び賠償金	△ 56,569	17 公有財産購入費 (△ 110,377)
			都道134号線用地取得費 △ 110,377
			22 補償補填及び賠償金 (△ 55,977)
			都道134号線用地取得に伴う物件補償費 △ 55,977
			(2) 道路管理課関係経費 △ 8,464
			13 委 託 料 (△ 8,464)
			契約差金等(都道134号線道路予備設計委託料他1件) △ 8,464
△ 2,014			3 主要地方道15号線整備に要する経費 () △ 8,221
			(1) 都市計画課関係経費 △ 8,221
			1 報 酬 (△ 2,382)
			用地取得専門業務非常勤嘱託職員報酬(1人) △ 2,382
			12 役 務 費 (△ 1,419)
			主要地方道15号線土地鑑定評価手数料 △ 1,419
			13 委 託 料 (△ 879)
			主要地方道15号線物件調査・補償説明委託料 △ 879
			17 公有財産購入費 (△ 2,949)
			主要地方道15号線用地取得費 △ 2,949
			22 補償補填及び賠償金 (△ 592)
			主要地方道15号線用地取得に伴う物件補償費 △ 592
△ 3,402			

款 8 土 木 費

項 2 道路橋りょう費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
6 交通安全対策費						

一般財源	節		説	明
	区 分	金 額		
千円		千円		千円
△ 3,402			3 自転車対策に要する経費 (交通対策課)	△ 3,402
	13 委託料	△ 3,402	13 委 託 料	(△ 3,402)
			東小金井駅高架下自転車駐車場 (東側) 設計委託料	△ 3,402

款 8 土 木 費

項 4 都市計画費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 都市計画総務費	1,187,688	△ 455,556	732,132	△ 368,158		
				△ 368,158		
2 土地区画整理費	1,237,693	0	1,237,693	△ 12,150		
3 街路事業費	123,684	△ 1,396	122,288			
5 公園緑地費	145,540	△ 1,483	144,057			
7 みどりと公園基金費	6,623	38	6,661			38

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
△ 87,398			
5,567	2 給料	649	1 職員人件費その他 (職員課) 5,567
	3 職員手当等	6,234	2 給 料 (649)
	4 共済費	△ 1,376	一般職給料 649
	9 旅費	60	3 職員手当等 (6,234)
	13 委託料	△ 746	4 共 済 費 (△ 1,376)
△ 746			9 旅 費 (60)
			普通旅費 60
	19 負担金補助及び交付金	△ 460,377	5 建築事務に要する経費 (建築営繕課) △ 746
△ 92,219			13 委 託 料 (△ 746)
			契約差金 (特殊建築物等定期調査報告委託料) △ 746
			11 特定緊急輸送道路沿道建築物耐震化助成に要する経費 (まちづくり推進) △ 460,377
			19 負担金補助及び交付金 (△ 460,377)
			特定緊急輸送道路沿道建築物耐震補強設計助成金 △ 6,964
			特定緊急輸送道路沿道建築物耐震改修助成金 △ 453,413
12,150			
△ 1,396			
△ 1,396	13 委託料	△ 1,396	1 都市計画道路3・4・1 2号線整備に要する経費 () △ 1,396
			(2) 道路管理課関係経費 △ 1,396
			13 委 託 料 (△ 1,396)
			都市計画道路3・4・1 2号線実施設計委託料 △ 1,396
△ 1,483			
△ 551	11 需用費 10 修繕料	△ 932 △ 932	4 緑地等維持管理に要する経費 (環境政策課) △ 551
	13 委託料	△ 551	13 委 託 料 (△ 551)
			契約差金 (保存樹木及び保存生垣調査委託料) △ 551
△ 932			5 都市公園等の維持管理に要する経費 (環境政策課) △ 932
			11 需 用 費 (△ 932)
			修 繕 料 △ 932

款 8 土 木 費

項 4 都市計画費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
7 みどりと公園基金 費						38

一般財源	節		説	明
	区 分	金 額		
千円		千円		千円
	25 積立金	38	1 みどりと公園基金積立金 (環境政策課)	38
			25 積立金 (38)
			みどりと公園基金積立金 (積立元	38
			金)	

款 9 消 防 費

項 1 消 防 費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
2 非常備消防費	98,939	0	98,939	750		
3 災害対策費	238,954	△ 33,281	205,673		△ 32,300	
					△ 32,300	

一般財源	節		説明
	区分	金額	
千円		千円	千円
△ 750			
△ 981			
△ 981	15 工事請負費	△ 33,281	1 災害対策に要する経費 (地域安全課) △ 33,281
			15 工事請負費 (△ 33,281) 契約差金 (防災行政無線デジタル 化工事他1件)

款 10 教育費

項 1 教育総務費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地方債	その他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
2 事務局費	501,804	△ 31,787	470,017			
3 教育指導費	171,483	0	171,483	560		
4 教育施設整備基金費	64,008	250	64,258			250
						250

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
△ 31,787			
△ 31,787	2 給料	△ 8,676	1 職員人件費その他 () △ 31,787
	3 職員手当等	△ 21,143	(1) 庶務課関係経費 △ 29,115
	4 共済費	△ 2,056	2 給 料 (△ 6,366)
	9 旅費	88	特別職給料 △ 97
			一般職給料 △ 6,269
			3 職員手当等 (△ 20,804)
			4 共 済 費 (△ 2,037)
			9 旅 費 (92)
			普通旅費 92
			(2) 庶務課関係経費 (再任用職員) △ 2,672
			2 給 料 (△ 2,310)
			再任用職員給料 △ 2,310
			3 職員手当等 (△ 339)
			4 共 済 費 (△ 19)
			9 旅 費 (△ 4)
			普通旅費 △ 4
△ 560			
	25 積立金	250	1 教育施設整備基金積立金 (庶 務 課) 250
			25 積立金 (250)
			教育施設整備基金積立金 (積立元 金) 250

款 10 教育費

項 2 小学校費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 学校管理費	474,415	△ 8,975	465,440			
4 学校建設費	139,620	△ 14,288	125,332	△ 18,513		△ 123
				△ 18,513		△ 123

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
△ 8,975			
△ 8,975	2 給料	△ 5,568	1 職員人件費その他 (庶務課) △ 8,975
	3 職員手当等	993	2 給 料 (△ 5,568)
	4 共済費	△ 4,435	一般職給料 (△ 5,568)
	9 旅費	35	3 職員手当等 (993)
			4 共 済 費 (△ 4,435)
			9 旅 費 (35)
			普通旅費 35
4,348			
4,348	13 委託料	△ 6,689	1 学校施設整備に要する経費 (庶務課) △ 14,288
	15 工事請負費	△ 7,599	13 委 託 料 (△ 6,689)
			契約差金 (非構造部材改修設計委託料他1件) △ 6,689
			15 工事請負費 (△ 7,599)
			契約差金 (第一小学校給食機器設置に伴う設備工事他6件)

款 10 教育費

項 3 中学校費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特定財源		
				国都支出金	地方債	その他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 学校管理費	216,483	4,353	220,836			
4 学校建設費	31,766	△ 6,599	25,167	△ 366		
				△ 366		

一般財源	節		説	明
	区 分	金 額		
千円		千円		千円
4,353				
4,353	2 給料	2,474	1 職員人件費その他	(庶務課) 4,353
	3 職員手当等	2,985	2 給 料	(2,474)
	4 共済費	△ 1,119	一般職給料	(2,474)
	9 旅費	13	3 職員手当等	(2,985)
			4 共 済 費	(△ 1,119)
			9 旅 費	(13)
			普通旅費	13
△ 6,233				
△ 6,233	13 委託料	△ 5,620	1 学校施設整備に要する経	
	15 工事請負費	△ 979	費	(庶務課) △ 6,599
			13 委 託 料	(△ 5,620)
			契約差金 (非構造部材改修設計委	
			託料)	△ 5,620
			15 工事請負費	(△ 979)
			契約差金 (第一中学校非構造部材	
			改修工事)	

款 10 教育費

項 4 社会教育費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地方債	その他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 社会教育総務費	301,385	△ 16,457	284,928			
5 少年自然の家費	52,586	△ 1,533	51,053			

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
△ 16,457			
△ 15,271	2 給料	△ 11,436	1 職員人件費その他 (庶務課) △ 15,271
	3 職員手当等	△ 436	2 給料 (△ 11,436)
	4 共済費	△ 3,441	一般職給料 (△ 11,436)
	9 旅費	42	3 職員手当等 (△ 436)
	13 委託料	△ 1,186	4 共済費 (△ 3,441)
△ 1,186			9 旅費 (42)
			普通旅費 42
			3 社会教育活動に要する経費 (生涯学習課) △ 1,186
			13 委託料 (△ 1,186)
			契約差金 (第3次生涯学習推進計画策定委託料) △ 1,186
△ 1,533			
△ 1,533	15 工事請負費	△ 1,533	1 少年自然の家維持管理に要する経費 (生涯学習課) △ 1,533
			15 工事請負費 (△ 1,533)
			契約差金 (少年自然の家消防設備等改修工事)

款 10 教育費

項 5 保健体育費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 保健体育総務費	58,052	1,081	59,133			
2 体育施設費	278,090	△ 10,388	267,702			

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
1,081			
1,081	2 給料	1,266	1 職員人件費その他 (庶務課) 1,081
	3 職員手当等	409	2 給 料 (1,266)
	4 共済費	△ 610	一般職給料 1,266
	9 旅費	16	3 職員手当等 (409)
			4 共 済 費 (△ 610)
			9 旅 費 (16)
			普通旅費 16
△ 10,388			
△ 10,388	15 工事請負費	△ 10,388	2 総合体育館維持管理に要 する経費 (生涯学習課) △ 10,388
			15 工事請負費 (△ 10,388)
			契約差金 (空調設備等改修工事)

款 11 公債費

項 1 公債費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地方債	その他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 元 金	2,437,234	3,526	2,440,760			
2 利 子	310,675	△ 9,547	301,128			

一般財源	節		説	明
	区 分	金 額		
千円		千円		千円
3,526				
3,526	23 償還金利息及び割引料	3,526	1 市債償還元金 (財 政 課)	3,526
			23 償還金利息及び割引料 市債償還元金	(3,526) 3,526
△ 9,547				
△ 8,541	23 償還金利息及び割引料	△ 9,547	1 市債償還利子 (財 政 課)	△ 8,541
			23 償還金利息及び割引料 市債償還利子	(△ 8,541) △ 8,541
△ 1,006			2 一時借入金利息等 (会 計 課)	△ 1,006
			23 償還金利息及び割引料 一時借入金利息	(△ 1,006) △ 1,006

款 12 諸支出金

項 2 開発公社費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 開発公社費	64,719	△ 13,832	50,887			

一般財源	節		説	明
	区 分	金 額		
千円		千円		千円
△ 13,832				
△ 13,832	19 負担金補助及び交付金	△ 13,832	1 土地開発公社に要する経費	(都市計画課) △ 13,832
			19 負担金補助及び交付金	(△ 13,832)
			土地開発公社支出金	△ 13,832

款 13 予 備 費

項 1 予 備 費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 予 備 費	70,239	1,199	71,438			

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円 1,199		千円	千円

給与費明細書

特別職

(単位：千円)

区分	職員数 (人)	給 与 費						共済費	合計	
		報酬	給料	期 末 当 手 当	勤 勉 当 手 当	その他 の 手 当	計			
補正後	長 等	3		24,360	9,751		13,740	47,851	4,931	52,782
	議 員	24	142,313		54,421			196,734	90,206	286,940
	その他	1,662	759,367					759,367	99,737	859,104
	計	1,689	901,680	24,360	64,172		13,740	1,003,952	194,874	1,198,826
補正前	長 等	3		26,070	10,460		13,733	50,263	5,788	56,051
	議 員	24	143,703		56,715			200,418	90,206	290,624
	その他	1,962	770,281					770,281	102,563	872,844
	計	1,989	913,984	26,070	67,175		13,733	1,020,962	198,557	1,219,519
比 較	長 等			△1,710	△709		7	△2,412	△857	△3,269
	議 員		△1,390		△2,294			△3,684		△3,684
	その他	△300	△10,914					△10,914	△2,826	△13,740
	計	△300	△12,304	△1,710	△3,003		7	△17,010	△3,683	△20,693

その他の手当は、退職手当13,510千円及び通勤手当230千円である。

一 般 職

(1) 総 括

(単位：千円)

区 分	職員数 (人)	給 与 費			共 済 費	合 計	備 考
		給 料	職員手当	計			
補正後	(40) 613	2,244,718	1,890,219	4,134,937	746,635	4,881,572	
補正前	(40) 620	2,335,369	1,749,693	4,085,062	781,625	4,866,687	
比 較	() △7	△90,651	140,526	49,875	△34,990	14,885	

() 内は、再任用短時間勤務職員であり、外書きである。

(単位：千円)

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	地域手当	扶養手当	特別調整額	通勤手当	特殊勤務手当	時間外勤務手当
	補正後		281,914	48,820	56,059	52,376	
補正前		243,391	44,934	55,605	52,183		227,838
比 較		38,523	3,886	454	193		35,660
職 員 手 当 の 内 訳	区 分	夜間勤務手当	住居手当	退職手当	期末手当	勤勉手当	合 計
	補正後	362	18,879	220,920	607,302	340,089	1,890,219
	補正前	299	20,700	165,791	615,758	323,194	1,749,693
	比 較	63	△1,821	55,129	△8,456	16,895	140,526

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

(単位：千円)

区 分	増 減 額	増減額の増減事由別内訳		説 明																				
給 料	△ 90,748	その他の増減分	1 給与改定分 △ 28,411 2 異動等分 △ 61,052 3 再任用給与改定分 △ 1,285	※給与改定(0.12%)の状況 給与改定率 0.12% 給与改定実施時期 平成27年4月1日																				
職員手当	140,444	その他の増減分	1 期末・勤勉手当 8,350 (1) 給与改定分 27,091 (2) 異動等分 △ 19,149 (3) 再任用給与改定分 408 2 その他 132,094 (1) 給与改定分 80,984 (2) 異動等分 49,751 (3) 再任用給与改定分 1,359	※期末・勤勉手当の支給率 (見込) <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>6月</th> <th>12月</th> <th>3月</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>予算計上</td> <td>1.925</td> <td>2.075</td> <td>0.20</td> <td>4.20</td> </tr> <tr> <td>支給見込</td> <td>1.925</td> <td>2.175</td> <td>0.20</td> <td>4.30</td> </tr> <tr> <td>超過分</td> <td>0.00</td> <td>0.10</td> <td>0.00</td> <td>0.10</td> </tr> </tbody> </table>	区分	6月	12月	3月	計	予算計上	1.925	2.075	0.20	4.20	支給見込	1.925	2.175	0.20	4.30	超過分	0.00	0.10	0.00	0.10
区分	6月	12月	3月	計																				
予算計上	1.925	2.075	0.20	4.20																				
支給見込	1.925	2.175	0.20	4.30																				
超過分	0.00	0.10	0.00	0.10																				

(3) 職員1人当たりの給料月額、給与月額及び平均年齢の状況

区 分		一般行政職	技能労務職
平成27年12月1日現在	平均給料月額	296,426円	333,192円
	平均給与月額	383,167円	388,383円
	平均年齢	39歳 2月	47歳10月
平成26年12月1日現在	平均給料月額	301,928円	343,824円
	平均給与月額	387,562円	402,009円
	平均年齢	38歳 11月	47歳 4月

地方債の前前年度末における現在の高並びに前年度末及び
 当該年度末における現在の高の見込みに関する調査書補正

(単位:千円)

区 分	平成25年度末		平成26年度末		平成27年度		平成27年度		平成27年度末		平成27年度末	
	現在高		現在高		起債見込額		増減見込額		補正前の額		補正額	
	現在高	現在高	起債見込額	起債見込額	補正額	補正後の額	補正後の額	補正後の額	補正前の額	補正額	補正後の額	補正後の額
1 普通債	18,109,315	16,906,662	462,900	△ 32,300	430,600	1,504,916	15,864,646	△ 32,300	15,832,346			
(5) 消 防	18,212	6,957	193,000	△ 32,300	160,700	5,866	194,091	△ 32,300	161,791			
2 その他	12,371,450	11,279,276	0	0	0	935,844	10,346,958	△ 3,526	10,343,432			
(1) 住民税等減税補てん債	1,967,936	1,440,007	0	0	0	191,145	1,249,665	△ 803	1,248,862			
(3) 臨時財政対策債	10,234,926	9,711,578	0	0	0	702,979	9,011,322	△ 2,723	9,008,599			
合 計	30,480,765	28,185,938	462,900	△ 32,300	430,600	2,440,760	26,211,604	△ 35,826	26,175,778			

議案第2号資料2

平成27年度 基金現在高調べ

NO	基金名	区分	平成26年度末現在高(A)	平成27年度当初予(B)	予算補正状況			補正額(C)	平成27年度取崩の計額(D)	平成27年度予定額(E)	平成27年度末現在高見込額(F)=(A)+(D)-(E)
					4月	9月	8月3月				
1	財政調整基金	元金 利子 計	1,237,206	346 346	600,000 600,000	550,000 550,000	1,150,000 1,150,000	1,150,000 346 計	150,000 850,000 500,000	1,887,552	
2	職員退職手当基金	元金 利子 計	9,410	3 3				3 3 計		9,413	
3	庁舎建設基金	元金 利子 計	599,860	146 146	220,000 220,000	100,000 100,000	320,000 320,000	320,000 146 計		920,006	
4	地域福祉基金	元金 利子 計	392,472	101 101	100,165 100,165	1,536 1,536	101,701 101,701	101,701 101 計	2,500 2,500	491,774	
5	環境基金	元金 利子 計	2,049,623	200,000 549 200,549	200,000 200,000		200,000 200,000	400,000 549 計	398,000 2,700 400,700	2,049,472	
6	都市再開発整備基金	元金 利子 計	3,027	1 1				1 1 計		3,028	
7	みどり公園基金	元金 利子 計	49,323	21 21	6,602 6,602	38 38	6,640 6,640	6,640 21 計	24,920 24,920	31,064	
8	市営住宅整備基金	元金 利子 計	53,519	2,998 19 3,017				2,998 19 計	3,100 3,100	53,436	
9	教育施設整備基金	元金 利子 計	47,468	64,000 8 64,008		250 250	250 250	64,250 8 計	4,734 △123 4,611	107,115	
10	土地開発基金	元金 利子 計	65	1 1				1 1 計		66	
	合	元金 利子 計	4,441,973	266,998 1,195 268,193	1,126,767 1,126,767	651,824 651,824	1,778,591 1,778,591	2,045,589 1,195 計	583,254 352,577 935,831	5,552,926	

子ども・子育て支援交付金への組替え一覧

(単位：千円)

所管課	補正前		金額	補正後		差引
	国・都	予算科目 ()内は補助率		【子育て支援課】 子ども・子育て支援交付金	国(1/3) 都(1/3)	
子育て支援課	国	保育緊急確保事業費補助金(1/3)	△ 17,630	18,497	879	1,746
健康課	都	乳児家庭全戸訪問事業補助金(1/3)	△ 2,988	0	2,286	△ 702
子育て支援課	都	子育て短期支援事業補助金(1/3)	△ 226	0	226	0
子育て支援課	都	養育支援訪問事業補助金(1/3)	△ 1,028	0	698	△ 330
子育て支援課	都	ファミリー・サポート・センター事業補助金(1/3)	△ 3,196	0	3,196	0
子育て支援課	都	子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業補助金(1/3)	△ 84	0	150	66
保育課	都	実費徴収に係る補給付事業補助金(1/3)	△ 138	0	138	0
保育課	都	病児・病後児保育事業補助金(2/3)	△ 5,681	3,509	3,509	1,337
保育課	都	保育対策等促進事業費補助金(2/3)	△ 46,255	8,762	8,762	※△ 28,731
保育課	都	一時預かり事業・定期利用保育事業補助金(1/3)	△ 5,786	0	5,786	0
児童青少年課	都	学童クラブ運営費補助金(2/3)	△ 61,193	30,597	30,597	1
児童青少年課	都	子育てひろば事業補助金(1/3)	△ 4,959	0	5,138	179
合 計			△ 149,164	61,365	61,365	△ 26,434

※ 延長保育事業の旧基本分に係る歳入については、保育所運営等委託料に係る歳入(保育所運営費負担金)の公定価格に組み替えられる。

議案第3号

平成27年度

小金井市

国民健康保険特別会計

補正予算

(第2回)



平成27年度小金井市国民健康保険特別会計補正予算（第2回）

平成27年度小金井市の国民健康保険特別会計の補正予算（第2回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ6,584千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12,623,529千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成28年2月22日提出

東京都小金井市長 西岡 真一郎

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
9 繰 入 金		千円 1,492,881	千円 6,282	千円 1,499,163
	1 他 会 計 繰 入 金	1,492,881	6,282	1,499,163
11 諸 収 入		20,478	302	20,780
	2 雑 入	5,873	302	6,175
歳 入 合 計		12,616,945	6,584	12,623,529

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 総 務 費		181,129	5,385	186,514
	1 総 務 管 理 費	146,915	5,385	152,300
3 後期高齢者支援金等		1,470,922	2,300	1,473,222
	1 後期高齢者支援金等	1,470,922	2,300	1,473,222
6 介 護 納 付 金		605,556	△1,298	604,258
	1 介 護 納 付 金	605,556	△1,298	604,258
9 基 金 積 立 金		16,455	70,000	86,455
	1 基 金 積 立 金	16,455	70,000	86,455
11 諸 支 出 金		39,083	85,677	124,760
	1 償還金及び還付金	39,083	85,677	124,760
12 予 備 費		178,320	△155,480	22,840
	1 予 備 費	178,320	△155,480	22,840
歳 出 合 計		12,616,945	6,584	12,623,529



議案第 3 号資料

平成 27 年 度

小 金 井 市

国 民 健 康 保 險 特 別 会 計

補 正 予 算 事 項 別 明 細 書

(第 2 回)

1 総括 歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
9 繰入金		千円 1,492,881	千円 6,282	千円 1,499,163
	1 他会計繰入金	1,492,881	6,282	1,499,163
11 諸収入		20,478	302	20,780
	2 雑入	5,873	302	6,175
歳入合計		12,616,945	6,584	12,623,529

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総 務 費		千円 181,129	千円 5,385	千円 186,514
	1 総 務 管 理 費	146,915	5,385	152,300
3 後期高齢者支援金等		1,470,922	2,300	1,473,222
	1 後期高齢者支援金等	1,470,922	2,300	1,473,222
6 介 護 納 付 金		605,556	△1,298	604,258
	1 介 護 納 付 金	605,556	△1,298	604,258
9 基 金 積 立 金		16,455	70,000	86,455
	1 基 金 積 立 金	16,455	70,000	86,455
11 諸 支 出 金		39,083	85,677	124,760
	1 償 還 金 及 び 還 付 金	39,083	85,677	124,760
12 予 備 費		178,320	△155,480	22,840
	1 予 備 費	178,320	△155,480	22,840
歳 出 合 計		12,616,945	6,584	12,623,529

補 正 額 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国 都 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
千 円	千 円	千 円	千 円
			5,385
			5,385
			2,300
			2,300
			△1,298
			△1,298
			70,000
			70,000
			85,677
			85,677
			△155,480
			△155,480
			6,584

2 歳 入

款 9 繰 入 金

項 1 他会計繰入金

目	補正前の額	補 正 額	計	節	
				区 分	金 額
1 一般会計繰入金	千円 1,492,881	千円 6,282	千円 1,499,163	1 保険基盤安定繰入金	千円 897
				2 職員給与費等繰入金	5,385

款 11 諸 収 入

項 2 雑 入

目	補正前の額	補 正 額	計	節	
				区 分	金 額
1 過年度収入	千円 1	千円 302	千円 303	1 過年度収入	千円 302

説	明	千円
1 保険料軽減分 (国民健康保険法第72条の3)	(保険年金課) △	771
2 保険者支援分 (国民健康保険法第72条の3)	(保険年金課)	1,668
1 職員給与費等繰入金	(保険年金課)	5,385

説	明	千円
2 平成26年度特定健康診査等国庫負担金追加交付金	(保険年金課)	151
3 平成26年度特定健康診査等都負担金追加交付金	(保険年金課)	151

3. 歳出

款 1 総務費

項 1 総務管理費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地方債	その他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 一般管理費	144,127	5,385	149,512			

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
5,385			
5,385	2 給料	△ 156	1 職員人件費その他 (保険年金課) 5,385
	3 職員手当等	4,935	(1) 保険年金課関係経費 5,385
	4 共済費	566	2 給 料 (△ 156)
			一般職給料 △ 156
	9 旅費	40	3 職員手当等 (4,935)
			4 共 済 費 (566)
			9 旅 費 (40)
			普通旅費 40

款 3 後期高齢者支援金等

項 1 後期高齢者支援金等

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地方債	その他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 後期高齢者支援金	1,470,812	2,313	1,473,125			
2 後期高齢者関係事務費拠出金	110	△ 13	97			

一般財源	節		説明
	区分	金額	
千円		千円	千円
2,313			
2,313	19 負担金補助及び交付金	2,313	1 後期高齢者支援金に要する経費 (保険年金課) 2,313 19 負担金補助及び交付金 (2,313) 後期高齢者支援金 2,313
△ 13			
△ 13	19 負担金補助及び交付金	△ 13	1 後期高齢者関係事務費に要する経費 (保険年金課) △ 13 19 負担金補助及び交付金 (△ 13) 後期高齢者関係事務費拠出金 △ 13

款 6 介護納付金

項 1 介護納付金

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 介護納付金	605,556	△ 1,298	604,258			

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
△ 1,298			
△ 1,298	19 負担金補助及び交付金	△ 1,298	1 介護納付金に要する経費 (保険年金課) △ 1,298
			19 負担金補助及び交付金 (△ 1,298) 介護納付金 △ 1,298

款 9 基金積立金

項 1 基金積立金

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 基金積立金	16,455	70,000	86,455			

一般財源	節		説明
	区分	金額	
千円		千円	千円
70,000			
70,000	25 積立金	70,000	1 国民健康保険事業運営基金積立金 (保険年金課) 70,000
			25 積立金 (70,000) 国民健康保険事業運営基金積立金 (積立元金) 70,000

款 11 諸支出金

項 1 償還金及び還付金

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
5 償 還 金	27,156	85,677	112,833			

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
85,677			
85,677	23 償還金利息及び割引料	85,677	1 交付金等の返還金 (保 険 年 金 課) 85,677
			23 償還金利息及び割引料 (85,677)
			交付金等の返還金 85,677

款 12 予 備 費

項 1 予 備 費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 予 備 費	178,320	△ 155,480	22,840			

一般財源	節		説明
	区 分	金 額	
千円 △ 155,480		千円	千円

給与費明細書

特別職

(単位：千円)

区分	職員数 (人)	給 与 費						共済費	合計
		報酬	給料	期 末 手 当	勤 勉 手 当	その他 の 手 当	計		
補正後	長 等								
	議 員								
	その他	25	17,548				17,548	2,891	20,439
	計	25	17,548				17,548	2,891	20,439
補正前	長 等								
	議 員								
	その他	25	17,548				17,548	2,891	20,439
	計	25	17,548				17,548	2,891	20,439
比 較	長 等								
	議 員								
	その他								
	計								

一 般 職

(1) 総 括

(単位：千円)

区 分	職員数 (人)	給 与 費			共 済 費	合 計	備 考
		給 料	職員手当	計			
補正後	() 15	52,236	48,774	101,010	18,098	119,108	
補正前	() 15	52,392	44,394	96,786	17,532	114,318	
比 較	()	△156	4,380	4,224	566	4,790	

() 内は、再任用短時間勤務職員であり、外書きである。

(単位：千円)

区 分	地域手当	扶養手当	特別調整額	通勤手当	特殊勤務手当	時間外勤務手当
	補正後	6,586	2,672	874	1,156	
補正前	5,504	1,770	874	1,156		13,025
比 較	1,082	902				1,161
区 分	夜間勤務手当	住居手当	退職手当	期末手当	勤勉手当	合 計
補正後		540		14,521	8,239	48,774
補正前		540		14,095	7,430	44,394
比 較				426	809	4,380

議案第4号

平成27年度

小金井市

下水道事業特別会計

補正予算

(第1回)

平成27年度小金井市下水道事業特別会計補正予算（第1回）

平成27年度小金井市の下水道事業特別会計の補正予算（第1回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ17,161千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,505,497千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表地方債補正」による。

平成28年2月22日提出

東京都小金井市長 西岡 真一郎

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
2 使用料及び手数料		千円 981,666	千円 39,862	千円 1,021,528
	1 使用料	981,483	39,562	1,021,045
	2 手数料	183	300	483
3 国庫支出金		20,230	△3,058	17,172
	1 国庫補助金	20,230	△3,058	17,172
4 都支出金		1,263	△317	946
	1 都補助金	1,263	△317	946
7 繰越金		1	56,330	56,331
	1 繰越金	1	56,330	56,331
8 諸収入		76	22	98
	2 雑収入	74	22	96
9 市債		110,000	△110,000	0
	1 市債	110,000	△110,000	0
歳入合計		1,522,658	△17,161	1,505,497

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 下水道費		千円 1,365,540	千円 △70,746	千円 1,294,794
	1 下水道管理費	1,094,976	△23,442	1,071,534
	2 下水道建設費	270,564	△47,304	223,260
2 基金積立金		1	56,331	56,332
	1 基金積立金	1	56,331	56,332
4 予備費		9,190	△2,746	6,444
	1 予備費	9,190	△2,746	6,444
歳出合計		1,522,658	△17,161	1,505,497

第2表 地方債補正

変更

番号	起債の目的	補正前限度額	補正後限度額	備考
1	公共下水道事業	千円 90,000	千円 0	起債の方法、利率及び償還の方法は、予算に定めたとおりとする(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)。
2	流域下水道事業	千円 20,000	千円 0	
計		110,000	0	

議案第4号資料

平成27年度

小金井市

下水道事業特別会計

補正予算事項別明細書

(第1回)

1 総括 歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
2 使用料及び 手数料		981,666	39,862	1,021,528
	1 使用料	981,483	39,562	1,021,045
	2 手数料	183	300	483
3 国庫支出金		20,230	△3,058	17,172
	1 国庫補助金	20,230	△3,058	17,172
4 都支出金		1,263	△317	946
	1 都補助金	1,263	△317	946
7 繰越金		1	56,330	56,331
	1 繰越金	1	56,330	56,331
8 諸収入		76	22	98
	2 雑収入	74	22	96
9 市債		110,000	△110,000	0
	1 市債	110,000	△110,000	0
歳入合計		1,522,658	△17,161	1,505,497

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 下 水 道 費		千円 1,365,540	千円 △70,746	千円 1,294,794
	1 下 水 道 管 理 費	1,094,976	△23,442	1,071,534
	2 下 水 道 建 設 費	270,564	△47,304	223,260
2 基 金 積 立 金		1	56,331	56,332
	1 基 金 積 立 金	1	56,331	56,332
4 予 備 費		9,190	△2,746	6,444
	1 予 備 費	9,190	△2,746	6,444
歳 出 合 計		1,522,658	△17,161	1,505,497

補正額の財源内訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国 都 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
千円 △3,375	千円 △110,000	千円 39,884	千円 2,745
△342		△25,671	2,571
△3,033	△110,000	65,555	174
			56,331
			56,331
			△2,746
			△2,746
△3,375	△110,000	39,884	56,330

2 歳 入

款 2 使用料及び手数料

項 1 使用料

目	補正前の額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
1 下水道使用料	千円 981,483	千円 39,562	千円 1,021,045	1 下水道使用料	千円 39,562

款 2 使用料及び手数料

項 2 手数料

目	補正前の額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
1 総務手数料	千円 183	千円 300	千円 483	1 総務手数料	千円 300

款 3 国庫支出金

項 1 国庫補助金

目	補正前の額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
1 土木費国庫補助金	千円 20,230	千円 △ 3,058	千円 17,172	1 都市計画費補助金	千円 △ 3,058

款 4 都支出金

項 1 都補助金

目	補正前の額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
1 土木費都補助金	千円 275	千円 △ 182	千円 93	1 都市計画費補助金	千円 △ 182
2 下水道防災事業費補助金	444	△ 50	394	1 地震対策下水道費補助金	△ 50

説	明	千円
1 現年賦課分 (下水道条例第12条)	(下水道課)	39,442
2 滞納繰越分 (下水道条例第12条)	(下水道課)	120

説	明	千円
1 排水設備指定工事店指定申請等手数料 (下水道条例第12条)	(下水道課)	300

説	明	千円
1 社会資本整備総合交付金 (下水道条例第12条)	(下水道課) △	3,058

説	明	千円
1 雨水流出抑制助成事業補助金 (下水道条例第12条)	(下水道課) △	182
1 公共下水道地震対策緊急整備補助金 (下水道条例第12条)	(下水道課) △	50

款 4 都支出金

項 1 都補助金

目	補正前の額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
3 下水道長寿命化支援事業費補助金	千円 544	△ 千円 85	千円 459	1 下水道長寿命化支援事業補助金	△ 千円 85

款 7 繰越金

項 1 繰越金

目	補正前の額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
1 繰越金	千円 1	千円 56,330	千円 56,331	1 前年度繰越金	千円 56,330

款 8 諸収入

項 2 雑入

目	補正前の額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
1 過年度収入	千円 1	千円 10	千円 11	1 過年度収入	千円 10
2 雑入	73	12	85	1 雑入	12

款 9 市債

項 1 市債

目	補正前の額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
1 下水道債	千円 110,000	△ 千円 110,000	千円 0	1 公共下水道債	△ 千円 90,000
				2 流域下水道債	△ 千円 20,000

説	明	千円
1 下水道長寿命化支援事業補助金 (下水道条例第12条)	(下水道課) △	85

説	明	千円
1 前年度繰越金 (下水道条例第12条)	(下水道課)	56,330

説	明	千円
2 平成26年度地方公務員災害補償基金負担金確定による過払分	(下水道課)	10
4 自動車保険料解約金	(下水道課)	12

説	明	千円
1 公共下水道債	(下水道課) △	90,000
1 流域下水道債	(下水道課) △	20,000

3 歳 出

款 1 下水道費

項 1 下水道管理費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 下水道総務費	982,596	△ 23,283	959,313	△ 342		△ 25,512
						△ 1,004
						1,775
						△ 20,800
				△ 342		△ 275
						△ 14
2 下水道維持費	112,380	△ 159	112,221			△ 159
						△ 159

一般財源	節		説	明
	区 分	金 額		
千円		千円		千円
2,571				
27	2 給料	△ 703	1 職員人件費その他 () △	977
	3 職員手当等	△ 68	(1) 下水道課関係経費	△ 1,126
	4 共済費	△ 242	2 給 料 (△)	697
	9 旅費	36	一般職給料	△ 697
	12 役務費	△ 14	3 職員手当等	(△) 178
	3 保険料	△ 14	4 共 済 費	(△) 287
	13 委託料	△ 20,849	9 旅 費 ()	36
	19 負担金補助及び交付金	△ 3,227	普通旅費	36
△ 20	27 公課費	1,784	(2) 下水道課関係経費(再任用職員)	149
			2 給 料 (△)	6
			再任用職員給料	△ 6
			3 職員手当等	() 110
			4 共 済 費 ()	45
			2 一般業務に要する経費 (下水道課)	1,755
			12 役 務 費 (△)	14
			自動車賠償責任保険料	△ 14
			19 負担金補助及び交付金 (△)	15
			各種研修会負担金	△ 15
			27 公 課 費 ()	1,784
			消費税及び地方消費税	1,784
			4 受益者負担金及び下水道	
			使用料賦課徴収に要する	
			経費 (下水道課) △	20,800
			13 委 託 料 (△)	20,800
			下水道使用料徴収事務委託料	△ 20,800
△ 43			5 雨水浸透施設等設置助成	
			事業に要する経費 (下水道課) △	660
			19 負担金補助及び交付金 (△)	660
			雨水浸透施設等設置助成金	△ 660
△ 2,552			6 水質管理に要する経費 (下水道課) △	2,552
			19 負担金補助及び交付金 (△)	2,552
			水質検査共同実施負担金	△ 2,552
△ 35			7 雨天時放流水の水質測定	
			に要する経費 (下水道課) △	49
			13 委 託 料 (△)	49
			越流水水質分析作業委託料	△ 49
	13 委託料	△ 540	1 下水管きよの維持管理に	
	14 使用料及び賃借料	381	要する経費 (下水道課) △	159
			13 委 託 料 (△)	540

款 1 下水道費

項 1 下水道管理費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特定財源		
				国都支出金	地方債	その他
2 下水道維持費	千円	千円	千円	千円	千円	千円

一般財源	節		説	明
	区 分	金 額		
千円		千円		千円
			14 管路施設調査委託料 使用料及び賃借料 土地使用料	△ 540 (381) 381

款 1 下水道費

項 2 下水道建設費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 下水道建設費	270,564	△ 47,304	223,260	△ 3,033	△ 110,000	65,555
				△ 3,033	△ 90,000	45,555

一般財源	節		説	明
	区 分	金 額		
千円		千円		千円
174				
174	13 委託料	△ 8,143	1 管きよ建設に要する経費 (下水道課)	△ 47,304
	15 工事請負費	△ 25,551	13 委託料	(△ 8,143)
	19 負担金補助及び交付金	△ 13,610	下水道総合地震対策詳細設計委託料	△ 398
			小金井市公共下水道長寿命化基本計画策定支援委託料	△ 3,435
			都市計画道路3・4・12号線管きよ新設・既設管等撤去工事実施設計委託料	△ 2,906
			小金井市公共下水道事業計画変更図書作成及びBCPマニュアル原案策定委託料	△ 1,404
			15 工事請負費	(△ 25,551)
			雨水浸透樹設置工事(その1)	
			雨水浸透樹設置工事(その2)	
			都市計画道路3・4・14号線管きよ新設・既設管等撤去工事	
			JRまちづくり側道管きよ新設工事	
			都市計画道路3・4・12号線管きよ新設・既設管等撤去工事	
			19 負担金補助及び交付金	(△ 13,610)
			都道掘削復旧監督事務費	△ 39
			主要地方道15号線管きよ新設工事負担金	△ 12,534
			都市計画道路3・4・11号線管きよ新設工事負担金	△ 1,037

款 2 基金積立金

項 1 基金積立金

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特定財源		
				国都支出金	地方債	その他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 公共下水道事業基金積立金	1	56,331	56,332			

一般財源	節		説明
	区分	金額	
千円		千円	千円
56,331			
56,331	25 積立金	56,331	1 公共下水道事業基金積立 金 (下水道課) 56,331
			25 積立金 (56,331) 公共下水道事業基金積立金 (積立 元金) 56,331

款 4 予 備 費

項 1 予 備 費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 予 備 費	9,190	△ 2,746	6,444			

一般財源	節		説明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
△ 2,746			

給与費明細書

特別職

(単位：千円)

区分	職員数 (人)	給 与 費						共済費	合計
		報酬	給料	期 手 末 当	勤 手 勉 当	其 他 手 当	計		
補正後	長等								
	議員								
	その他	2	4,000				4,000	663	4,663
	計	2	4,000				4,000	663	4,663
補正前	長等								
	議員								
	その他	2	4,000				4,000	663	4,663
	計	2	4,000				4,000	663	4,663
比較	長等								
	議員								
	その他								
	計								

一般職

(1) 総括

(単位：千円)

区分	職員数 (人)	給 与 費			共済費	合計	備考
		給 料	職員手当	計			
補正後	(1) 9	39,793	25,723	65,516	13,196	78,712	
補正前	(1) 10	40,496	25,566	66,062	13,438	79,500	
比較	() △1	△703	157	△546	△242	△788	

() 内は、再任用短時間勤務職員であり、外書きである。

(単位：千円)

職員手当の内訳	区分	地域手当	扶養手当	特別調整額	通勤手当	特殊勤務手当	時間外勤務手当
	補正後		4,987	1,338	874	1,146	
補正前		4,272	1,338	874	1,146		1,402
比較		715					△268
職員手当の内訳	区分	夜間勤務手当	住居手当	退職手当	期末手当	勤勉手当	合計
	補正後		180		10,272	5,792	25,723
	補正前		180		10,745	5,609	25,566
	比較				△473	183	157

地方債の前前年度末における現在高並びに前年度未及び
当該年度末における現在高の見込みに関する調書補正

(単位:千円)

区分	平成25年度末	平成26年度末	平成27年度中		平成27年度中	平成27年度中	平成27年度末		平成27年度末
	現在高	現在高	起債見込額	増減見込額	減見込額	見込額	補正前の額	補正額	見込額
			補正前の額	補正額	補正後の額	元金償還見込額	補正前の額	補正額	補正後の額
下水道債	1,776,677	1,669,424	110,000	△ 110,000	0	106,812	1,672,612	△ 110,000	1,562,612
合計	1,776,677	1,669,424	110,000	△ 110,000	0	106,812	1,672,612	△ 110,000	1,562,612

議案第5号

平成27年度

小金井市

介護保険特別会計

補正予算

(第3回)

平成27年度小金井市介護保険特別会計補正予算（第3回）

平成27年度小金井市の介護保険特別会計の補正予算（第3回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ280,270千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,316,272千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成28年2月22日提出

東京都小金井市長 西岡 真一郎

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 保 険 料		千円 1,681,853	千円 △59,668	千円 1,622,185
	1 介 護 保 険 料	1,681,853	△59,668	1,622,185
3 国 庫 支 出 金		1,612,356	△62,318	1,550,038
	1 国 庫 負 担 金	1,266,731	△45,802	1,220,929
	2 国 庫 補 助 金	345,625	△16,516	329,109
4 支 払 基 金 交 付 金		2,011,628	△71,916	1,939,712
	1 支 払 基 金 交 付 金	2,011,628	△71,916	1,939,712
5 都 支 出 金		1,074,772	△36,426	1,038,346
	1 都 負 担 金	1,043,411	△35,165	1,008,246
	2 都 補 助 金	31,361	△1,261	30,100
8 繰 入 金		1,185,942	△49,942	1,136,000
	1 一 般 会 計 繰 入 金	1,185,942	△49,942	1,136,000
歳 入 合 計		7,596,542	△280,270	7,316,272

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総 務 費		千円 250,906	千円 △17,204	千円 233,702
	1 総 務 管 理 費	158,749	△10,408	148,341
	2 徴 収 費	4,641	△17	4,624
	3 介 護 認 定 審 査 会 費	79,193	△3,150	76,043
	4 趣 旨 普 及 費	8,323	△3,629	4,694
2 保 險 給 付 費		7,108,127	△249,127	6,859,000
	1 介 護 サービス等諸費	6,269,653	△243,663	6,025,990
	2 介 護 予 防 サービス等諸費	501,106	△11,464	489,642
	6 特 定 入 所 者 介 護 サービス等費	157,365	6,000	163,365
4 地 域 支 援 事 業 費		175,732	△9,240	166,492
	1 介 護 予 防 事 業 費	51,464	△7,719	43,745
	2 包 括 的 支 援 事 業 ・ 任 意 事 業 費	124,244	△1,521	122,723
5 基 金 積 立 金		15,106	△4,365	10,741
	1 基 金 積 立 金	15,106	△4,365	10,741
8 予 備 費		7,986	△334	7,652
	1 予 備 費	7,986	△334	7,652
歳 出 合 計		7,596,542	△280,270	7,316,272

議案第5号資料

平 成 2 7 年 度

小 金 井 市

介 護 保 險 特 別 会 計

補 正 予 算 事 項 別 明 細 書

(第 3 回)

1 総括 歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 保 険 料		千円 1,681,853	千円 △59,668	千円 1,622,185
	1 介 護 保 険 料	1,681,853	△59,668	1,622,185
3 国 庫 支 出 金		1,612,356	△62,318	1,550,038
	1 国 庫 負 担 金	1,266,731	△45,802	1,220,929
	2 国 庫 補 助 金	345,625	△16,516	329,109
4 支 払 基 金 交 付 金		2,011,628	△71,916	1,939,712
	1 支 払 基 金 交 付 金	2,011,628	△71,916	1,939,712
5 都 支 出 金		1,074,772	△36,426	1,038,346
	1 都 負 担 金	1,043,411	△35,165	1,008,246
	2 都 補 助 金	31,361	△1,261	30,100
8 繰 入 金		1,185,942	△49,942	1,136,000
	1 一 般 会 計 繰 入 金	1,185,942	△49,942	1,136,000
歳 入 合 計		7,596,542	△280,270	7,316,272

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総 務 費		千円 250,906	千円 △17,204	千円 233,702
	1 総 務 管 理 費	158,749	△10,408	148,341
	2 徴 収 費	4,641	△17	4,624
	3 介 護 認 定 審 査 会 費	79,193	△3,150	76,043
	4 趣 旨 普 及 費	8,323	△3,629	4,694
2 保 険 給 付 費		7,108,127	△249,127	6,859,000
	1 介 護 サービス等諸費	6,269,653	△243,663	6,025,990
	2 介 護 予 防 サ ー ビ ス 等 諸 費	501,106	△11,464	489,642
	3 そ の 他 諸 費	8,048	0	8,048
	4 高 額 介 護 サービス等費	141,425	0	141,425
	5 高 額 医 療 合 算 介 護 サービス等費	30,530	0	30,530
	6 特 定 入 所 者 介 護 サービス等費	157,365	6,000	163,365
4 地 域 支 援 事 業 費		175,732	△9,240	166,492
	1 介 護 予 防 事 業 費	51,464	△7,719	43,745
	2 包 括 的 支 援 事 業 ・ 任 意 事 業 費	124,244	△1,521	122,723
5 基 金 積 立 金		15,106	△4,365	10,741
	1 基 金 積 立 金	15,106	△4,365	10,741
7 諸 支 出 金		38,636	0	38,636
	1 償 還 金 及 び 還 付 金	38,636	0	38,636
8 予 備 費		7,986	△334	7,652
	1 予 備 費	7,986	△334	7,652
歳 出 合 計		7,596,542	△280,270	7,316,272

補正額の財源内訳			
特定財源			一般財源
国都支出金	地方債	その他	
千円	千円	千円	千円
			△17,204
			△10,408
			△17
			△3,150
			△3,629
△94,961		△123,060	△31,106
△92,471		△120,717	△30,475
△4,474		△5,572	△1,418
△4		3	1
△83		72	11
△19		17	2
2,090		3,137	773
△3,783		△4,190	△1,267
△2,893		△3,851	△975
△890		△339	△292
		△4,332	△33
		△4,332	△33
		△3	3
		△3	3
			△334
			△334
△98,744		△131,585	△49,941

2 歳入

款 1 保険料

項 1 介護保険料

目	補正前の額	補正額	計	節	
				区分	金額
1 第1号被保険者保険料	千円 1,681,853	△ 千円 59,668	千円 1,622,185	1 現年賦課分特別徴収保険料	△ 千円 41,368
				2 現年賦課分普通徴収保険料	△ 千円 17,476
				3 滞納繰越分普通徴収保険料	△ 千円 824

款 3 国庫支出金

項 1 国庫負担金

目	補正前の額	補正額	計	節	
				区分	金額
1 介護給付費負担金	千円 1,266,731	△ 千円 45,802	千円 1,220,929	1 現年度分	△ 千円 45,802

款 3 国庫支出金

項 2 国庫補助金

目	補正前の額	補正額	計	節	
				区分	金額
1 調整交付金	千円 282,903	△ 千円 13,994	千円 268,909	1 現年度分調整交付金	△ 千円 13,994
2 地域支援事業交付金（介護予防事業）	千円 12,872	△ 千円 1,929	千円 10,943	1 現年度分	△ 千円 1,929
3 地域支援事業交付金（包括的支援事業・任意事業）	千円 49,850	△ 千円 593	千円 49,257	1 現年度分	△ 千円 593

説 明		
		千円
1 現年度分特別徴収保険料	(介護福祉課) △	41,368
1 現年度分普通徴収保険料	(介護福祉課) △	17,997
2 過年度分普通徴収保険料	(介護福祉課)	521
1 滞納繰越分普通徴収保険料	(介護福祉課) △	824

説 明		
		千円
1 現年度分 (介護保険法第121条)	(介護福祉課) △	45,802

説 明		
		千円
1 現年度分調整交付金 (介護保険法第122条)	(介護福祉課) △	13,994
1 現年度分 (介護保険法第122条の2第1項、介護保険法第122条の2第2項)	(介護福祉課) △	1,929
1 現年度分 (介護保険法第122条の2第4項)	(介護福祉課) △	593

款 4 支払基金交付金

項 1 支払基金交付金

目	補正前の額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
1 介護給付費 交付金	千円 1,997,211	△ 千円 69,755	千円 1,927,456	1 現年度分	千円 △ 69,755
2 地域支援事 業支援交付 金	14,417	△ 2,161	12,256	1 現年度分	△ 2,161

款 5 都支出金

項 1 都負担金

目	補正前の額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
1 介護給付費 負担金	千円 1,043,411	△ 千円 35,165	千円 1,008,246	1 現年度分	千円 △ 35,165

款 5 都支出金

項 2 都補助金

目	補正前の額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
1 地域支援事 業交付金（ 介護予防事 業）	千円 6,436	△ 千円 964	千円 5,472	1 現年度分	千円 △ 964
2 地域支援事 業交付金（ 包括的支援 事業・任意 事業）	24,925	△ 297	24,628	1 現年度分	△ 297

説	明	千円
1 現年度分 (介護保険法第125条)	(介護福祉課) △	69,755
1 現年度分 (介護保険法第126条)	(介護福祉課) △	2,161

説	明	千円
1 現年度分 (介護保険法第123条第1項)	(介護福祉課) △	35,165

説	明	千円
1 現年度分 (介護保険法第123条第3項)	(介護福祉課) △	964
1 現年度分 (介護保険法第123条第4項)	(介護福祉課) △	297

款 8 繰入金

項 1 一般会計繰入金

目	補正前の額	補正額	計	節	
				区分	金額
1 介護給付費繰入金	千円 888,516	△ 千円 31,141	千円 857,375	1 現年度分	千円 △ 31,141
2 地域支援事業繰入金（介護予防事業）	6,436	△ 965	5,471	1 現年度分	△ 965
3 地域支援事業繰入金（包括的支援事業・任意事業）	24,228	△ 297	23,931	1 現年度分	△ 297
5 その他一般会計繰入金	253,157	△ 17,539	235,618	1 職員給与費等繰入金	△ 14,389
				2 事務費繰入金	△ 3,150

説	明	千円
1 現年度分 (介護保険法第124条第1項)	(介護福祉課) △	31,141
1 現年度分 (介護保険法第124条第3項)	(介護福祉課) △	965
1 現年度分 (介護保険法第124条第4項)	(介護福祉課) △	297
1 職員給与等繰入金	(介護福祉課) △	14,389
1 要介護認定事務費繰入金	(介護福祉課) △	3,150

3 歳 出

款 1 総務費

項 1 総務管理費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 一般管理費	156,835	△ 10,201	146,634			
2 運営協議会費	1,441	△ 182	1,259			
3 介護給付適正化事業費	456	△ 25	431			

一般財源	節		説明
	区分	金額	
千円		千円	千円
△ 10,201			
△ 9,862	2 給料	△ 10,445	1 職員人件費その他 () △ 9,862
	3 職員手当等	3,083	(1) 介護福祉課関係経費 △ 10,166
	4 共済費	△ 2,541	2 給料 (△ 10,439)
	7 賃金	△ 242	一般職給料 △ 10,439
	9 旅費	41	3 職員手当等 (2,770)
	11 需用費	△ 48	4 共済費 (△ 2,541)
	5 印刷製本費	△ 48	9 旅費 (44)
	13 委託料	△ 21	普通旅費 44
	14 使用料及び賃借料	△ 28	(2) 介護福祉課関係経費(再任用職員) 304
△ 339			2 給料 (△ 6)
			再任用職員給料 △ 6
			3 職員手当等 (313)
			9 旅費 (△ 3)
			普通旅費 △ 3
			2 介護保険事業運営に要する経費 (介護福祉課) △ 339
			7 賃金 (△ 242)
			事務補助員賃金 △ 242
			11 需用費 (△ 48)
			印刷製本費 △ 48
			13 委託料 (△ 21)
			損害賠償請求事務委託料 △ 21
			14 使用料及び賃借料 (△ 28)
			パーソナルコンピュータ借上料 △ 28
△ 182			
△ 182	1 報酬	△ 170	1 介護保険運営協議会に要する経費 (介護福祉課) △ 182
	13 委託料	△ 12	1 報酬 (△ 170)
			介護保険運営協議会委員報酬 △ 100
			地域包括支援センター運営協議専門委員会委員報酬 △ 40
			地域密着型サービス運営専門委員会委員報酬 △ 30
			13 委託料 (△ 12)
			会議録作成委託料 △ 12
△ 25			
△ 25	11 需用費	△ 25	1 介護給付適正化事業に要する経費 (介護福祉課) △ 25
	5 印刷製本費	△ 25	11 需用費 (△ 25)
			印刷製本費 △ 25

款 1 総務費

項 2 徴収費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特定財源		
				国都支出金	地方債	その他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 賦課徴収費	4,641	△ 17	4,624			

一般財源	節		説明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
△ 17			
△ 17	7 賃金	△ 16	1 介護保険料の賦課徴収に 要する経費 (介護福祉課) △ 17
	11 需用費	△ 1	
	5 印刷製本費	△ 1	7 賃 金 (△ 16) 事務補助員賃金 (△ 16) 11 需 用 費 (△ 1) 印刷製本費 △ 1

款 1 総務費

項 3 介護認定審査会費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特定財源		
				国都支出金	地方債	その他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 介護認定審査会費	23,545	△ 1,968	21,577			
2 認定調査等費	55,648	△ 1,182	54,466			

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
△ 1,968			
△ 1,968	1 報酬	△ 1,932	1 介護認定審査会に要する 経費 (介護福祉課) △ 1,968
	12 役務費 1 郵便料	△ 36 △ 36	1 報 酬 (△ 1,932) 介護認定審査会委員報酬 △ 1,932 12 役 務 費 (△ 36) 郵 便 料 △ 36
△ 1,182			
△ 1,182	1 報酬	△ 1,155	1 認定調査等に要する経費 (介護福祉課) △ 1,182
	12 役務費 3 保険料	△ 2 △ 2	1 報 酬 (△ 1,155) 介護保険非常勤嘱託職員報酬 △ 1,155 12 役 務 費 (△ 2) 要介護認定調査損害賠償保険料 △ 2 13 委 託 料 (△ 25) 認定調査B型肝炎感染予防接種委 託料 △ 25
	13 委託料	△ 25	

款 1 総務費

項 4 趣旨普及費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特定財源		
				国都支出金	地方債	その他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 趣旨普及費	8,323	△ 3,629	4,694			

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
△ 3,629			
△ 3,629	11 需用費 5 印刷製本費	△ 2,252 △ 2,252	1 趣旨普及に要する経費 (介護福祉課) △ 3,629
	13 委託料	△ 1,377	11 需用費 (△ 2,252) 印刷製本費 (△ 2,252) 13 委託料 (△ 1,377) パンフレット配布委託料 (△ 1,377)

款 2 保険給付費

項 1 介護サービス等諸費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特定財源		
				国都支出金	地方債	その他
千円	千円	千円	千円	千円	千円	
1 居宅介護サービス給付費	3,527,572	△ 200,248	3,327,324	△ 75,030		△ 100,057
				△ 75,030		△ 100,057
3 地域密着型介護サービス給付費	393,387	0	393,387	△ 234		206
5 施設介護サービス給付費	1,980,885	△ 33,835	1,947,050	△ 13,501		△ 16,182
				△ 13,501		△ 16,182
7 居宅介護福祉用具購入費	15,838	△ 338	15,500	△ 132		△ 163
				△ 132		△ 163
8 居宅介護住宅改修費	29,894	0	29,894	△ 18		16
9 居宅介護サービス計画給付費	321,242	△ 9,242	312,000	△ 3,556		△ 4,537
				△ 3,556		△ 4,537

一般財源	節		説明
	区分	金額	
千円		千円	千円
△ 25,161			
△ 25,161	19 負担金補助及び交付金	△ 200,248	1 居宅介護サービス給付費 に要する経費 (介護福祉課) △ 200,248 19 負担金補助及び交付金 (△ 200,248) 居宅介護サービス給付費 △ 200,248
28			
△ 4,152			
△ 4,152	19 負担金補助及び交付金	△ 33,835	1 施設介護サービス給付費 に要する経費 (介護福祉課) △ 33,835 19 負担金補助及び交付金 (△ 33,835) 施設介護サービス給付費 △ 33,835
△ 43			
△ 43	19 負担金補助及び交付金	△ 338	1 居宅介護福祉用具購入費 に要する経費 (介護福祉課) △ 338 19 負担金補助及び交付金 (△ 338) 居宅介護福祉用具購入費 △ 338
2.			
△ 1,149			
△ 1,149	19 負担金補助及び交付金	△ 9,242	1 居宅介護サービス計画給 付費に要する経費 (介護福祉課) △ 9,242 19 負担金補助及び交付金 (△ 9,242) 居宅介護サービス計画給付費 △ 9,242

款 2 保険給付費

項 2 介護予防サービス等諸費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特定財源		
				国都支出金	地方債	その他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 介護予防サービス給付費	425,338	△ 16,148	409,190	△ 6,135		△ 7,996
				△ 6,135		△ 7,996
2 特例介護予防サービス給付費	104	0	104	1		△ 1
3 地域密着型介護予防サービス給付費	1,098	0	1,098	△ 1		1
5 介護予防福祉用具購入費	3,341	0	3,341	△ 2		2
6 介護予防住宅改修費	15,807	0	15,807	△ 9		8
7 介護予防サービス計画給付費	55,316	4,684	60,000	1,672		2,414
				1,672		2,414

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
△ 2,017			
△ 2,017	19 負担金補助及び交付金	△ 16,148	1 介護予防サービス給付費 に要する経費 (介護福祉課) △ 16,148 19 負担金補助及び交付金 (△ 16,148) 介護予防サービス給付費 △ 16,148
1			
598			
598	19 負担金補助及び交付金	4,684	1 介護予防サービス計画給 付費に要する経費 (介護福祉課) 4,684 19 負担金補助及び交付金 (4,684) 介護予防サービス計画給付費 4,684

款 2 保険給付費

項 3 その他諸費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 審査支払手数料	8,048	0	8,048	△ 4		3

一般財源	節		説明
	区 分	金 額	
千円 1		千円	千円

款 2 保険給付費

項 4 高額介護サービス等費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 高額介護サービス費	141,045	0	141,045	△ 83		72

一般財源	節		説明
	区 分	金 額	
千円 11		千円	千円

款 2 保険給付費

項 5 高額医療合算介護サービス等費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 高額医療合算介護サービス費	29,800	0	29,800	△ 18		16
2 高額医療合算介護予防サービス費	730	0	730	△ 1		1

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円 2		千円	千円

款 2 保険給付費

項 6 特定入所者介護サービス等費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特定財源		
				国都支出金	地方債	その他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 特定入所者介護サービス費	157,106	6,000	163,106	2,090		3,137
				2,090		3,137

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
773			
773	19 負担金補助及び交付金	6,000	1 特定入所者介護サービス 費に要する経費 (介護福祉課) 6,000
			19 負担金補助及び交付金 (6,000) 特定入所者介護サービス費 6,000

款 4 地域支援事業費

項 1 介護予防事業費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 二次予防事業費	26,139	0	26,139	2		△ 4
2 一次予防事業費	17,566	△ 60	17,506	△ 23		△ 30
				△ 23		△ 29
4 総合事業費負担金	7,659	△ 7,659	0	△ 2,872		△ 3,817
				△ 2,872		△ 3,817

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
2			
△ 7			
△ 8	12 役務費 3 保険料	△ 60 △ 60	2 地域介護予防活動支援事業に要する経費 (介護福祉課) △ 60
			12 役 務 費 (△ 60) 介護予防体操保険料 △ 60
△ 970			
△ 970	19 負担金補助及び交付金	△ 7,659	1 総合事業に要する経費 (介護福祉課) △ 7,659
			19 負担金補助及び交付金 (△ 7,659) 総合事業費負担金 △ 7,659

款 4 地域支援事業費

項 2 包括的支援事業・任意事業費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 包括的支援事業費	120,408	△ 867	119,541	△ 509		△ 196
				△ 16		△ 8
				△ 24		△ 9
				△ 467		△ 173
2 任意事業費	3,836	△ 654	3,182	△ 381		△ 143
				△ 3		△ 1
				△ 379		△ 140

一般財源	節		説	明
	区 分	金 額		
千円		千円		千円
△ 162				
△ 4	8 報償費	△ 60	2 在宅医療・介護連携推進事業に要する経費	(介護福祉課) △ 28
	12 役務費 1 郵便料	△ 26 △ 26	8 報償費 在宅医療・介護連携推進会議委員謝礼	(△ 20)
	13 委託料	△ 781	12 役務費 郵便料	△ 20 △ 8
△ 8			3 生活支援体制整備事業に要する経費	(介護福祉課) △ 41
			8 報償費 生活支援協議体委員謝礼	(△ 30) △ 30
			12 役務費 郵便料	(△ 11) △ 11
△ 158			4 認知症総合支援事業に要する経費	(介護福祉課) △ 798
			8 報償費 認知症ケアパス検討委員会委員謝礼	(△ 10) △ 10
			12 役務費 郵便料	(△ 7) △ 7
			13 委託料 認知症初期集中支援事業委託料	(△ 781) △ 781
△ 130				
△ 2	11 需用費 5 印刷製本費	△ 3 △ 3	2 認知症高齢者見守り事業に要する経費	(介護福祉課) △ 6
	14 使用料及び賃借料	△ 3	11 需用費 印刷製本費	(△ 3) △ 3
	20 扶助費	△ 648	14 使用料及び賃借料 認知症チェックシステム使用料	(△ 3) △ 3
△ 129			4 高齢者成年後見制度利用支援事業に要する経費	(介護福祉課) △ 648
			20 扶助費 高齢者成年後見制度利用支援費	(△ 648) △ 648

款 5 基金積立金

項 1 基金積立金

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 介護給付費準備基金積立金	15,106	△ 4,365	10,741			△ 4,332
						△ 4,332

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
△ 33			
△ 33	25 積立金	△ 4,365	
			1 介護給付費準備基金積立 金 (介護福祉課) △ 4,365
			25 積立金 (△ 4,365) 介護給付費準備基金積立金 (積立 元金) △ 4,365

款 7 諸支出金

項 1 償還金及び還付金

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地方債	その他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 第1号被保険者保険料還付金	5,442	0	5,442			△ 3

一般財源	節		説明
	区 分	金 額	
千円 3		千円	千円

款 8 予 備 費

項 1 予 備 費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 予 備 費	7,986	△ 334	7,652			

一般財源	節		説明
	区分	金額	
千円 △ 334		千円	千円

給与費明細書

特別職

(単位：千円)

区分	職員数 (人)	給 与 費						共済費	合計
		報酬	給料	期 末 手 当	勤 勉 手 当	その他 の 手 当	計		
補正後	長 等								
	議 員								
	その他	66	34,664				34,664	2,409	37,073
	計	66	34,664				34,664	2,409	37,073
補正前	長 等								
	議 員								
	その他	66	37,921				37,921	2,409	40,330
	計	66	37,921				37,921	2,409	40,330
比 較	長 等								
	議 員								
	その他		△3,257				△3,257		△3,257
	計		△3,257				△3,257		△3,257

一 般 職

(1) 総 括

(単位：千円)

区 分	職員数 (人)	給 与 費			共 済 費	合 計	備 考
		給 料	職員手当	計			
補正後	(1) 21	64,318	49,813	114,131	22,049	136,180	
補正前	(1) 22	74,763	46,445	121,208	24,590	145,798	
比 較	() △1	△10,445	3,368	△7,077	△2,541	△9,618	

() 内は、再任用短時間勤務職員であり、外書きである。

(単位：千円)

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	地域手当	扶養手当	特別調整額	通勤手当	特殊勤務手当	時間外勤務手当
	補正後		7,937	1,254	875	1,441	
補正前		7,690	1,254	874	1,441		4,905
比 較		247		1			6,535
区 分	夜間勤務手当	住居手当	退職手当	期末手当	勤勉手当	合 計	
補正後			930		16,622	9,314	49,813
補正前			720		19,393	10,168	46,445
比 較			210		△2,771	△854	3,368

議案第6号

平成27年度

小金井市

後期高齢者医療特別会計

補正予算

(第2回)

平成27年度小金井市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2回）

平成27年度小金井市の後期高齢者医療特別会計の補正予算（第2回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ72,302千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,397,149千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成28年2月22日提出

東京都小金井市長 西岡 真一郎

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 後期高齢者医療保険料		千円 1,338,320	千円 △11,380	千円 1,326,940
	1 後期高齢者医療保険料	1,338,320	△11,380	1,326,940
3 繰入金		1,028,769	△64,371	964,398
	1 他会計繰入金	1,028,769	△64,371	964,398
5 諸収入		86,518	3,449	89,967
	3 受託事業収入	75,665	1,250	76,915
	4 雑収入	2,771	2,199	4,970
歳入合計		2,469,451	△72,302	2,397,149

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
2 保険給付費		千円 30,100	千円 1,250	千円 31,350
	1 葬祭費	30,100	1,250	31,350
3 広域連合納付金		2,346,839	△75,751	2,271,088
	1 広域連合納付金	2,346,839	△75,751	2,271,088
5 諸支出金		15,872	2,199	18,071
	2 繰出金	5,607	2,199	7,806
歳出合計		2,469,451	△72,302	2,397,149

議案第6号資料

平成27年度

小金井市

後期高齢者医療特別会計

補正予算事項別明細書

(第2回)

1 総括 歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
1 後期高齢者医療 保 険 料		1,338,320	△11,380	1,326,940
	1 後期高齢者医療保険料	1,338,320	△11,380	1,326,940
3 繰 入 金		1,028,769	△64,371	964,398
	1 他 会 計 繰 入 金	1,028,769	△64,371	964,398
5 諸 収 入		86,518	3,449	89,967
	3 受 託 事 業 収 入	75,665	1,250	76,915
	4 雑 入	2,771	2,199	4,970
歳 入 合 計		2,469,451	△72,302	2,397,149

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
2 保 険 給 付 費		千円 30,100	千円 1,250	千円 31,350
	1 葬 祭 費	30,100	1,250	31,350
3 広域連合納付金		2,346,839	△75,751	2,271,088
	1 広域連合納付金	2,346,839	△75,751	2,271,088
5 諸 支 出 金		15,872	2,199	18,071
	2 繰 出 金	5,607	2,199	7,806
歳 出 合 計		2,469,451	△72,302	2,397,149

補 正 額 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国 都 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
千 円	千 円	千 円	千 円
		1,250	
		1,250	
		△75,751	
		△75,751	
		2,199	
		2,199	
		△72,302	

2 歳 入

款 1 後期高齢者医療保険料

項 1 後期高齢者医療保険料

目	補正前の額	補 正 額	計	節	
				区 分	金 額
	千円	千円	千円		千円
1 特別徴収保険料	708,424	△ 125,484	582,940	1 現年度分	△ 125,484
2 普通徴収保険料	629,896	114,104	744,000	1 現年度分	113,603
				2 滞納繰越分	501

款 3 繰 入 金

項 1 他会計繰入金

目	補正前の額	補 正 額	計	節	
				区 分	金 額
	千円	千円	千円		千円
1 一般会計繰入金	1,028,769	△ 64,371	964,398	1 療養給付費繰入金	△ 44,222
				2 保険基盤安定繰入金	△ 1,806
				4 保険料軽減措置繰入金	△ 18,343

款 5 諸 収 入

項 3 受託事業収入

目	補正前の額	補 正 額	計	節	
				区 分	金 額
	千円	千円	千円		千円
1 受託事業収入	75,665	1,250	76,915	2 葬祭費受託事業収入	1,250

説	明	千円
1 現年度分 (高齢者の医療の確保に関する法律第104条)	(保険年金課) △	125,484
1 現年度分 (高齢者の医療の確保に関する法律第104条)	(保険年金課)	113,503
2 過年度分 (高齢者の医療の確保に関する法律第104条)	(保険年金課)	100
1 滞納繰越分 (高齢者の医療の確保に関する法律第104条)	(保険年金課)	501

説	明	千円
1 療養給付費繰入金	(保険年金課) △	44,222
1 保険基盤安定繰入金	(保険年金課) △	1,806
1 保険料軽減措置繰入金	(保険年金課) △	18,343

説	明	千円
1 葬祭費受託事業収入	(保険年金課)	1,250

款 5 諸 収 入

項 4 雑 入

目	補正前の額	補 正 額	計	節	
				区 分	金 額
1 雑 入	千円 2,771	千円 2,199	千円 4,970	1 雑 入	千円 2,199

説	明	
2 長寿・健康増進事業補助金	(保険年金課)	千円 2,199

3 歳 出

款 2 保険給付費

項 1 葬 祭 費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 葬 祭 費	30,100	1,250	31,350			1,250
						1,250

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
	19 負担金補助及び交付金	1,250	1 葬祭費に要する経費 (保険年金課) 1,250 19 負担金補助及び交付金 (1,250) 葬 祭 費 1,250

款 3 広域連合納付金

項 1 広域連合納付金

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特定財源		
				国都支出金	地方債	その他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 広域連合分賦金	2,346,839	△ 75,751	2,271,088			△ 75,751
						△ 75,751

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
	19 負担金補助及び交付金	△ 75,751	1 広域連合分賦金に要する 経費 (保険年金課) △ 75,751
			19 負担金補助及び交付金 (△ 75,751) 療養給付費負担金 △ 44,222 保険料等負担金 △ 11,380 保険基盤安定負担金 △ 1,806 保険料軽減措置負担金 △ 18,343

款 5 諸支出金

項 2 繰出金

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 繰 出 金	5,607	2,199	7,806			2,199
						2,199

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
	28 繰出金	2,199	1 一般会計繰出金 (保険年金課) 2,199
			28 繰出金 (2,199) 一般会計繰出金 2,199

議案第7号

平成28年度

小金井市一般会計予算



平成28年度小金井市一般会計予算

平成28年度小金井市の一般会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ40,204,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、5,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費(賃金に係る共済費を除く。)に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

平成28年2月22日提出

東京都小金井市長 西岡 真一郎

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 市 税		20,558,282 千円
	1 市 民 税	10,896,126
	2 固 定 資 産 税	7,313,393
	3 軽 自 動 車 税	51,069
	4 市 た ば こ 税	529,442
	5 都 市 計 画 税	1,768,252
2 地 方 譲 与 税		161,000
	1 地 方 揮 発 油 譲 与 税	43,000
2 自 動 車 重 量 譲 与 税		118,000
3 利 子 割 交 付 金		62,000
	1 利 子 割 交 付 金	62,000
4 配 当 割 交 付 金		341,000
	1 配 当 割 交 付 金	341,000
5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金		201,000
	1 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	201,000
6 地 方 消 費 税 交 付 金		2,363,000
	1 地 方 消 費 税 交 付 金	2,363,000
7 自 動 車 取 得 税 交 付 金		78,000
	1 自 動 車 取 得 税 交 付 金	78,000
8 地 方 特 例 交 付 金		55,000
	1 地 方 特 例 交 付 金	55,000
9 地 方 交 付 税		50,000
	1 地 方 交 付 税	50,000
10 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金		12,000
	1 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	12,000
11 分 担 金 及 び 負 担 金		345,866
	1 負 担 金	345,866
12 使 用 料 及 び 手 数 料		887,718
	1 使 用 料	406,407
	2 手 数 料	481,311

款	項	金額
13 国庫支出金		6,965,907
	1 国庫負担金	4,818,240
	2 国庫補助金	2,111,785
	3 委託金	35,882
14 都支出金		5,879,044
	1 都負担金	1,616,738
	2 都補助金	3,223,390
	3 委託金	1,038,916
15 財産収入		14,505
	1 財産運用収入	7,659
	2 財産売却収入	6,846
16 寄附金		4,167
	1 寄附金	4,167
17 繰入金		945,359
	1 基金繰入金	945,359
18 繰越金		440,000
	1 繰越金	440,000
19 諸収入		201,152
	1 延滞金・加算金及び過料	30,004
	2 預金利子	245
	3 受託事業収入	518
	4 収益事業収入	20,000
	5 雑収入	150,385
20 市債		639,000
	1 市債	639,000
歳入合計		40,204,000

歳 出

款	項	金 額
1 議 会 費		千円 374,795
	1 議 会 費	374,795
2 総 務 費		3,514,478
	1 総 務 管 理 費	2,565,529
	2 徴 税 費	501,972
	3 戸 籍 住 民 基 本 台 帳 費	225,548
	4 選 挙 費	184,760
	5 統 計 調 査 費	4,700
	6 監 査 委 員 費	31,969
3 民 生 費		18,123,304
	1 社 会 福 祉 費	7,216,780
	2 児 童 福 祉 費	7,614,030
	3 生 活 保 護 費	3,260,028
	4 国 民 年 金 費	32,466
4 衛 生 費		4,114,033
	1 保 健 衛 生 費	987,935
	2 清 掃 費	3,126,098
5 労 働 費		14,487
	1 労 働 諸 費	14,487
6 農 林 水 産 業 費		44,104
	1 農 業 費	44,104
7 商 工 費		179,201
	1 商 工 費	179,201
8 土 木 費		6,115,417
	1 土 木 管 理 費	198,299
	2 道 路 橋 り よ う 費	1,230,630
	3 河 川 費	2,475
	4 都 市 計 画 費	4,677,456
	5 住 宅 費	6,557
9 消 防 費		1,762,151
	1 消 防 費	1,762,151

款	項	金 額
10 教 育 費		千円 3,168,424
	1 教 育 総 務 費	689,322
	2 小 学 校 費	892,936
	3 中 学 校 費	569,930
	4 社 会 教 育 費	697,710
	5 保 健 体 育 費	318,526
11 公 債 費		2,683,433
	1 公 債 費	2,683,433
12 諸 支 出 金		57,240
	1 土 地 基 金 費	1
	2 開 発 公 社 費	57,239
13 予 備 費		52,933
	1 予 備 費	52,933
歳 出 合 計		40,204,000

第 2 表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
小金井市土地開発公社用地先行取得事業（平成28年度）	平成28年度 ～平成43年度	平成28年度において小金井市土地開発公社が取得する用地等の買取りに要する額
金融機関に対する債務保証	平成28年度 ～平成43年度	小金井市が小金井市土地開発公社に委託した業務につき、同公社が融資を受けた元金及び利子
固定資産台帳整備及び財務書類作成支援委託料	平成29年度	6, 504千円
保健福祉総合計画策定支援委託料	平成29年度	5, 049千円
清掃関連施設整備基本計画策定支援委託料	平成29年度	27, 908千円
東小金井事業創造センター指定管理委託料	平成28年度 ～平成33年度	東小金井事業創造センターの管理運営に要する額
GHPエアコン借上料その2（平成28年度導入分）	平成29年度 ～平成38年度	9, 134千円

第 3 表 地方債

番号	起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	備考
1	東小金井駅北口土地区画整理事業	千円 253,000	証書借入 又は 証券発行	4.5%以内 (ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる資金 について、 利率の見直 しを行った 後において は、当該見 直し後の利 率)	借入の時から据置期間を含み、30年以内に償還する。 ただし、財政その他の都合により据置期間及び償還年限を短縮し、もしくは繰上償還をし、又は低利債に借換えすることができる。	借入年度 平成28年度 ただし、事業の進捗又は財源その他の都合により、起債額の全部又は一部を翌年度に繰り越して借り入れることができる。
2	都市計画道路3・4・12号線整備事業	45,100				
3	都市計画道路3・4・8号線整備事業	32,300				
4	小長久保公用地取得事業	36,900				
5	貫井けやき公園用地取得事業	28,700				
6	防災行政無線デジタル化整備事業	243,000				
合 計		639,000				

議案第8号

平成28年度

小金井市

国民健康保険特別会計予算

平成28年度小金井市国民健康保険特別会計予算

平成28年度小金井市の国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ12,392,551千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、100,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおり定める。

(1) 保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

平成28年2月22日提出

東京都小金井市長 西岡 真一郎

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
		千円
1 国民健康保険税		2,704,683
	1 国民健康保険税	2,704,683
2 使用料及び手数料		2
	1 手 数 料	2
3 国庫支出金		2,123,821
	1 国庫負担金	2,105,821
	2 国庫補助金	18,000
4 療養給付費等交付金		235,275
	1 療養給付費等交付金	235,275
5 前期高齢者交付金		2,190,201
	1 前期高齢者交付金	2,190,201
6 都 支 出 金		781,386
	1 都 負 担 金	88,937
	2 都 補 助 金	692,449
7 共 同 事 業 交 付 金		2,818,724
	1 共 同 事 業 交 付 金	2,818,724
8 財 産 収 入		16
	1 財 産 運 用 収 入	16
9 繰 入 金		1,513,138
	1 他 会 計 繰 入 金	1,493,138
	2 基 金 繰 入 金	20,000
10 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
11 諸 収 入		25,304
	1 延滞金・加算金及び過料	20,152
	2 雑 入	5,152
歳 入 合 計		12,392,551

歳 出

款	項	金 額
1 総 務 費		176,541
	1 総 務 管 理 費	145,938
	2 徴 税 費	30,603
2 保 險 給 付 費		7,097,765
	1 療 養 諸 費	6,227,273
	2 高 額 療 養 費	786,884
	3 移 送 費	57
	4 出 産 育 児 諸 費	67,532
	5 葬 祭 費	6,450
	6 結核・精神医療給付費	9,569
3 後期高齢者支援金等		1,434,026
	1 後期高齢者支援金等	1,434,026
4 前期高齢者納付金等		774
	1 前期高齢者納付金等	774
5 老人保健拠出金		42
	1 老人保健拠出金	42
6 介護納付金		583,312
	1 介護納付金	583,312
7 共同事業拠出金		2,928,697
	1 共同事業拠出金	2,928,697
8 保健事業費		137,035
	1 特定健康診査等事業費	109,261
	2 保健事業費	27,774
9 基金積立金		16
	1 基金積立金	16
10 公 債 費		201
	1 公 債 費	201
11 諸 支 出 金		12,728
	1 償還金及び還付金	12,728
12 予 備 費		21,414
	1 予 備 費	21,414
歳 出 合 計		12,392,551

議案第9号

平成28年度

小金井市

下水道事業特別会計予算

平成28年度小金井市下水道事業特別会計予算

平成28年度小金井市の下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,498,517千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、60,000千円と定める。

平成28年2月22日提出

東京都小金井市長 西岡 真一郎

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 分担金及び負担金		千円 2
	1 負 担 金	2
2 使用料及び手数料		985,654
	1 使 用 料	985,401
	2 手 数 料	253
3 国庫支出金		24,200
	1 国庫補助金	24,200
4 都 支 出 金		1,462
	1 都 補 助 金	1,462
5 財 産 収 入		8
	1 財 産 運 用 収 入	8
6 寄 附 金		1
	1 寄 附 金	1
7 繰 入 金		408,124
	1 他 会 計 繰 入 金	408,124
8 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
9 諸 収 入		65
	1 延滞金及び過料	2
	2 雑 入	63
10 市 債		79,000
	1 市 債	79,000
歳 入 合 計		1,498,517

歳 出

款	項	金 額
1 下 水 道 費		1,350,483
	1 下 水 道 管 理 費	1,104,208
	2 下 水 道 建 設 費	246,275
2 基 金 積 立 金		9
	1 基 金 積 立 金	9
3 公 債 費		139,485
	1 公 債 費	139,485
4 予 備 費		8,540
	1 予 備 費	8,540
歳 出 合 計		1,498,517

第 2 表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
下水道使用料検討支援委託料	平成 2 9 年度	2, 8 4 4 千円
地方公営企業会計導入支援委託料	平成 2 8 年度 ～平成 3 1 年度	地方公営企業会計の導入支援に 要する額

第 3 表 地方債

番号	起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法	備 考
1	公共下水道事業	千円 49,000	証書借入 又は 証券発行	4.5% 以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入の時から据置期間を含み、40年以内に償還する。 ただし、財政その他の都合により据置期間及び償還年限を短縮し、もしくは繰上償還をし、又は低利債に借換えすることができる。	借入年度 平成28年度 ただし、事業の進捗又はその他の都合により、起債額の全部又は一部を翌年度に繰越して借り入れることができる。
2	流域下水道事業	30,000				
合 計		79,000				

議案第10号

平成28年度

小金井市

介護保険特別会計予算

平成28年度小金井市介護保険特別会計予算

平成28年度小金井市の介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ7,871,142千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、100,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

平成28年2月22日提出

東京都小金井市長 西岡 真一郎

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 保 險 料		1,704,689
	1 介 護 保 險 料	1,704,689
2 使用料及び手数料		1
	1 手 数 料	1
3 国 庫 支 出 金		1,694,762
	1 国 庫 負 担 金	1,328,214
	2 国 庫 補 助 金	366,548
4 支 払 基 金 交 付 金		2,097,017
	1 支 払 基 金 交 付 金	2,097,017
5 都 支 出 金		1,118,915
	1 都 負 担 金	1,087,784
	2 都 補 助 金	31,131
6 財 産 収 入		117
	1 財 産 運 用 収 入	115
	2 財 産 売 払 収 入	2
7 寄 附 金		1
	1 寄 附 金	1
8 繰 入 金		1,255,561
	1 一 般 会 計 繰 入 金	1,226,000
	2 基 金 繰 入 金	29,561
9 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
10 諸 収 入		78
	1 延滞金・加算金及び過料	3
	2 雑 入	75
歳 入 合 計		7,871,142

歳 出

款	項	金 額
1 総 務 費		248,571
	1 総 務 管 理 費	160,687
	2 徴 収 費	4,674
	3 介 護 認 定 審 査 会 費	82,529
	4 趣 旨 普 及 費	681
2 保 険 給 付 費		7,433,838
	1 介 護 サービス等諸費	6,484,733
	2 介 護 予 防 サービス等諸費	527,833
	3 そ の 他 諸 費	9,021
	4 高 額 介 護 サービス等費	193,890
	5 高 額 医 療 合 算 費 介 護 サービス等費	36,336
	6 特 定 入 所 者 費 介 護 サービス等費	182,025
3 財 政 安 定 化 基 金 抛 出 金		1
	1 財 政 安 定 化 基 金 抛 出 金	1
4 地 域 支 援 事 業 費		179,568
	1 介 護 予 防 事 業 費	11,031
	2 包 括 的 支 援 事 業 費 任 意 事 業	124,059
	3 そ の 他 諸 費	113
	4 介 護 予 防 ・ 生 活 支 援 費 サ ー ビ ス 事 業 費	34,424
	5 一 般 介 護 予 防 事 業 費	9,941
5 基 金 積 立 金		115
	1 基 金 積 立 金	115
6 公 債 費		48
	1 公 債 費	48
7 諸 支 出 金		6,079
	1 償 還 金 及 び 還 付 金	6,079
8 予 備 費		2,922
	1 予 備 費	2,922
歳 出 合 計		7,871,142

議案第11号

平成28年度

小金井市

後期高齢者医療特別会計予算

平成28年度小金井市後期高齢者医療特別会計予算

平成28年度小金井市の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,460,366千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

平成28年2月22日提出

東京都小金井市長 西 岡 真一郎

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 後期高齢者医療保険料		千円 1,350,139
	1 後期高齢者医療保険料	1,350,139
2 使用料及び手数料		1
	1 手 数 料	1
3 繰 入 金		1,025,585
	1 他 会 計 繰 入 金	1,025,585
4 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
5 諸 収 入		84,640
	1 延滞金加算金及び過料	2
	2 償還金及び還付加算金	2,510
	3 受 託 事 業 収 入	79,095
	4 雑 入	3,033
歳 入 合 計		2,460,366

歳 出

款	項	金 額
1 総 務 費		千円 8,835
	1 総 務 管 理 費	5,794
	2 徴 収 費	3,041
2 保 險 給 付 費		32,550
	1 葬 祭 費	32,550
3 広 域 連 合 納 付 金		2,346,908
	1 広 域 連 合 納 付 金	2,346,908
4 保 健 事 業 費		69,560
	1 保 健 事 業 費	69,560
5 諸 支 出 金		2,510
	1 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	2,510
6 予 備 費		3
	1 予 備 費	3
歳 出 合 計		2,460,366

議案第12号

小金井市行政不服審査法の施行に関する条例

小金井市行政不服審査法の施行に関する条例を別紙のように制定する。

平成28年2月22日提出

小金井市長 西岡 真一郎

(提案理由)

行政不服審査法の全部改正に伴い、同法第81条第1項の規定に基づき設置する小金井市行政不服審査会の組織及び運営その他同法の施行について必要な事項を定めるため、本案を提出するものであります。

小金井市行政不服審査法の施行に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、行政不服審査法(平成26年法律第68号。以下「法」という。)の施行に関して、必要な事項を定めるものとする。

(審理員が行う資料交付に係る手数料及び費用弁償)

第2条 法第38条第6項の規定により読み替えて適用される同条第4項に規定する条例で定める額の手数料は、無料とする。

2 法第38条第1項の規定による書面もしくは書類の写し又は電磁的記録に記録された事項を記載した書面の交付を受ける者は、当該交付に要する費用を負担しなければならない。

(準用)

第3条 法第9条第3項の規定により読み替えて適用される法第38条第1項(他の法令で準用する場合を含む。)の規定による交付については、前条の規定を準用する。

(小金井市行政不服審査会の設置)

第4条 法第81条第1項の規定に基づき、市長の附属機関として、小金井市行政不服審査会(以下「審査会」という。)を置く。

(組織)

第5条 審査会は、3人の委員をもって組織する。

(委員)

第6条 審査会の委員は、審査会の権限に属する事項に関し公正な判断をすることができ、かつ、法律又は行政に関して優れた識見を有する者のうちから、市長が委嘱する。

2 委員の任期は、3年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、非常勤とする。

(会長)

第7条 審査会に、会長を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議及び議事)

第8条 審査会は、会長が招集する。

2 審査会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 審査会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(会議の非公開)

第9条 審査会の行う会議は、非公開とする。

(庶務)

第10条 審査会の庶務は、市長が定める部課において処理する。

(審査会における資料交付に係る手数料及び費用弁償)

第11条 法第81条第3項の規定により読み替えて適用される第78条第4項に規定する条例で定める額の手数料は、無料とする。

2 法第81条第3項の規定により準用される法第78条第1項の規定による主張書面もしくは書類の写し又は電磁的記録に記録された事項を記載した書面の交付を受ける者は、当該交付に要する費用を負担しなければならない。

(守秘義務)

第12条 審査会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

(罰則)

第13条 前条の規定に違反した者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

(委任)

第14条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 第6条第1項の規定による審査会の委員の委嘱に関し必要な準備行為は、この条例の施行の前日においても、行うことができる。

(経過措置)

- 3 この条例の施行後最初に開かれる審査会は、第8条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

(特別職の給与に関する条例の一部改正)

- 4 特別職の給与に関する条例（昭和31年条例第22号）の一部を次のように改正する。

別表第3中

「

名誉市民選考委員会	委員長	日額	11,000円
	委員	日額	10,000円

を

「

名誉市民選考委員会	委員長	日額	11,000円
	委員	日額	10,000円
行政不服審査会	会長	日額	11,000円
	委員	日額	10,000円

に改める。

議案第12号資料1

小金井市行政不服審査法の施行に関する条例の概要について

1 行政不服審査法の改正経緯

去る第186回通常国会において、全面的に改正された行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「改正法」という。）が成立し、平成28年4月1日に施行される。

今般の改正は、行政庁の処分又は不作為に対する不服申立ての制度について、公正性・利便性の向上の観点から抜本的な見直しが行われたものである。

2 現行制度からの主要な改正点

(1) 公正性の向上

ア 審理員の設置（改正法第9条）

審査庁は所属する職員を審理員に指名し、審理員は、審査庁から独立して審査請求に係る審理手続を行う。

イ 第三者機関への諮問（改正法第43条、第81条）

審査庁は審査請求を裁決するに当たって、附属機関を設置し、これに諮問して答申を受けなければならない。

ウ 口頭意見陳述における処分庁への質問（改正法第31条）

口頭意見陳述（口頭で審査請求に係る事件に関する意見を述べる手続）は、処分庁職員も招集され、審査請求人には処分庁への質問権が付与される。

エ 証拠書類等の閲覧、謄写（改正法第38条）

審査請求人等は、審理手続が終結するまでの間、審理員に対し、提出書類等の閲覧又は写し等の交付（謄写）を求めることができる。

(2) 利便性の向上

ア 標準審理期間（改正法第16条）

審査庁は、審査請求が到着してから裁決をするまでに通常要すべき標準的な期間を定めるよう努め、これを定めたと
きは公にしておかなければならない。

イ 審査請求期間の延長（改正法第18条第1項）

審査請求をすることができる期間が、「処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内」から「処分が
あったことを知った日の翌日から起算して3月以内」に延長される。

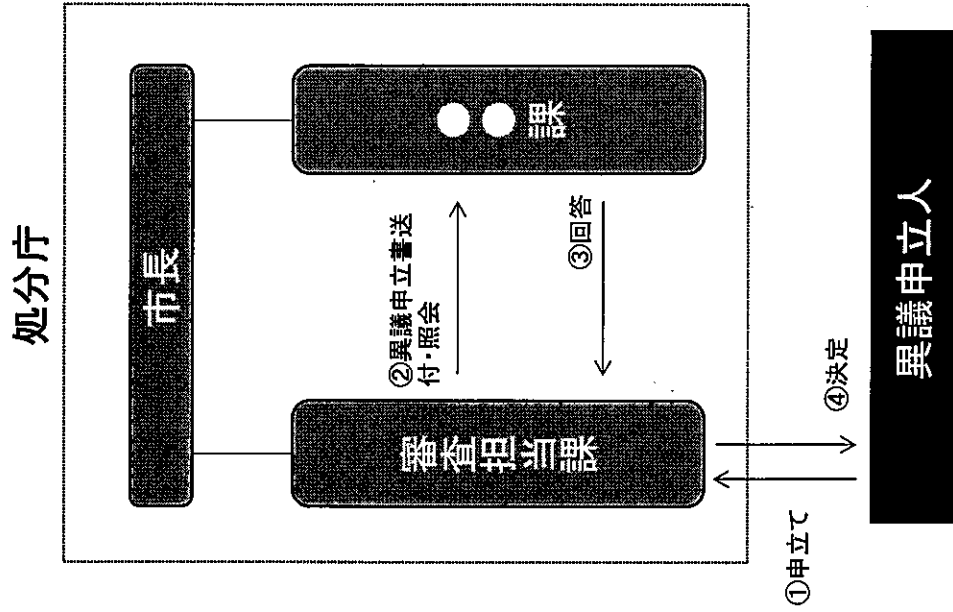
3 小金井市行政不服審査法の施行に関する条例の概要

項目	条項	規定の根拠	規定内容及び理由
小金井市行政不服審査会	<p>第4条から第8条まで 設置、組織、委員、会長及び 議事等</p>	<p>地方公共団体に、執行機関の 附属機関として、その権限に 属させられた事項を処理する ための機関を置くこととし、 その組織及び運営に関し必要 な事項は条例で定める（改正 法第81条第1項及び第4 項）。</p>	<p>国の行政不服審査会に準じて、 委員数（改正法第72条第1 項）、委員の要件（改正法第6 9条第1項）、委員の任期（改 正法第69条第4項及び第5 項）、会長の権限等（改正法第 70条）及び議事等（行政不服 審査法施行令（平成27年政令 第391号）第20条）を定め る。</p>
	<p>第9条 会議の非公開</p>		<p>行政不服審査会は、個人をはじめ めとして、対象者の個々具体の 処分について調査審議する機関 であることから、会議を非公開 とする旨定める。</p>
	<p>第12条及び第13条 守秘義務及び罰則</p>		<p>国の行政不服審査会に準じて、 委員の守秘義務（改正法第69 条第8項）及び罰則（改正法第 87条）を定める。</p>

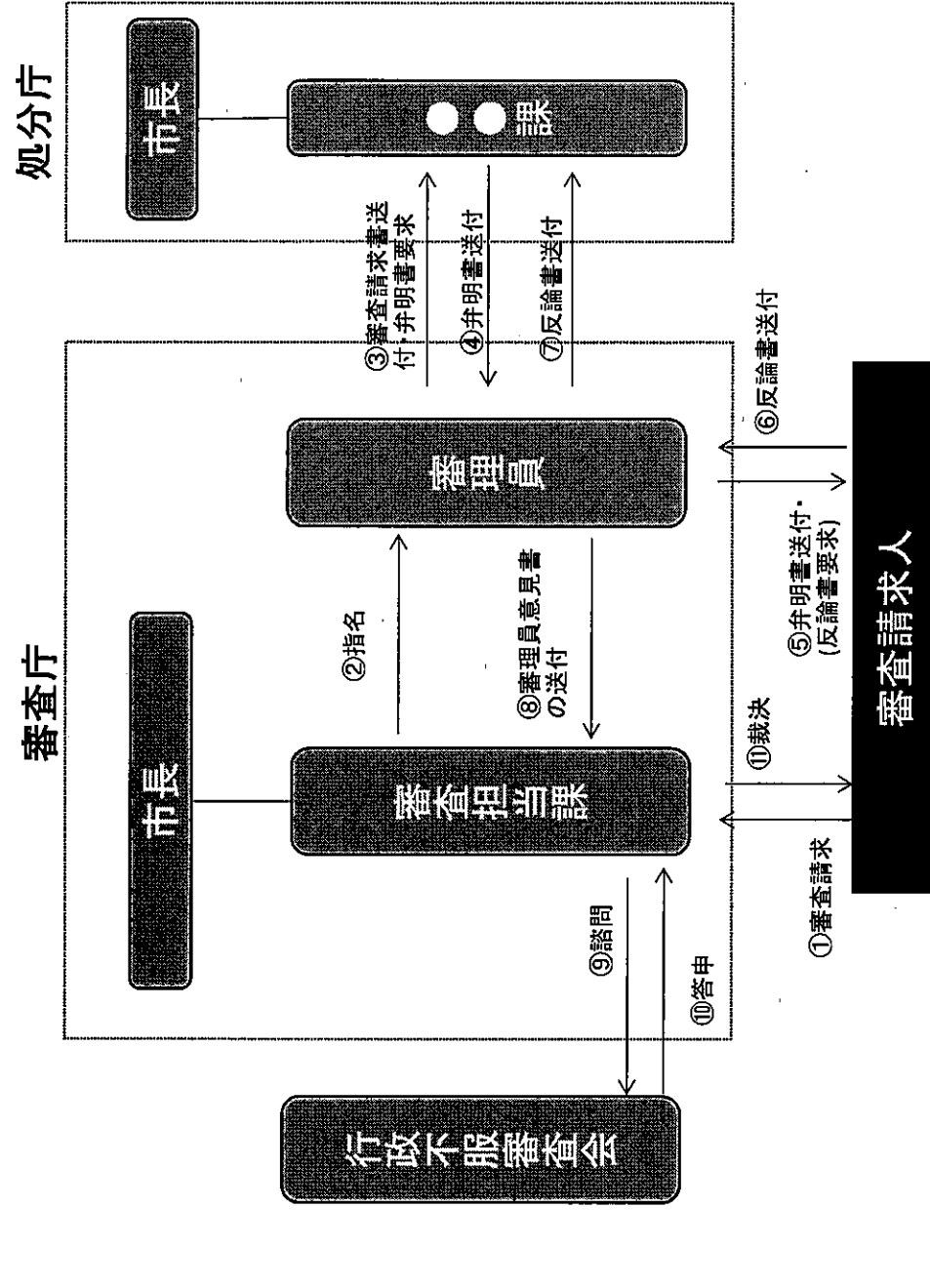
項目	条項	規定の根拠	規定内容及び理由
資料交付に係る手数料及び費用弁償	第2条 審理員が行う場合	審査請求人等は、審理員、審査庁（審理員が指名されない場合に限る。）及び行政不服審査会に対し提出書類等の写しの交付を求めることができ、これについて実費の範囲内において条例で定める額を納めなければならない（改正法第9条第3項、第38条第1項、第4項及び第6項、第78条第1項及び第4項並びに第81条第3項）。	手数料は無料とし、実費の納入が必要である旨規定する。
	第3条 行政委員会等が行う場合		
	第11条 小金井市行政不服審査会が行う場合		

審査請求の流れ

<現行法>



<改正法>



議案第13号

行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を別紙のように制定する。

平成28年2月22日提出

小金井市長 西岡 真一郎

(提案理由)

行政不服審査法の全部改正に伴い、関係条例の規定を整備する必要があるため、本案を提出するものであります。

行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(小金井市情報公開条例の一部改正)

第1条 小金井市情報公開条例（平成14年条例第31号）の一部を次のように改正する。

目次中「不服申立て（第17条）」を「審査請求（第17条・第17条の2）」に改める。

第3章の章名を次のように改める。

第3章 審査請求

第17条の見出しを「（審査請求等）」に改め、同条第1項中「行政不服審査法（昭和37年法律第160号）」を「行政不服審査法（平成26年法律第68号）」に、「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条第2項中「不服申立て」を「審査請求」に、「決定又は裁決」を「裁決」に改め、第3章中同条の次に次の1条を加える。

（審理員による審理手続の適用除外）

第17条の2 前条第1項の規定による審査請求については、行政不服審査法第9条第1項本文の規定は、適用しない。

(小金井市個人情報保護条例の一部改正)

第2条 小金井市個人情報保護条例（昭和63年条例第31号）の一部を次のように改正する。

第24条の見出しを「（審査請求等）」に改め、同条第1項中「行政不服審査法（昭和37年法律第160号）」を「行政不服審査法（平成26年法律第68号）」に、「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条第2項中「不服申立て」を「審査請求」に、「決定又は裁決」を「裁決」に改める。

第25条を次のように改める。

（審理員による審理手続の適用除外）

第25条 前条第1項の規定による審査請求については、行政不服審査法第9条第1項本文の規定は、適用しない。

(小金井市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正)

第3条 小金井市情報公開・個人情報保護審査会条例（平成10年条例第2号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「不服申立人」を「審査請求人」に改め、同条第2項中「不服申

立人」を「審査請求人」に、「不服申立て」を「審査請求」に改める。

(小金井市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

第4条 小金井市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成17年条例第27号)の一部を次のように改正する。

第5条第2号中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

(職員の給与に関する条例の一部改正)

第5条 職員の給与に関する条例(昭和26年条例第3号)の一部を次のように改正する。

第17条の4第2項中「行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第14条又は第45条」を「行政不服審査法(平成26年法律第68号)第18条第1項本文」に改める。

(小金井市市税条例の一部改正)

第6条 小金井市市税条例(平成20年条例第26号)の一部を次のように改正する。

第8条第1項中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

(固定資産評価審査委員会条例の一部改正)

第7条 固定資産評価審査委員会条例(昭和26年条例第24号)の一部を次のように改める。

第4条第2項第1号中「住所」の次に「又は居所」を加え、同項中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 審査の申出に係る処分の内容

第4条第3項中「住所」の次に「又は居所」を加え、「行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第13条第1項」を「行政不服審査法施行令(平成27年政令第391号)第3条第1項」に改め、同条に次の1項を加える。

6 審査申出人は、代表者もしくは管理人、総代又は代理人がその資格を失ったときは、書面でその旨を委員会に届け出なければならない。

第6条第3項を同条第4項とし、同条第2項ただし書を削り、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成14年法律第151号)第3条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して弁明がされた場合には、前項の規定に従って弁明書が提出されたものとみなす。

第6条に次の1項を加える。

- 5 委員会は、審査申出人から反論書の提出があつたときは、これを市長に送付しなければならない。

第13条を削る。

第4章中第12条を第13条とする。

第11条第1項中「場合においては、」の次に「次に掲げる事項を記載し、委員会
が記名押印した」を加え、同項に次の各号を加える。

- (1) 主文
- (2) 事案の概要
- (3) 審査申出人及び市長の主張の要旨
- (4) 理由

第11条を第12条とする。

第10条第1項中「前2条」を「前3条」に改め、同条の次に次の1条を加える。

(手数料及び費用弁償)

第11条 法第433条第11項の規定により読み替えて準用する行政不服審査法
(平成26年法律第68号)第38条第4項に規定する条例で定める額の手数料
は、無料とする。

- 2 法第433条第11項の規定により読み替えて準用する行政不服審査法第38
条第1項の規定による書類もしくは資料の写し又は電磁的記録に記録された事項
を記載した書面の交付を受ける者は、当該交付に要する費用を負担しなければな
らない。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 行政庁の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てであってこの条例の
施行前にされた行政庁の処分その他の行為又はこの条例の施行前にされた申請に係
る行政庁の不作為に係るものについては、なお従前の例による。

行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例新旧対照表

小金井市情報公開条例（第1条関係）

改正条例	現行条例	備考
<p>目次</p> <p>第1章 } 省略</p> <p>第2章 } 省略</p> <p>第3章 審査請求（第17条・第17条の2）</p> <p>第4章 } 省略</p> <p>第5章 } 省略</p> <p>付則</p> <p>第3章 審査請求 （審査請求等）</p> <p>第17条 この条例による市政情報の公開請求に対する処分に不服のあるものは、<u>行政不服審査法（平成26年法律第68号）</u>の規定に基づき<u>審査請求</u>をすることができる。</p> <p>2 実施機関は、前項の<u>審査請求</u>があった場合には、当該<u>審査請求</u>が明らかにならざることを理由として却下するときを 除き、遅滞なく小金井市情報公開・個人情報保護審査会に諮問し、その答申を尊重して当該<u>審査請求</u>について<u>裁決</u>をしなければならない。</p> <p>（<u>審理員による審理手続の適用除外</u>）</p>	<p>目次</p> <p>第1章 } 省略</p> <p>第2章 } 省略</p> <p>第3章 <u>不服申立て（第17条）</u></p> <p>第4章 } 省略</p> <p>第5章 } 省略</p> <p>付則</p> <p>第3章 <u>不服申立て</u> （<u>不服申立て等</u>）</p> <p>第17条 この条例による市政情報の公開請求に対する処分に不服のあるものは、<u>行政不服審査法（昭和37年法律第160号）</u>の規定に基づき<u>不服申立て</u>をすることができる。</p> <p>2 実施機関は、前項の<u>不服申立て</u>があった場合には、当該<u>不服申立て</u>が明らかにならざることを理由として却下するときを 除き、遅滞なく小金井市情報公開・個人情報保護審査会に諮問し、その答申を尊重して当該<u>不服申立て</u>について<u>決定又は裁決</u>をしなければならない。</p>	<p>章名の変更</p> <p>同上</p> <p>行政不服審査法の改正に伴う規定の整備</p> <p>同上</p> <p>審理員による審理</p>

<p>第17条の2 前条第1項の規定による審査請求については、<u>行政不服審査法第9条第1項本文の規定は、適用しない。</u></p> <p>付 則 (施行期日) (経過措置)</p> <p>1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。</p> <p>2 行政庁の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てであつてこの条例の施行前にされた行政庁の処分その他の行為又はこの条例の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為に係るものについては、なお従前の例による。</p>	<p>手続を不要とする 規定の追加</p>
---	---------------------------

小金井市個人情報保護条例（第2条関係）

改正条例	現行条例	備考
<p><u>（審査請求等）</u></p> <p>第24条 この条例による保有個人情報の開示、訂正、削除又は目的外利用等の中止の請求に対する処分不服のある者は、<u>行政不服審査法（平成26年法律第68号）による審査請求を</u>することができる。</p> <p>2 実施機関は、前項の規定による審査請求があつた場合は、当該審査請求が明らかに不適法であることを理由として却下するときは除き、速やかに小金井市情報公開・個人情報保護審査会に諮問し、その答申を尊重して、当該審査請求について<u>裁決して</u>なければならない。</p>	<p><u>（不服申立て等）</u></p> <p>第24条 この条例による保有個人情報の開示、訂正、削除又は目的外利用等の中止の請求に対する処分不服のある者は、<u>行政不服審査法（昭和37年法律第160号）による不服申立て</u>をすることができる。</p> <p>2 実施機関は、前項の規定による不服申立てがあつた場合は、当該不服申立てが明らかに不適法であることを理由として却下するときは除き、速やかに小金井市情報公開・個人情報保護審査会に諮問し、その答申を尊重して、当該不服申立てについて<u>裁決して</u>なければならない。</p>	<p>行政不服審査法の改正に伴う規定の整備</p> <p>同上</p>

<p>(審理員による審理手続の適用除外)</p> <p><u>第25条 前条第1項の規定による審査請求については、行政不服審査法第9条第1項本文の規定は、適用しない。</u></p> <p>付 則 (施行期日)</p> <p>1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。 (経過措置)</p> <p>2 行政庁の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てであつてこの条例の施行前にされた行政庁の処分その他の行為又はこの条例の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為に係るものについては、なお従前の例による。</p>	<p>第25条 削除</p> <p>審理員による審理手続を不要とする規定の追加</p>
--	---

小金井市情報公開・個人情報保護審査会条例（第3条関係）

改正条例	現行条例	備考
<p>(関係者の出席等)</p> <p>第5条 審査会は、実施機関の諮問に係る事案の審査のため必要があると認めるときは、審査請求人、実施機関の職員その他の関係者に対して、必要な資料を提出させ、又は出席を求めて意見もしくは説明を聴くことができる。</p> <p>2 審査会は、当該審査が終了するまでの間において、審査請求人又は審査請求を受けた実施機関から、口頭により意見を述べる旨の申出もしくは資料を提出する旨の申出のあつたときは、その機会を与えることができる。</p>	<p>(関係者の出席等)</p> <p>第5条 審査会は、実施機関の諮問に係る事案の審査のため必要があると認めるときは、<u>不服申立人</u>、実施機関の職員その他の関係者に対して、必要な資料を提出させ、又は出席を求めて意見もしくは説明を聴くことができる。</p> <p>2 審査会は、当該審査が終了するまでの間において、<u>不服申立人</u>又は<u>不服申立て</u>を受けた実施機関から、口頭により意見を述べる旨の申出もしくは資料を提出する旨の申出のあつたときは、その機会を与えることができる。</p>	<p>行政不服審査法の改正に伴う規定の整備 同上</p>

<p>付 則 (施行期日)</p> <p>1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。 (経過措置)</p> <p>2 行政庁の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てであつてこの条例の施行前にされた行政庁の処分その他の行為又はこの条例の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為に係るものについては、なお従前の例による。</p>	
--	--

小金井市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（第4条関係）

改正条例	現行条例	備考
<p>(東京都市公平委員会の報告事項)</p> <p>第5条 東京都市公平委員会が前条の規定により報告しなければならぬ事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 不利益処分に関する審査請求の状況</p> <p>(3) } 省略</p> <p>(4) }</p>	<p>(東京都市公平委員会の報告事項)</p> <p>第5条 東京都市公平委員会が前条の規定により報告しなければならぬ事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 不利益処分に関する不服申立ての状況</p> <p>(3) } 省略</p> <p>(4) }</p>	<p>行政不服審査法の改正に伴う規定の整備</p>
<p>付 則 (施行期日)</p> <p>1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。 (経過措置)</p> <p>2 行政庁の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てであつてこの条例の施行前にされた行政庁の処分その他の行為又はこの条例の施行前にされた申請に係る行政庁の不作</p>		

為に係るものについては、なお従前の例による。

職員の給与に関する条例（第5条関係）

改正条例	現行条例	備考
<p>(期末手当の一時差止め) 第17条の4 省略</p> <p>2 前項の規定による期末手当の支給を一時差し止める処分(以下「一時差止処分」という。)を受けた者は、<u>行政不服審査法(平成26年法律第68号)第18条第1項本文</u>に規定する期間が経過した後においては、当該一時差止処分後の事情の変化を理由に、当該一時差止処分をした者に対し、その取消しを申し立てることができる。</p> <p>3 } 省略 ? } 6 }</p> <p>付則 (施行期日)</p> <p>1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。 (経過措置)</p> <p>2 行政庁の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てであつてこの条例の施行前にされた行政庁の処分その他の行為又はこの条例の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為に係るものについては、なお従前の例による。</p>	<p>(期末手当の一時差止め) 第17条の4 省略</p> <p>2 前項の規定による期末手当の支給を一時差し止める処分(以下「一時差止処分」という。)を受けた者は、<u>行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第14条又は第45条</u>に規定する期間が経過した後においては、当該一時差止処分後の事情の変化を理由に、当該一時差止処分をした者に対し、その取消しを申し立てることができる。</p> <p>3 } 省略 ? } 6 }</p>	<p>行政不服審査法の改正に伴う規定の整備</p>

小金井市市税条例（第6条関係）

改正条例	現行条例	備考
<p>(災害等による期限の延長)</p> <p>第8条 市長は、広範囲にわたる災害その他やむを得ない理由により、法又はこの条例に定める申告、申請、請求その他書類の提出（<u>審査請求</u>に関するものを除く。）又は納付もしくは納入（以下この条において「申告等」という。）に関する期限までにこれらの行為をすることができないと認められる場合には、地域、期日その他必要な事項を指定して当該期限を延長するものとする。</p> <p>2 } 省略 3 } 5 }</p> <p>付 則 (施行期日)</p> <p>1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。 (経過措置)</p> <p>2 行政庁の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てであつてこの条例の施行前にされた行政庁の処分その他の行為又はこの条例の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為に係るものについては、なお従前の例による。</p>	<p>(災害等による期限の延長)</p> <p>第8条 市長は、広範囲にわたる災害その他やむを得ない理由により、法又はこの条例に定める申告、申請、請求その他書類の提出（<u>不服申立て</u>に関するものを除く。）又は納付もしくは納入（以下この条において「申告等」という。）に関する期限までにこれらの行為をすることができないと認められる場合には、地域、期日その他必要な事項を指定して当該期限を延長するものとする。</p> <p>2 } 省略 3 } 5 }</p>	<p>行政不服審査法の改正に伴う規定の整備</p>

固定資産評価審査委員会条例（第7条関係）

改正条例	現行条例	備考
<p>(審査の申出)</p> <p>第4条 省略</p> <p>2 審査申出書には、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <p>(1) 審査申出人の氏名又は名称及び住所</p> <p>(2) 審査の申出に係る処分の内容</p> <p>(3) } 省略</p> <p>(4) } 省略</p> <p>(5) }</p> <p>3 審査申出人が、法人その他の社団もしくは財団であるとき、総代を互選したとき、又は代理人によつて審査の申出をすれば、審査申出書には、前項各号に掲げる事項のほか、その代表者もしくは管理人、総代又は代理人の氏名及び住所又は居所を記載し、<u>行政不服審査法施行令（平成27年政令第391号）第3条第1項に規定する書面を添付しなければならない。</u></p> <p>4 } 省略</p> <p>5 }</p> <p>6 審査申出人は、代表者もしくは管理人、総代又は代理人がその資格を失つたときは、書面でその旨を委員会に届け出なければならない。</p> <p>(書面審理)</p> <p>第6条 省略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、<u>行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成14年法律第151号）第3条第</u></p>	<p>(審査の申出)</p> <p>第4条 省略</p> <p>2 審査申出書には、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <p>(1) 審査申出人の氏名又は名称及び住所</p> <p>(2) } 省略</p> <p>(3) } 省略</p> <p>(4) }</p> <p>3 審査申出人が、法人その他の社団もしくは財団であるとき、総代を互選したとき、又は代理人によつて審査の申出をすれば、審査申出書には、前項各号に掲げる事項のほか、その代表者もしくは管理人、総代又は代理人の氏名及び住所を記載し、<u>行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第13条第1項に規定する書面を添付しなければならない。</u></p> <p>4 } 省略</p> <p>5 }</p> <p>(書面審理)</p> <p>第6条 省略</p>	<p>行政不服審査法の改正に伴う規定の整備</p> <p>同上</p> <p>同上</p> <p>行政不服審査法の改正に伴う規定の</p>

1 項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して弁明がされた場合には、前項の規定に従って弁明書が提出されたものとみなす。

3 委員会は、弁明書の提出があつた場合においては、審査申出人に対しその副本及び必要と認める資料の概要を記載した文書を送付しなければならない。

4 省略

5 委員会は、審査申出人から反論書の提出があつたときは、これを市長に送付しなければならない。
(議事についての調書)

第10条 書記は、前3条に規定するもののほか、委員会の議事について調書を作成しなければならない。

2 省略
(手数料及び費用弁償)

第11条 法第433条第1項の規定により読み替えて準用する行政不服審査法(平成26年法律第68号)第38条第4項に規定する条例で定める額の手数料は、無料とする。

2 法第433条第1項の規定により読み替えて準用する行政不服審査法第38条第1項の規定による書類もしくは資料の写し又は電磁的記録に記録された事項を記載した書面の交付を受ける者は、当該交付に要する費用を負担しなければならない。
(決定書の作成)

第12条 委員会は、審査の決定をする場合においては、次に掲げる事項を記載し、委員会が記名押印した決定書を作成しなければならない。

2 委員会は、弁明書の提出があつた場合においては、審査申出人に対しその副本及び必要と認める資料の概要を記載した文書を送付しなければならない。ただし、審査の申出の全部を容認すべきときは、この限りでない。

3 省略
(議事についての調書)

第10条 書記は、前2条に規定するもののほか、委員会の議事について調書を作成しなければならない。

2 省略
(決定書の作成)

第11条 委員会は、審査の決定をする場合においては、決定書を作成しなければならない。

整備

行政不服審査法の改正に伴う規定の整備

同上

同上

規定の整備

資料等の交付に係る手数料等の規定の追加

同上

行政不服審査法の改正に伴う規定の整備及び条の繰下

- (1) 主文
- (2) 草案の概要
- (3) 審査申出人及び市長の主張の要旨
- (4) 理由

2 省略
(審査の秩序維持)
第1.3条 省略

付 則
(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 行政庁の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てであつてこの条例の施行前にされた行政庁の処分その他の行為又はこの条例の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為に係るものについては、なお従前の例による。

げ

2 省略
(審査の秩序維持)
第1.2条 省略
第1.3条 削除

条の繰下げ
条の削除

議案第14号

地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を別紙のように制定する。

平成28年2月22日提出

小金井市長 西岡 真一郎

(提案理由)

地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴い、規定を整備する必要があるため、本案を提出するものであります。

地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(小金井市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正)

第1条 小金井市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成18年条例第31号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第24条第6項」を「第24条第5項」に改める。

(小金井市職員の分限に関する手続および効果に関する条例の一部改正)

第2条 小金井市職員の分限に関する手続および効果に関する条例(昭和30年条例第29号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「職員の降任または」を「職員を降任し、又は」に、「勤務成績評定表」を「人事評価」に、「場合、または」を「場合又は」に改め、同条第2項中「降任、または」を「降任し、又は」に、「ありまたは」を「あり、又は」に改め、同条第3項中「降任または」を「降任し、又は」に改め、同条第4項中「降任または」を「降任し、又は」に、「降任しまたは」を「降任し、又は」に改める。

(小金井市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正)

第3条 小金井市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例(昭和30年条例第28号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第24条第6項」を「第24条第5項」に改める。

(小金井市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

第4条 小金井市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成17年条例第27号)の一部を次のように改正する。

第3条第2号中「競争試験及び選考」を「人事評価」に改め、同条中第10号を第11号とし、第9号を第10号とし、同条第8号中「及び勤務成績の評定」を削り、同号を同条第9号とし、同条第7号の次に次の1号を加える。

(8) 職員の退職管理の状況

(職員の給与に関する条例の一部改正)

第5条 職員の給与に関する条例(昭和26年条例第3号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第24条第6項」を「第24条第5項」に改める。

(職員の旅費に関する条例の一部改正)

第6条 職員の旅費に関する条例(昭和36年条例第8号)の一部を次のように改正

する。

第1条中「第24条第6項」を「第24条第5項」に改める。

付 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

議案第14号資料

地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例新旧対照表

小金井市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（第1条関係）

改正条例	現行条例	備考
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号。以下「法」という。）第3条第1項及び第2項、第4条、第5条、第6条第2項並びに第7条第1項及び第2項並びに地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第5項の規定に基づき、職員の任期を定めた採用及び任期を定めて採用された職員の給与の特例に關し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>付 則</p> <p>この条例は、平成28年4月1日から施行する。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号。以下「法」という。）第3条第1項及び第2項、第4条、第5条、第6条第2項並びに第7条第1項及び第2項並びに地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第6項の規定に基づき、職員の任期を定めた採用及び任期を定めて採用された職員の給与の特例に關し必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>法改正に伴う引用条項の整備</p>

小金井市職員の分限に関する手続および効果に関する条例（第2条関係）

改正条例	現行条例	備考
<p>(降任、免職の手続および効果)</p> <p>第3条 法第28条第1項第1号の規定によつて職員を降任し、又は免職することができる場合は、人事評価に基づきその職員の勤務成績が良好でないと認められる場合又はその職員の勤務成績が良好でないことを実証するにたる客観的事実があると認められる場合とする。</p> <p>2 法第28条第1項第2号の規定によつて職員を降任し、又は免職することができる場合は、任命権者の指定する医師によつて職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないと診断された</p>	<p>(降任、免職の手続および効果)</p> <p>第3条 法第28条第1項第1号の規定によつて職員の降任または免職することができる場合は、勤務成績評定表に基づきその職員の勤務成績が良好でないと認められる場合、またはその職員の勤務成績が良好でないことを実証するにたる客観的事実があると認められる場合とする。</p> <p>2 法第28条第1項第2号の規定によつて職員を降任、または免職することができる場合は、任命権者の指定する医師によつて職務の遂行に支障があり、またはこれに堪えないと診断された</p>	<p>用語の整備 法改正に伴う規定の整備 用語の整備</p>

<p>場合とする。</p> <p>3 法第28条第1項第3号の規定によつて職員を降任し、又は免職することができる場合は、その職員が明らかにその職に必要な適格性を欠くと認められ、その職員をその現に有する他の職に転換することができない場合に限るものとする。</p> <p>4 法第28条第1項第4号の規定によつて職員を降任し、又は免職する場合は、当該職員のうちいずれを降任し、又は免職するかは任命権者が定める。ただし、法第13条および法第56条の規定に反してこれを行なうことはできない。</p> <p>5 省略</p> <p>付 則</p> <p>この条例は、平成28年4月1日から施行する。</p>	<p>場合とする。</p> <p>3 法第28条第1項第3号の規定によつて職員を降任または免職することができる場合は、その職員が明らかにその職に必要な適格性を欠くと認められ、その職員をその現に有する他の職に転換することができない場合に限るものとする。</p> <p>4 法第28条第1項第4号の規定によつて職員を降任または免職する場合は、当該職員のうちいずれを降任し、又は免職するかは任命権者が定める。ただし、法第13条および法第56条の規定に反してこれを行なうことはできない。</p> <p>5 省略</p>	<p>用語の整備</p> <p>同上</p>
--	---	------------------------

小金井市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（第3条関係）

改正条例	現行条例	備考
<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第24条第5項の規定に基づき、職員の勤務時間、休日、休暇等に関し、必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>付 則</p> <p>この条例は、平成28年4月1日から施行する。</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第24条第6項の規定に基づき、職員の勤務時間、休日、休暇等に関し、必要な事項を定めることを目的とする。</p>	<p>法改正に伴う引用条項の整備</p>

小金井市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（第4条関係）

改正条例	現行条例	備考
<p>(任命権者の報告事項)</p>	<p>(任命権者の報告事項)</p>	

第3条 前条の規定により人事行政の運営の状況に関し任命権者が報告しなければならない事項は、職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員（法第28条の5第1項の規定により採用された短時間勤務の職を占める職員及び小金井市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成18年条例第31号）第4条の規定により採用された職員を除く。）を除く。以下同じ。）に係る次に掲げる事項とする。

- (1) 省略
- (2) 職員の人事評価の状況

(3) } 省略
 (4) }
 (7) }

- (8) 職員の退職管理の状況
- (9) 職員の研修の状況
- (10) 省略
- (11) 省略

付 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

第3条 前条の規定により人事行政の運営の状況に関し任命権者が報告しなければならない事項は、職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員（法第28条の5第1項の規定により採用された短時間勤務の職を占める職員及び小金井市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成18年条例第31号）第4条の規定により採用された職員を除く。）を除く。以下同じ。）に係る次に掲げる事項とする。

- (1) 省略
- (2) 職員の競争試験及び選考の状況

(3) } 省略
 (4) }
 (7) }

- (8) 職員の研修及び勤務成績の評定の状況
- (9) 省略
- (10) 省略

報告事項の変更

報告事項の追加
 報告事項の変更
 号の繰下げ

職員の給与に関する条例（第5条関係）

改正条例

(目的)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第24条第5項の規定に基づき、職員の給与に関する事項を定めることを目的とする。

付 則

現行条例

(目的)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第24条第6項の規定に基づき、職員の給与に関する事項を定めることを目的とする。

備考

法改正に伴う引用条項の整備

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

職員の旅費に関する条例（第6条関係）

改正条例	現行条例	備考
<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第24条第5項の規定に基づき、公務のために旅行する職員に対し支給する旅費に関し必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>付 則</p> <p>この条例は、平成28年4月1日から施行する。</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第24条第6項の規定に基づき、公務のために旅行する職員に対し支給する旅費に関し必要な事項を定めることを目的とする。</p>	<p>法改正に伴う引用条項の整備</p>

議案第15号

小金井市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する
条例

小金井市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を別紙のように改正する。

平成28年2月22日提出

小金井市長 西岡 真一郎

(提案理由)

学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う学校教育法の改正により、本条例の一部を改正する必要があるため、本案を提出するものであります。

小金井市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する
条例

小金井市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（昭和30年条例第28号）の一部を次のように改正する。

第10条の4第1項中「小学校」を「小学校の課程、義務教育学校の前期課程」に改める。

付 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

小金井市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正条例	現行条例	備考
<p>(子どもの看護休暇) 第10条の4 子どもの看護休暇は、12歳に達する日又は小学校の課程、義務教育学校の前期課程もしくは特別支援学校の小学部の課程を修了した日の最初の3月31日（ただし、15歳に達する日以後の最初の3月31日を限度とする。）までの間において同じ。）を養育する職員が、その子（配偶者の間にある子（次項において「養育する子」という。）の看護（負傷し、又は疾病にかかったその子の世話をを行うことを行う。）のため又は9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子に予防接種もしくは健康診断を受けさせるため勤務しないことが相当であると認められる場合の休暇とする。</p> <p>2 } 省略 3</p>	<p>(子どもの看護休暇) 第10条の4 子どもの看護休暇は、12歳に達する日又は小学校もしくは特別支援学校の小学部の課程を修了した日のいずれか遅い日以後の最初の3月31日（ただし、15歳に達する日以後の最初の3月31日を限度とする。）までの間にある子（配偶者の間にある子（次項において「養育する子」という。）の看護（負傷し、又は疾病にかかったその子の世話をを行うことを行う。）のため又は9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子に予防接種もしくは健康診断を受けさせるため勤務しないことが相当であると認められる場合の休暇とする。</p> <p>2 } 省略 3</p>	<p>規定の整備</p>
<p>付 則 この条例は、平成28年4月1日から施行する。</p>		

議案第16号

公聴会参加者等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例

公聴会参加者等の実費弁償に関する条例の一部を別紙のように改正する。

平成28年2月22日提出

小金井市長 西岡 真一郎

(提案理由)

農業協同組合法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う農業委員会等に関する法律の改正により、本条例の一部を改正する必要があるため、本案を提出するものであります。

公聴会参加者等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例

公聴会参加者等の実費弁償に関する条例（昭和45年条例第26号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「第29条第1項」を「第35条第1項」に改める。

付 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

議案第16号資料

公聴会参加者等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正条例	現行条例	備考
<p>別表第1 (第2条関係)</p> <p>省略</p> <p>(8) 農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第8号)第35条第1項の規定により、小金井市農業委員会の要求に応じ出頭した者</p> <p>省略</p> <p>付 則</p> <p>この条例は、平成28年4月1日から施行する。</p>	<p>別表第1 (第2条関係)</p> <p>省略</p> <p>(8) 農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第8号)第29条第1項の規定により、小金井市農業委員会の要求に応じ出頭した者</p> <p>省略</p>	<p>法改正に伴う引用条項の整備</p>

議案第17号

特別職の給与に関する条例の特例に関する条例

特別職の給与に関する条例の特例に関する条例を別紙のように制定する。

平成28年2月22日提出

小金井市長 西岡 真一郎

(提案理由)

真の行財政改革の推進に向け、市長としてのリーダーシップを明確にするため、本案を提出するものであります。

特別職の給与に関する条例の特例に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、市長に支給する給料について、特別職の給与に関する条例（昭和31年条例第22号）第2条第1項の特例を定めることを目的とする。

(給料の特例)

第2条 平成28年2月22日に在職する市長（以下単に「市長」という。）の任期中に限り、市長に支給する給料月額は、868,500円とする。

(退職手当の基礎となる給料月額)

第3条 市長の職にあった者に対し、退職手当を支給する場合には、前条の規定は、適用しない。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(有効期限)

2 この条例は、市長の退職の日の翌日に、その効力を失う。

議案第18号

小金井市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例及び職員
の給与に関する条例の一部を改正する条例

小金井市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例及び職員の給与に
関する条例の一部を別紙のように改正する。

平成28年2月22日提出

小金井市長 西岡 真一郎

(提案理由)

東京都人事委員会勧告、人事院勧告等を踏まえ、給料月額の改定、勤勉手当の年間
支給月数の引上げ、地域手当の支給割合の引上げ等を行うため、本案を提出するもの
であります。

小金井市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例及び職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

(小金井市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正)

第1条 小金井市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成18年条例第31号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項の表を次のように改める。

号給	給料月額
1	371,000円
2	418,100円
3	467,900円
4	533,500円
5	608,100円
6	691,900円
7	778,000円

(職員の給与に関する条例の一部改正)

第2条 職員の給与に関する条例（昭和26年条例第3号）の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「100分の11」を「100分の12」に改める。

第17条の2第2項中「100分の67.5」を「100分の72.5」に、「100分の77.5」を「100分の82.5」に改め、同条第3項中「100分の35」を「100分の37.5」に改める。

別表第1及び別表第1の2を次のように改める。

別表第1（第3条、第4条、第17条関係）

行政職給料表(1)

(単位：円)

職員の区分	級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
	号						
再任用職員	1	140,300	198,500	222,000	224,800	284,000	494,000
以外の職員	2	141,300	200,400	223,900	226,700	286,400	
	3	142,400	202,300	225,800	228,600	288,800	

4	143,500	204,200	227,700	230,500	291,100	
5	144,600	206,100	229,600	232,500	293,400	
6	145,700	208,000	231,500	234,400	295,800	
7	146,800	209,800	233,400	236,300	298,200	
8	147,900	211,700	235,400	238,300	300,500	
9	148,900	213,700	237,400	240,300	302,900	
10	149,900	215,600	239,300	242,300	305,400	
11	151,000	217,400	241,200	244,300	307,800	
12	152,100	219,300	243,200	246,300	310,300	
13	153,200	221,300	245,200	248,300	312,700	
14	154,500	223,200	247,200	250,400	315,200	
15	155,800	225,000	249,200	252,500	317,700	
16	157,100	226,900	251,200	254,600	320,100	
17	158,500	228,900	253,300	256,800	322,600	
18	160,700	230,800	255,400	259,000	325,200	
19	162,900	232,600	257,400	261,200	327,900	
20	165,200	234,500	259,500	263,400	330,500	
21	167,500	236,500	261,600	265,600	333,100	
22	169,400	238,400	263,600	267,800	335,800	
23	171,300	240,200	265,700	270,000	338,500	
24	173,200	242,100	267,900	272,200	341,200	
25	175,100	244,100	270,000	274,500	343,900	
26	177,100	246,000	272,100	276,800	346,600	
27	179,100	247,800	274,200	279,100	349,300	
28	181,100	249,700	276,400	281,400	352,100	
29	183,100	251,700	278,600	283,700	354,900	
30	185,100	253,800	280,800	286,000	357,900	
31	187,200	255,800	282,900	288,400	360,800	
32	189,300	257,900	285,100	290,700	363,700	
33	191,500	259,900	287,300	293,000	366,700	
34	193,600	261,800	289,500	295,400	369,600	

35	195,600	263,700	291,700	297,800	372,400	
36	197,600	265,600	293,900	300,100	375,200	
37	199,600	267,400	296,100	302,500	377,800	
38	201,500	269,200	298,200	304,900	380,400	
39	203,300	271,000	300,400	307,300	382,800	
40	205,000	272,900	302,600	309,800	385,300	
41	206,800	274,700	304,900	312,200	387,800	
42	208,600	276,600	307,200	314,600	390,200	
43	210,400	278,400	309,600	317,100	392,600	
44	212,100	280,200	311,900	319,500	395,000	
45	213,800	282,000	314,200	322,000	397,500	
46	215,600	283,800	316,300	324,500	399,900	
47	217,300	285,600	318,500	327,000	402,200	
48	219,000	287,400	320,600	329,600	404,500	
49	220,700	289,200	322,600	332,200	406,900	
50	222,400	291,000	324,700	334,900	409,300	
51	224,100	292,800	326,800	337,600	411,600	
52	225,800	294,600	328,900	340,300	413,800	
53	227,400	296,400	331,000	343,000	415,900	
54	229,100	298,200	333,100	345,600	417,900	
55	230,800	300,000	335,200	348,100	420,000	
56	232,500	301,700	337,300	350,500	422,000	
57	234,100	303,400	339,300	352,800	423,900	
58	235,700	305,100	341,400	355,100	425,800	
59	237,400	306,800	343,400	357,300	427,600	
60	239,000	308,500	345,400	359,400	429,400	
61	240,600	310,200	347,400	361,400	431,200	
62	242,200	311,800	349,300	363,400	432,700	
63	243,900	313,500	351,300	365,400	433,800	
64	245,500	315,100	353,200	367,300	434,700	

65	247,100	316,600	355,000	369,200	435,600	
66	248,800	318,200	356,800	371,000	436,400	
67	250,400	319,700	358,700	372,700	437,100	
68	252,000	321,300	360,500	374,300	437,800	
69	253,600	322,800	362,300	375,900	438,500	
70	255,300	324,300	363,500	377,000	439,200	
71	256,900	325,700	364,800	378,100	439,900	
72	258,500	327,100	365,900	379,000	440,600	
73	260,100	328,600	367,100	379,900	441,300	
74	261,700	330,100	368,400	380,800	442,000	
75	263,400	331,500	369,600	381,700	442,700	
76	265,000	332,900	370,800	382,500	443,300	
77	266,600	334,200	371,900	383,300	443,900	
78	268,200	335,500	372,700	384,100	444,600	
79	269,800	336,700	373,600	384,900	445,200	
80	271,300	337,800	374,500	385,700	445,800	
81	272,800	338,800	375,400	386,500	446,400	
82	274,400	339,800	376,300	387,200	447,000	
83	275,900	340,800	377,100	387,900	447,600	
84	277,400	341,700	377,900	388,500	448,200	
85	278,900	342,500	378,800	389,100	448,800	
86	280,500	343,400	379,700	389,700	449,400	
87	282,000	344,100	380,500	390,300	450,000	
88	283,500	344,800	381,300	390,900	450,500	
89	285,000	345,500	382,100	391,500	451,000	
90	286,400	346,100	382,600	392,100	451,600	
91	287,900	346,600	383,100	392,700	452,100	
92	289,400	347,000	383,700	393,200	452,600	
93	290,800	347,500	384,300	393,700	453,100	
94	292,200	348,000	384,900	394,300	453,600	

95	293,600	348,500	385,400	394,800	454,100	
96	295,000	349,000	385,900	395,300	454,600	
97	296,400	349,400	386,400	395,800	455,000	
98	297,700	349,900	386,900	396,300		
99	298,900	350,300	387,500	396,800		
100	300,200	350,800	388,000	397,300		
101	301,400	351,300	388,400	397,800		
102	302,600	351,700	388,900	398,300		
103	303,800	352,200	389,500	398,800		
104	304,900	352,700	390,000	399,300		
105	306,000	353,100	390,400	399,700		
106	306,900	353,500	390,900	400,200		
107	307,800	353,900	391,400	400,700		
108	308,700	354,300	391,900	401,100		
109	309,500	354,700	392,400	401,500		
110	310,200	355,100	392,900	402,000		
111	310,900	355,500	393,400	402,500		
112	311,600	355,900	393,800	402,900		
113	312,300	356,300	394,300	403,300		
114	312,700	356,700	394,700	403,800		
115	313,200	357,100	395,200	404,300		
116	313,700	357,500	395,600	404,700		
117	314,100	357,900	396,000	405,100		
118	314,500	358,300	396,500	405,600		
119	314,800	358,700	396,900	406,000		
120	315,100	359,100	397,300	406,400		
121	315,400	359,500	397,700	406,800		
122	315,800	359,800	398,100	407,300		
123	316,100	360,200	398,600	407,700		
124	316,400	360,600	399,000	408,100		

125	316,700	361,000	399,400	408,500		
126	317,100	361,300	399,800	409,000		
127	317,400	361,700	400,200	409,400		
128	317,700	362,100	400,700	409,800		
129	318,000	362,500	401,100	410,200		
130	318,400		401,600	410,700		
131	318,700		402,000	411,100		
132	319,000		402,400	411,500		
133	319,300		402,800	411,900		
134	319,700		403,200	412,300		
135	320,000		403,600	412,700		
136	320,300		404,000	413,100		
137	320,600		404,400	413,500		
138	320,900		404,800	413,900		
139	321,300		405,200	414,300		
140	321,600		405,600	414,700		
141	321,900		406,000	415,100		
142	322,200					
143	322,500					
144	322,800					
145	323,100					
146	323,400					
147	323,700					
148	324,000					
149	324,300					
150	324,600					
151	324,900					
152	325,200					
153	325,500					
再任用職員	198,300	230,400	264,400	271,000	313,000	429,100

備考 1 この表は、他の給料表の適用を受けない職員に適用する。

2 1級の29号給を受ける職員のうち、新たにこの表の適用を受けることとなつた職員の給料月額は、この表にかかわらず181,200円とする。

3 1級の17号給を受ける職員のうち、新たにこの表の適用を受けることとなつた職員の給料月額は、この表にかかわらず156,100円とする。

別表第1の2（第3条、第4条、第17条関係）

行政職給料表(2)

(単位：円)

職員の区分	級 号	1級	2級	3級	4級
	再任用職員	1	131,900	226,900	265,800
以外の職員	2	132,400	228,800	267,600	299,500
	3	132,900	230,500	269,400	301,600
	4	133,400	232,300	271,200	303,700
	5	133,900	234,000	273,000	305,800
	6	134,400	235,600	274,900	307,900
	7	134,900	237,300	276,700	310,000
	8	135,500	238,900	278,500	312,100
	9	136,100	240,500	280,400	314,100
	10	136,600	242,100	282,300	316,100
	11	137,300	243,700	284,100	318,100
	12	137,900	245,300	285,900	320,100
	13	138,500	246,900	287,700	322,000
	14	139,300	248,500	289,400	324,000
	15	140,200	250,100	291,100	325,900
	16	141,100	251,700	292,800	327,800
	17	142,000	253,300	294,500	329,700
	18	143,100	254,900	296,300	331,600
	19	144,300	256,500	297,900	333,500
	20	145,500	258,100	299,600	335,500

21	146,700	259,700	301,300	337,300
22	147,900	261,300	302,900	339,200
23	149,100	262,900	304,500	341,000
24	150,300	264,500	306,100	342,800
25	151,500	266,100	307,700	344,600
26	152,900	267,700	309,200	346,300
27	154,400	269,400	310,700	347,900
28	155,900	271,000	312,100	349,500
29	157,400	272,500	313,500	351,100
30	159,000	274,100	315,000	352,300
31	160,600	275,600	316,400	353,500
32	162,200	277,000	317,800	354,700
33	163,900	278,500	319,200	355,900
34	165,500	280,000	320,600	357,000
35	167,200	281,300	322,000	358,000
36	168,900	282,700	323,300	359,100
37	170,600	284,000	324,600	360,100
38	172,200	285,400	325,800	361,100
39	173,900	286,800	327,000	362,000
40	175,600	288,000	328,100	362,900
41	177,300	289,300	329,300	363,800
42	178,800	290,500	330,300	364,600
43	180,200	291,700	331,200	365,400
44	181,600	292,800	332,100	366,200
45	183,000	293,900	333,000	366,900
46	184,400	294,900	333,900	367,500
47	185,800	295,900	334,700	368,100
48	187,200	296,900	335,500	368,700
49	188,500	297,900	336,300	369,200
50	189,800	298,900	337,100	369,700

51	191,000	299,800	337,800	370,100
52	192,200	300,700	338,500	370,500
53	193,300	301,600	339,200	370,900
54	194,800	302,500	339,900	371,300
55	196,300	303,400	340,500	371,700
56	197,800	304,200	341,100	372,100
57	199,300	305,000	341,700	372,400
58	200,600	305,800	342,200	372,800
59	202,200	306,600	342,700	373,200
60	203,700	307,400	343,200	373,600
61	205,100	308,200	343,600	373,900
62	206,700	308,800	344,000	374,300
63	208,200	309,400	344,400	374,700
64	209,700	310,000	344,800	375,000
65	211,100	310,600	345,200	375,300
66	212,600	311,200	345,600	375,700
67	214,100	311,800	346,000	376,100
68	215,600	312,400	346,400	376,400
69	217,000	312,900	346,700	376,700
70	218,500	313,500	347,100	377,100
71	220,100	314,000	347,500	377,400
72	221,400	314,500	347,800	377,700
73	222,800	315,000	348,100	378,000
74	224,300	315,500	348,500	378,300
75	225,800	316,000	348,800	378,600
76	227,200	316,500	349,100	378,900
77	228,600	316,900	349,400	379,200
78	230,000	317,400	349,800	379,500
79	231,400	317,800	350,100	379,800
80	232,900	318,200	350,400	380,100
81	234,200	318,600	350,700	380,400

82	235,600	319,000	351,000	380,700
83	237,200	319,400	351,300	381,000
84	238,600	319,700	351,600	381,300
85	240,000	320,000	351,900	381,600
86	241,500	320,400	352,200	381,900
87	242,900	320,800	352,500	382,200
88	244,400	321,100	352,800	382,500
89	245,800	321,400	353,100	382,800
90	247,200	321,800	353,400	383,100
91	248,600	322,100	353,700	383,400
92	250,000	322,400	354,000	383,700
93	251,400	322,700	354,300	384,000
94	252,900	323,100	354,600	384,300
95	254,300	323,400	354,900	384,600
96	255,600	323,700	355,200	384,900
97	256,800	324,000	355,500	385,200
98	258,200	324,400	355,800	385,500
99	259,600	324,700	356,100	385,800
100	261,000	325,000	356,400	386,100
101	262,100	325,200	356,700	386,400
102	263,400	325,500	357,000	386,700
103	264,700	325,800	357,300	387,000
104	265,900	326,100	357,600	387,300
105	267,100	326,400	357,900	387,600
106	268,100	326,800	358,200	387,900
107	269,100	327,100	358,500	388,200
108	270,100	327,300	358,800	388,500
109	271,100	327,600	359,100	388,800
110	272,100	327,900	359,400	389,100
111	273,100	328,200	359,700	389,400
112	273,800	328,500	360,000	389,700

113	274,700	328,800	360,300	390,000
114	275,500	329,100	360,600	390,300
115	276,300	329,400	360,900	390,600
116	277,100	329,700	361,200	390,900
117	277,800	330,000	361,500	391,200
118	278,400	330,300	361,800	391,500
119	279,000	330,600	362,100	391,800
120	279,600	330,900	362,400	392,100
121	280,100	331,200	362,700	392,400
122	280,600	331,500	363,000	392,700
123	281,000	331,800	363,300	393,000
124	281,400	332,100	363,600	393,300
125	281,800	332,400	363,900	393,600
126	282,200	332,700	364,200	393,900
127	282,600	333,000	364,500	394,200
128	283,000	333,300	364,800	394,500
129	283,300	333,600	365,100	394,800
130	283,700	333,900	365,400	395,100
131	284,100	334,200	365,700	395,400
132	284,500	334,500	366,000	395,700
133	284,800	334,800	366,300	396,000
134	285,100	335,100	366,600	396,300
135	285,400	335,400	366,900	396,600
136	285,700	335,700	367,200	396,900
137	286,000	336,000	367,500	397,200
138	286,300	336,300	367,800	397,500
139	286,600	336,600	368,100	397,800
140	286,900	336,900	368,400	398,100
141	287,200	337,200	368,700	398,400
142	287,500	337,500	369,000	398,700
143	287,800	337,800	369,300	399,000

144	288, 100	338, 100	369, 600	399, 300
145	288, 400	338, 400	369, 900	399, 600
146	288, 700	338, 700	370, 200	399, 900
147	289, 000	339, 000	370, 500	400, 200
148	289, 300	339, 300	370, 800	400, 500
149	289, 600	339, 600	371, 100	400, 800
150	289, 900	339, 900	371, 400	
151	290, 200	340, 200	371, 700	
152	290, 500	340, 500	372, 000	
153	290, 800	340, 800	372, 300	
154	291, 100	341, 100	372, 600	
155	291, 400	341, 400	372, 900	
156	291, 700	341, 700	373, 200	
157	292, 000	342, 000	373, 500	
158	292, 300	342, 300	373, 800	
159	292, 600	342, 600	374, 100	
160	292, 900	342, 900	374, 400	
161	293, 200	343, 200	374, 700	
162	293, 500	343, 500	375, 000	
163	293, 800	343, 800	375, 300	
164	294, 100	344, 100	375, 600	
165	294, 400	344, 400	375, 900	
166	294, 700	344, 700	376, 200	
167	295, 000	345, 000	376, 500	
168	295, 300	345, 300	376, 800	
169	295, 600	345, 600	377, 100	
170	295, 900	345, 900	377, 400	
171	296, 200	346, 200	377, 700	
172	296, 500	346, 500	378, 000	
173	296, 800	346, 800	378, 300	
174	297, 100	347, 100	378, 600	

175	297,400	347,400	378,900	
176	297,700	347,700	379,200	
177	298,000	348,000	379,500	
178	298,300	348,300	379,800	
179	298,600	348,600	380,100	
180	298,900	348,900	380,400	
181	299,200	349,200	380,700	
182	299,500	349,500	381,000	
183	299,800	349,800	381,300	
184	300,100	350,100	381,600	
185	300,400	350,400	381,900	
186	300,700	350,700	382,200	
187	301,000	351,000	382,500	
188	301,300	351,300	382,800	
189	301,600	351,600	383,100	
190	301,900	351,900	383,400	
191	302,200	352,200	383,700	
192	302,500	352,500	384,000	
193	302,800	352,800	384,300	
194	303,100	353,100		
195	303,400	353,400		
196	303,700	353,700		
197	304,000	354,000		
198	304,300	354,300		
199	304,600	354,600		
200	304,900	354,900		
201	305,200	355,200		
202	305,500	355,500		
203	305,800	355,800		
204	306,100	356,100		
205	306,400	356,400		

206	306,700	356,700		
207	307,000	357,000		
208	307,300	357,300		
209	307,600	357,600		
210	307,900	357,900		
211	308,200	358,200		
212	308,500	358,500		
213	308,800	358,800		
214	309,100	359,100		
215	309,400	359,400		
216	309,700	359,700		
217	310,000	360,000		
218	310,300	360,300		
219	310,600	360,600		
220	310,900	360,900		
221	311,200	361,200		
222	311,500	361,500		
223	311,800	361,800		
224	312,100	362,100		
225	312,400	362,400		
226	312,700			
227	313,000			
228	313,300			
229	313,600			
230	313,900			
231	314,200			
232	314,500			
233	314,800			
234	315,100			
235	315,400			

236	315,700			
237	316,000			
238	316,300			
239	316,600			
240	316,900			
241	317,200			
242	317,500			
243	317,800			
244	318,100			
245	318,400			
246	318,700			
247	319,000			
248	319,300			
249	319,600			
250	319,900			
251	320,200			
252	320,500			
253	320,800			
254	321,100			
255	321,400			
256	321,700			
257	322,000			
258	322,300			
259	322,600			
260	322,900			
261	323,200			
262	323,500			
263	323,800			
264	324,100			
265	324,400			

	266	324,700			
	267	325,000			
	268	325,300			
	269	325,600			
	270	325,900			
	271	326,200			
	272	326,500			
	273	326,800			
再任用職員		208,100	222,400	242,600	274,000

備考 この表は、技能職の職員に適用する。

第3条 職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第3条第7項「標準的な」を削り、「規則で別に定める」を「別表第2及び別表第2の2に掲げる等級別基準職務表に定めるとおりとする」に改める。

第4条第9項及び第7条第1項中「6級」を「5級」に改める。

第8条第2項中「100分の12」を「100分の14」に改める。

第17条第2項及び第3項を次のように改める。

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、次の表の左欄に掲げる職員の区分に応じて、同表の右欄に定める割合を乗じて得た額に第9項に定める割合（以下「在職期間割合」という。）を乗じて得た額とする。

職員の区分	割合		
	3月に支給する場合	6月に支給する場合	12月に支給する場合
次に掲げる職員以外のもの	100分の20	100分の12.5	100分の27.5
行政職給料表(1)の適用を受ける職員のうち、その属する職務の級が4級である職員(以下「行(1)4級職員」という。)	100分の20	100分の92.5	100分の107.5
行政職給料表(1)の適用を受ける職員のうち、その属する職務の	100分の20	100分の82.5	100分の97.5

級が5級である職員(以下「行(1)5級職員」という。)			
-----------------------------	--	--	--

- 3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項の表次に掲げる職員以外のものの項中「100分の20」とあるのは「100分の10」と、「100分の112.5」とあるのは「100分の60」と、「100分の127.5」とあるのは「100分の75」とする。

第17条第8項中「第2項」を「次項の表」に改める。

第17条に次の1項を加える。

- 9 第2項に規定する在職期間割合は、次の表に定める割合とする。

在職期間	割合
基準日が3月1日又は6月1日である場合	
90日	100分の100
60日以上90日未満	100分の90
45日以上60日未満	100分の70
30日以上45日未満	100分の60
15日以上30日未満	100分の40
1日以上15日未満	100分の20

在職期間	割合
基準日が12月1日である場合	
180日	100分の100
150日以上180日未満	100分の90
120日以上150日未満	100分の80
90日以上120日未満	100分の70
60日以上90日未満	100分の60
30日以上60日未満	100分の40
1日以上30日未満	100分の20

第17条の2第2項を次のように改める。

- 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則に定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、支給する勤勉手当の額の総額は、前項に規定する職員

の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、もしくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、もしくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額合計額を加算した額に、次の表の左欄に掲げる職員の区分に応じて、同表の右欄に定める割合を乗じて得た額の総額を超えてはならない。

職員の区分	割合	
	6月に支給する場合	12月に支給する場合
次に掲げる職員以外のもの	100分の85	100分の85
行(1)4級職員	100分の105	100分の105
行(1)5級職員	100分の115	100分の115

第17条の2第3項中「100分の37.5」を「100分の40」に改める。
別表第1を次のように改める。

別表第1（第3条、第4条、第17条関係）

行政職給料表(1)

(単位：円)

職員の区分	級号	級				
		1級	2級	3級	4級	5級
再任用職員 以外の職員	1	140,300	198,500	224,800	284,000	494,000
	2	141,300	200,400	226,700	286,400	
	3	142,400	202,300	228,600	288,800	
	4	143,500	204,200	230,500	291,100	
	5	144,600	206,100	232,500	293,400	
	6	145,700	208,000	234,400	295,800	
	7	146,800	209,800	236,300	298,200	
	8	147,900	211,700	238,300	300,500	
	9	148,900	213,700	240,300	302,900	
	10	149,900	215,600	242,300	305,400	
	11	151,000	217,400	244,300	307,800	

12	152,100	219,300	246,300	310,300	
13	153,200	221,300	248,300	312,700	
14	154,500	223,200	250,400	315,200	
15	155,800	225,000	252,500	317,700	
16	157,100	226,900	254,600	320,100	
17	158,500	228,900	256,800	322,600	
18	160,700	230,800	259,000	325,200	
19	162,900	232,600	261,200	327,900	
20	165,200	234,500	263,400	330,500	
21	167,500	236,500	265,600	333,100	
22	169,400	238,400	267,800	335,800	
23	171,300	240,200	270,000	338,500	
24	173,200	242,100	272,200	341,200	
25	175,100	244,100	274,500	343,900	
26	177,100	246,000	276,800	346,600	
27	179,100	247,800	279,100	349,300	
28	181,100	249,700	281,400	352,100	
29	183,100	251,700	283,700	354,900	
30	185,100	253,800	286,000	357,900	
31	187,200	255,800	288,400	360,800	
32	189,300	257,900	290,700	363,700	
33	191,500	259,900	293,000	366,700	
34	193,600	261,800	295,400	369,600	
35	195,600	263,700	297,800	372,400	
36	197,600	265,600	300,100	375,200	
37	199,600	267,400	302,500	377,800	
38	201,500	269,200	304,900	380,400	
39	203,300	271,000	307,300	382,800	
40	205,000	272,900	309,800	385,300	
41	206,800	274,700	312,200	387,800	
42	208,600	276,600	314,600	390,200	

43	210,400	278,400	317,100	392,600	
44	212,100	280,200	319,500	395,000	
45	213,800	282,000	322,000	397,500	
46	215,600	283,800	324,500	399,900	
47	217,300	285,600	327,000	402,200	
48	219,000	287,400	329,600	404,500	
49	220,700	289,200	332,200	406,900	
50	222,400	291,000	334,900	409,300	
51	224,100	292,800	337,600	411,600	
52	225,800	294,600	340,300	413,800	
53	227,400	296,400	343,000	415,900	
54	229,100	298,200	345,600	417,900	
55	230,800	300,000	348,100	420,000	
56	232,500	301,700	350,500	422,000	
57	234,100	303,400	352,800	423,900	
58	235,700	305,100	355,100	425,800	
59	237,400	306,800	357,300	427,600	
60	239,000	308,500	359,400	429,400	
61	240,600	310,200	361,400	431,200	
62	242,200	311,800	363,400	432,700	
63	243,900	313,500	365,400	433,800	
64	245,500	315,100	367,300	434,700	
65	247,100	316,600	369,200	435,600	
66	248,800	318,200	371,000	436,400	
67	250,400	319,700	372,700	437,100	
68	252,000	321,300	374,300	437,800	
69	253,600	322,800	375,900	438,500	
70	255,300	324,300	377,000	439,200	
71	256,900	325,700	378,100	439,900	
72	258,500	327,100	379,000	440,600	

73	260,100	328,600	379,900	441,300	
74	261,700	330,100	380,800	442,000	
75	263,400	331,500	381,700	442,700	
76	265,000	332,900	382,500	443,300	
77	266,600	334,200	383,300	443,900	
78	268,200	335,500	384,100	444,600	
79	269,800	336,700	384,900	445,200	
80	271,300	337,800	385,700	445,800	
81	272,800	338,800	386,500	446,400	
82	274,400	339,800	387,200	447,000	
83	275,900	340,800	387,900	447,600	
84	277,400	341,700	388,500	448,200	
85	278,900	342,500	389,100	448,800	
86	280,500	343,400	389,700	449,400	
87	282,000	344,100	390,300	450,000	
88	283,500	344,800	390,900	450,500	
89	285,000	345,500	391,500	451,000	
90	286,400	346,100	392,100	451,600	
91	287,900	346,600	392,700	452,100	
92	289,400	347,000	393,200	452,600	
93	290,800	347,500	393,700	453,100	
94	292,200	348,000	394,300	453,600	
95	293,600	348,500	394,800	454,100	
96	295,000	349,000	395,300	454,600	
97	296,400	349,400	395,800	455,000	
98	297,700	349,900	396,300		
99	298,900	350,300	396,800		
100	300,200	350,800	397,300		
101	301,400	351,300	397,800		
102	302,600	351,700	398,300		

103	303,800	352,200	398,800		
104	304,900	352,700	399,300		
105	306,000	353,100	399,700		
106	306,900	353,500	400,200		
107	307,800	353,900	400,700		
108	308,700	354,300	401,100		
109	309,500	354,700	401,500		
110	310,200	355,100	402,000		
111	310,900	355,500	402,500		
112	311,600	355,900	402,900		
113	312,300	356,300	403,300		
114	312,700	356,700	403,800		
115	313,200	357,100	404,300		
116	313,700	357,500	404,700		
117	314,100	357,900	405,100		
118	314,500	358,300	405,600		
119	314,800	358,700	406,000		
120	315,100	359,100	406,400		
121	315,400	359,500	406,800		
122	315,800	359,800	407,300		
123	316,100	360,200	407,700		
124	316,400	360,600	408,100		
125	316,700	361,000	408,500		
126	317,100	361,300	409,000		
127	317,400	361,700	409,400		
128	317,700	362,100	409,800		
129	318,000	362,500	410,200		
130	318,400		410,700		
131	318,700		411,100		
132	319,000		411,500		

133	319,300		411,900		
134	319,700		412,300		
135	320,000		412,700		
136	320,300		413,100		
137	320,600		413,500		
138	320,900		413,900		
139	321,300		414,300		
140	321,600		414,700		
141	321,900		415,100		
142	322,200				
143	322,500				
144	322,800				
145	323,100				
146	323,400				
147	323,700				
148	324,000				
149	324,300				
150	324,600				
151	324,900				
152	325,200				
153	325,500				
再任用職員	198,300	230,400	271,000	313,000	429,100

- 備考 1 この表は、他の給料表の適用を受けない職員に適用する。
- 2 1級の29号給を受ける職員のうち、新たにこの表の適用を受けることとなった職員の給料月額は、この表にかかわらず181,200円とする。
- 3 1級の17号給を受ける職員のうち、新たにこの表の適用を受けることとなった職員の給料月額は、この表にかかわらず156,100円とする。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第3条関係）

行政職給料表(1) 等級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
1 級	主事の職務
2 級	主任の職務
3 級	係長、主査又は専任主査の職務
4 級	課長及び会計管理者の職務
5 級	部長の職務

備考 1 法第28条の5第1項の規定により採用された職員の職務の級は1級とするものとする。

2 法第28条の4第1項の規定により採用された職員の職務の級の適用については、次の各号に掲げるその職員の退職時の職務の級に応じ、当該各号に定める職務の級とする。ただし、その職務の級が職務の特殊性等により、これと異なる職務の級とする場合で、あらかじめ市長の承認を得たときは、この限りでない。

(1) 1級及び2級 1級

(2) 3級から5級まで 2級

別表第2の次に次の1表を加える。

別表第2の2 (第3条関係)

行政職給料表(2) 等級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
1 級	主事の職務
2 級	技能主任の職務
3 級	技能長及び専任技能主査の職務
4 級	統括技能長の職務

備考 1 法第28条の5第1項の規定により採用された職員の職務の級は1級とするものとする。

2 法第28条の4第1項の規定により採用された職員の職務の級の適用については、次の各号に掲げるその職員の退職時の職務の級に応じ、当該各号に定める職務の級とする。ただし、その職務の級が職務の特殊性等により、これと異なる職務の級とする場合で、あらかじめ市長の承認を得たときは、この限りでない。

(1) 1級及び2級 1級

(2) 3級及び4級 2級

第4条 職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「100分の14」を「100分の15」に改める。

付 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第3条、付則第6項から第9項まで並びに付則別表第1及び付則別表第2の規定は平成28年4月1日から、第4条の規定は平成29年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の小金井市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（以下「改正後の任期付給与条例」という。）の規定並びに第2条の規定による改正後の職員の給与に関する条例（以下「改正後の給与条例」という。）第8条第2項、別表第1及び別表第1の2の規定は、平成27年4月1日から適用する。

3 改正後の給与条例第17条の2第2項及び第3項の規定並びに次項の規定は、平成27年12月1日から適用する。

(平成27年12月の勤勉手当の特例)

4 平成27年12月の勤勉手当に限り、改正後の給与条例第17条の2第2項及び第3項の規定の適用については、同条第2項中「100分の82.5」とあるのは「100分の87.5」と、同条第3項中「100分の37.5」とあるのは「100分の40」とする。

(給与の内払)

5 改正後の任期付給与条例の規定及び改正後の給与条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の小金井市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の規定及び第2条の規定による改正前の職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の任期付給与条例の規定及び改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。

(職務の級の切替え)

6 第3条の規定による改正後の職員の給与に関する条例別表第1の適用について、平成28年4月1日（以下「切替日」という。）の前日においてその者の属していた職務の級（以下「旧級」という。）が付則別表第1の旧級の欄に掲げる職務の

級であった職員の切替日における職務の級（以下「新級」という。）は、旧級に対応する同表の新級の欄に定める職務の級とする。

（号給の切替え）

7 旧級が付則別表第1の旧級の欄に掲げる職務の級であった職員（旧級が3級である職員（以下「特定職員」という。）を除く。）の切替日における号給（以下「新号給」という。）は、切替日の前日においてその者が受けていた号給（以下「旧号給」という。）と同一とする。

8 特定職員の新号給は、旧号給に応じて付則別表第2に定める号給とする。

（旧号給を受けていた期間の通算）

9 前2項の規定により新号給を定められた職員に対する切替日以後における最初の職員の給与に関する条例第4条第3項の規定の適用については、旧号給を受けていた期間を新号給を受ける期間に通算する。

付則別表第1

職務の級の切替表

旧級	新級
3級	3級
4級	
5級	4級
6級	5級

付則別表第2

号給切替表

旧号給	新号給
1	1
2	2
3	3
4	4
5	5
6	6
7	7
8	8
9	9

10	10
11	11
12	12
13	13
14	14
15	15
16	16
17	17
18	18
19	19
20	20
21	21
22	22
23	23
24	24
25	25
26	26
27	27
28	28
29	29
30	30
31	31
32	32
33	33
34	34
35	35
36	36
37	37
38	37
39	38
40	38

41	39
42	39
43	40
44	41
45	42
46	43
47	44
48	45
49	46
50	47
51	47
52	48
53	49
54	50
55	51
56	52
57	53
58	53
59	54
60	54
61	55
62	56
63	57
64	58
65	59
66	59
67	60
68	61
69	62
70	63
71	63

72	64
73	64
74	65
75	66
76	66
77	67
78	68
79	68
80	69
81	70
82	70
83	71
84	71
85	72
86	73
87	74
88	75
89	76
90	77
91	77
92	78
93	79
94	80
95	80
96	81
97	81
98	82
99	83
100	84
101	84
102	85

103	86
104	87
105	88
106	89
107	89
108	90
109	91
110	92
111	93
112	94
113	95
114	95
115	96
116	97
117	98
118	99
119	100
120	101
121	101
122	102
123	103
124	104
125	105
126	106
127	107
128	108
129	109
130	110
131	111
132	111
133	112

134	113
135	114
136	115
137	116
138	117
139	118
140	119
141	120

小金井市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の改正する条例新旧対照表

現行条例	改正条例	備考																																
<p>(給与に関する特例) 第7条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員 (以下「特定任期付職員」という。)の給料月額を適用する。</p> <table border="1" data-bbox="502 985 821 1220"> <thead> <tr> <th>号給</th> <th>給料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1</td><td>370,500円</td></tr> <tr><td>2</td><td>417,500円</td></tr> <tr><td>3</td><td>467,200円</td></tr> <tr><td>4</td><td>532,800円</td></tr> <tr><td>5</td><td>607,200円</td></tr> <tr><td>6</td><td>691,000円</td></tr> <tr><td>7</td><td>777,000円</td></tr> </tbody> </table> <p>2 } 省略 3 } 5 }</p>	号給	給料月額	1	370,500円	2	417,500円	3	467,200円	4	532,800円	5	607,200円	6	691,000円	7	777,000円	<p>(給与に関する特例) 第7条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員 (以下「特定任期付職員」という。)の給料月額は、次の表を適用する。</p> <table border="1" data-bbox="502 1848 821 2083"> <thead> <tr> <th>号給</th> <th>給料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1</td><td>371,000円</td></tr> <tr><td>2</td><td>418,100円</td></tr> <tr><td>3</td><td>467,900円</td></tr> <tr><td>4</td><td>533,500円</td></tr> <tr><td>5</td><td>608,100円</td></tr> <tr><td>6</td><td>691,900円</td></tr> <tr><td>7</td><td>778,000円</td></tr> </tbody> </table> <p>2 } 省略 3 } 5 }</p> <p>付 則 (抄) (施行期日等)</p> <p>1 この条例は、公布の日から施行する。(以下省略) 2 第1条の規定による改正後の小金井市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(以下「改正後の任期付給与条例」という。)の規定(中略)は、平成27年4月1日から適用する。 3 } 省略 4 } (給与の内払) 5 改正後の任期付給与条例の規定(中略)を適用する場合において</p>	号給	給料月額	1	371,000円	2	418,100円	3	467,900円	4	533,500円	5	608,100円	6	691,900円	7	778,000円	<p>給料月額の改定</p>
号給	給料月額																																	
1	370,500円																																	
2	417,500円																																	
3	467,200円																																	
4	532,800円																																	
5	607,200円																																	
6	691,000円																																	
7	777,000円																																	
号給	給料月額																																	
1	371,000円																																	
2	418,100円																																	
3	467,900円																																	
4	533,500円																																	
5	608,100円																																	
6	691,900円																																	
7	778,000円																																	

は、第1条の規定による改正前の小金井市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の規定（中略）に基づいて支給された給与は、改正後の任期付給与条例の規定（中略）による給与の内払とみなす。（以下省略）

職員給与に関する条例（第2条関係）

改正条例	現行条例	備考
<p>(地域手当) 第8条 省略</p>	<p>(地域手当) 第8条 省略</p>	
<p>2 地域手当の月額、給料、給料の特別調整額及び扶養手当の月額 の合計額に<u>100分の12</u>を乗じて得た額とする。</p>	<p>2 地域手当の月額、給料、給料の特別調整額及び扶養手当の月額 の合計額に<u>100分の11</u>を乗じて得た額とする。</p>	支給率の改定
<p>3 省略</p>	<p>3 省略</p>	
<p>(勤勉手当) 第17条の2 省略</p>	<p>(勤勉手当) 第17条の2 省略</p>	
<p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則に定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、支給する勤勉手当の額の総額は、前項に規定する職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、もしくは法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、もしくは法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に、6月に支給する場合には、<u>100分の82.5</u>を乗じて得た額の総額を超えてはならない。</p>	<p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則に定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、支給する勤勉手当の額の総額は、前項に規定する職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、もしくは法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に、6月に支給する場合には、<u>100分の77.5</u>を乗じて得た額の総額を超えてはならない。</p>	同上
<p>3 再任用職員に対する勤勉手当は、6月及び12月に支給する場合においては、当該再任用職員の勤勉手当基礎額にそれぞれ<u>100分の37.5</u>を乗じて得た額の総額を超えてはならない。</p>	<p>3 再任用職員に対する勤勉手当は、6月及び12月に支給する場合においては、当該再任用職員の勤勉手当基礎額にそれぞれ<u>100分の35</u>を乗じて得た額の総額を超えてはならない。</p>	同上
<p>4 } 省略</p>	<p>4 } 省略</p>	
<p>5 } 別表第1（第3条、第4条、第17条関係） 行政職給料表(1)</p>	<p>5 } 別表第1（第3条、第4条、第17条関係） 行政職給料表(1)</p>	給料表の改定

(単位：円)

職員の区分	級号	1級	2級	3級	4級	5級	6級
再任用職員以外の職員	1	140,300	198,500	222,000	224,800	284,000	494,000
	2	141,300	200,400	223,900	226,700	286,400	
	3	142,400	202,300	225,800	228,600	288,800	
	4	143,500	204,200	227,700	230,500	291,100	
	5	144,600	206,100	229,600	232,500	293,400	
	6	145,700	208,000	231,500	234,400	295,800	
	7	146,800	209,800	233,400	236,300	298,200	
	8	147,900	211,700	235,400	238,300	300,500	
	9	148,900	213,700	237,400	240,300	302,900	
	10	149,900	215,600	239,300	242,300	305,400	
	11	151,000	217,400	241,200	244,300	307,800	
	12	152,100	219,300	243,200	246,300	310,300	
	13	153,200	221,300	245,200	248,300	312,700	
	14	154,500	223,200	247,200	250,400	315,200	
	15	155,800	225,000	249,200	252,500	317,700	
	16	157,100	226,900	251,200	254,600	320,100	
	17	158,500	228,900	253,300	256,800	322,600	
	18	160,700	230,800	255,400	259,000	325,200	
	19	162,900	232,600	257,400	261,200	327,900	
	20	165,200	234,500	259,500	263,400	330,500	
	21	167,500	236,500	261,600	265,600	333,100	
	22	169,400	238,400	263,600	267,800	335,800	
	23	171,300	240,200	265,700	270,000	338,500	
	24	173,200	242,100	267,900	272,200	341,200	
	25	175,100	244,100	270,000	274,500	343,900	
	26	177,100	246,000	272,100	276,800	346,600	
	27	179,100	247,800	274,200	279,100	349,300	
	28	181,100	249,700	276,400	281,400	352,100	

(単位：円)

職員の区分	級号	1級	2級	3級	4級	5級	6級
再任用職員以外の職員	1	138,600	197,900	221,400	224,100	283,200	493,100
	2	139,700	199,800	223,300	226,000	285,600	
	3	140,800	201,700	225,200	227,900	288,000	
	4	141,900	203,600	227,100	229,800	290,300	
	5	143,000	205,500	229,000	231,800	292,600	
	6	144,100	207,400	230,900	233,700	295,000	
	7	145,200	209,200	232,800	235,600	297,400	
	8	146,300	211,100	234,800	237,600	299,700	
	9	147,400	213,100	236,800	239,600	302,100	
	10	148,500	215,000	238,700	241,600	304,600	
	11	149,600	216,800	240,600	243,600	307,000	
	12	150,700	218,700	242,600	245,600	309,500	
	13	151,800	220,700	244,600	247,600	311,900	
	14	153,200	222,600	246,600	249,700	314,400	
	15	154,600	224,400	248,600	251,800	316,900	
	16	156,000	226,300	250,600	253,900	319,300	
	17	157,500	228,300	252,700	256,100	321,800	
	18	159,700	230,200	254,800	258,300	324,400	
	19	161,900	232,000	256,800	260,500	327,100	
	20	164,200	233,900	258,900	262,700	329,700	
	21	166,500	235,900	261,000	264,900	332,300	
	22	168,500	237,800	263,000	267,100	335,000	
	23	170,500	239,600	265,100	269,300	337,700	
	24	172,500	241,500	267,300	271,500	340,400	
	25	174,500	243,500	269,400	273,800	343,100	
	26	176,600	245,400	271,500	276,100	345,800	
	27	178,600	247,200	273,600	278,400	348,600	
	28	180,700	249,100	275,800	280,700	351,400	

29	183, 100	251, 700	278, 600	283, 700	354, 900	
30	185, 100	253, 800	280, 800	286, 000	357, 900	
31	187, 200	255, 800	282, 900	288, 400	360, 800	
32	189, 300	257, 900	285, 100	290, 700	363, 700	
33	191, 500	259, 900	287, 300	293, 000	366, 700	
34	193, 600	261, 800	289, 500	295, 400	369, 600	
35	195, 600	263, 700	291, 700	297, 800	372, 400	
36	197, 600	265, 600	293, 900	300, 100	375, 200	
37	199, 600	267, 400	296, 100	302, 500	377, 800	
38	201, 500	269, 200	298, 200	304, 900	380, 400	
39	203, 300	271, 000	300, 400	307, 300	382, 800	
40	205, 000	272, 900	302, 600	309, 800	385, 300	
41	206, 800	274, 700	304, 900	312, 200	387, 800	
42	208, 600	276, 600	307, 200	314, 600	390, 200	
43	210, 400	278, 400	309, 600	317, 100	392, 600	
44	212, 100	280, 200	311, 900	319, 500	395, 000	
45	213, 800	282, 000	314, 200	322, 000	397, 500	
46	215, 600	283, 800	316, 300	324, 500	399, 900	
47	217, 300	285, 600	318, 500	327, 000	402, 200	
48	219, 000	287, 400	320, 600	329, 600	404, 500	
49	220, 700	289, 200	322, 600	332, 200	406, 900	
50	222, 400	291, 000	324, 700	334, 900	409, 300	
51	224, 100	292, 800	326, 800	337, 600	411, 600	
52	225, 800	294, 600	328, 900	340, 300	413, 800	
53	227, 400	296, 400	331, 000	343, 000	415, 900	
54	229, 100	298, 200	333, 100	345, 600	417, 900	
55	230, 800	300, 000	335, 200	348, 100	420, 000	
56	232, 500	301, 700	337, 300	350, 500	422, 000	
57	234, 100	303, 400	339, 300	352, 800	423, 900	
58	235, 700	305, 100	341, 400	355, 100	425, 800	

29	182, 700	251, 100	278, 000	283, 000	354, 200	
30	184, 700	253, 200	280, 200	285, 300	357, 200	
31	186, 800	255, 200	282, 300	287, 700	360, 100	
32	188, 900	257, 300	284, 500	290, 000	363, 000	
33	191, 100	259, 300	286, 700	292, 300	366, 000	
34	193, 200	261, 200	288, 900	294, 700	368, 900	
35	195, 200	263, 100	291, 100	297, 100	371, 700	
36	197, 200	265, 000	293, 300	299, 400	374, 500	
37	199, 200	266, 800	295, 500	301, 800	377, 100	
38	201, 100	268, 600	297, 600	304, 200	379, 700	
39	202, 900	270, 400	299, 800	306, 600	382, 100	
40	204, 700	272, 300	302, 000	309, 100	384, 600	
41	206, 500	274, 100	304, 300	311, 500	387, 100	
42	208, 300	276, 000	306, 600	313, 900	389, 500	
43	210, 100	277, 800	309, 000	316, 400	391, 900	
44	211, 800	279, 600	311, 300	318, 800	394, 300	
45	213, 500	281, 400	313, 600	321, 300	396, 800	
46	215, 300	283, 200	315, 700	323, 800	399, 200	
47	217, 100	285, 000	317, 900	326, 300	401, 500	
48	218, 800	286, 900	320, 000	328, 900	403, 800	
49	220, 500	288, 700	322, 000	331, 500	406, 200	
50	222, 200	290, 500	324, 100	334, 200	408, 600	
51	223, 900	292, 300	326, 200	336, 900	410, 900	
52	225, 600	294, 100	328, 300	339, 600	413, 100	
53	227, 300	295, 900	330, 400	342, 300	415, 200	
54	229, 000	297, 700	332, 500	344, 900	417, 200	
55	230, 700	299, 500	334, 600	347, 400	419, 300	
56	232, 400	301, 200	336, 700	349, 800	421, 300	
57	234, 100	302, 900	338, 700	352, 100	423, 200	
58	235, 700	304, 600	340, 800	354, 400	425, 100	

59	237, 400	306, 800	343, 400	357, 300	427, 600	
60	239, 000	308, 500	345, 400	359, 400	429, 400	
61	240, 600	310, 200	347, 400	361, 400	431, 200	
62	242, 200	311, 800	349, 300	363, 400	432, 700	
63	243, 900	313, 500	351, 300	365, 400	433, 800	
64	245, 500	315, 100	353, 200	367, 300	434, 700	
65	247, 100	316, 600	355, 000	369, 200	435, 600	
66	248, 800	318, 200	356, 800	371, 000	436, 400	
67	250, 400	319, 700	358, 700	372, 700	437, 100	
68	252, 000	321, 300	360, 500	374, 300	437, 800	
69	253, 600	322, 800	362, 300	375, 900	438, 500	
70	255, 300	324, 300	363, 500	377, 000	439, 200	
71	256, 900	325, 700	364, 800	378, 100	439, 900	
72	258, 500	327, 100	365, 900	379, 000	440, 600	
73	260, 100	328, 600	367, 100	379, 900	441, 300	
74	261, 700	330, 100	368, 400	380, 800	442, 000	
75	263, 400	331, 500	369, 600	381, 700	442, 700	
76	265, 000	332, 900	370, 800	382, 500	443, 300	
77	266, 600	334, 200	371, 900	383, 300	443, 900	
78	268, 200	335, 500	372, 700	384, 100	444, 600	
79	269, 800	336, 700	373, 600	384, 900	445, 200	
80	271, 300	337, 800	374, 500	385, 700	445, 800	
81	272, 800	338, 800	375, 400	386, 500	446, 400	
82	274, 400	339, 800	376, 300	387, 200	447, 000	
83	275, 900	340, 800	377, 100	387, 900	447, 600	
84	277, 400	341, 700	377, 900	388, 500	448, 200	
85	278, 900	342, 500	378, 800	389, 100	448, 800	
86	280, 500	343, 400	379, 700	389, 700	449, 400	
87	282, 000	344, 100	380, 500	390, 300	450, 000	
88	283, 500	344, 800	381, 300	390, 900	450, 500	

59	237, 400	306, 300	342, 800	356, 600	426, 900	
60	239, 000	308, 000	344, 800	358, 700	428, 700	
61	240, 600	309, 700	346, 800	360, 700	430, 500	
62	242, 200	311, 300	348, 700	362, 700	432, 000	
63	243, 900	313, 000	350, 700	364, 700	433, 100	
64	245, 500	314, 600	352, 600	366, 600	434, 000	
65	247, 100	316, 100	354, 400	368, 500	434, 900	
66	248, 800	317, 700	356, 200	370, 300	435, 700	
67	250, 400	319, 200	358, 100	372, 000	436, 400	
68	252, 000	320, 800	359, 900	373, 600	437, 100	
69	253, 600	322, 300	361, 700	375, 200	437, 800	
70	255, 300	323, 800	363, 000	376, 400	438, 500	
71	256, 900	325, 200	364, 300	377, 500	439, 200	
72	258, 500	326, 700	365, 400	378, 400	439, 900	
73	260, 100	328, 200	366, 600	379, 300	440, 600	
74	261, 700	329, 700	367, 900	380, 200	441, 300	
75	263, 400	331, 200	369, 100	381, 100	442, 000	
76	265, 000	332, 600	370, 300	381, 900	442, 600	
77	266, 600	333, 900	371, 400	382, 700	443, 200	
78	268, 200	335, 200	372, 200	383, 500	443, 900	
79	269, 800	336, 400	373, 100	384, 300	444, 500	
80	271, 300	337, 500	374, 000	385, 100	445, 100	
81	272, 800	338, 600	374, 900	385, 900	445, 700	
82	274, 400	339, 700	375, 800	386, 600	446, 300	
83	275, 900	340, 700	376, 600	387, 300	446, 900	
84	277, 400	341, 600	377, 400	387, 900	447, 500	
85	278, 900	342, 500	378, 300	388, 500	448, 100	
86	280, 500	343, 400	379, 200	389, 100	448, 700	
87	282, 000	344, 100	380, 000	389, 700	449, 300	
88	283, 500	344, 800	380, 800	390, 300	449, 800	

89	285,000	345,500	382,100	391,500	451,000
90	286,400	346,100	382,600	392,100	451,600
91	287,900	346,600	383,100	392,700	452,100
92	289,400	347,000	383,700	393,200	452,600
93	290,800	347,500	384,300	393,700	453,100
94	292,200	348,000	384,900	394,300	453,600
95	293,600	348,500	385,400	394,800	454,100
96	295,000	349,000	385,900	395,300	454,600
97	296,400	349,400	386,400	395,800	455,000
98	297,700	349,900	386,900	396,300	
99	298,900	350,300	387,500	396,800	
100	300,200	350,800	388,000	397,300	
101	301,400	351,300	388,400	397,800	
102	302,600	351,700	388,900	398,300	
103	303,800	352,200	389,500	398,800	
104	304,900	352,700	390,000	399,300	
105	306,000	353,100	390,400	399,700	
106	306,900	353,500	390,900	400,200	
107	307,800	353,900	391,400	400,700	
108	308,700	354,300	391,900	401,100	
109	309,500	354,700	392,400	401,500	
110	310,200	355,100	392,900	402,000	
111	310,900	355,500	393,400	402,500	
112	311,600	355,900	393,800	402,900	
113	312,300	356,300	394,300	403,300	
114	312,700	356,700	394,700	403,800	
115	313,200	357,100	395,200	404,300	
116	313,700	357,500	395,600	404,700	
117	314,100	357,900	396,000	405,100	
118	314,500	358,300	396,500	405,600	

89	285,000	345,500	381,600	390,900	450,300
90	286,400	346,100	382,100	391,500	450,900
91	287,900	346,600	382,600	392,100	451,400
92	289,400	347,000	383,200	392,600	451,900
93	290,800	347,500	383,800	393,100	452,400
94	292,200	348,000	384,400	393,700	452,900
95	293,600	348,500	384,900	394,200	453,400
96	295,000	349,000	385,400	394,700	453,900
97	296,400	349,400	385,900	395,200	454,300
98	297,700	349,900	386,400	395,700	
99	298,900	350,300	387,000	396,200	
100	300,200	350,800	387,500	396,700	
101	301,400	351,300	387,900	397,200	
102	302,600	351,700	388,400	397,700	
103	303,800	352,200	389,000	398,200	
104	304,900	352,700	389,500	398,700	
105	306,000	353,100	389,900	399,100	
106	306,900	353,500	390,400	399,600	
107	307,800	353,900	390,900	400,100	
108	308,700	354,300	391,400	400,500	
109	309,500	354,700	391,900	400,900	
110	310,200	355,100	392,400	401,400	
111	310,900	355,500	392,900	401,900	
112	311,600	355,900	393,300	402,300	
113	312,300	356,300	393,800	402,700	
114	312,700	356,700	394,200	403,200	
115	313,200	357,100	394,700	403,700	
116	313,700	357,500	395,100	404,100	
117	314,100	357,900	395,500	404,500	
118	314,500	358,300	396,000	405,000	

119	314,800	358,700	396,900	406,000		
120	315,100	359,100	397,300	406,400		
121	315,400	359,500	397,700	406,800		
122	315,800	359,800	398,100	407,300		
123	316,100	360,200	398,600	407,700		
124	316,400	360,600	399,000	408,100		
125	316,700	361,000	399,400	408,500		
126	317,100	361,300	399,800	409,000		
127	317,400	361,700	400,200	409,400		
128	317,700	362,100	400,700	409,800		
129	318,000	362,500	401,100	410,200		
130	318,400		401,600	410,700		
131	318,700		402,000	411,100		
132	319,000		402,400	411,500		
133	319,300		402,800	411,900		
134	319,700		403,200	412,300		
135	320,000		403,600	412,700		
136	320,300		404,000	413,100		
137	320,600		404,400	413,500		
138	320,900		404,800	413,900		
139	321,300		405,200	414,300		
140	321,600		405,600	414,700		
141	321,900		406,000	415,100		
142	322,200					
143	322,500					
144	322,800					
145	323,100					
146	323,400					
147	323,700					
148	324,000					

119	314,800	358,700	396,400	405,400		
120	315,100	359,100	396,800	405,800		
121	315,400	359,500	397,200	406,200		
122	315,800	359,800	397,600	406,700		
123	316,100	360,200	398,100	407,100		
124	316,400	360,600	398,500	407,500		
125	316,700	361,000	398,900	407,900		
126	317,100	361,300	399,300	408,400		
127	317,400	361,700	399,700	408,800		
128	317,700	362,100	400,200	409,200		
129	318,000	362,500	400,600	409,600		
130	318,400		401,100	410,100		
131	318,700		401,500	410,500		
132	319,000		401,900	410,900		
133	319,300		402,300	411,300		
134	319,700		402,700	411,700		
135	320,000		403,100	412,100		
136	320,300		403,500	412,500		
137	320,600		403,900	412,900		
138	320,900		404,300	413,300		
139	321,300		404,700	413,700		
140	321,600		405,100	414,100		
141	321,900		405,500	414,500		
142	322,200					
143	322,500					
144	322,800					
145	323,100					
146	323,400					
147	323,700					
148	324,000					

149	324,300				
150	324,600				
151	324,900				
152	325,200				
153	325,500				
再任用職員	198,300	230,400	264,400	271,000	313,000

備考1 この表は、他の給料表の適用を受けない職員に適用する。
 2 1級の29号給を受ける職員のうち、新たにこの表の適用を受けることとなった職員の給料月額は、この表にかかわらず181,200円とする。
 3 1級の17号給を受ける職員のうち、新たにこの表の適用を受けることとなった職員の給料月額は、この表にかかわらず156,100円とする。

別表第1の2 (第3条、第4条、第17条関係)
 行政職給料表(2)

(単位：円)

職員の区分	級号	1級	2級	3級	4級
再任用職員	1	131,900	226,900	265,800	297,400
再任用職員	2	132,400	228,800	267,600	299,500
再任用職員	3	132,900	230,500	269,400	301,600
再任用職員	4	133,400	232,300	271,200	303,700
再任用職員	5	133,900	234,000	273,000	305,800
再任用職員	6	134,400	235,600	274,900	307,900
再任用職員	7	134,900	237,300	276,700	310,000
再任用職員	8	135,500	238,900	278,500	312,100
再任用職員	9	136,100	240,500	280,400	314,100
再任用職員	10	136,600	242,100	282,300	316,100
再任用職員	11	137,300	243,700	284,100	318,100
再任用職員	12	137,900	245,300	285,900	320,100
再任用職員	13	138,500	246,900	287,700	322,000
再任用職員	14	139,300	248,500	289,400	324,000

149	324,300				
150	324,600				
151	324,900				
152	325,200				
153	325,500				
再任用職員	198,100	230,100	264,100	270,600	312,600

備考1 この表は、他の給料表の適用を受けない職員に適用する。
 2 1級の29号給を受ける職員のうち、新たにこの表の適用を受けることとなった職員の給料月額は、この表にかかわらず181,200円とする。
 3 1級の17号給を受ける職員のうち、新たにこの表の適用を受けることとなった職員の給料月額は、この表にかかわらず155,100円とする。

別表第1の2 (第3条、第4条、第17条関係)
 行政職給料表(2)

(単位：円)

職員の区分	級号	1級	2級	3級	4級
再任用職員	1	129,400	226,500	265,200	296,700
再任用職員	2	129,900	228,400	267,000	298,800
再任用職員	3	130,400	230,100	268,800	300,900
再任用職員	4	130,900	231,900	270,600	303,000
再任用職員	5	131,400	233,600	272,400	305,100
再任用職員	6	131,900	235,200	274,300	307,200
再任用職員	7	132,400	236,900	276,100	309,300
再任用職員	8	133,000	238,500	277,900	311,400
再任用職員	9	133,600	240,100	279,800	313,400
再任用職員	10	134,100	241,700	281,700	315,400
再任用職員	11	134,800	243,300	283,500	317,400
再任用職員	12	135,400	244,900	285,300	319,400
再任用職員	13	136,000	246,500	287,100	321,300
再任用職員	14	136,800	248,100	288,900	323,300

給料月額の改定

15	140,200	250,100	291,100	325,900
16	141,100	251,700	292,800	327,800
17	142,000	253,300	294,500	329,700
18	143,100	254,900	296,300	331,600
19	144,300	256,500	297,900	333,500
20	145,500	258,100	299,600	335,500
21	146,700	259,700	301,300	337,300
22	147,900	261,300	302,900	339,200
23	149,100	262,900	304,500	341,000
24	150,300	264,500	306,100	342,800
25	151,500	266,100	307,700	344,600
26	152,900	267,700	309,200	346,300
27	154,400	269,400	310,700	347,900
28	155,900	271,000	312,100	349,500
29	157,400	272,500	313,500	351,100
30	159,000	274,100	315,000	352,300
31	160,600	275,600	316,400	353,500
32	162,200	277,000	317,800	354,700
33	163,900	278,500	319,200	355,900
34	165,500	280,000	320,600	357,000
35	167,200	281,300	322,000	358,000
36	168,900	282,700	323,300	359,100
37	170,600	284,000	324,600	360,100
38	172,200	285,400	325,800	361,100
39	173,900	286,800	327,000	362,000
40	175,600	288,000	328,100	362,900
41	177,300	289,300	329,300	363,800
42	178,800	290,500	330,300	364,600
43	180,200	291,700	331,200	365,400
44	181,600	292,800	332,100	366,200

15	137,700	249,700	290,600	325,200
16	138,600	251,300	292,300	327,100
17	139,500	252,900	294,000	329,000
18	140,600	254,500	295,800	330,900
19	141,800	256,100	297,400	332,800
20	143,000	257,700	299,100	334,800
21	144,200	259,300	300,800	336,600
22	145,400	260,900	302,400	338,500
23	146,600	262,500	304,000	340,300
24	147,800	264,100	305,600	342,100
25	149,000	265,700	307,200	343,900
26	150,400	267,300	308,700	345,600
27	151,900	269,000	310,200	347,200
28	153,400	270,600	311,600	348,800
29	154,900	272,100	313,000	350,400
30	156,500	273,700	314,500	351,600
31	158,100	275,200	315,900	352,800
32	159,700	276,600	317,300	354,000
33	161,400	278,100	318,700	355,200
34	163,000	279,600	320,100	356,300
35	164,700	280,900	321,500	357,300
36	166,400	282,300	322,800	358,400
37	168,100	283,600	324,100	359,400
38	169,700	285,000	325,300	360,400
39	171,400	286,400	326,500	361,300
40	173,100	287,600	327,600	362,200
41	174,800	288,900	328,800	363,100
42	176,300	290,100	329,800	363,900
43	177,700	291,300	330,700	364,700
44	179,100	292,400	331,600	365,500

45	183,000	293,900	333,000	366,900
46	184,400	294,900	333,900	367,500
47	185,800	295,900	334,700	368,100
48	187,200	296,900	335,500	368,700
49	188,500	297,900	336,300	369,200
50	189,800	298,900	337,100	369,700
51	191,000	299,800	337,800	370,100
52	192,200	300,700	338,500	370,500
53	193,300	301,600	339,200	370,900
54	194,800	302,500	339,900	371,300
55	196,300	303,400	340,500	371,700
56	197,800	304,200	341,100	372,100
57	199,300	305,000	341,700	372,400
58	200,600	305,800	342,200	372,800
59	202,200	306,600	342,700	373,200
60	203,700	307,400	343,200	373,600
61	205,100	308,200	343,600	373,900
62	206,700	308,800	344,000	374,300
63	208,200	309,400	344,400	374,700
64	209,700	310,000	344,800	375,000
65	211,100	310,600	345,200	375,300
66	212,600	311,200	345,600	375,700
67	214,100	311,800	346,000	376,100
68	215,600	312,400	346,400	376,400
69	217,000	312,900	346,700	376,700
70	218,500	313,500	347,100	377,100
71	220,100	314,000	347,500	377,400
72	221,400	314,500	347,800	377,700
73	222,800	315,000	348,100	378,000
74	224,300	315,500	348,500	378,300

45	180,500	293,500	332,500	366,200
46	181,900	294,500	333,400	366,800
47	183,300	295,500	334,200	367,400
48	184,700	296,500	335,000	368,000
49	186,000	297,500	335,800	368,500
50	187,600	298,500	336,600	369,000
51	189,200	299,400	337,300	369,400
52	190,700	300,300	338,000	369,800
53	192,200	301,200	338,700	370,200
54	193,800	302,100	339,400	370,600
55	195,400	303,000	340,000	371,000
56	197,000	303,800	340,600	371,400
57	198,600	304,600	341,200	371,700
58	200,000	305,400	341,700	372,100
59	201,600	306,200	342,200	372,500
60	203,100	307,000	342,700	372,900
61	204,600	307,800	343,100	373,200
62	206,200	308,400	343,500	373,600
63	207,700	309,000	343,900	374,000
64	209,200	309,600	344,300	374,300
65	210,700	310,200	344,700	374,600
66	212,200	310,800	345,100	375,000
67	213,700	311,400	345,500	375,400
68	215,200	312,000	345,900	375,700
69	216,700	312,500	346,200	376,000
70	218,200	313,100	346,600	376,400
71	219,800	313,600	347,000	376,800
72	221,100	314,100	347,300	377,100
73	222,500	314,600	347,600	377,400
74	224,100	315,100	348,000	377,700

75	225, 800	316, 000	348, 800	378, 600
76	227, 200	316, 500	349, 100	378, 900
77	228, 600	316, 900	349, 400	379, 200
78	230, 000	317, 400	349, 800	379, 500
79	231, 400	317, 800	350, 100	379, 800
80	232, 800	318, 200	350, 400	380, 100
81	234, 200	318, 600	350, 700	380, 400
82	235, 600	319, 000	351, 000	380, 700
83	237, 200	319, 400	351, 300	381, 000
84	238, 600	319, 700	351, 600	381, 300
85	240, 000	320, 000	351, 900	381, 600
86	241, 500	320, 400	352, 200	381, 900
87	242, 900	320, 800	352, 500	382, 200
88	244, 400	321, 100	352, 800	382, 500
89	245, 800	321, 400	353, 100	382, 800
90	247, 200	321, 800	353, 400	383, 100
91	248, 600	322, 100	353, 700	383, 400
92	250, 000	322, 400	354, 000	383, 700
93	251, 400	322, 700	354, 300	384, 000
94	252, 900	323, 100	354, 600	384, 300
95	254, 300	323, 400	354, 900	384, 600
96	255, 600	323, 700	355, 200	384, 900
97	256, 800	324, 000	355, 500	385, 200
98	258, 200	324, 400	355, 800	385, 500
99	259, 600	324, 700	356, 100	385, 800
100	261, 000	325, 000	356, 400	386, 100
101	262, 100	325, 200	356, 700	386, 400
102	263, 400	325, 500	357, 000	386, 700
103	264, 700	325, 800	357, 300	387, 000
104	265, 900	326, 100	357, 600	387, 300

75	225, 600	315, 600	348, 300	378, 000
76	227, 000	316, 100	348, 600	378, 300
77	228, 400	316, 500	348, 900	378, 600
78	229, 800	317, 000	349, 300	378, 900
79	231, 300	317, 400	349, 600	379, 200
80	232, 800	317, 800	349, 900	379, 500
81	234, 100	318, 200	350, 200	379, 800
82	235, 600	318, 600	350, 500	380, 100
83	237, 200	319, 000	350, 800	380, 400
84	238, 600	319, 300	351, 100	380, 700
85	240, 000	319, 600	351, 400	381, 000
86	241, 500	320, 000	351, 700	381, 300
87	242, 900	320, 400	352, 000	381, 600
88	244, 400	320, 700	352, 300	381, 900
89	245, 800	321, 000	352, 600	382, 200
90	247, 200	321, 400	352, 900	382, 500
91	248, 600	321, 700	353, 200	382, 800
92	250, 000	322, 000	353, 500	383, 100
93	251, 400	322, 300	353, 800	383, 400
94	252, 900	322, 700	354, 100	383, 700
95	254, 300	323, 000	354, 400	384, 000
96	255, 600	323, 300	354, 700	384, 300
97	256, 800	323, 600	355, 000	384, 600
98	258, 200	324, 000	355, 300	384, 900
99	259, 600	324, 300	355, 600	385, 200
100	261, 000	324, 600	355, 900	385, 500
101	262, 100	324, 900	356, 200	385, 800
102	263, 400	325, 200	356, 500	386, 100
103	264, 700	325, 500	356, 800	386, 400
104	265, 900	325, 800	357, 100	386, 700

105	267, 100	326, 400	357, 900	387, 600
106	268, 100	326, 800	358, 200	387, 900
107	269, 100	327, 100	358, 500	388, 200
108	270, 100	327, 300	358, 800	388, 500
109	271, 100	327, 600	359, 100	388, 800
110	272, 100	327, 900	359, 400	389, 100
111	273, 100	328, 200	359, 700	389, 400
112	273, 800	328, 500	360, 000	389, 700
113	274, 700	328, 800	360, 300	390, 000
114	275, 500	329, 100	360, 600	390, 300
115	276, 300	329, 400	360, 900	390, 600
116	277, 100	329, 700	361, 200	390, 900
117	277, 800	330, 000	361, 500	391, 200
118	278, 400	330, 300	361, 800	391, 500
119	279, 000	330, 600	362, 100	391, 800
120	279, 600	330, 900	362, 400	392, 100
121	280, 100	331, 200	362, 700	392, 400
122	280, 600	331, 500	363, 000	392, 700
123	281, 000	331, 800	363, 300	393, 000
124	281, 400	332, 100	363, 600	393, 300
125	281, 800	332, 400	363, 900	393, 600
126	282, 200	332, 700	364, 200	393, 900
127	282, 600	333, 000	364, 500	394, 200
128	283, 000	333, 300	364, 800	394, 500
129	283, 300	333, 600	365, 100	394, 800
130	283, 700	333, 900	365, 400	395, 100
131	284, 100	334, 200	365, 700	395, 400
132	284, 500	334, 500	366, 000	395, 700
133	284, 800	334, 800	366, 300	396, 000
134	285, 100	335, 100	366, 600	396, 300

105	267, 100	326, 100	357, 400	387, 000
106	268, 100	326, 500	357, 700	387, 300
107	269, 100	326, 800	358, 000	387, 600
108	270, 100	327, 000	358, 300	387, 900
109	271, 100	327, 300	358, 600	388, 200
110	272, 100	327, 600	358, 900	388, 500
111	273, 100	327, 900	359, 200	388, 800
112	273, 800	328, 200	359, 500	389, 100
113	274, 700	328, 500	359, 800	389, 400
114	275, 500	328, 800	360, 100	389, 700
115	276, 300	329, 100	360, 400	390, 000
116	277, 100	329, 400	360, 700	390, 300
117	277, 800	329, 700	361, 000	390, 600
118	278, 400	330, 000	361, 300	390, 900
119	279, 000	330, 300	361, 600	391, 200
120	279, 600	330, 600	361, 900	391, 500
121	280, 100	330, 900	362, 200	391, 800
122	280, 600	331, 200	362, 500	392, 100
123	281, 000	331, 500	362, 800	392, 400
124	281, 400	331, 800	363, 100	392, 700
125	281, 800	332, 100	363, 400	393, 000
126	282, 200	332, 400	363, 700	393, 300
127	282, 600	332, 700	364, 000	393, 600
128	283, 000	333, 000	364, 300	393, 900
129	283, 300	333, 300	364, 600	394, 200
130	283, 700	333, 600	364, 900	394, 500
131	284, 100	333, 900	365, 200	394, 800
132	284, 500	334, 200	365, 500	395, 100
133	284, 800	334, 500	365, 800	395, 400
134	285, 100	334, 800	366, 100	395, 700

135	285, 400	335, 400	366, 900	396, 600
136	285, 700	335, 700	367, 200	396, 900
137	286, 000	336, 000	367, 500	397, 200
138	286, 300	336, 300	367, 800	397, 500
139	286, 600	336, 600	368, 100	397, 800
140	286, 900	336, 900	368, 400	398, 100
141	287, 200	337, 200	368, 700	398, 400
142	287, 500	337, 500	369, 000	398, 700
143	287, 800	337, 800	369, 300	399, 000
144	288, 100	338, 100	369, 600	399, 300
145	288, 400	338, 400	369, 900	399, 600
146	288, 700	338, 700	370, 200	399, 900
147	289, 000	339, 000	370, 500	400, 200
148	289, 300	339, 300	370, 800	400, 500
149	289, 600	339, 600	371, 100	400, 800
150	289, 900	339, 900	371, 400	
151	290, 200	340, 200	371, 700	
152	290, 500	340, 500	372, 000	
153	290, 800	340, 800	372, 300	
154	291, 100	341, 100	372, 600	
155	291, 400	341, 400	372, 900	
156	291, 700	341, 700	373, 200	
157	292, 000	342, 000	373, 500	
158	292, 300	342, 300	373, 800	
159	292, 600	342, 600	374, 100	
160	292, 900	342, 900	374, 400	
161	293, 200	343, 200	374, 700	
162	293, 500	343, 500	375, 000	
163	293, 800	343, 800	375, 300	
164	294, 100	344, 100	375, 600	

135	285, 400	335, 100	366, 400	396, 000
136	285, 700	335, 400	366, 700	396, 300
137	286, 000	335, 700	367, 000	396, 600
138	286, 300	336, 000	367, 300	396, 900
139	286, 600	336, 300	367, 600	397, 200
140	286, 900	336, 600	367, 900	397, 500
141	287, 200	336, 900	368, 200	397, 800
142	287, 500	337, 200	368, 500	398, 100
143	287, 800	337, 500	368, 800	398, 400
144	288, 100	337, 800	369, 100	398, 700
145	288, 400	338, 100	369, 400	399, 000
146	288, 700	338, 400	369, 700	399, 300
147	289, 000	338, 700	370, 000	399, 600
148	289, 300	339, 000	370, 300	399, 900
149	289, 600	339, 300	370, 600	400, 200
150	289, 900	339, 600	370, 900	
151	290, 200	339, 900	371, 200	
152	290, 500	340, 200	371, 500	
153	290, 800	340, 500	371, 800	
154	291, 100	340, 800	372, 100	
155	291, 400	341, 100	372, 400	
156	291, 700	341, 400	372, 700	
157	292, 000	341, 700	373, 000	
158	292, 300	342, 000	373, 300	
159	292, 600	342, 300	373, 600	
160	292, 900	342, 600	373, 900	
161	293, 200	342, 900	374, 200	
162	293, 500	343, 200	374, 500	
163	293, 800	343, 500	374, 800	
164	294, 100	343, 800	375, 100	

165	294, 400	344, 400	375, 900	
166	294, 700	344, 700	376, 200	
167	295, 000	345, 000	376, 500	
168	295, 300	345, 300	376, 800	
169	295, 600	345, 600	377, 100	
170	295, 900	345, 900	377, 400	
171	296, 200	346, 200	377, 700	
172	296, 500	346, 500	378, 000	
173	296, 800	346, 800	378, 300	
174	297, 100	347, 100	378, 600	
175	297, 400	347, 400	378, 900	
176	297, 700	347, 700	379, 200	
177	298, 000	348, 000	379, 500	
178	298, 300	348, 300	379, 800	
179	298, 600	348, 600	380, 100	
180	298, 900	348, 900	380, 400	
181	299, 200	349, 200	380, 700	
182	299, 500	349, 500	381, 000	
183	299, 800	349, 800	381, 300	
184	300, 100	350, 100	381, 600	
185	300, 400	350, 400	381, 900	
186	300, 700	350, 700	382, 200	
187	301, 000	351, 000	382, 500	
188	301, 300	351, 300	382, 800	
189	301, 600	351, 600	383, 100	
190	301, 900	351, 900	383, 400	
191	302, 200	352, 200	383, 700	
192	302, 500	352, 500	384, 000	
193	302, 800	352, 800	384, 300	
194	303, 100	353, 100		

165	294, 400	344, 100	375, 400	
166	294, 700	344, 400	375, 700	
167	295, 000	344, 700	376, 000	
168	295, 300	345, 000	376, 300	
169	295, 600	345, 300	376, 600	
170	295, 900	345, 600	376, 900	
171	296, 200	345, 900	377, 200	
172	296, 500	346, 200	377, 500	
173	296, 800	346, 500	377, 800	
174	297, 100	346, 800	378, 100	
175	297, 400	347, 100	378, 400	
176	297, 700	347, 400	378, 700	
177	298, 000	347, 700	379, 000	
178	298, 300	348, 000	379, 300	
179	298, 600	348, 300	379, 600	
180	298, 900	348, 600	379, 900	
181	299, 200	348, 900	380, 200	
182	299, 500	349, 200	380, 500	
183	299, 800	349, 500	380, 800	
184	300, 100	349, 800	381, 100	
185	300, 400	350, 100	381, 400	
186	300, 700	350, 400	381, 700	
187	301, 000	350, 700	382, 000	
188	301, 300	351, 000	382, 300	
189	301, 600	351, 300	382, 600	
190	301, 900	351, 600	382, 900	
191	302, 200	351, 900	383, 200	
192	302, 500	352, 200	383, 500	
193	302, 800	352, 500	383, 800	
194	303, 100	352, 800		

195	303,400	353,400	
196	303,700	353,700	
197	304,000	354,000	
198	304,300	354,300	
199	304,600	354,600	
200	304,900	354,900	
201	305,200	355,200	
202	305,500	355,500	
203	305,800	355,800	
204	306,100	356,100	
205	306,400	356,400	
206	306,700	356,700	
207	307,000	357,000	
208	307,300	357,300	
209	307,600	357,600	
210	307,900	357,900	
211	308,200	358,200	
212	308,500	358,500	
213	308,800	358,800	
214	309,100	359,100	
215	309,400	359,400	
216	309,700	359,700	
217	310,000	360,000	
218	310,300	360,300	
219	310,600	360,600	
220	310,900	360,900	
221	311,200	361,200	
222	311,500	361,500	
223	311,800	361,800	
224	312,100	362,100	

195	303,400	353,100	
196	303,700	353,400	
197	304,000	353,700	
198	304,300	354,000	
199	304,600	354,300	
200	304,900	354,600	
201	305,200	354,900	
202	305,500	355,200	
203	305,800	355,500	
204	306,100	355,800	
205	306,400	356,100	
206	306,700	356,400	
207	307,000	356,700	
208	307,300	357,000	
209	307,600	357,300	
210	307,900	357,600	
211	308,200	357,900	
212	308,500	358,200	
213	308,800	358,500	
214	309,100	358,800	
215	309,400	359,100	
216	309,700	359,400	
217	310,000	359,700	
218	310,300	360,000	
219	310,600	360,300	
220	310,900	360,600	
221	311,200	360,900	
222	311,500	361,200	
223	311,800	361,500	
224	312,100	361,800	

225	312, 400	362, 400		
226	312, 700			
227	313, 000			
228	313, 300			
229	313, 600			
230	313, 900			
231	314, 200			
232	314, 500			
233	314, 800			
234	315, 100			
235	315, 400			
236	315, 700			
237	316, 000			
238	316, 300			
239	316, 600			
240	316, 900			
241	317, 200			
242	317, 500			
243	317, 800			
244	318, 100			
245	318, 400			
246	318, 700			
247	319, 000			
248	319, 300			
249	319, 600			
250	319, 900			
251	320, 200			
252	320, 500			
253	320, 800			
254	321, 100			

225	312, 400	362, 100		
226	312, 700			
227	313, 000			
228	313, 300			
229	313, 600			
230	313, 900			
231	314, 200			
232	314, 500			
233	314, 800			
234	315, 100			
235	315, 400			
236	315, 700			
237	316, 000			
238	316, 300			
239	316, 600			
240	316, 900			
241	317, 200			
242	317, 500			
243	317, 800			
244	318, 100			
245	318, 400			
246	318, 700			
247	319, 000			
248	319, 300			
249	319, 600			
250	319, 900			
251	320, 200			
252	320, 500			
253	320, 800			
254	321, 100			

255	321,400			
256	321,700			
257	322,000			
258	322,300			
259	322,600			
260	322,900			
261	323,200			
262	323,500			
263	323,800			
264	324,100			
265	324,400			
266	324,700			
267	325,000			
268	325,300			
269	325,600			
270	325,900			
271	326,200			
272	326,500			
273	326,800			
再任用職員	208,100	222,400	242,600	274,000

備考 この表は、技能職の職員に適用する。

付 則 (抄)

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。(以下省略)
- 2 (前略)第2条の規定による改正後の職員の給与に関する条例(以下「改正後の給与条例」という。)第8条第2項、別表第1及び別表第1の2の規定は、平成27年4月1日から適用する。
- 3 改正後の給与条例第17条の2第2項及び第3項の規定並びに次項の規定は、平成27年12月1日から適用する。
(平成27年12月の勤勉手当の特例)
- 4 平成27年12月の勤勉手当に限り、改正後の給与条例第17条

255	321,400			
256	321,700			
257	322,000			
258	322,300			
259	322,600			
260	322,900			
261	323,200			
262	323,500			
263	323,800			
264	324,100			
265	324,400			
266	324,700			
267	325,000			
268	325,300			
269	325,600			
270	325,900			
271	326,200			
272	326,500			
273	326,800			
再任用職員	207,800	222,100	242,300	273,600

備考 この表は、技能職の職員に適用する。

の2第2項及び第3項の規定の適用については、同条第2項中「100分の82.5」とあるのは「100分の87.5」と、同条第3項中「100分の37.5」とあるのは「100分の40」とする。
(給与の内払)

5 (前略)改正後の給与条例の規定を適用する場合には、(中略)第2条の規定による改正前の職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、(中略)改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。(以下省略)

職員の給与に関する条例 (第3条関係)

改正条例

(給料表)

第3条 省略

2

}

6

省略

7 職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づき、これを給料表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき職務の内容は、別表第2及び別表第2の2に掲げる等級別基準職務表に定めるとおとする。

(初任給、昇格、昇給の基準)

第4条 省略

2

}

8

省略

9 第3項、第4項、第6項及び第7項の規定は、別表第1の給料表の適用を受ける者でその属する職務の級が5級であるものには適用しない。

(扶養手当)

第7条 扶養手当は、扶養親族のあるすべての職員(別表第1の給料表の適用を受ける者で5級の職務の級にあるもの、再任用職員及び任期付短時間勤務職員を除く。)に対して給料の支給方法に準じて

第2条による改正後条例

(給料表)

第3条 省略

2

}

6

省略

7 職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づき、これを給料表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき標準的な職務の内容は、規則で別に定める。

(初任給、昇格、昇給の基準)

第4条 省略

2

}

8

省略

9 第3項、第4項、第6項及び第7項の規定は、別表第1の給料表の適用を受ける者でその属する職務の級が6級であるものには適用しない。

(扶養手当)

第7条 扶養手当は、扶養親族のあるすべての職員(別表第1の給料表の適用を受ける者で6級の職務の級にあるもの、再任用職員及び任期付短時間勤務職員を除く。)に対して給料の支給方法に準じて

備考

規定の整備

規定の整備

規定の整備

支給する。

- 2 } 省略
- 4 }

(地域手当)

第8条 省略

2 地域手当の月額、給料、給料の特別調整額及び扶養手当の月額
の合計額に100分の14を乗じて得た額とする。

3 省略

(期末手当)

第17条 省略

2 期末手当の額は、次の表の左欄に掲げる職
員の区分に応じて、同表の右欄に定める割合を乗じて得た額に第
9項に定める割合（以下「在職期間割合」という。）を乗じて得
た額とする。

職員の区分	割合		
	3月に支給 する場合	6月に支給 する場合	12月に支 給する場合
次に掲げる職員以外のもの	100分の 20	100分の 112.5	100分の 127.5
行政職給料表(1)の適用を 受ける職員のうち、その 属する職務の級が4級で ある職員(以下「行(1)4級 職員」という。)	100分の 20	100分の 92.5	100分の 107.5
行政職給料表(1)の適用を 受ける職員のうち、その 属する職務の級が5級で ある職員(以下「行(1)5級 職員」という。)	100分の 20	100分の 82.5	100分の 97.5

支給する。

- 2 } 省略
- 4 }

(地域手当)

第8条 省略

2 地域手当の月額、給料、給料の特別調整額及び扶養手当の月額
の合計額に100分の12を乗じて得た額とする。

3 省略

(期末手当)

第17条 省略

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、3月に支給する場合におい
ては、100分の20、6月に支給する場合には、100分
の125、12月に支給する場合には、100分の130を
乗じて得た額に、基準日以前3か月以内（基準日が12月1日であ
るときは、6か月以内）の期間におけるその者の在職期間の区分に
応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。

在職期間	割合
基準日が3月1日又は6月1日である場 合	
90日	100分の100
60日以上90日未満	100分の90
45日以上60日未満	100分の70
30日以上45日未満	100分の60
15日以上30日未満	100分の40
1日以上15日未満	100分の20

在職期間		割合
基準日が12月1日である場合		
180日		100分の100
150日以上180日未満		100分の90
120日以上150日未満		100分の80

支給率の改定

規定の整備

90日以上120日未満	100分の70
60日以上90日未満	100分の60
30日以上60日未満	100分の40
1日以上30日未満	100分の20

3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「3月に支給する場合においては、100分の20」とあるのは「3月に支給する場合においては、100分の10」と、「6月に支給する場合においては、100分の125」とあるのは「6月に支給する場合においては、100分の60」と、「12月に支給する場合においては、100分の130」とあるのは「12月に支給する場合においては、100分の80」とする。

4 } 省略
 7 }

8 第2項に定める在職期間は、この条例の適用を受ける職員として規定の整備
 在職した期間とする。ただし、次の各号に定める期間は除算する。

(1) } 省略
 (3) }

項の追加

3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項の表次に掲げる職員以外のもの項中「100分の20」とあるのは「100分の10」と、「100分の112.5」とあるのは「100分の60」と、「100分の127.5」とあるのは「100分の75」とする。

4 } 省略
 7 }

8 次項の表に定める在職期間は、この条例の適用を受ける職員として在職した期間とする。ただし、次の各号に定める期間は除算する。

(1) } 省略
 (3) }

9 第2項に規定する在職期間割合は、次の表に定める割合とする。

在職期間	割合
基準日が3月1日又は6月1日である場合	
合	
90日	100分の100
60日以上90日未満	100分の90
45日以上60日未満	100分の70
30日以上45日未満	100分の60
15日以上30日未満	100分の40
1日以上15日未満	100分の20

在職期間	割合
基準日が12月1日である場合	

180日	100分の100
150日以上180日未満	100分の90
120日以上150日未満	100分の80
90日以上120日未満	100分の70
60日以上90日未満	100分の60
30日以上60日未満	100分の40
1日以上30日未満	100分の20

(勤勉手当)

第17条の2 省略

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則に定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、支給する勤勉手当の額の総額は、前項に規定する職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、もしくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、もしくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額合計額を加算した額に、次の表の左欄に掲げる職員の区分に応じて、同表の右欄に定める割合を乗じて得た額の総額を超えてはならない。

職員の区分	割合	
	6月に支給する場合	12月に支給する場合
次に掲げる職員以外のもの	100分の85	100分の85
行(1)4級職員	100分の105	100分の105
行(1)5級職員	100分の115	100分の115

3 再任用職員に対する勤勉手当は、6月及び12月に支給する場合においては、当該再任用職員の勤勉手当基礎額にそれぞれ100分の40を乗じて得た額の総額を超えてはならない。

4 } 省略
5 }

別表第1 (第3条、第4条、第17条関係)

(勤勉手当)

第17条の2 省略

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則に定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、支給する勤勉手当の額の総額は、前項に規定する職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、もしくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、もしくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額合計額を加算した額に、6月に支給する場合においては、100分の72.5、12月に支給する場合においては、100分の82.5を乗じて得た額の総額を超えてはならない。

3 再任用職員に対する勤勉手当は、6月及び12月に支給する場合においては、当該再任用職員の勤勉手当基礎額にそれぞれ100分の37.5を乗じて得た額の総額を超えてはならない。

4 } 省略
5 }

別表第1 (第3条、第4条、第17条関係) 給料表の改定

行政職給料表(1)

(単位：円)

職員の区分	級号	1級	2級	3級	4級	5級
再任用職員以外の職員	1	140,300	198,500	224,800	284,000	494,000
	2	141,300	200,400	226,700	286,400	
	3	142,400	202,300	228,600	288,800	
	4	143,500	204,200	230,500	291,100	
	5	144,600	206,100	232,500	293,400	
	6	145,700	208,000	234,400	295,800	
	7	146,800	209,800	236,300	298,200	
	8	147,900	211,700	238,300	300,500	
	9	148,900	213,700	240,300	302,900	
	10	149,900	215,600	242,300	305,400	
	11	151,000	217,400	244,300	307,800	
	12	152,100	219,300	246,300	310,300	
	13	153,200	221,300	248,300	312,700	
	14	154,500	223,200	250,400	315,200	
	15	155,800	225,000	252,500	317,700	
	16	157,100	226,900	254,600	320,100	
	17	158,500	228,900	256,800	322,600	
	18	160,700	230,800	259,000	325,200	
	19	162,900	232,600	261,200	327,900	
	20	165,200	234,500	263,400	330,500	
	21	167,500	236,500	265,600	333,100	
	22	169,400	238,400	267,800	335,800	
	23	171,300	240,200	270,000	338,500	
	24	173,200	242,100	272,200	341,200	
	25	175,100	244,100	274,500	343,900	
	26	177,100	246,000	276,800	346,600	
	27	179,100	247,800	279,100	349,300	
	28	181,100	249,700	281,400	352,100	

行政職給料表(1)

(単位：円)

職員の区分	級号	1級	2級	3級	4級	5級	6級
再任用職員以外の職員	1	140,300	198,500	222,000	224,800	284,000	494,000
	2	141,300	200,400	223,900	226,700	286,400	
	3	142,400	202,300	225,800	228,600	288,800	
	4	143,500	204,200	227,700	230,500	291,100	
	5	144,600	206,100	229,600	232,500	293,400	
	6	145,700	208,000	231,500	234,400	295,800	
	7	146,800	209,800	233,400	236,300	298,200	
	8	147,900	211,700	235,400	238,300	300,500	
	9	148,900	213,700	237,400	240,300	302,900	
	10	149,900	215,600	239,300	242,300	305,400	
	11	151,000	217,400	241,200	244,300	307,800	
	12	152,100	219,300	243,200	246,300	310,300	
	13	153,200	221,300	245,200	248,300	312,700	
	14	154,500	223,200	247,200	250,400	315,200	
	15	155,800	225,000	249,200	252,500	317,700	
	16	157,100	226,900	251,200	254,600	320,100	
	17	158,500	228,900	253,300	256,800	322,600	
	18	160,700	230,800	255,400	259,000	325,200	
	19	162,900	232,600	257,400	261,200	327,900	
	20	165,200	234,500	259,500	263,400	330,500	
	21	167,500	236,500	261,600	265,600	333,100	
	22	169,400	238,400	263,600	267,800	335,800	
	23	171,300	240,200	265,700	270,000	338,500	
	24	173,200	242,100	267,900	272,200	341,200	
	25	175,100	244,100	270,000	274,500	343,900	
	26	177,100	246,000	272,100	276,800	346,600	
	27	179,100	247,800	274,200	279,100	349,300	
	28	181,100	249,700	276,400	281,400	352,100	

29	183, 100	251, 700	283, 700	354, 900	
30	185, 100	253, 800	286, 000	357, 900	
31	187, 200	255, 800	288, 400	360, 800	
32	189, 300	257, 900	290, 700	363, 700	
33	191, 500	259, 900	293, 000	366, 700	
34	193, 600	261, 800	295, 400	369, 600	
35	195, 600	263, 700	297, 800	372, 400	
36	197, 600	265, 600	300, 100	375, 200	
37	199, 600	267, 400	302, 500	377, 800	
38	201, 500	269, 200	304, 900	380, 400	
39	203, 300	271, 000	307, 300	382, 800	
40	205, 000	272, 900	309, 800	385, 300	
41	206, 800	274, 700	312, 200	387, 800	
42	208, 600	276, 600	314, 600	390, 200	
43	210, 400	278, 400	317, 100	392, 600	
44	212, 100	280, 200	319, 500	395, 000	
45	213, 800	282, 000	322, 000	397, 500	
46	215, 600	283, 800	324, 500	399, 900	
47	217, 300	285, 600	327, 000	402, 200	
48	219, 000	287, 400	329, 600	404, 500	
49	220, 700	289, 200	332, 200	406, 900	
50	222, 400	291, 000	334, 900	409, 300	
51	224, 100	292, 800	337, 600	411, 600	
52	225, 800	294, 600	340, 300	413, 800	
53	227, 400	296, 400	343, 000	415, 900	
54	229, 100	298, 200	345, 600	417, 900	
55	230, 800	300, 000	348, 100	420, 000	
56	232, 500	301, 700	350, 500	422, 000	
57	234, 100	303, 400	352, 800	423, 900	
58	235, 700	305, 100	355, 100	425, 800	
59	237, 400	306, 800	357, 300	427, 600	
60	239, 000	308, 500	359, 400	429, 400	

29	183, 100	251, 700	278, 600	283, 700	354, 900
30	185, 100	253, 800	280, 800	286, 000	357, 900
31	187, 200	255, 800	282, 900	288, 400	360, 800
32	189, 300	257, 900	285, 100	290, 700	363, 700
33	191, 500	259, 900	287, 300	293, 000	366, 700
34	193, 600	261, 800	289, 500	295, 400	369, 600
35	195, 600	263, 700	291, 700	297, 800	372, 400
36	197, 600	265, 600	293, 900	300, 100	375, 200
37	199, 600	267, 400	296, 100	302, 500	377, 800
38	201, 500	269, 200	298, 200	304, 900	380, 400
39	203, 300	271, 000	300, 400	307, 300	382, 800
40	205, 000	272, 900	302, 600	309, 800	385, 300
41	206, 800	274, 700	304, 900	312, 200	387, 800
42	208, 600	276, 600	307, 200	314, 600	390, 200
43	210, 400	278, 400	309, 600	317, 100	392, 600
44	212, 100	280, 200	311, 900	319, 500	395, 000
45	213, 800	282, 000	314, 200	322, 000	397, 500
46	215, 600	283, 800	316, 300	324, 500	399, 900
47	217, 300	285, 600	318, 500	327, 000	402, 200
48	219, 000	287, 400	320, 600	329, 600	404, 500
49	220, 700	289, 200	322, 600	332, 200	406, 900
50	222, 400	291, 000	324, 700	334, 900	409, 300
51	224, 100	292, 800	326, 800	337, 600	411, 600
52	225, 800	294, 600	328, 900	340, 300	413, 800
53	227, 400	296, 400	331, 000	343, 000	415, 900
54	229, 100	298, 200	333, 100	345, 600	417, 900
55	230, 800	300, 000	335, 200	348, 100	420, 000
56	232, 500	301, 700	337, 300	350, 500	422, 000
57	234, 100	303, 400	339, 300	352, 800	423, 900
58	235, 700	305, 100	341, 400	355, 100	425, 800
59	237, 400	306, 800	343, 400	357, 300	427, 600
60	239, 000	308, 500	345, 400	359, 400	429, 400

61	240,600	310,200	361,400	431,200	
62	242,200	311,800	363,400	432,700	
63	243,900	313,500	365,400	433,800	
64	245,500	315,100	367,300	434,700	
65	247,100	316,600	369,200	435,600	
66	248,800	318,200	371,000	436,400	
67	250,400	319,700	372,700	437,100	
68	252,000	321,300	374,300	437,800	
69	253,600	322,800	375,900	438,500	
70	255,300	324,300	377,000	439,200	
71	256,900	325,700	378,100	439,900	
72	258,500	327,100	379,000	440,600	
73	260,100	328,600	379,900	441,300	
74	261,700	330,100	380,800	442,000	
75	263,400	331,500	381,700	442,700	
76	265,000	332,900	382,500	443,300	
77	266,600	334,200	383,300	443,900	
78	268,200	335,500	384,100	444,600	
79	269,800	336,700	384,900	445,200	
80	271,300	337,800	385,700	445,800	
81	272,800	338,800	386,500	446,400	
82	274,400	339,800	387,200	447,000	
83	275,900	340,800	387,900	447,600	
84	277,400	341,700	388,500	448,200	
85	278,900	342,500	389,100	448,800	
86	280,500	343,400	389,700	449,400	
87	282,000	344,100	390,300	450,000	
88	283,500	344,800	390,900	450,500	
89	285,000	345,500	391,500	451,000	
90	286,400	346,100	392,100	451,600	
91	287,900	346,600	392,700	452,100	
92	289,400	347,000	393,200	452,600	

61	240,600	310,200	347,400	361,400	431,200
62	242,200	311,800	349,300	363,400	432,700
63	243,900	313,500	351,300	365,400	433,800
64	245,500	315,100	353,200	367,300	434,700
65	247,100	316,600	355,000	369,200	435,600
66	248,800	318,200	356,800	371,000	436,400
67	250,400	319,700	358,700	372,700	437,100
68	252,000	321,300	360,500	374,300	437,800
69	253,600	322,800	362,300	375,900	438,500
70	255,300	324,300	363,500	377,000	439,200
71	256,900	325,700	364,800	378,100	439,900
72	258,500	327,100	365,900	379,000	440,600
73	260,100	328,600	367,100	379,900	441,300
74	261,700	330,100	368,400	380,800	442,000
75	263,400	331,500	369,600	381,700	442,700
76	265,000	332,900	370,800	382,500	443,300
77	266,600	334,200	371,900	383,300	443,900
78	268,200	335,500	372,700	384,100	444,600
79	269,800	336,700	373,600	384,900	445,200
80	271,300	337,800	374,500	385,700	445,800
81	272,800	338,800	375,400	386,500	446,400
82	274,400	339,800	376,300	387,200	447,000
83	275,900	340,800	377,100	387,900	447,600
84	277,400	341,700	377,900	388,500	448,200
85	278,900	342,500	378,800	389,100	448,800
86	280,500	343,400	379,700	389,700	449,400
87	282,000	344,100	380,500	390,300	450,000
88	283,500	344,800	381,300	390,900	450,500
89	285,000	345,500	382,100	391,500	451,000
90	286,400	346,100	382,600	392,100	451,600
91	287,900	346,600	383,100	392,700	452,100
92	289,400	347,000	383,700	393,200	452,600

93	290,800	347,500	393,700	453,100	
94	292,200	348,000	394,300	453,600	
95	293,600	348,500	394,800	454,100	
96	295,000	349,000	395,300	454,600	
97	296,400	349,400	395,800	455,000	
98	297,700	349,900	396,300		
99	298,900	350,300	396,800		
100	300,200	350,800	397,300		
101	301,400	351,300	397,800		
102	302,600	351,700	398,300		
103	303,800	352,200	398,800		
104	304,900	352,700	399,300		
105	306,000	353,100	399,700		
106	306,900	353,500	400,200		
107	307,800	353,900	400,700		
108	308,700	354,300	401,100		
109	309,500	354,700	401,500		
110	310,200	355,100	402,000		
111	310,900	355,500	402,500		
112	311,600	355,900	402,900		
113	312,300	356,300	403,300		
114	312,700	356,700	403,800		
115	313,200	357,100	404,300		
116	313,700	357,500	404,700		
117	314,100	357,900	405,100		
118	314,500	358,300	405,600		
119	314,800	358,700	406,000		
120	315,100	359,100	406,400		
121	315,400	359,500	406,800		
122	315,800	359,800	407,300		
123	316,100	360,200	407,700		
124	316,400	360,600	408,100		

93	290,800	347,500	384,300	393,700	453,100
94	292,200	348,000	384,900	394,300	453,600
95	293,600	348,500	385,400	394,800	454,100
96	295,000	349,000	385,900	395,300	454,600
97	296,400	349,400	386,400	395,800	455,000
98	297,700	349,900	386,900	396,300	
99	298,900	350,300	387,500	396,800	
100	300,200	350,800	388,000	397,300	
101	301,400	351,300	388,400	397,800	
102	302,600	351,700	388,900	398,300	
103	303,800	352,200	389,500	398,800	
104	304,900	352,700	390,000	399,300	
105	306,000	353,100	390,400	399,700	
106	306,900	353,500	390,900	400,200	
107	307,800	353,900	391,400	400,700	
108	308,700	354,300	391,900	401,100	
109	309,500	354,700	392,400	401,500	
110	310,200	355,100	392,900	402,000	
111	310,900	355,500	393,400	402,500	
112	311,600	355,900	393,800	402,900	
113	312,300	356,300	394,300	403,300	
114	312,700	356,700	394,700	403,800	
115	313,200	357,100	395,200	404,300	
116	313,700	357,500	395,600	404,700	
117	314,100	357,900	396,000	405,100	
118	314,500	358,300	396,500	405,600	
119	314,800	358,700	396,900	406,000	
120	315,100	359,100	397,300	406,400	
121	315,400	359,500	397,700	406,800	
122	315,800	359,800	398,100	407,300	
123	316,100	360,200	398,600	407,700	
124	316,400	360,600	399,000	408,100	

125	316,700	361,000	408,500		
126	317,100	361,300	409,000		
127	317,400	361,700	409,400		
128	317,700	362,100	409,800		
129	318,000	362,500	410,200		
130	318,400		410,700		
131	318,700		411,100		
132	319,000		411,500		
133	319,300		411,900		
134	319,700		412,300		
135	320,000		412,700		
136	320,300		413,100		
137	320,600		413,500		
138	320,900		413,900		
139	321,300		414,300		
140	321,600		414,700		
141	321,900		415,100		
142	322,200				
143	322,500				
144	322,800				
145	323,100				
146	323,400				
147	323,700				
148	324,000				
149	324,300				
150	324,600				
151	324,900				
152	325,200				
153	325,500				
再任用職員	198,300	230,400	271,000	313,000	429,100

備考1 この表は、他の給料表の適用を受けない職員に適用する。

2 1級の29号給を受ける職員のうち、新たにこの表の適用を受けることとなった職員の給料月額額は、この表にかかわら

125	316,700	361,000	399,400	408,500	
126	317,100	361,300	399,800	409,000	
127	317,400	361,700	400,200	409,400	
128	317,700	362,100	400,700	409,800	
129	318,000	362,500	401,100	410,200	
130	318,400		401,600	410,700	
131	318,700		402,000	411,100	
132	319,000		402,400	411,500	
133	319,300		402,800	411,900	
134	319,700		403,200	412,300	
135	320,000		403,600	412,700	
136	320,300		404,000	413,100	
137	320,600		404,400	413,500	
138	320,900		404,800	413,900	
139	321,300		405,200	414,300	
140	321,600		405,600	414,700	
141	321,900		406,000	415,100	
142	322,200				
143	322,500				
144	322,800				
145	323,100				
146	323,400				
147	323,700				
148	324,000				
149	324,300				
150	324,600				
151	324,900				
152	325,200				
153	325,500				
再任用職員	198,300	230,400	264,400	271,000	313,000
					429,100

備考1 この表は、他の給料表の適用を受けない職員に適用する。

2 1級の29号給を受ける職員のうち、新たにこの表の適用を受けることとなった職員の給料月額額は、この表にかかわら

ず181, 200円とする。

- 3 1級の17号給を受ける職員のうち、新たにこの表の適用を受けることとなつた職員の給料月額は、この表にかかわらず156, 100円とする。

別表第2 (第3条関係)

行政職給料表(1) 等級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
1級	主事の職務
2級	主任の職務
3級	係長、主査又は専任主査の職務
4級	課長及び会計管理者の職務
5級	部長の職務

備考 1 法第28条の5第1項の規定により採用された職員の職務の級は1級とするものとする。

2 法第28条の4第1項の規定により採用された職員の職務の級の適用については、次の各号に掲げるその職員の退職時の職務の級に応じ、当該各号に定める職務の級とする。ただし、その職務の級が職務の特殊性等により、これと異なる職務の級とする場合で、あらかじめ市長の承認を得たときは、この限りでない。

- (1) 1級及び2級 1級
(2) 3級から5級まで 2級

別表第2の2 (第3条関係)

行政職給料表(2) 等級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
1級	主事の職務
2級	技能主任の職務
3級	技能長及び専任技能主査の職務
4級	統括技能長の職務

備考 1 法第28条の5第1項の規定により採用された職員の職務の級は1級とするものとする。

2 法第28条の4第1項の規定により採用された職員の職務の級の適用については、次の各号に掲げるその職員の退職時の職務の級に応じ、当該各号に定める職務の級とする。

ず181, 200円とする。

- 3 1級の17号給を受ける職員のうち、新たにこの表の適用を受けることとなつた職員の給料月額は、この表にかかわらず156, 100円とする。

別表第2 削除

等級別基準職務表
の新設

同上

る。ただし、その職務の級が職務の特殊性等により、これと異なる職務の級とする場合で、あらかじめ市長の承認を得たときは、この限りでない。

- (1) 1級及び2級 1級
- (2) 3級及び4級 2級

付 則 (抄)
(施行期日等)

1 (前略) 第3条、付則第6項から第9項まで並びに付則別表第1及び付則別表第2の規定は平成28年4月1日から(中略)施行する。

2 }
3 } 省略
4 }
5 }

(職務の級の切替え)

6 第3条の規定による改正後の職員の給与に関する条例別表第1の適用について、平成28年4月1日(以下「切替日」という。)の前日においてその者の属していた職務の級(以下「旧級」という。)が付則別表第1の旧級の欄に掲げる職務の級であった職員の切替日における職務の級(以下「新級」という。)は、旧級に対応する同表の新級の欄に定める職務の級とする。

(号給の切替え)

7 旧級が付則別表第1の旧級の欄に掲げる職務の級であった職員(旧級が3級である職員(以下「特定職員」という。)を除く。)の切替日における号給(以下「新号給」という。)は、切替日の前日において、その者が受けていた号給(以下「旧号給」という。)と同一とする。

8 特定職員の新号給は、旧号給に応じて付則別表第2に定める号給とする。

(旧号給を受けていた期間の通算)

9 前2項の規定により新号給を定められた職員に対する切替日以後における最初の職員の給与に関する条例第4条第3項の規定の適用については、旧号給を受けていた期間を新号給を受ける期間に通算する。

付則別表第1

職務の級の切替表

旧級	新級
3級	3級
4級	
5級	4級
6級	5級

付則別表第2

号給切替表

旧号給	新号給
1	1
2	2
3	3
4	4
5	5
6	6
7	7
8	8
9	9
10	10
11	11
12	12
13	13
14	14
15	15
16	16
17	17
18	18
19	19
20	20
21	21
22	22
23	23
24	24

25	25
26	26
27	27
28	28
29	29
30	30
31	31
32	32
33	33
34	34
35	35
36	36
37	37
38	37
39	38
40	38
41	39
42	39
43	40
44	41
45	42
46	43
47	44
48	45
49	46
50	47
51	47
52	48
53	49
54	50
55	51
56	52
57	53
58	53

59	54
60	54
61	55
62	56
63	57
64	58
65	59
66	59
67	60
68	61
69	62
70	63
71	63
72	64
73	64
74	65
75	66
76	66
77	67
78	68
79	68
80	69
81	70
82	70
83	71
84	71
85	72
86	73
87	74
88	75
89	76
90	77
91	77
92	78

93	79
94	80
95	80
96	81
97	81
98	82
99	83
100	84
101	84
102	85
103	86
104	87
105	88
106	89
107	89
108	90
109	91
110	92
111	93
112	94
113	95
114	95
115	96
116	97
117	98
118	99
119	100
120	101
121	101
122	102
123	103
124	104
125	105
126	106

127	107
128	108
129	109
130	110
131	111
132	111
133	112
134	113
135	114
136	115
137	116
138	117
139	118
140	119
141	120

職員の給与に関する条例 (第4条関係)

改正条例	第3条による改正後条例	備考
<p>(地域手当) 第8条 省略</p> <p>2 地域手当の月額、給料、給料の特別調整額及び扶養手当の月額 の合計額に<u>100分の15</u>を乗じて得た額とする。</p> <p>3 省略</p> <p>付 則 (抄) (施行期日等)</p> <p>1 (前略) 第4条の規定は平成29年4月1日から施行する。(以下省略)</p>	<p>(地域手当) 第8条 省略</p> <p>2 地域手当の月額、給料、給料の特別調整額及び扶養手当の月額 の合計額に<u>100分の14</u>を乗じて得た額とする。</p> <p>3 省略</p>	<p>支給率の改定</p>

議案第18号資料2

行政職給料表(1) 給料月額表 (平成27年4月1日適用) 新旧対照表

職員の区分	1 級			2 級			3 級			4 級			5 級			6 級			号給
	改正	現行	改定額	改正	現行	改定額	改正	現行	改定額	改正	現行	改定額	改正	現行	改定額	改正	現行	改定額	
	140,300	138,600	1,700	198,500	197,900	600	222,000	221,400	600	224,800	224,100	700	284,000	283,200	800	494,000	493,100	900	1
	141,300	139,700	1,600	200,400	199,800	600	223,900	223,300	600	226,700	226,000	700	286,400	285,600	800				2
	142,400	140,800	1,600	202,300	201,700	600	225,800	225,200	600	228,600	227,900	700	288,800	288,000	800				3
	143,500	141,900	1,600	204,200	203,600	600	227,700	227,100	600	230,500	229,800	700	291,100	290,300	800				4
	144,600	143,000	1,600	206,100	205,500	600	229,600	229,000	600	232,500	231,800	700	293,400	292,600	800				5
	145,700	144,100	1,600	208,000	207,400	600	231,500	230,900	600	234,400	233,700	700	295,800	295,000	800				6
	146,800	145,200	1,600	209,800	209,200	600	233,400	232,800	600	236,300	235,600	700	298,200	297,400	800				7
	147,900	146,300	1,600	211,700	211,100	600	235,400	234,800	600	238,300	237,600	700	300,500	299,700	800				8
	148,900	147,400	1,500	213,700	213,100	600	237,400	236,800	600	240,300	239,600	700	302,900	302,100	800				9
	149,900	148,500	1,400	215,600	215,000	600	239,300	238,700	600	242,300	241,600	700	305,400	304,600	800				10
	151,000	149,600	1,400	217,400	216,800	600	241,200	240,600	600	244,300	243,600	700	307,800	307,000	800				11
	152,100	150,700	1,400	219,300	218,700	600	243,200	242,600	600	246,300	245,600	700	310,300	309,500	800				12
	153,200	151,800	1,400	221,300	220,700	600	245,200	244,600	600	248,300	247,600	700	312,700	311,900	800				13
	154,500	153,200	1,300	223,200	222,600	600	247,200	246,600	600	250,400	249,700	700	315,200	314,400	800				14
	155,800	154,600	1,200	225,000	224,400	600	249,200	248,600	600	252,500	251,800	700	317,700	316,900	800				15
	157,100	156,000	1,100	226,900	226,300	600	251,200	250,600	600	254,600	253,900	700	320,100	319,300	800				16
	158,500	157,500	1,000	228,900	228,300	600	253,300	252,700	600	256,800	256,100	700	322,600	321,800	800				17
	160,700	159,700	1,000	230,900	230,200	600	255,400	254,800	600	259,000	258,300	700	325,200	324,400	800				18
	162,900	161,900	1,000	232,600	232,000	600	257,400	256,800	600	261,200	260,500	700	327,900	327,100	800				19
	165,200	164,200	1,000	234,500	233,900	600	259,500	258,900	600	263,400	262,700	700	330,500	329,700	800				20
	167,500	166,500	1,000	236,500	235,900	600	261,600	261,000	600	265,600	264,900	700	333,100	332,300	800				21
	169,400	168,500	900	238,400	237,800	600	263,600	263,000	600	267,800	267,100	700	335,800	335,000	800				22
	171,300	170,500	800	240,200	239,600	600	265,700	265,100	600	270,000	269,300	700	338,500	337,700	800				23
	173,200	172,500	700	242,100	241,500	600	267,900	267,300	600	272,200	271,500	700	341,200	340,400	800				24
	175,100	174,500	600	244,100	243,500	600	270,000	269,400	600	274,500	273,800	700	343,900	343,100	800				25
	177,100	176,600	500	246,000	245,400	600	272,100	271,500	600	276,800	276,100	700	346,600	345,800	800				26
	179,100	178,600	500	247,800	247,200	600	274,200	273,600	600	279,100	278,400	700	349,300	348,600	700				27
	181,100	180,700	400	249,700	249,100	600	276,400	275,800	600	281,400	280,700	700	352,100	351,400	700				28
	183,100	182,700	400	251,700	251,100	600	278,600	278,000	600	283,700	283,000	700	354,900	354,200	700				29
	185,100	184,700	400	253,800	253,200	600	280,800	280,200	600	286,000	285,300	700	357,900	357,200	700				30
	187,200	186,800	400	255,800	255,200	600	282,900	282,300	600	288,400	287,700	700	360,800	360,100	700				31
	189,300	188,900	400	257,900	257,300	600	285,100	284,500	600	290,700	290,000	700	363,700	363,000	700				32
	191,500	191,100	400	259,900	259,300	600	287,300	286,700	600	293,000	292,300	700	366,700	366,000	700				33
	193,600	193,200	400	261,800	261,200	600	289,500	288,900	600	295,400	294,700	700	369,600	368,900	700				34
	195,600	195,200	400	263,700	263,100	600	291,700	291,100	600	297,800	297,100	700	372,400	371,700	700				35
	197,600	197,200	400	265,600	265,000	600	293,900	293,300	600	300,100	299,400	700	375,200	374,500	700				36
	199,600	199,200	400	267,400	266,800	600	296,100	295,500	600	302,500	301,800	700	377,800	377,100	700				37
	201,500	201,100	400	269,200	268,600	600	298,200	297,600	600	304,900	304,200	700	380,400	379,700	700				38
	203,300	202,900	400	271,000	270,400	600	300,400	299,800	600	307,300	306,600	700	382,800	382,100	700				39
	205,000	204,700	300	272,900	272,300	600	302,600	302,000	600	309,800	309,100	700	385,300	384,600	700				40
	206,800	206,500	300	274,700	274,100	600	304,900	304,300	600	312,200	311,500	700	387,800	387,100	700				41
	208,600	208,300	300	276,600	276,000	600	307,200	306,600	600	314,600	313,900	700	390,200	389,500	700				42
	210,400	210,100	300	278,400	277,800	600	309,600	309,000	600	317,100	316,400	700	392,600	391,900	700				43
	212,100	211,800	300	280,200	279,600	600	311,900	311,300	600	319,500	318,800	700	395,000	394,300	700				44

単位：円

45	213,800	213,500	300	282,000	281,400	600	314,200	313,600	600	322,000	321,300	700	397,500	396,800	700	45
46	215,600	215,300	300	283,800	283,200	600	316,300	315,700	600	324,500	323,800	700	399,900	399,200	700	46
47	217,300	217,100	200	285,600	285,000	600	318,500	317,900	600	327,000	326,300	700	402,200	401,500	700	47
48	219,000	218,800	200	287,400	286,900	500	320,600	320,000	600	329,600	328,900	700	404,500	403,800	700	48
49	220,700	220,500	200	289,200	288,700	500	322,600	322,000	600	332,200	331,500	700	406,900	406,200	700	49
50	222,400	222,200	200	291,000	290,500	500	324,700	324,100	600	334,900	334,200	700	409,300	408,600	700	50
51	224,100	223,900	200	292,800	292,300	500	326,800	326,200	600	337,600	336,900	700	411,600	410,900	700	51
52	225,800	225,600	200	294,600	294,100	500	328,900	328,300	600	340,300	339,600	700	413,800	413,100	700	52
53	227,400	227,300	100	296,400	295,900	500	331,000	330,400	600	343,000	342,300	700	415,900	415,200	700	53
54	229,100	229,000	100	298,200	297,700	500	333,200	332,600	600	345,600	344,900	700	417,900	417,200	700	54
55	230,800	230,700	100	300,000	299,500	500	335,400	334,800	600	348,100	347,400	700	420,000	419,300	700	55
56	232,500	232,400	100	301,700	301,200	500	337,300	336,700	600	350,500	349,800	700	422,000	421,300	700	56
57	234,100	234,100	0	303,400	302,900	500	339,300	338,700	600	352,800	352,100	700	423,900	423,200	700	57
58	235,700	235,700	0	305,100	304,600	500	341,400	340,800	600	355,100	354,400	700	425,800	425,100	700	58
59	237,400	237,400	0	306,800	306,300	500	343,400	342,800	600	357,300	356,600	700	427,600	426,900	700	59
60	239,000	239,000	0	308,500	308,000	500	345,400	344,800	600	359,400	358,700	700	429,400	428,700	700	60
61	240,600	240,600	0	310,200	309,700	500	347,400	346,800	600	361,400	360,700	700	431,200	430,500	700	61
62	242,200	242,200	0	311,800	311,300	500	349,300	348,700	600	363,400	362,700	700	432,700	432,000	700	62
63	243,900	243,900	0	313,500	313,000	500	351,300	350,700	600	365,400	364,700	700	433,800	433,100	700	63
64	245,500	245,500	0	315,100	314,600	500	353,200	352,600	600	367,300	366,600	700	434,700	434,000	700	64
65	247,100	247,100	0	316,600	316,100	500	355,000	354,400	600	369,200	368,500	700	435,600	434,900	700	65
66	248,800	248,800	0	318,200	317,700	500	356,800	356,200	600	371,000	370,300	700	436,400	435,700	700	66
67	250,400	250,400	0	319,700	319,200	500	358,700	358,100	600	372,700	372,000	700	437,100	436,400	700	67
68	252,000	252,000	0	321,300	320,800	500	360,500	359,900	600	374,300	373,600	700	437,800	437,100	700	68
69	253,600	253,600	0	322,800	322,300	500	362,300	361,700	600	375,900	375,200	700	438,500	437,800	700	69
70	255,300	255,300	0	324,300	323,800	500	363,500	363,000	500	377,000	376,400	600	439,200	438,500	700	70
71	256,900	256,900	0	325,700	325,200	500	364,800	364,300	500	378,100	377,500	600	439,900	439,200	700	71
72	258,500	258,500	0	327,100	326,600	400	365,900	365,400	500	379,000	378,400	600	440,600	439,900	700	72
73	260,100	260,100	0	328,600	328,100	400	367,100	366,600	500	379,900	379,300	600	441,300	440,600	700	73
74	261,700	261,700	0	330,100	329,600	400	368,400	367,900	500	380,800	380,200	600	442,000	441,300	700	74
75	263,400	263,400	0	331,500	331,000	300	369,600	369,100	500	381,700	381,100	600	442,700	442,000	700	75
76	265,000	265,000	0	332,900	332,400	300	370,800	370,300	500	382,500	381,900	600	443,300	442,600	700	76
77	266,600	266,600	0	334,200	333,700	300	371,900	371,400	500	383,300	382,700	600	443,900	443,200	700	77
78	268,200	268,200	0	335,500	335,000	300	372,700	372,200	500	384,100	383,500	600	444,600	443,900	700	78
79	269,800	269,800	0	336,700	336,200	300	373,600	373,100	500	384,900	384,300	600	445,200	444,500	700	79
80	271,300	271,300	0	337,800	337,300	300	374,500	374,000	500	385,700	385,100	600	445,800	445,100	700	80
81	272,800	272,800	0	338,800	338,300	200	375,400	374,900	500	386,500	385,900	600	446,400	445,700	700	81
82	274,400	274,400	0	339,800	339,300	100	376,300	375,800	500	387,200	386,600	600	447,000	446,300	700	82
83	275,900	275,900	0	340,800	340,300	100	377,100	376,600	500	387,900	387,300	600	447,600	446,900	700	83
84	277,400	277,400	0	341,700	341,200	100	377,900	377,400	500	388,500	387,900	600	448,200	447,500	700	84
85	278,900	278,900	0	342,500	342,000	0	378,800	378,300	500	389,100	388,500	600	448,800	448,100	700	85
86	280,500	280,500	0	343,400	342,900	0	379,700	379,200	500	389,700	389,100	600	449,400	448,700	700	86
87	282,000	282,000	0	344,100	343,600	0	380,500	380,000	500	390,300	389,700	600	450,000	449,300	700	87
88	283,500	283,500	0	344,800	344,300	0	381,300	380,800	500	390,900	390,300	600	450,600	449,900	700	88
89	285,000	285,000	0	345,500	345,000	0	382,100	381,600	500	391,500	390,900	600	451,200	450,500	700	89
90	286,400	286,400	0	346,100	345,600	0	382,600	382,100	500	392,100	391,500	600	451,800	451,100	700	90
91	287,900	287,900	0	346,600	346,100	0	383,100	382,600	500	392,700	392,100	600	452,400	451,700	700	91
92	289,400	289,400	0	347,000	346,500	0	383,700	383,200	500	393,200	392,600	600	453,000	452,300	700	92
93	290,800	290,800	0	347,500	347,000	0	384,300	383,800	500	393,700	393,100	600	453,600	452,900	700	93
94	292,200	292,200	0	348,000	347,500	0	384,900	384,400	500	394,200	393,600	600	454,200	453,500	700	94

95	293,600	293,600	0	348,500	348,500	0	385,400	384,900	500	394,800	394,200	600	454,100	453,400	700	95
96	295,000	295,000	0	349,000	349,000	0	385,900	385,400	500	395,300	394,700	600	454,600	453,900	700	96
97	296,400	296,400	0	349,400	349,400	0	386,400	385,900	500	395,800	395,200	600	455,000	454,300	700	97
98	297,700	297,700	0	349,900	349,900	0	386,900	386,400	500	396,300	395,700	600				98
99	298,900	298,900	0	350,300	350,300	0	387,500	387,000	500	396,800	396,200	600				99
100	300,200	300,200	0	350,800	350,800	0	388,000	387,500	500	397,300	396,700	600				100
101	301,400	301,400	0	351,300	351,300	0	388,400	387,900	500	397,800	397,200	600				101
102	302,600	302,600	0	351,700	351,700	0	388,900	388,400	500	398,300	397,700	600				102
103	303,800	303,800	0	352,200	352,200	0	389,500	389,000	500	399,500	398,900	600				103
104	304,900	304,900	0	352,700	352,700	0	390,000	389,500	500	399,300	398,700	600				104
105	306,000	306,000	0	353,100	353,100	0	390,400	389,900	500	399,700	399,100	600				105
106	306,900	306,900	0	353,500	353,500	0	390,900	390,400	500	400,200	399,600	600				106
107	307,800	307,800	0	353,900	353,900	0	391,400	390,900	500	400,700	400,100	600				107
108	308,700	308,700	0	354,300	354,300	0	391,900	391,400	500	401,100	400,500	600				108
109	309,500	309,500	0	354,700	354,700	0	392,400	391,900	500	401,500	400,900	600				109
110	310,200	310,200	0	355,100	355,100	0	392,900	392,400	500	402,000	401,400	600				110
111	310,900	310,900	0	355,500	355,500	0	393,400	392,900	500	402,500	401,900	600				111
112	311,600	311,600	0	355,900	355,900	0	393,800	393,300	500	402,900	402,300	600				112
113	312,300	312,300	0	356,300	356,300	0	394,300	393,800	500	403,300	402,700	600				113
114	312,700	312,700	0	356,700	356,700	0	394,700	394,200	500	403,800	403,200	600				114
115	313,200	313,200	0	357,100	357,100	0	395,200	394,700	500	404,300	403,700	600				115
116	313,700	313,700	0	357,500	357,500	0	395,600	395,100	500	404,700	404,100	600				116
117	314,100	314,100	0	357,900	357,900	0	396,000	395,500	500	405,100	404,500	600				117
118	314,500	314,500	0	358,300	358,300	0	396,500	396,000	500	405,600	405,000	600				118
119	314,800	314,800	0	358,700	358,700	0	396,900	396,400	500	406,000	405,400	600				119
120	315,100	315,100	0	359,100	359,100	0	397,300	396,800	500	406,400	405,800	600				120
121	315,400	315,400	0	359,500	359,500	0	397,700	397,200	500	406,800	406,200	600				121
122	315,800	315,800	0	359,900	359,900	0	398,100	397,600	500	407,300	406,700	600				122
123	316,100	316,100	0	360,200	360,200	0	398,600	398,100	500	407,700	407,100	600				123
124	316,400	316,400	0	360,600	360,600	0	399,000	398,500	500	408,100	407,500	600				124
125	316,700	316,700	0	361,000	361,000	0	399,400	398,900	500	408,500	407,900	600				125
126	317,100	317,100	0	361,300	361,300	0	399,800	399,300	500	409,000	408,400	600				126
127	317,400	317,400	0	361,700	361,700	0	400,200	399,700	500	409,400	408,800	600				127
128	317,700	317,700	0	362,100	362,100	0	400,700	400,200	500	409,800	409,200	600				128
129	318,000	318,000	0	362,500	362,500	0	401,100	400,600	500	410,200	409,600	600				129
130	318,400	318,400	0				401,600	401,100	500	410,700	410,100	600				130
131	318,700	318,700	0				402,000	401,500	500	411,100	410,500	600				131
132	319,000	319,000	0				402,400	401,900	500	411,500	410,900	600				132
133	319,300	319,300	0				402,800	402,300	500	411,900	411,300	600				133
134	319,700	319,700	0				403,200	402,700	500	412,300	411,700	600				134
135	320,000	320,000	0				403,600	403,100	500	412,700	412,100	600				135
136	320,300	320,300	0				404,000	403,500	500	413,100	412,500	600				136
137	320,600	320,600	0				404,400	403,900	500	413,500	412,900	600				137
138	320,900	320,900	0				404,800	404,300	500	413,900	413,300	600				138
139	321,300	321,300	0				405,200	404,700	500	414,300	413,700	600				139
140	321,600	321,600	0				405,600	405,100	500	414,700	414,100	600				140
141	321,900	321,900	0				406,000	405,500	500	415,100	414,500	600				141
142	322,200	322,200	0													142
143	322,500	322,500	0													143
144	322,800	322,800	0													144

145	323,100	323,100	0	230,400	230,100	300	284,400	284,100	300	271,000	270,600	400	313,000	312,600	400	429,100	428,500	600	146	
146	323,400	323,400	0																146	
147	323,700	323,700	0																147	
148	324,000	324,000	0																148	
149	324,300	324,300	0																149	
150	324,600	324,600	0																150	
151	324,900	324,900	0																151	
152	325,200	325,200	0																152	
153	325,500	325,500	0																153	
再任用職員			198,300	198,100	200	230,400	230,100	300	284,400	284,100	300	271,000	270,600	400	313,000	312,600	400	429,100	428,500	600

行政職給料表(2) 給料月額表 (平成27年4月1日適用) 新旧対照表

単位：円

職員の区分	1 級				2 級				3 級				4 級				号給
	改正	現行	改定額	号給	改正	現行	改定額	号給	改正	現行	改定額	号給	改正	現行	改定額	号給	
	1	131,900	129,400	2,500	226,900	226,500	400	400	265,800	265,200	600	600	297,400	286,700	700	1	
	2	132,400	129,900	2,500	228,800	228,400	400	400	267,600	267,000	600	600	299,500	298,800	700	2	
	3	132,900	130,400	2,500	230,500	230,100	400	400	269,400	268,800	600	600	301,600	300,900	700	3	
	4	133,400	130,900	2,500	232,300	231,900	400	400	271,200	270,600	600	600	303,700	303,000	700	4	
	5	133,900	131,400	2,500	234,000	233,600	400	400	273,000	272,400	600	600	305,800	305,100	700	5	
	6	134,400	131,900	2,500	235,800	235,200	400	400	274,900	274,300	600	600	307,900	307,200	700	6	
	7	134,900	132,400	2,500	237,300	236,900	400	400	276,700	276,100	600	600	310,000	309,300	700	7	
	8	135,500	133,000	2,500	238,900	238,500	400	400	278,500	277,900	600	600	312,100	311,400	700	8	
	9	136,100	133,600	2,500	240,500	240,100	400	400	280,400	279,800	600	600	314,100	313,400	700	9	
	10	136,600	134,100	2,500	242,100	241,700	400	400	282,300	281,700	600	600	316,100	315,400	700	10	
	11	137,300	134,800	2,500	243,700	243,300	400	400	284,100	283,500	600	600	318,100	317,400	700	11	
	12	137,900	135,400	2,500	245,300	244,900	400	400	285,900	285,300	600	600	320,100	319,400	700	12	
	13	138,500	136,000	2,500	246,900	246,500	400	400	287,700	287,100	600	600	322,000	321,300	700	13	
	14	139,300	136,800	2,500	248,500	248,100	400	400	289,400	288,800	500	500	324,000	323,300	700	14	
	15	140,200	137,700	2,500	250,100	249,700	400	400	291,100	290,600	500	500	325,900	325,200	700	15	
	16	141,100	138,600	2,500	251,700	251,300	400	400	292,800	292,300	500	500	327,800	327,100	700	16	
	17	142,000	139,500	2,500	253,300	252,900	400	400	294,500	294,000	500	500	329,700	329,000	700	17	
	18	143,100	140,600	2,500	254,900	254,500	400	400	296,300	295,800	500	500	331,600	330,900	700	18	
	19	144,300	141,800	2,500	256,500	256,100	400	400	297,900	297,400	500	500	333,500	332,800	700	19	
	20	145,500	143,000	2,500	258,100	257,700	400	400	299,600	299,100	500	500	335,500	334,800	700	20	
	21	146,700	144,200	2,500	259,700	259,300	400	400	301,300	300,800	500	500	337,500	336,800	700	21	
	22	147,900	145,400	2,500	261,300	260,900	400	400	302,900	302,400	500	500	339,500	338,800	700	22	
	23	149,100	146,600	2,500	262,900	262,500	400	400	304,500	304,000	500	500	341,500	340,800	700	23	
	24	150,300	147,800	2,500	264,500	264,100	400	400	306,100	305,600	500	500	343,500	342,800	700	24	
	25	151,500	149,000	2,500	266,100	265,700	400	400	307,700	307,200	500	500	345,500	344,800	700	25	
	26	152,900	150,400	2,500	267,700	267,300	400	400	309,200	308,700	500	500	347,500	346,800	700	26	
	27	154,400	151,900	2,500	269,400	269,000	400	400	310,700	310,200	500	500	349,500	348,800	700	27	
	28	155,900	153,400	2,500	271,000	270,600	400	400	312,100	311,600	500	500	351,500	350,800	700	28	
	29	157,400	154,900	2,500	272,500	272,100	400	400	313,500	313,000	500	500	353,500	352,800	700	29	
	30	159,000	156,500	2,500	274,100	273,700	400	400	315,000	314,500	500	500	355,500	354,800	700	30	
	31	160,600	158,100	2,500	275,600	275,200	400	400	316,400	315,900	500	500	357,500	356,800	700	31	
	32	162,200	159,700	2,500	277,000	276,600	400	400	317,800	317,300	500	500	359,500	358,800	700	32	
	33	163,900	161,400	2,500	278,500	278,100	400	400	319,200	318,700	500	500	361,500	360,800	700	33	
	34	165,500	163,000	2,500	280,000	279,600	400	400	320,600	320,100	500	500	363,500	362,800	700	34	
	35	167,200	164,700	2,500	281,300	280,900	400	400	322,000	321,500	500	500	365,500	364,800	700	35	
	36	168,900	166,400	2,500	282,700	282,300	400	400	323,300	322,800	500	500	367,500	366,800	700	36	
	37	170,600	168,100	2,500	284,000	283,600	400	400	324,600	324,100	500	500	369,500	368,800	700	37	
	38	172,200	169,700	2,500	285,400	285,000	400	400	325,800	325,300	500	500	371,500	370,800	700	38	
	39	173,900	171,400	2,500	286,800	286,400	400	400	327,000	326,500	500	500	373,500	372,800	700	39	
	40	175,600	173,100	2,500	288,000	287,600	400	400	328,100	327,600	500	500	375,500	374,800	700	40	
	41	177,300	174,800	2,500	289,300	288,900	400	400	329,300	328,800	500	500	377,500	376,800	700	41	
	42	178,800	176,300	2,500	290,500	290,100	400	400	330,300	329,800	500	500	379,500	378,800	700	42	
	43	180,200	177,700	2,500	291,700	291,300	400	400	331,200	330,700	500	500	381,500	380,800	700	43	
	44	181,600	179,100	2,500	292,800	292,400	400	400	332,100	331,600	500	500	383,500	382,800	700	44	

再任用職員
以外の職員

45	183,000	180,500	2,500	293,900	293,500	400	333,000	332,500	500	366,900	366,200	700	45
46	184,400	181,900	2,500	294,900	294,500	400	333,900	333,400	500	367,900	366,800	700	46
47	185,800	183,300	2,500	295,900	295,500	400	334,700	334,200	500	368,100	367,400	700	47
48	187,200	184,700	2,500	296,900	296,500	400	335,500	335,000	500	368,700	368,000	700	48
49	188,500	186,000	2,500	297,900	297,500	400	336,300	335,800	500	369,200	368,500	700	49
50	189,800	187,600	2,200	298,900	298,500	400	337,100	336,600	500	369,700	369,000	700	50
51	191,000	189,200	1,800	299,800	299,400	400	337,800	337,300	500	370,100	369,400	700	51
52	192,200	190,700	1,500	300,700	300,300	400	338,500	338,000	500	370,500	369,800	700	52
53	193,300	192,200	1,100	301,600	301,200	400	339,200	338,700	500	370,900	370,200	700	53
54	194,800	193,800	1,000	302,500	302,100	400	339,900	339,400	500	371,300	370,600	700	54
55	196,300	195,400	900	303,400	303,000	400	340,500	340,000	500	371,700	371,000	700	55
56	197,800	197,000	800	304,200	303,800	400	341,100	340,600	500	372,100	371,400	700	56
57	199,300	198,600	700	305,000	304,600	400	341,700	341,200	500	372,400	371,700	700	57
58	200,600	200,000	600	305,800	305,400	400	342,200	341,700	500	372,800	372,100	700	58
59	202,200	201,600	600	306,600	306,200	400	342,700	342,200	500	373,200	372,500	700	59
60	203,700	203,100	600	307,400	307,000	400	343,200	342,700	500	373,500	372,800	700	60
61	205,100	204,600	500	308,200	307,800	400	343,600	343,100	500	373,900	373,200	700	61
62	206,700	206,200	500	308,800	308,400	400	344,000	343,500	500	374,300	373,600	700	62
63	208,200	207,700	500	309,400	309,000	400	344,400	343,900	500	374,700	374,000	700	63
64	209,700	209,200	500	310,000	309,600	400	344,800	344,300	500	375,000	374,300	700	64
65	211,100	210,700	400	310,600	310,200	400	345,200	344,700	500	375,300	374,600	700	65
66	212,600	212,200	400	311,200	310,800	400	345,500	345,100	500	375,700	375,000	700	66
67	214,100	213,700	400	311,800	311,400	400	346,000	345,500	500	376,100	375,400	700	67
68	215,600	215,200	400	312,400	312,000	400	346,400	345,900	500	376,400	375,700	700	68
69	217,000	216,700	300	312,900	312,500	400	346,700	346,200	500	376,700	376,000	700	69
70	218,500	218,200	300	313,500	313,100	400	347,100	346,600	500	377,100	376,400	700	70
71	220,100	219,800	300	314,000	313,600	400	347,500	347,000	500	377,400	376,800	600	71
72	221,400	221,100	300	314,500	314,100	400	347,800	347,300	500	377,700	377,100	600	72
73	222,800	222,500	300	315,000	314,600	400	348,100	347,600	500	378,000	377,400	600	73
74	224,300	224,000	200	315,500	315,100	400	348,500	348,000	500	378,300	377,700	600	74
75	225,800	225,600	200	316,000	315,600	400	348,800	348,300	500	378,600	378,000	600	75
76	227,200	227,000	200	316,500	316,100	400	349,100	348,600	500	378,900	378,300	600	76
77	228,600	228,400	200	317,000	316,500	400	349,400	348,900	500	379,200	378,600	600	77
78	230,000	229,800	200	317,400	317,000	400	349,800	349,300	500	379,500	378,900	600	78
79	231,400	231,300	100	317,800	317,400	400	350,100	349,600	500	379,800	379,200	600	79
80	232,900	232,800	100	318,200	317,800	400	350,400	349,900	500	380,100	379,500	600	80
81	234,200	234,100	100	318,600	318,200	400	350,700	350,200	500	380,400	379,800	600	81
82	235,600	235,600	0	319,000	318,600	400	351,000	350,500	500	380,700	380,100	600	82
83	237,200	237,200	0	319,400	319,000	400	351,300	350,800	500	381,000	380,400	600	83
84	238,600	238,600	0	319,700	319,300	400	351,600	351,100	500	381,300	380,700	600	84
85	240,000	240,000	0	320,000	319,600	400	351,900	351,400	500	381,600	381,000	600	85
86	241,500	241,500	0	320,400	320,000	400	352,200	351,700	500	381,900	381,300	600	86
87	242,900	242,900	0	320,800	320,400	400	352,500	352,000	500	382,200	381,600	600	87
88	244,400	244,400	0	321,100	320,700	400	352,800	352,300	500	382,500	381,900	600	88
89	245,800	245,800	0	321,400	321,000	400	353,100	352,600	500	382,800	382,200	600	89
90	247,200	247,200	0	321,800	321,400	400	353,400	352,900	500	383,100	382,500	600	90
91	248,600	248,600	0	322,100	321,700	400	353,700	353,200	500	383,400	382,800	600	91
92	250,000	250,000	0	322,400	322,000	400	354,000	353,500	500	383,700	383,100	600	92
93	251,400	251,400	0	322,700	322,300	400	354,300	353,800	500	384,000	383,400	600	93
94	252,900	252,900	0	323,100	322,700	400	354,600	354,100	500	384,300	383,700	600	94

95	254,300	254,300	0	323,400	323,000	400	354,900	354,400	500	384,600	384,000	600	95
96	255,600	255,600	0	323,700	323,300	400	355,200	354,700	500	384,900	384,300	600	96
97	256,800	256,800	0	324,000	323,600	400	355,500	355,000	500	385,200	384,600	600	97
98	258,200	258,200	0	324,400	324,000	400	355,800	355,300	500	385,500	384,900	600	98
99	259,600	259,600	0	324,700	324,300	400	356,100	355,600	500	385,800	385,200	600	99
100	261,000	261,000	0	325,000	324,600	400	356,400	355,900	500	386,100	385,500	600	100
101	262,100	262,100	0	325,200	324,900	300	356,700	356,200	500	386,400	385,800	600	101
102	263,400	263,400	0	325,500	325,200	300	357,000	356,500	500	386,700	386,100	600	102
103	264,700	264,700	0	325,800	325,500	300	357,300	356,800	500	387,000	386,400	600	103
104	265,900	265,900	0	326,100	325,800	300	357,600	357,100	500	387,300	386,700	600	104
105	267,100	267,100	0	326,400	326,100	300	357,900	357,400	500	387,600	387,000	600	105
106	268,100	268,100	0	326,800	326,500	300	358,200	357,700	500	387,900	387,300	600	106
107	269,100	269,100	0	327,100	326,800	300	358,500	358,000	500	388,200	387,600	600	107
108	270,100	270,100	0	327,300	327,000	300	358,800	358,300	500	388,500	387,900	600	108
109	271,100	271,100	0	327,600	327,300	300	359,100	358,600	500	388,800	388,200	600	109
110	272,100	272,100	0	327,900	327,600	300	359,400	358,900	500	389,100	388,500	600	110
111	273,100	273,100	0	328,200	327,900	300	359,700	359,200	500	389,400	388,800	600	111
112	273,800	273,800	0	328,500	328,200	300	360,000	359,500	500	389,700	389,100	600	112
113	274,700	274,700	0	328,800	328,500	300	360,300	359,800	500	390,000	389,400	600	113
114	275,500	275,500	0	329,100	328,800	300	360,600	360,100	500	390,300	389,700	600	114
115	276,300	276,300	0	329,400	329,100	300	360,900	360,400	500	390,600	390,000	600	115
116	277,100	277,100	0	329,700	329,400	300	361,200	360,700	500	390,900	390,300	600	116
117	277,800	277,800	0	330,000	329,700	300	361,500	361,000	500	391,200	390,600	600	117
118	278,400	278,400	0	330,300	330,000	300	361,800	361,300	500	391,500	390,900	600	118
119	279,000	279,000	0	330,600	330,300	300	362,100	361,600	500	391,800	391,200	600	119
120	279,600	279,600	0	330,900	330,600	300	362,400	361,900	500	392,100	391,500	600	120
121	280,100	280,100	0	331,200	330,900	300	362,700	362,200	500	392,400	391,800	600	121
122	280,600	280,600	0	331,500	331,200	300	363,000	362,500	500	392,700	392,100	600	122
123	281,000	281,000	0	331,800	331,500	300	363,300	362,800	500	393,000	392,400	600	123
124	281,400	281,400	0	332,100	331,800	300	363,600	363,100	500	393,300	392,700	600	124
125	281,800	281,800	0	332,400	332,100	300	363,900	363,400	500	393,600	393,000	600	125
126	282,200	282,200	0	332,700	332,400	300	364,200	363,700	500	393,900	393,300	600	126
127	282,600	282,600	0	333,000	332,700	300	364,500	364,000	500	394,200	393,600	600	127
128	283,000	283,000	0	333,300	333,000	300	364,800	364,300	500	394,500	393,900	600	128
129	283,300	283,300	0	333,600	333,300	300	365,100	364,600	500	394,800	394,200	600	129
130	283,700	283,700	0	333,900	333,600	300	365,400	364,900	500	395,100	394,500	600	130
131	284,100	284,100	0	334,200	333,900	300	365,700	365,200	500	395,400	394,800	600	131
132	284,500	284,500	0	334,500	334,200	300	366,000	365,500	500	395,700	395,100	600	132
133	284,800	284,800	0	334,800	334,500	300	366,300	365,800	500	396,000	395,400	600	133
134	285,100	285,100	0	335,100	334,800	300	366,600	366,100	500	396,300	395,700	600	134
135	285,400	285,400	0	335,400	335,100	300	366,900	366,400	500	396,600	396,000	600	135
136	285,700	285,700	0	335,700	335,400	300	367,200	366,700	500	396,900	396,300	600	136
137	286,000	286,000	0	336,000	335,700	300	367,500	367,000	500	397,200	396,600	600	137
138	286,300	286,300	0	336,300	336,000	300	367,800	367,300	500	397,500	396,900	600	138
139	286,600	286,600	0	336,600	336,300	300	368,100	367,600	500	397,800	397,200	600	139
140	286,900	286,900	0	336,900	336,600	300	368,400	367,900	500	398,100	397,500	600	140
141	287,200	287,200	0	337,200	336,900	300	368,700	368,200	500	398,400	397,800	600	141
142	287,500	287,500	0	337,500	337,200	300	369,000	368,500	500	398,700	398,100	600	142
143	287,800	287,800	0	337,800	337,500	300	369,300	368,800	500	399,000	398,400	600	143
144	288,100	288,100	0	338,100	337,800	300	369,600	369,100	500	399,300	398,700	600	144

145	288,400	288,400	0	338,400	338,100	300	369,900	369,400	500	399,000	399,000	600	145
146	288,700	288,700	0	338,700	338,400	300	370,200	369,700	500	399,900	399,300	600	146
147	289,000	289,000	0	339,000	338,700	300	370,500	370,000	500	400,200	399,600	600	147
148	289,300	289,300	0	339,300	339,000	300	370,800	370,300	500	400,500	399,900	600	148
149	289,600	289,600	0	339,600	339,300	300	371,100	370,600	500	400,800	400,200	600	149
150	289,900	289,900	0	339,900	339,600	300	371,400	370,900	500				150
151	290,200	290,200	0	340,200	339,900	300	371,700	371,200	500				151
152	290,500	290,500	0	340,500	340,200	300	372,000	371,500	500				152
153	290,800	290,800	0	340,800	340,500	300	372,300	371,800	500				153
154	291,100	291,100	0	341,100	340,800	300	372,600	372,100	500				154
155	291,400	291,400	0	341,400	341,100	300	372,900	372,400	500				155
156	291,700	291,700	0	341,700	341,400	300	373,200	372,700	500				156
157	292,000	292,000	0	342,000	341,700	300	373,500	373,000	500				157
158	292,300	292,300	0	342,300	342,000	300	373,800	373,300	500				158
159	292,600	292,600	0	342,600	342,300	300	374,100	373,600	500				159
160	292,900	292,900	0	342,900	342,600	300	374,400	373,900	500				160
161	293,200	293,200	0	343,200	342,900	300	374,700	374,200	500				161
162	293,500	293,500	0	343,500	343,200	300	375,000	374,500	500				162
163	293,800	293,800	0	343,800	343,500	300	375,300	374,800	500				163
164	294,100	294,100	0	344,100	343,800	300	375,600	375,100	500				164
165	294,400	294,400	0	344,400	344,100	300	375,900	375,400	500				165
166	294,700	294,700	0	344,700	344,400	300	376,200	375,700	500				166
167	295,000	295,000	0	345,000	344,700	300	376,500	376,000	500				167
168	295,300	295,300	0	345,300	345,000	300	376,800	376,300	500				168
169	295,600	295,600	0	345,600	345,300	300	377,100	376,600	500				169
170	295,900	295,900	0	345,900	345,600	300	377,400	376,900	500				170
171	296,200	296,200	0	346,200	345,900	300	377,700	377,200	500				171
172	296,500	296,500	0	346,500	346,200	300	378,000	377,500	500				172
173	296,800	296,800	0	346,800	346,500	300	378,300	377,800	500				173
174	297,100	297,100	0	347,100	346,800	300	378,600	378,100	500				174
175	297,400	297,400	0	347,400	347,100	300	378,900	378,400	500				175
176	297,700	297,700	0	347,700	347,400	300	379,200	378,700	500				176
177	298,000	298,000	0	348,000	347,700	300	379,500	379,000	500				177
178	298,300	298,300	0	348,300	348,000	300	379,800	379,300	500				178
179	298,600	298,600	0	348,600	348,300	300	380,100	379,600	500				179
180	298,900	298,900	0	348,900	348,600	300	380,400	379,900	500				180
181	299,200	299,200	0	349,200	348,900	300	380,700	380,200	500				181
182	299,500	299,500	0	349,500	349,200	300	381,000	380,500	500				182
183	299,800	299,800	0	349,800	349,500	300	381,300	380,800	500				183
184	300,100	300,100	0	350,100	349,800	300	381,600	381,100	500				184
185	300,400	300,400	0	350,400	350,100	300	381,900	381,400	500				185
186	300,700	300,700	0	350,700	350,400	300	382,200	381,700	500				186
187	301,000	301,000	0	351,000	350,700	300	382,500	382,000	500				187
188	301,300	301,300	0	351,300	351,000	300	382,800	382,300	500				188
189	301,600	301,600	0	351,600	351,300	300	383,100	382,600	500				189
190	301,900	301,900	0	351,900	351,600	300	383,400	382,900	500				190
191	302,200	302,200	0	352,200	351,900	300	383,700	383,200	500				191
192	302,500	302,500	0	352,500	352,200	300	384,000	383,500	500				192
193	302,800	302,800	0	352,800	352,500	300	384,300	383,800	500				193
194	303,100	303,100	0	353,100	352,800	300							194

195	303,400	303,400	0	353,400	353,100	300
196	303,700	303,700	0	353,700	353,400	300
197	304,000	304,000	0	354,000	353,700	300
198	304,300	304,300	0	354,300	354,000	300
199	304,600	304,600	0	354,600	354,300	300
200	304,900	304,900	0	354,900	354,600	300
201	305,200	305,200	0	355,200	354,900	300
202	305,500	305,500	0	355,500	355,200	300
203	305,800	305,800	0	355,800	355,500	300
204	306,100	306,100	0	356,100	355,800	300
205	306,400	306,400	0	356,400	356,100	300
206	306,700	306,700	0	356,700	356,400	300
207	307,000	307,000	0	357,000	356,700	300
208	307,300	307,300	0	357,300	357,000	300
209	307,600	307,600	0	357,600	357,300	300
210	307,900	307,900	0	357,900	357,600	300
211	308,200	308,200	0	358,200	357,900	300
212	308,500	308,500	0	358,500	358,200	300
213	308,800	308,800	0	358,800	358,500	300
214	309,100	309,100	0	359,100	358,800	300
215	309,400	309,400	0	359,400	359,100	300
216	309,700	309,700	0	359,700	359,400	300
217	310,000	310,000	0	360,000	359,700	300
218	310,300	310,300	0	360,300	360,000	300
219	310,600	310,600	0	360,600	360,300	300
220	310,900	310,900	0	360,900	360,600	300
221	311,200	311,200	0	361,200	360,900	300
222	311,500	311,500	0	361,500	361,200	300
223	311,800	311,800	0	361,800	361,500	300
224	312,100	312,100	0	362,100	361,800	300
225	312,400	312,400	0	362,400	362,100	300
226	312,700	312,700	0			
227	313,000	313,000	0			
228	313,300	313,300	0			
229	313,600	313,600	0			
230	313,900	313,900	0			
231	314,200	314,200	0			
232	314,500	314,500	0			
233	314,800	314,800	0			
234	315,100	315,100	0			
235	315,400	315,400	0			
236	315,700	315,700	0			
237	316,000	316,000	0			
238	316,300	316,300	0			
239	316,600	316,600	0			
240	316,900	316,900	0			
241	317,200	317,200	0			
242	317,500	317,500	0			
243	317,800	317,800	0			
244	318,100	318,100	0			

行政職給料表(1) 給料月額表 (平成28年4月1日適用) 新旧対照表

職員の区分	号給	1 級			2 級			3 級 (旧 4 級)			4 級 (旧 5 級)			5 級 (旧 6 級)			号給			
		改正	改正前	改定額	改正	改正前	改定額	改正	改正前	改定額	改正	改正前	改定額	改正	改正前	改定額				
	1	140,300	140,300	0	198,500	198,500	0	—	222,000	—	224,800	224,800	0	284,000	284,000	0	494,000	494,000	0	1
	2	141,300	141,300	0	200,400	200,400	0	—	223,900	—	226,700	226,700	0	286,400	286,400	0	—	—	—	2
	3	142,400	142,400	0	202,300	202,300	0	—	225,800	—	228,600	228,600	0	288,800	288,800	0	—	—	—	3
	4	143,500	143,500	0	204,200	204,200	0	—	227,700	—	230,500	230,500	0	291,100	291,100	0	—	—	—	4
	5	144,600	144,600	0	206,100	206,100	0	—	229,600	—	232,500	232,500	0	293,400	293,400	0	—	—	—	5
	6	145,700	145,700	0	208,000	208,000	0	—	231,500	—	234,400	234,400	0	295,800	295,800	0	—	—	—	6
	7	146,800	146,800	0	209,800	209,800	0	—	233,400	—	236,300	236,300	0	298,200	298,200	0	—	—	—	7
	8	147,900	147,900	0	211,700	211,700	0	—	235,400	—	238,300	238,300	0	300,500	300,500	0	—	—	—	8
	9	148,900	148,900	0	213,700	213,700	0	—	237,400	—	240,300	240,300	0	302,900	302,900	0	—	—	—	9
	10	149,900	149,900	0	215,600	215,600	0	—	239,300	—	242,300	242,300	0	305,400	305,400	0	—	—	—	10
	11	151,000	151,000	0	217,400	217,400	0	—	241,200	—	244,300	244,300	0	307,800	307,800	0	—	—	—	11
	12	152,100	152,100	0	219,300	219,300	0	—	243,200	—	246,300	246,300	0	310,300	310,300	0	—	—	—	12
	13	153,200	153,200	0	221,300	221,300	0	—	245,200	—	248,300	248,300	0	312,700	312,700	0	—	—	—	13
	14	154,500	154,500	0	223,200	223,200	0	—	247,200	—	250,400	250,400	0	315,200	315,200	0	—	—	—	14
	15	155,800	155,800	0	225,000	225,000	0	—	249,200	—	252,500	252,500	0	317,700	317,700	0	—	—	—	15
	16	157,100	157,100	0	226,900	226,900	0	—	251,200	—	254,600	254,600	0	320,100	320,100	0	—	—	—	16
	17	158,500	158,500	0	228,900	228,900	0	—	253,300	—	256,800	256,800	0	322,600	322,600	0	—	—	—	17
	18	160,700	160,700	0	230,800	230,800	0	—	255,400	—	259,000	259,000	0	325,200	325,200	0	—	—	—	18
	19	162,900	162,900	0	232,600	232,600	0	—	257,400	—	261,200	261,200	0	327,900	327,900	0	—	—	—	19
	20	165,200	165,200	0	234,500	234,500	0	—	259,500	—	263,400	263,400	0	330,500	330,500	0	—	—	—	20
	21	167,500	167,500	0	236,500	236,500	0	—	261,600	—	265,600	265,600	0	333,100	333,100	0	—	—	—	21
	22	169,400	169,400	0	238,400	238,400	0	—	263,600	—	267,800	267,800	0	335,800	335,800	0	—	—	—	22
	23	171,300	171,300	0	240,200	240,200	0	—	265,700	—	270,000	270,000	0	338,500	338,500	0	—	—	—	23
	24	173,200	173,200	0	242,100	242,100	0	—	267,900	—	272,200	272,200	0	341,200	341,200	0	—	—	—	24
	25	175,100	175,100	0	244,100	244,100	0	—	270,000	—	274,500	274,500	0	343,900	343,900	0	—	—	—	25
	26	177,100	177,100	0	246,000	246,000	0	—	272,100	—	276,800	276,800	0	346,600	346,600	0	—	—	—	26
	27	179,100	179,100	0	247,800	247,800	0	—	274,200	—	279,100	279,100	0	349,300	349,300	0	—	—	—	27
	28	181,100	181,100	0	249,700	249,700	0	—	276,400	—	281,400	281,400	0	352,100	352,100	0	—	—	—	28
	29	183,100	183,100	0	251,700	251,700	0	—	278,600	—	283,700	283,700	0	354,900	354,900	0	—	—	—	29
	30	185,100	185,100	0	253,800	253,800	0	—	280,800	—	286,000	286,000	0	357,900	357,900	0	—	—	—	30
	31	187,200	187,200	0	255,800	255,800	0	—	282,900	—	288,400	288,400	0	360,900	360,900	0	—	—	—	31
	32	189,300	189,300	0	257,900	257,900	0	—	285,100	—	290,700	290,700	0	363,700	363,700	0	—	—	—	32
	33	191,500	191,500	0	259,900	259,900	0	—	287,300	—	293,000	293,000	0	366,700	366,700	0	—	—	—	33
	34	193,600	193,600	0	261,800	261,800	0	—	289,500	—	295,400	295,400	0	369,600	369,600	0	—	—	—	34
	35	195,600	195,600	0	263,700	263,700	0	—	291,700	—	297,800	297,800	0	372,400	372,400	0	—	—	—	35
	36	197,600	197,600	0	265,600	265,600	0	—	293,900	—	300,100	300,100	0	375,200	375,200	0	—	—	—	36
	37	199,600	199,600	0	267,400	267,400	0	—	296,100	—	302,500	302,500	0	377,800	377,800	0	—	—	—	37
	38	201,500	201,500	0	269,200	269,200	0	—	298,200	—	304,900	304,900	0	380,400	380,400	0	—	—	—	38
	39	203,300	203,300	0	271,000	271,000	0	—	300,400	—	307,300	307,300	0	382,800	382,800	0	—	—	—	39
	40	205,000	205,000	0	272,900	272,900	0	—	302,600	—	309,800	309,800	0	385,300	385,300	0	—	—	—	40
	41	206,800	206,800	0	274,700	274,700	0	—	304,900	—	312,200	312,200	0	387,800	387,800	0	—	—	—	41
	42	208,600	208,600	0	276,500	276,500	0	—	307,200	—	314,600	314,600	0	390,200	390,200	0	—	—	—	42
	43	210,400	210,400	0	278,400	278,400	0	—	309,600	—	317,100	317,100	0	392,600	392,600	0	—	—	—	43
	44	212,100	212,100	0	280,200	280,200	0	—	311,900	—	319,500	319,500	0	395,000	395,000	0	—	—	—	44

昇任用職員
以外の職員

45	213,800	213,800	0	282,000	282,000	0	314,200	314,200	322,000	322,000	0	397,500	397,500	0	45
46	215,600	215,600	0	283,800	283,800	0	316,300	316,300	324,500	324,500	0	399,900	399,900	0	46
47	217,300	217,300	0	285,600	285,600	0	318,500	318,500	327,000	327,000	0	402,200	402,200	0	47
48	219,000	219,000	0	287,400	287,400	0	320,600	320,600	329,500	329,500	0	404,500	404,500	0	48
49	220,700	220,700	0	289,200	289,200	0	322,600	322,600	332,200	332,200	0	406,900	406,900	0	49
50	222,400	222,400	0	291,000	291,000	0	324,700	324,700	334,900	334,900	0	409,300	409,300	0	50
51	224,100	224,100	0	292,800	292,800	0	326,800	326,800	337,600	337,600	0	411,600	411,600	0	51
52	225,800	225,800	0	294,600	294,600	0	328,900	328,900	340,300	340,300	0	413,800	413,800	0	52
53	227,400	227,400	0	296,400	296,400	0	331,000	331,000	343,000	343,000	0	415,900	415,900	0	53
54	229,100	229,100	0	298,200	298,200	0	333,100	333,100	345,600	345,600	0	417,900	417,900	0	54
55	230,800	230,800	0	300,000	300,000	0	335,200	335,200	348,100	348,100	0	420,000	420,000	0	55
56	232,500	232,500	0	301,700	301,700	0	337,300	337,300	350,500	350,500	0	422,000	422,000	0	56
57	234,100	234,100	0	303,400	303,400	0	339,300	339,300	352,800	352,800	0	423,900	423,900	0	57
58	235,700	235,700	0	305,100	305,100	0	341,400	341,400	355,100	355,100	0	425,800	425,800	0	58
59	237,400	237,400	0	306,800	306,800	0	343,400	343,400	357,300	357,300	0	427,600	427,600	0	59
60	239,000	239,000	0	308,500	308,500	0	345,400	345,400	359,400	359,400	0	429,400	429,400	0	60
61	240,600	240,600	0	310,200	310,200	0	347,400	347,400	361,400	361,400	0	431,200	431,200	0	61
62	242,200	242,200	0	311,800	311,800	0	349,300	349,300	363,400	363,400	0	432,700	432,700	0	62
63	243,900	243,900	0	313,500	313,500	0	351,300	351,300	365,400	365,400	0	433,800	433,800	0	63
64	245,500	245,500	0	315,100	315,100	0	353,200	353,200	367,300	367,300	0	434,700	434,700	0	64
65	247,100	247,100	0	316,600	316,600	0	355,000	355,000	369,200	369,200	0	435,600	435,600	0	65
66	248,800	248,800	0	318,200	318,200	0	356,800	356,800	371,000	371,000	0	436,400	436,400	0	66
67	250,400	250,400	0	319,700	319,700	0	358,700	358,700	372,700	372,700	0	437,100	437,100	0	67
68	252,000	252,000	0	321,300	321,300	0	360,500	360,500	374,300	374,300	0	437,800	437,800	0	68
69	253,600	253,600	0	322,800	322,800	0	362,300	362,300	375,900	375,900	0	438,500	438,500	0	69
70	255,300	255,300	0	324,300	324,300	0	363,500	363,500	377,000	377,000	0	439,200	439,200	0	70
71	256,900	256,900	0	325,700	325,700	0	364,800	364,800	378,100	378,100	0	439,900	439,900	0	71
72	258,500	258,500	0	327,100	327,100	0	365,900	365,900	379,000	379,000	0	440,600	440,600	0	72
73	260,100	260,100	0	328,600	328,600	0	367,100	367,100	379,900	379,900	0	441,300	441,300	0	73
74	261,700	261,700	0	330,100	330,100	0	368,400	368,400	380,800	380,800	0	442,000	442,000	0	74
75	263,400	263,400	0	331,500	331,500	0	369,600	369,600	381,700	381,700	0	442,700	442,700	0	75
76	265,000	265,000	0	332,900	332,900	0	370,800	370,800	382,500	382,500	0	443,300	443,300	0	76
77	266,600	266,600	0	334,200	334,200	0	371,900	371,900	383,300	383,300	0	443,900	443,900	0	77
78	268,200	268,200	0	335,500	335,500	0	372,700	372,700	384,100	384,100	0	444,600	444,600	0	78
79	269,800	269,800	0	336,700	336,700	0	373,600	373,600	384,900	384,900	0	445,200	445,200	0	79
80	271,300	271,300	0	337,800	337,800	0	374,500	374,500	385,700	385,700	0	445,800	445,800	0	80
81	272,800	272,800	0	338,800	338,800	0	375,400	375,400	386,500	386,500	0	446,400	446,400	0	81
82	274,400	274,400	0	339,800	339,800	0	376,300	376,300	387,200	387,200	0	447,000	447,000	0	82
83	275,900	275,900	0	340,800	340,800	0	377,100	377,100	387,900	387,900	0	447,600	447,600	0	83
84	277,400	277,400	0	341,700	341,700	0	377,900	377,900	388,500	388,500	0	448,200	448,200	0	84
85	278,900	278,900	0	342,500	342,500	0	378,800	378,800	389,100	389,100	0	448,800	448,800	0	85
86	280,500	280,500	0	343,400	343,400	0	379,700	379,700	389,700	389,700	0	449,400	449,400	0	86
87	282,000	282,000	0	344,100	344,100	0	380,500	380,500	390,300	390,300	0	450,000	450,000	0	87
88	283,500	283,500	0	344,800	344,800	0	381,300	381,300	390,900	390,900	0	450,500	450,500	0	88
89	285,000	285,000	0	345,500	345,500	0	382,100	382,100	391,500	391,500	0	451,000	451,000	0	89
90	286,400	286,400	0	346,100	346,100	0	382,600	382,600	392,100	392,100	0	451,600	451,600	0	90
91	287,900	287,900	0	346,600	346,600	0	383,100	383,100	392,700	392,700	0	452,100	452,100	0	91
92	289,400	289,400	0	347,000	347,000	0	383,700	383,700	393,200	393,200	0	452,600	452,600	0	92
93	290,800	290,800	0	347,500	347,500	0	384,300	384,300	393,700	393,700	0	453,100	453,100	0	93
94	292,200	292,200	0	348,000	348,000	0	384,900	384,900	394,300	394,300	0	453,600	453,600	0	94

95	283,600	293,600	0	348,500	348,500	0	0	385,400	—	—	394,800	394,800	0	454,100	454,100	0	95
96	295,000	295,000	0	349,000	349,000	0	0	385,900	—	—	395,300	395,300	0	454,600	454,600	0	96
97	296,400	296,400	0	349,400	349,400	0	0	386,400	—	—	395,800	395,800	0	455,000	455,000	0	97
98	297,700	297,700	0	349,900	349,900	0	0	386,900	—	—	396,300	396,300	0				98
99	298,900	298,900	0	350,300	350,300	0	0	387,500	—	—	396,800	396,800	0				99
100	300,200	300,200	0	350,800	350,800	0	0	388,000	—	—	397,300	397,300	0				100
101	301,400	301,400	0	351,300	351,300	0	0	388,400	—	—	397,800	397,800	0				101
102	302,600	302,600	0	351,700	351,700	0	0	388,900	—	—	398,300	398,300	0				102
103	303,800	303,800	0	352,200	352,200	0	0	389,500	—	—	398,800	398,800	0				103
104	304,900	304,900	0	352,700	352,700	0	0	390,000	—	—	399,300	399,300	0				104
105	306,000	306,000	0	353,100	353,100	0	0	390,400	—	—	399,700	399,700	0				105
106	306,900	306,900	0	353,500	353,500	0	0	390,900	—	—	400,200	400,200	0				106
107	307,800	307,800	0	353,900	353,900	0	0	391,400	—	—	400,700	400,700	0				107
108	308,700	308,700	0	354,300	354,300	0	0	391,900	—	—	401,100	401,100	0				108
109	309,500	309,500	0	354,700	354,700	0	0	392,400	—	—	401,500	401,500	0				109
110	310,200	310,200	0	355,100	355,100	0	0	392,900	—	—	402,000	402,000	0				110
111	310,900	310,900	0	355,500	355,500	0	0	393,400	—	—	402,500	402,500	0				111
112	311,600	311,600	0	355,900	355,900	0	0	393,800	—	—	402,900	402,900	0				112
113	312,300	312,300	0	356,300	356,300	0	0	394,300	—	—	403,300	403,300	0				113
114	312,700	312,700	0	356,700	356,700	0	0	394,700	—	—	403,800	403,800	0				114
115	313,200	313,200	0	357,100	357,100	0	0	395,200	—	—	404,300	404,300	0				115
116	313,700	313,700	0	357,500	357,500	0	0	395,600	—	—	404,700	404,700	0				116
117	314,100	314,100	0	357,900	357,900	0	0	396,000	—	—	405,100	405,100	0				117
118	314,500	314,500	0	358,300	358,300	0	0	396,500	—	—	405,600	405,600	0				118
119	314,800	314,800	0	358,700	358,700	0	0	396,900	—	—	406,000	406,000	0				119
120	315,100	315,100	0	359,100	359,100	0	0	397,300	—	—	406,400	406,400	0				120
121	315,400	315,400	0	359,500	359,500	0	0	397,700	—	—	406,800	406,800	0				121
122	315,800	315,800	0	359,800	359,800	0	0	398,100	—	—	407,300	407,300	0				122
123	316,100	316,100	0	360,200	360,200	0	0	398,600	—	—	407,700	407,700	0				123
124	316,400	316,400	0	360,600	360,600	0	0	399,000	—	—	408,100	408,100	0				124
125	316,700	316,700	0	361,000	361,000	0	0	399,400	—	—	408,500	408,500	0				125
126	317,100	317,100	0	361,300	361,300	0	0	399,800	—	—	409,000	409,000	0				126
127	317,400	317,400	0	361,700	361,700	0	0	400,200	—	—	409,400	409,400	0				127
128	317,700	317,700	0	362,100	362,100	0	0	400,700	—	—	409,800	409,800	0				128
129	318,000	318,000	0	362,500	362,500	0	0	401,100	—	—	410,200	410,200	0				129
130	318,400	318,400	0					401,600	—	—	410,700	410,700	0				130
131	318,700	318,700	0					402,000	—	—	411,100	411,100	0				131
132	319,000	319,000	0					402,400	—	—	411,500	411,500	0				132
133	319,300	319,300	0					402,800	—	—	411,900	411,900	0				133
134	319,700	319,700	0					403,200	—	—	412,300	412,300	0				134
135	320,000	320,000	0					403,600	—	—	412,700	412,700	0				135
136	320,300	320,300	0					404,000	—	—	413,100	413,100	0				136
137	320,600	320,600	0					404,400	—	—	413,500	413,500	0				137
138	320,900	320,900	0					404,800	—	—	413,900	413,900	0				138
139	321,300	321,300	0					405,200	—	—	414,300	414,300	0				139
140	321,600	321,600	0					405,600	—	—	414,700	414,700	0				140
141	321,900	321,900	0					406,000	—	—	415,100	415,100	0				141
142	322,200	322,200	0														142
143	322,500	322,500	0														143
144	322,800	322,800	0														144

145	323,100	323,100	0	230,400	230,400	0	—	264,400	—	271,000	271,000	0	313,000	313,000	0	429,100	429,100	0	145
146	323,400	323,400	0																146
147	323,700	323,700	0																147
148	324,000	324,000	0																148
149	324,300	324,300	0																149
150	324,600	324,600	0																150
151	324,900	324,900	0																151
152	325,200	325,200	0																152
153	325,500	325,500	0																153
再任用職員	198,300	198,300	0	230,400	230,400	0	—	264,400	—	271,000	271,000	0	313,000	313,000	0	429,100	429,100	0	

行政職給料表(1) (3級) 号級切替表

単位:円

職員の区分	3 級 (旧 3 級)				旧号給	
	改正前	新号給	改正	改定額		
	1	222,000	1	224,800	2,800	1
	2	223,900	2	226,700	2,800	2
	3	225,800	3	228,600	2,800	3
	4	227,700	4	230,500	2,800	4
	5	229,600	5	232,500	2,900	5
	6	231,500	6	234,400	2,900	6
	7	233,400	7	236,300	2,900	7
	8	235,400	8	238,300	2,900	8
	9	237,400	9	240,300	2,900	9
	10	239,300	10	242,300	3,000	10
	11	241,200	11	244,300	3,100	11
	12	243,200	12	246,300	3,100	12
	13	245,200	13	248,300	3,100	13
	14	247,200	14	250,400	3,200	14
	15	249,200	15	252,500	3,300	15
	16	251,200	16	254,600	3,400	16
	17	253,300	17	256,800	3,500	17
	18	255,400	18	259,000	3,600	18
	19	257,400	19	261,200	3,800	19
	20	259,500	20	263,400	3,900	20
	21	261,600	21	265,600	4,000	21
	22	263,600	22	267,800	4,200	22
	23	265,700	23	270,000	4,300	23
	24	267,900	24	272,200	4,300	24
	25	270,000	25	274,500	4,500	25
	26	272,100	26	276,800	4,700	26
	27	274,200	27	279,100	4,900	27
	28	276,400	28	281,400	5,000	28
	29	278,600	29	283,700	5,100	29
	30	280,800	30	286,000	5,200	30
	31	282,900	31	288,400	5,500	31
	32	285,100	32	290,700	5,600	32
	33	287,300	33	293,000	5,700	33
	34	289,500	34	295,400	5,900	34
	35	291,700	35	297,800	6,100	35
	36	293,900	36	300,100	6,200	36
	37	296,100	37	302,500	6,400	37
	38	298,200	37	302,500	4,300	38
	39	300,400	38	304,900	4,500	39
	40	302,600	38	304,900	2,300	40
	41	304,900	39	307,300	2,400	41
	42	307,200	39	307,300	100	42
	43	309,600	40	309,800	200	43
	44	311,900	41	312,200	300	44

再任用職員
以外の職員

45	314,200	42	314,600	400	45
46	316,300	43	317,100	800	46
47	318,500	44	319,500	1,000	47
48	320,600	45	322,000	1,400	48
49	322,600	46	324,500	1,900	49
50	324,700	47	327,000	2,300	50
51	326,800	47	327,000	200	51
52	328,900	48	329,600	700	52
53	331,000	49	332,200	1,200	53
54	333,100	50	334,900	1,800	54
55	335,200	51	337,600	2,400	55
56	337,300	52	340,300	3,000	56
57	339,300	53	343,000	3,700	57
58	341,400	53	343,000	1,600	58
59	343,400	54	345,600	2,200	59
60	345,400	54	345,600	200	60
61	347,400	55	348,100	700	61
62	349,300	56	350,500	1,200	62
63	351,300	57	352,800	1,600	63
64	353,200	58	355,100	1,900	64
65	355,000	59	357,300	2,300	65
66	356,800	59	357,300	500	66
67	358,700	60	359,400	700	67
68	360,500	61	361,400	900	68
69	362,300	62	363,400	1,100	69
70	363,500	63	365,400	1,900	70
71	364,800	63	365,400	600	71
72	365,900	64	367,300	1,400	72
73	367,100	64	367,300	200	73
74	368,400	65	369,200	800	74
75	369,600	66	371,000	1,400	75
76	370,800	66	371,000	200	76
77	371,900	67	372,700	800	77
78	372,700	68	374,300	1,600	78
79	374,600	68	374,300	700	79
80	374,500	69	375,900	1,400	80
81	375,400	70	377,000	1,600	81
82	376,300	70	377,000	700	82
83	377,100	71	378,100	1,000	83
84	377,900	71	378,100	200	84
85	378,800	72	379,000	200	85
86	379,700	73	379,900	200	86
87	380,500	74	380,800	300	87
88	381,300	75	381,700	400	88
89	382,100	76	382,500	400	89
90	382,600	77	383,300	700	90
91	383,100	77	383,300	200	91
92	383,700	78	384,100	400	92
93	384,300	79	384,900	600	93
94	384,900	80	385,700	800	94

95	385,400	80	385,700	300	95	
96	385,900	81	386,500	600	96	
97	386,400	81	386,500	100	97	
98	386,900	82	387,200	300	98	
99	387,500	83	387,900	400	99	
100	388,000	84	388,500	500	100	
101	388,400	84	388,500	100	101	
102	388,900	85	389,100	200	102	
103	389,500	86	389,700	200	103	
104	390,000	87	390,300	300	104	
105	390,400	88	390,900	500	105	
106	390,900	89	391,500	600	106	
107	391,400	89	391,500	100	107	
108	391,900	90	392,100	200	108	
109	392,400	91	392,700	300	109	
110	392,900	92	393,200	300	110	
111	393,400	93	393,700	300	111	
112	393,800	94	394,300	500	112	
113	394,300	95	394,800	500	113	
114	394,700	95	394,800	100	114	
115	395,200	96	395,300	100	115	
116	395,600	97	395,800	200	116	
117	396,000	98	396,300	300	117	
118	396,500	99	396,800	300	118	
119	396,900	100	397,300	400	119	
120	397,300	101	397,800	500	120	
121	397,700	101	397,800	100	121	
122	398,100	102	398,300	200	122	
123	398,600	103	398,800	200	123	
124	399,000	104	399,300	300	124	
125	399,400	105	399,700	300	125	
126	399,800	106	400,200	400	126	
127	400,200	107	400,700	500	127	
128	400,700	108	401,100	400	128	
129	401,100	109	401,500	400	129	
130	401,600	110	402,000	400	130	
131	402,000	111	402,500	500	131	
132	402,400	111	402,500	100	132	
133	402,800	112	402,900	100	133	
134	403,200	113	403,300	100	134	
135	403,600	114	403,800	200	135	
136	404,000	115	404,300	300	136	
137	404,400	116	404,700	300	137	
138	404,800	117	405,100	300	138	
139	405,200	118	405,600	400	139	
140	405,600	119	406,000	400	140	
141	406,000	120	406,400	400	141	
所任川職員				264,400	271,000	6,600

職員の給与に関する条例の改正概要

1 給与改定

平成27年東京都人事委員会勧告及び人事院勧告を踏まえ、次のとおり改定する。

(1) 給料

公民較差0.12%の解消のため、平成27年4月1日に遡及して給料表を改定する。

(2) 期末・勤勉手当

年間支給月数を0.1月（再任用職員については、0.05月）引き上げ4.3月（再任用職員については、2.25月）に改定する。引上げについては、勤勉手当で実施する。

(3) 地域手当

次のとおり、地域手当の支給割合を改定する。

年 度	改定後	国基準
平成27年度	12%	13%
平成28年度	14%	15%
平成29年度	15%	15%

2 その他の改正

(1) 期末・勤勉手当の配分変更

平成28年度から次のとおり、東京都に準拠し期末・勤勉手当の配分変更を行う。

区 分	配分変更前			配分変更後		
	期末手当	勤勉手当	年間計	期末手当	勤勉手当	年間計
部長職	2.75月	1.55月	4.30月	2.00月	2.30月	4.30月
課長職				2.20月	2.10月	4.30月
一般職				2.60月	1.70月	4.30月
再任用職員	1.50月	0.75月	2.25月	1.45月	0.80月	2.25月

(2) 給料表の変更

監督職層の職責を再整理することを目的に、課長補佐職の廃止及び係長職の職責の見直しを図り、東京都に準拠し、平成28年度から行政職給料表(一)を6級制から5級制へ移行する。

(3) 等級別基準職務表の整備

地方公務員法（昭和25年法律第261号）の改正により、等級別基準職務表を条例にて定めることとされたことから、関係規定を整備する。

平成27年 国及び東京都の勧告状況並びに小金井市の給与改定状況

区分	国	東京都	小金井市
改定率(引上げ額)	0.36% (1,469円)	0.12% (480円)	0.12% (423円)
初任給	上級職 181,200円(改定なし) 中級職 176,700円(2,500円) 初級職 144,600円(2,500円)	181,200円(改定なし) 156,100円(1,000円) 144,600円(1,600円)	181,200円(改定なし) 156,100円(1,000円) 144,600円(1,600円)
地域手当の支給率	0%~20%	20%	12%
勤奨手当の引上げ支給月数	0.10月 (4.20月)	0.10月 (4.30月)	0.10月 (4.30月)
実施時期	平成27年4月に遡及して実施 平成27年12月支給の勤奨手当に遡及して実施	平成27年4月に遡及して実施 平成27年12月支給の勤奨手当から実施	平成27年4月に遡及して実施 平成27年12月支給の勤奨手当に遡及して実施

※ 勤奨手当の引上げ支給月数()は、期末・勤奨手当の年間支給月数

平成27年 26市給与改定の状況

平成28年2月3日現在

市名	改定率	施行日
小金井市	0.12%	公布日
八王子市	0.12%	平成28年1月21日
立川市	0.12%	平成28年3月1日
武蔵野市	0.12%	公布日
三鷹市	0.12%	平成27年12月10日
青梅市	0.12%	未定
府中市	0.12%	公布日
昭島市	0.12%	未定
調布市	0.12%	平成28年1月1日
町田市	0.12%	未定
小平市	0.12%	公布日
日野市	0.12%	平成28年3月1日
東村山市	0.12%	平成28年1月1日
国分寺市	0.12%	未定
国立市	0.12%	平成28年1月1日
福生市	0.12%	平成27年12月1日
狛江市	0.12%	未定
東大和市	0.12%	公布日
清瀬市	0.12%	公布日
東久留米市	0.12%	公布日
武蔵村山市	0.12%	公布日
多摩市	0.12%	公布日
稲城市	0.12%	平成28年4月1日
羽村市	0.12%	公布日
あきる野市	0.12%	平成27年12月1日
西東京市	0.12%	平成27年12月1日

26市地域手当支給割合の国基準との比較

1 平成27年度

支給割合	自治体数	自治体名
国基準未満	4市	小金井市、武蔵野市、調布市、日野市
国基準	13市	立川市、青梅市、昭島市、町田市、小平市、東村山市、国立市、福生市、東大和市、清瀬市、稲城市、あきる野市、西東京市
国基準超過	7市	八王子市、三鷹市、府中市、狛江市、武蔵村山市、多摩市、羽村市
未定	2市	国分寺市、東久留米市

2 平成28年度

支給割合	自治体数	自治体名
国基準未満	1市	小金井市
国基準	20市	八王子市、立川市、武蔵野市、青梅市、府中市、昭島市、調布市、町田市、小平市、日野市、東村山市、国立市、福生市、狛江市、東大和市、清瀬市、多摩市、稲城市、あきる野市、西東京市
国基準超過	3市	三鷹市、武蔵村山市、羽村市
未定	2市	国分寺市、東久留米市

※ 平成28年2月3日現在の状況

26市地域手当の状況

平成28年2月3日現在

市名	平成26年度	平成27年度						平成28年度	
	国基準 支給割合	見直し前		見直し後(平成27年人事院勧告)				改定 支給率	国基準 支給割合
		支給率	国基準 支給割合	支給率	遡及分	国基準 支給割合	遡及分		
小金井市	10%	11%	11%	12.0%	1.0%	13.0%	2.0%	14%	15%
八王子市	12%	15%	13%	15.0%	0.0%	14.0%	1.0%	15%	15%
立川市	12%	12%	12%	12.0%	0.0%	12.0%	0.0%	12%	12%
武蔵野市	15%	15%	15%	15.0%	0.0%	15.5%	0.5%	16%	16%
三鷹市	10%	15%	10%	15.0%	0.0%	10.0%	0.0%	15%	10%
青梅市	10%	12%	11%	13.0%	1.0%	13.0%	2.0%	15%	15%
府中市	12%	15%	13%	15.0%	0.0%	14.0%	1.0%	15%	15%
昭島市	12%	13%	13%	14.0%	1.0%	14.0%	1.0%	15%	15%
調布市	12%	14%	13%	14.0%	0.0%	15.0%	2.0%	16%	16%
町田市	15%	15%	15%	15.5%	0.5%	15.5%	0.5%	16%	16%
小平市	12%	14%	13%	15.0%	1.0%	15.0%	2.0%	16%	16%
日野市	12%	13%	13%	14.0%	1.0%	15.0%	2.0%	16%	16%
東村山市	10%	12%	11%	13.0%	1.0%	13.0%	2.0%	15%	15%
国分寺市	15%	15%	15%	未定	—	15.5%	0.5%	未定	16%
国立市	15%	15%	15%	15.0%	0.0%	15.0%	0.0%	15%	15%
福生市	15%	15%	15%	15.0%	0.0%	15.0%	0.0%	15%	15%
狛江市	15%	16%	15%	16.0%	0.0%	15.5%	0.5%	16%	16%
東大和市	10%	10%	10%	10.5%	0.5%	10.5%	0.5%	12%	12%
清瀬市	15%	15%	15%	15.5%	0.5%	15.5%	0.5%	16%	16%
東久留米市	6%	10%	6%	未定	—	6.0%	0.0%	未定	6%
武蔵村山市	3%	10%	3%	10.0%	0.0%	3.0%	0.0%	10%	3%
多摩市	15%	16%	15%	16.0%	0.0%	15.5%	0.5%	16%	16%
稲城市	15%	15%	15%	15.0%	0.0%	15.0%	0.0%	15%	15%
羽村市	6%	10%	6%	10.0%	0.0%	6.0%	0.0%	10%	6%
あきる野市	10%	10%	10%	10.0%	0.0%	10.0%	0.0%	10%	10%
西東京市	15%	15%	15%	15.0%	0.0%	15.0%	0.0%	15%	15%

議案第19号

小金井市市税条例等の一部を改正する条例

小金井市市税条例等の一部を別紙のように改正する。

平成28年2月22日提出

小金井市長 西岡 真一郎

(提案理由)

地方税法等の一部を改正する法律等の公布及び施行に伴い、所要の改正を行うため、本案を提出するものであります。

小金井市市税条例等の一部を改正する条例

(小金井市市税条例の一部改正)

第1条 小金井市市税条例（平成20年条例第26号）の一部を次のように改正する。
第6条の次に次の5条を加える。

（徴収猶予に係る市の徴収金の分割納付又は分割納入の方法）

第6条の2 地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第15条第3項及び第5項に規定する条例で定める方法は、同条第1項もしくは第2項の規定による徴収の猶予（以下この条、次条及び第6条の6において「徴収の猶予」という。）をする期間内又は法第15条第4項の規定による徴収の猶予をした期間の延長（次項から第4項までにおいて「徴収の猶予期間の延長」という。）をする期間内の各月（市長がやむを得ない事情があると認めるときは、当該期間内の市長が指定する月。以下この節において同じ。）ごとに分割納付又は分割納入をする方法とする。

2 市長は、法第15条第3項又は第5項の規定により、徴収の猶予又は徴収の猶予期間の延長に係る市の徴収金を分割して納付し、又は納入させる場合においては、当該分割納付又は当該分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額を定めるものとする。

3 市長は、徴収の猶予又は徴収の猶予期間の延長を受けた者がその納付期限又は納入期限までに納付し、又は納入することができないことにつきやむを得ない理由があると認めるときは、前項の規定により定めた分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額を変更することができる。

4 市長は、第2項の規定により分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額を定めたときは、その旨、当該分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額その他必要な事項を当該徴収の猶予又は当該徴収の猶予期間の延長を受けた者に通知しなければならない。

5 市長は、第3項の規定により分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額を変更したときは、その旨、その変更後の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額その他必要な事項を当該変更を受けた者に通知しなければならない。

（徴収の猶予の申請手続等）

- 第6条の3 法第15条の2第1項の条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。
- (1) 法第15条第1項各号のいずれかに該当する事実があること、及びその該当する事実に基づき市の徴収金を一時に納付し、又は納入することができない事情の詳細
 - (2) 納付し、又は納入すべき市の徴収金の年度、種類、納期限及び金額
 - (3) 前号の金額のうち当該猶予を受けようとする金額
 - (4) 当該猶予を受けようとする期間
 - (5) 分割納付又は分割納入の方法による納付又は納入を行うかどうか（分割納付又は分割納入の方法により納付又は納入を行う場合にあっては、分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額を含む。）
 - (6) 猶予を受けようとする金額が100万円を超え、かつ、その猶予の期間が3月を超える場合には、提供しようとする法第16条第1項各号に掲げる担保の種類、数量、価額及び所在（その担保が保証人の保証であるときは、保証人の氏名及び住所又は居所）その他担保に関し参考となるべき事項（担保を提供することができない特別の事情があるときは、その事情）
- 2 法第15条の2第1項の条例で定める書類は、次に掲げる書類とする。
- (1) 法第15条第1項各号のいずれかに該当する事実を証するに足りる書類
 - (2) 財産目録その他の資産及び負債の状況を明らかにする書類
 - (3) 猶予を受けようとする日前1年間の収入及び支出の実績並びに同日以後の収入及び支出の見込みを明らかにする書類
 - (4) 猶予を受けようとする金額が100万円を超え、かつ、その猶予の期間が3月を超える場合には、地方税法施行令（昭和25年政令第245号。以下「令」という。）第6条の10の規定により提出すべき書類その他担保の提供に関し必要となる書類
- 3 法第15条の2第2項の条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。
- (1) 市の徴収金を一時に納付し、又は納入することができない事情の詳細
 - (2) 第1項第2号から第6号までに掲げる事項
- 4 法第15条の2第2項及び第3項の条例で定める書類は、第2項第2号から第4号までに掲げる書類とする。
- 5 法第15条の2第3項の条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。
- (1) 猶予期間の延長を受けようとする市の徴収金の年度、種類、納期限及び金額

(2) 猶予期間内にその猶予を受けた金額を納付し、又は納入することができないやむを得ない理由

(3) 猶予期間の延長を受けようとする期間

(4) 第1項第5号及び第6号に掲げる事項

6 法第15条の2第4項の条例で定める書類は、第2項第4号に掲げる書類とする。

7 法第15条の2第8項に規定する条例で定める期間は、20日とする。

(職権による換価の猶予の手続等)

第6条の4 法第15条の5第2項において読み替えて準用する法第15条第3項及び第5項に規定する条例で定める方法は、法第15条の5第1項の規定による換価の猶予（第6条の6において「職権による換価の猶予」という。）をする期間内又は法第15条の5第2項において読み替えて準用する法第15条第4項の規定による換価の猶予をした期間の延長をする期間内の各月ごとに分割納付又は分割納入をする方法とする。

2 第6条の2第2項から第5項までの規定は、法第15条の5第2項において読み替えて準用する法第15条第3項又は第5項の規定により、分割して納付し、又は納入させる場合について準用する。

3 法第15条の5の2第1項及び第2項の条例で定める書類は、次に掲げる書類とする。

(1) 第6条の3第2項第2号から第4号までに掲げる書類

(2) 分割納付又は分割納入させるために必要となる書類

(申請による換価の猶予の手続等)

第6条の5 法第15条の6第1項に規定する条例で定める期間は、6月とする。

2 法第15条の6第3項において読み替えて準用する法第15条第3項及び第5項に規定する条例で定める方法は、法第15条の6第1項の規定による換価の猶予（次条において「申請による換価の猶予」という。）をする期間内又は法第15条の6第3項において準用する法第15条第4項の規定による換価の猶予をした期間の延長をする期間内の各月ごとに分割納付又は分割納入をする方法とする。

3 第6条の2第2項から第5項までの規定は、法第15条の6第3項において読み替えて準用する法第15条第3項又は第5項の規定により、分割して納付し、又は納入させる場合について準用する。

4 法第15条の6の2第1項の条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 市の徴収金を一時に納付し、又は納入することにより事業の継続又は生活の維持が困難となる事情の詳細
 - (2) 第6条の3第1項第2号から第4号まで及び第6号に掲げる事項
 - (3) 分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額
- 5 法第15条の6の2第1項及び第2項の条例で定める書類は、第6条の3第2項第2号から第4号までに掲げる書類とする。
- 6 法第15条の6の2第2項の条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。
- (1) 第6条の3第1項第6号に掲げる事項
 - (2) 第6条の3第5項第1号から第3号までに掲げる事項
 - (3) 第4項第3号に掲げる事項
- 7 法第15条の6の2第3項において準用する法第15条の2第8項に規定する条例で定める期間は、20日とする。
- (担保を徴する必要がない場合)

第6条の6 法第16条第1項ただし書の条例で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 徴収の猶予、職権による換価の猶予又は申請による換価の猶予に係る金額が100万円以下である場合
- (2) 当該猶予期間が3月以内である場合
- (3) 担保を徴することができない特別の事情がある場合

第7条中「地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）」を「法」に改める。

第29条第7項中「法人番号をいう。」の次に「以下同じ。」を加える。

第53条第2項中第2号を第3号とし、第1号を第2号とし、同号の前に次の1号を加える。

- (1) 納税義務者の氏名及び住所又は居所（法人にあつては、名称、事務所又は事業所の所在地及び法人番号）

第77条第1項第1号中「及び氏名」を「、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいい、当該書類を提出する者の同項に規定する個人番号に限る。以下固定資産税について同じ。）又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）」に改める。

第78条第1項第1号及び第2項第1号中「及び氏名」を「、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）」に改める。

第86条第2項第1号、第91条第1項第1号及び第92条第1項第1号中「及び氏名又は名称」を「、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）」に改める。

第106条第2項第2号中「氏名もしくはは名称」を「事務所もしくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号及び次条において同じ。）又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所もしくは事業所の所在地及び氏名又は名称）」に改める。

第107条第2項第1号中「及び住所」を「、住所及び個人番号（個人番号を有しない者にあつては、氏名及び住所）」に改める。

第129条第2項第1号中「及び氏名又は名称」を「、氏名又は名称及び法人番号（法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）」に改める。

付則第18条の2第5項中「第15条第38項」を「第15条第40項」に改める。

付則第19条第1項第1号及び第2項第1号中「及び氏名又は名称」を「、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）」に改め、同条第3項第1号中「及び氏名」を「、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）」に改め、同条第4項第1号、第5項第1号、第6項第1号、第7項第1号、第8項第1号、第9項第1号及び第10項第1号中「及び氏名又は名称」を「、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）」に改める。

付則第29条第2項第1号、第3項第1号及び第4項第1号中「及び氏名」を「、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）」に改める。

付則第55条第1項第1号中「及び氏名又は名称」を「、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）」に改め、同条第3項第1号中「及び氏名」を「、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏

名)」に改める。

(小金井市市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 小金井市市税条例等の一部を改正する条例(平成26年条例第23号)の一部を次のように改正する。

第1条のうち第13条第2項及び第3項の改正規定中「、同条第3項中「令」を「地方税法施行令(昭和25年政令第245号。以下「令」という。)」に改め」を削る。

付則第1条第4号中「第13条」を「第13条第2項」に改める。

付 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第1条中小金井市市税条例第6条の2から第6条の6まで及び第7条の改正規定並びに次条の規定は、平成28年4月1日から施行する。

(徴収の猶予、職権による換価の猶予及び申請による換価の猶予に関する経過措置)

第2条 第1条の規定による改正後の小金井市市税条例(以下「新条例」という。)第6条の2、第6条の3及び第6条の6(地方税法等の一部を改正する法律(平成27年法律第2号。以下「平成27年改正法」という。)附則第1条第6号に掲げる規定による改正後の地方税法(昭和25年法律第226号。以下この条において「28年新法」という。)第15条第1項又は第2項の規定による徴収の猶予に係る部分に限る。)の規定は、前条ただし書に規定する規定の施行の日(以下「施行日」という。)以後に申請される28年新法第15条第1項又は第2項の規定による徴収の猶予について適用し、施行日前に申請された平成27年改正法附則第1条第6号に掲げる規定による改正前の地方税法(以下この条において「28年旧法」という。)第15条第1項又は第2項の規定による徴収の猶予については、なお従前の例による。

2 新条例第6条の4及び第6条の6(28年新法第15条の5第1項の規定による換価の猶予に係る部分に限る。)の規定は、施行日以後にされる同項の規定による換価の猶予について適用し、施行日前にされた28年旧法第15条の5第1項の規定による換価の猶予については、なお従前の例による。

3 新条例第6条の5及び第6条の6(28年新法第15条の6第1項の規定による

換価の猶予に係る部分に限る。)の規定は、施行日以後に同項に規定する納期限が到来する地方団体の徴収金について適用する。

(市民税に関する経過措置)

第3条 新条例第53条第2項第1号の規定は、この条例の公布の日以後に提出する申請書について適用し、同日前に提出した第1条による改正前の小金井市市税条例(以下「旧条例」という。)第53条第2項に規定する申請書については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

第4条 新条例第77条第1項第1号、第78条第1項第1号及び第2項第1号、第86条第2項第1号、第91条第1項第1号並びに第92条第1項第1号並びに付則第19条第1項第1号、第2項第1号、第3項第1号、第4項第1号、第5項第1号、第6項第1号、第7項第1号、第8項第1号、第9項第1号及び第10項第1号、第29条第2項第1号、第3項第1号及び第4項第1号並びに第55条第1項第1号及び第3項第1号の規定は、この条例の公布の日以後に提出する新条例第77条第1項並びに第78条第1項及び第2項並びに付則第55条第3項に規定する申出書、新条例第86条第2項並びに付則第29条第3項及び第4項に規定する申請書又は新条例第91条第1項及び第92条第1項並びに付則第19条各項、第29条第2項及び第55条第1項に規定する申告書について適用し、同日前に提出した旧条例第77条第1項並びに第78条第1項及び第2項並びに付則第55条第3項に規定する申出書、旧条例第86条第2項並びに付則第29条第3項及び第4項に規定する申請書又は旧条例第91条第1項及び第92条第1項並びに付則第19条各項、第29条第2項及び第55条第1項に規定する申告書については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第5条 新条例第106条第2項第2号及び第107条第2項第1号の規定は、この条例の公布の日以後に提出する新条例第106条第2項並びに第107条第2項及び第3項に規定する申請書について適用し、同日前に提出した旧条例第106条第2項並びに第107条第2項及び第3項に規定する申請書については、なお従前の例による。

(特別土地保有税に関する経過措置)

第6条 新条例第129条第2項第1号の規定は、この条例の公布の日以後に提出する同項に規定する申請書について適用し、同日前に提出した旧条例第129条第2

項に規定する申請書については、なお従前の例による。

議案第19号資料1

小金井市市税条例等の一部を改正する条例要綱

1 趣旨

地方税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第2号）等の公布及び施行並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）の施行に伴い、本条例の一部について所要の改正を行うものである（以下「法」とは地方税法を、「番号法」とは行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律を、「条例」とはこの改正を含む小金井市市税条例をいう。）。

2 第1条による改正内容

- (1) 徴収の猶予に係る市の徴収金の分割納付又は分割納入の方法に関する規定を新たに設ける（賦課徴収関係。法第15条、条例第6条の2）。
- (2) 徴収の猶予に係る申請手続等に関する規定を新たに設ける（賦課徴収関係。法第15条の2、条例第6条の3）。
- (3) 職権による換価の猶予の手続等に関する規定を新たに設ける（賦課徴収関係。法第15条の5、法第15条の5の2、条例第6条の4）。
- (4) 申請による換価の猶予の手続等に関する規定を新たに設ける（賦課徴収関係。法第15条の6、法第15条の6の2、条例第6条の5）。
- (5) 徴収の猶予又は職権もしくは申請による換価の猶予に係る金額に相当する担保を徴する必要がある場合を定める規定を新たに設ける（賦課徴収関係。法第16条、条例第6条の6）。
- (6) 番号法の施行に伴い、規定の整備を行う（市民税関係。番号法第9条、条例第53条。固定資産税関係。番号法第9条、条例第77条、条例第78条、条例第86条、条例第91条、条例第92条、条例第129条、条例付則第19条、条例付則第29条、条例付則第55条。軽自動車税関係。番号法第9条、条例第106条、条例第107条。）。
- (7) その他所要の規定の整備を行う。

3 第2条による改正内容

所要の規定の整備を行う。

4 施行期日

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第1条中小金井市市税条例第6条の2から第6条の6まで及び第7条の改正規定並びに5(1)の規定は、平成28年4月1日から施行する。

(付則第1条)

5 経過措置

(1) 徴収の猶予、職権による換価の猶予及び申請による換価の猶予に関する経過措置

ア 第1条の規定による改正後の小金井市市税条例（以下「新条例」という。）第6条の2、第6条の3及び第6条の6（地方税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第2号。以下「平成27年改正法」という。）附則第1条第6号に掲げる規定による改正後の地方税法（昭和25年法律第226号。以下「28年新法」という。）第15条第1項又は第2項の規定による徴収の猶予に係る部分に限る。）の規定は、4ただし書に規定する規定の施行日（以下「施行日」という。）以後に申請される28年新法第15条第1項又は第2項の規定による徴収の猶予について適用し、施行日前に申請された平成27年改正法附則第1条第6号に掲げる規定による改正前の地方税法（以下「28年旧法」という。）第15条第1項又は第2項の規定による徴収の猶予については、なお従前の例による。

イ 新条例第6条の4条及び第6条の6（28年新法第15条の5第1項の規定による換価の猶予に係る部分に限る。）の規定は、施行日以後にされる同項の規定による換価の猶予について適用し、施行日前にされた28年旧法第15条の5第1項の規定による換価の猶予については、なお従前の例による。

ウ 新条例第6条の5及び第6条の6（28年新法第15条の6第1項の規定による換価の猶予に係る部分に限る。）の規定は、施行日以後に同項に規定する納期限が到来する地方団体の徴収金について適用する。

(付則第2条)

(2) 市民税に関する経過措置

新条例第53条第2項第1号の規定は、この条例の公布の日以後に提出する申請

書について適用し、同日前に提出した第1条による改正前の小金井市市税条例（以下「旧条例」という。）第53条第2項に規定する申請書については、なお従前の例による。

（付則第3条）

(3) 固定資産税に関する経過措置

新条例第77条第1項第1号、第78条第1項第1号及び第2項第1号、第86条第2項第1号、第91条第1項第1号並びに第92条第1項第1号並びに付則第19条第1項第1号、第2項第1号、第3項第1号、第4項第1号、第5項第1号、第6項第1号、第7項第1号、第8項第1号、第9項第1号及び第10項第1号、第29条第2項第1号、第3項第1号及び第4項第1号並びに第55条第1項第1号及び第3項第1号の規定は、この条例の公布の日以後に提出する新条例第77条第1項並びに第78条第1項及び第2項並びに付則第55条第3項に規定する申出書、新条例第86条第2項並びに付則第29条第3項及び第4項に規定する申請書又は新条例第91条第1項及び第92条第1項並びに付則第19条各項、第29条第2項及び第55条第1項に規定する申告書について適用し、同日前に提出した旧条例第77条第1項並びに第78条第1項及び第2項並びに付則第55条第3項に規定する申出書、旧条例第86条第2項並びに付則第29条第3項及び第4項に規定する申請書又は旧条例第91条第1項及び第92条第1項並びに付則第19条各項、第29条第2項及び第55条第1項に規定する申告書については、なお従前の例による。

（付則第4条）

(4) 軽自動車税に関する経過措置

新条例第106条第2項第2号及び第107条第2項第1号の規定は、この条例の公布の日以後に提出する新条例第106条第2項並びに第107条第2項及び第3項に規定する申請書について適用し、同日前に提出した旧条例第106条第2項並びに第107条第2項及び第3項に規定する申請書については、なお従前の例による。

（付則第5条）

(5) 特別土地保有税に関する経過措置

新条例第129条第2項第1号の規定は、この条例の公布の日以後に提出する同項に規定する申請書について適用し、同日前に提出した旧条例第129条第2項に規定する申請書については、なお従前の例による。

(付則第6条)

改正条例	現行条例	備考
<p>(徴収猶予に係る市の徴収金の分割納入の方法) 第6条の2 地方税法(昭和25年法律第226号。以下「法」という。) 第15条第3項及び第5項に規定する条例で定める方法は、同条第1 項もしくは第2項の規定による徴収の猶予(以下この条、次条及び第 6条の6において「徴収の猶予」という。)をずる期間内又は法第1 5条第4項の規定による徴収の猶予をした期間の延長(次項から第4 項までにおいて「徴収の猶予期間の延長」という。)をずる期間内の 各月(市長がやむを得ない事情があると認めるときは、当該期間内の 市長が指定する月。以下この節において同じ。)ごとに分割納入又は 分割納入をずる方法とする。 2 市長は、法第15条第3項又は第5項の規定により、徴収の猶予又 は徴収の猶予期間の延長に係る市の徴収金を分割して納付し、又は納 入させる場合においては、当該分割納入又は当該分割納入の各納付期 限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又 は納入金額を定めるものとする。 3 市長は、徴収の猶予又は徴収の猶予期間の延長を受けた者がその納 付期限又は納入期限までに納付し、又は納入することができないこと につきやむを得ない理由があると認めるときは、前項の規定により定 めた分割納入又は分割納入の各納付期限又は各納入期限ごとの納付 金額又は納入金額を変更することができる。 4 市長は、第2項の規定により分割納入又は分割納入の各納付期限又 は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納 入金額を定めるときは、その旨、当該分割納入又は分割納入の各納付 期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額 又は納入金額その他必要な事項を当該徴収の猶予又は当該徴収の猶 予期間の延長を受けた者に通知しなければならない。 5 市長は、第3項の規定により分割納入又は分割納入の各納付期限又 は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額を変更したときは、その 旨、その変更後の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納 入期限ごとの納付金額又は納入金額その他必要な事項を当該変更を 受けた者に通知しなければならない。</p>	<p>現行条例</p>	<p>徴収の猶予に係 る分割納入又は 分割納入の方法 に関する規定の 新設</p>

<p>(徴収の猶予の申請手続等) 第6条の3 法第15条の2第1項の条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p>	<p>(1) 法第15条第1項各号のいずれかに該当する事実があること、及びその該当する事実に基づき市の徴収金を一時に納付し、又は納入することができない事情の詳細</p> <p>(2) 納付し、又は納入すべき市の徴収金の年度、種類、納期限及び金額、</p> <p>(3) 前号の金額のうち当該猶予を受けようとする金額</p> <p>(4) 当該猶予を受けようとする期間</p> <p>(5) 分割納付又は分割納入の方法による納付又は納入を行うかどうか(分割納付又は分割納入の方法により納付又は納入を行う場合にあっては、分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額を含む。)</p> <p>(6) 猶予を受けようとする金額が100万円を超え、かつ、その猶予の期間が3月を超える場合には、提供しようとする法第16条第1項各号に掲げる担保の種類、数量、価額及び所在(その担保が保証人の保証であるときは、保証人の氏名及び住所又は居所)その他担保に関し参考となるべき事項(担保を提供することができない特別の事情があるときは、その事情)</p> <p>2 法第15条の2第1項の条例で定める書類は、次に掲げる書類とする。</p> <p>(1) 法第15条第1項各号のいずれかに該当する事実を証するに足る書類</p> <p>(2) 財産目録その他の資産及び負債の状況を明らかにする書類</p> <p>(3) 猶予を受けようとする日前1年間の収入及び支出の実績並びに同日以後の収入及び支出の見込みを明らかにする書類</p> <p>(4) 猶予を受けようとする金額が100万円を超え、かつ、その猶予の期間が3月を超える場合には、地方税法施行令(昭和25年政令第245号。以下「令」という。)第6条の10の規定により提出すべき書類その他担保の提供に関し必要となる書類</p> <p>3 法第15条の2第2項の条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>(1) 市の徴収金を一時に納付し、又は納入することができない事情の詳細</p>
---	---

(2) 第1項第2号から第6号までに掲げる事項

4 法第15条の2第2項及び第3項の条例で定める書類は、第2項第2号から第4号までに掲げる書類とする。

5 法第15条の2第3項の条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 猶予期間の延長を受けようとする市の徴収金の年度、種類、納期限及び金額

(2) 猶予期間内にその猶予を受けた金額を納付し、又は納入することができないやむを得ない理由

(3) 猶予期間の延長を受けようとする期間

(4) 第1項第5号及び第6号に掲げる事項

6 法第15条の2第4項の条例で定める書類は、第2項第4号に掲げる書類とする。

7 法第15条の2第8項に規定する条例で定める期間は、20日とする。

(職権による換価の猶予の手續等)

第6条の4 法第15条の5第2項において読み替えて準用する法第15条第3項及び第5項に規定する条例で定める方法は、法第15条の5第1項の規定による換価の猶予(第6条の6において「職権による換価の猶予」という。)をする期間内又は法第15条の5第2項において読み替えて準用する法第15条第4項の規定による換価の猶予をした期間の延長をする期間内の各月ごとに分割納付又は分割納入をする方法とする。

2 第6条の2第2項から第5項までの規定は、法第15条の5第2項において読み替えて準用する法第15条第3項又は第5項の規定により、分割して納付し、又は納入させる場合について準用する。

3 法第15条の5の2第1項及び第2項の条例で定める書類は、次に掲げる書類とする。

(1) 第6条の3第2項第2号から第4号までに掲げる書類

(2) 分割納付又は分割納入させるために必要となる書類
(申請による換価の猶予の手續等)

第6条の5 法第15条の6第1項に規定する条例で定める期間は、6月とする。

2 法第15条の6第3項において読み替えて準用する法第15条第3項及び第5項に規定する条例で定める方法は、法第15条の6第1

職権による換価の猶予に係る分割納付又は分割納入方法、手續等に関する規定の新設

申請による徴収の猶予に係る分割納付又は分割納入方法、申請手續等に関する

<p>項の規定による換価の猶予（次条において「申請において「申請による換価の猶予」という。）をする期間内又は法第15条の6第3項において準用する法第15条第4項の規定による換価の猶予をした期間の延長をする期間内の各月ごとに分割納付又は分割納入をする方法とする。</p> <p>3. 第6条の2第2項から第5項までの規定は、法第15条の6第3項において読み替えて準用する法第15条第3項又は第5項の規定により、分割して納付し、又は納入させる場合について準用する。</p> <p>4. 法第15条の6の2第1項の条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>(1) 市の徴収金を一時に納付し、又は納入することにより事業の継続又は生活の維持が困難となる事情の詳細</p> <p>(2) 第6条の3第1項第2号から第4号まで及び第6号に掲げる事項</p> <p>(3) 分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額</p> <p>5. 法第15条の6の2第1項及び第2項の条例で定める書類は、第6条の3第2項第2号から第4号までに掲げる書類とする。</p> <p>6. 法第15条の6の2第2項の条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>(1) 第6条の3第1項第6号に掲げる事項</p> <p>(2) 第6条の3第5項第1号から第3号までに掲げる事項</p> <p>(3) 第4項第3号に掲げる事項</p> <p>7. 法第15条の6の2第3項において準用する法第15条の2第8項に規定する条例で定める期間は、20日とする。</p> <p>(担保を徴する必要がない場合)</p> <p>第6条の6 法第16条第1項ただし書の条例で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。</p> <p>(1) 徴収の猶予、職権による換価の猶予又は申請による換価の猶予に係る金額が100万円以下である場合</p> <p>(2) 当該猶予期間が3月以内である場合</p> <p>(3) 担保を徴することができない特別の事情がある場合</p> <p>(公示送達)</p> <p>第7条 法第20条の2の規定による公示送達は、小金井市公告式条例第11号（昭和25年条例第11号）第2条第2項に規定する掲示場に掲示して行うものとする。</p>	<p>規定の新設</p> <p>徴収の猶予又は換価の猶予に係る担保不要の場合に関する規定の新設</p> <p>(公示送達)</p> <p>第7条 地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第20条の2の規定による公示送達は、小金井市公告式条例（昭和25年条例第11号）第2条第2項に規定する掲示場に掲示して行うも</p> <p>規定の整備</p>
--	--

<p>(市民税の申告) 第29条 省略</p> <p>2 } 3 } 6 } 省略</p>	<p>7 市長は、市民税の賦課徴収について必要があると認める場合においては、新たに第13条第1項第3号又は第4号の者に該当することとなった者に、当該該当することとなった日から2月以内に、その名称、代表者又は管理人の氏名、主たる事務所又は事業所の所在、当該市内に有する事務所、事業所又は寮等の所在、法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下同じ。）、当該該当することとなった日その他必要な事項を申告させることができる。</p> <p>(市民税の減免) 第53条 省略</p> <p>2 前項の規定によって市民税の減免を受けようとする者は、納期限までに次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) <u>納税義務者の氏名及び住所又は居所（法人にあつては、名称、事務所又は事業所の所在地及び法人番号）</u></p> <p>(2) 省略 (3) 省略</p> <p>3 省略</p> <p>(施行規則第15条の3第2項の規定による補正の方法の申出) 第77条 施行規則第15条の3第2項の規定による補正の方法の申出は、当該家屋に係る区分所有者の代表者が毎年1月31日までに次の各号に掲げる事項を記載した申出書を市長に提出して行わなければならない。</p> <p>(1) 代表者の住所、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をい）、当該書類を提出する者の同項に規定する個人番号に限る。以下固定資産税について同じ。）又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名</p>
<p>のとす。 (市民税の申告) 第29条 省略</p> <p>2 } 3 } 6 } 省略</p>	<p>7 市長は、市民税の賦課徴収について必要があると認める場合においては、新たに第13条第1項第3号又は第4号の者に該当することとなった者に、当該該当することとなった日から2月以内に、その名称、代表者又は管理人の氏名、主たる事務所又は事業所の所在、当該市内に有する事務所、事業所又は寮等の所在、法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第15項に規定する法人番号をいう。）、当該該当することとなった日その他必要な事項を申告させることができ伴う。当該番号法の施行に</p> <p>(市民税の減免) 第53条 省略</p> <p>2 前項の規定によって市民税の減免を受けようとする者は、納期限までに次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>同上</p> <p>号の線下げ</p> <p>番号法の施行に伴う規定の整備</p>

又は名称)

- (2) } 省略
- (4) }

2 省略

(法第352条の2第5項及び第6項の規定による固定資産税額の
あん分の申出)
第78条 法第352条の2第5項の規定による同条第1項第1号に掲げる要件に該当する共用土地で同項第2号に掲げる要件に該当しないものに係る固定資産税額のおん分の申出は、同項に規定する共用土地納税義務者の代表者が毎年1月31日までに次の各号に掲げる事項を記載した申出書を市長に提出して行わなければならない。

(1) 代表者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)

- (2) } 省略
- (5) }

2 法第352条の2第6項に規定する特定被災共用土地(以下この項及び次項において「特定被災共用土地」という。)に係る固定資産税額のおん分の申出は、同条第6項に規定する特定被災共用土地納税義務者(第5号及び第4項において「特定被災共用土地納税義務者」という。)の代表者が法第349条の3第1項に規定する被災年度(第3号及び第92条において「被災年度」という。)の翌年度又は翌々年度(法第349条の3第3第1項に規定する避難の指示等(第92条において「避難の指示等」という。)が行われた場合において、法第349条の3の3第1項に規定する避難等解除日(以下この項及び第92条において「避難等解除日」という。)の属する年が法第349条の3の3第1項に規定する被災年(第92条において「被災年」という。)の翌年以後の年であるときは、当該被災年度の翌年度から避難等解除日の属する年の1月1日以後3年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度)の初日の属する年の1月31日までに次

- (2) } 省略
- (4) }

2 省略

(法第352条の2第5項及び第6項の規定による固定資産税額の
あん分の申出)
第78条 法第352条の2第5項の規定による同条第1項第1号に掲げる要件に該当する共用土地で同項第2号に掲げる要件に該当しないものに係る固定資産税額のおん分の申出は、同項に規定する共用土地納税義務者の代表者が毎年1月31日までに次の各号に掲げる事項を記載した申出書を市長に提出して行わなければならない。

(1) 代表者の住所及び氏名

- (2) } 省略
- (5) }

2 法第352条の2第6項に規定する特定被災共用土地(以下この項及び次項において「特定被災共用土地」という。)に係る固定資産税額のおん分の申出は、同条第6項に規定する特定被災共用土地納税義務者(第5号及び第4項において「特定被災共用土地納税義務者」という。)の代表者が法第349条の3第1項に規定する被災年度(第3号及び第92条において「被災年度」という。)の翌年度又は翌々年度(法第349条の3第3第1項に規定する避難の指示等(第92条において「避難の指示等」という。)が行われた場合において、法第349条の3の3第1項に規定する避難等解除日(以下この項及び第92条において「避難等解除日」という。)の属する年が法第349条の3の3第1項に規定する被災年(第92条において「被災年」という。)の翌年以後の年であるときは、当該被災年度の翌年度から避難等解除日の属する年の1月1日以後3年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度)の初日の属する年の1月31日までに次

番号法の施行に伴う規定の整備

の各号に掲げる事項を記載し、かつ、第4号に掲げる事実を証する書類を添付した申出書を市長に提出して行わなければならない。

(1) 代表者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）

(2) } 省略
 (6) }

3 } 省略
 4 }

(固定資産税の減免)

第86条 省略

2 前項の規定によって固定資産税の減免を受けようとする者は、納期限までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）

(2) } 省略
 (5) }

3 省略

(住宅用地の申告)

第91条 賦課期日において、住宅用地を所有する者は、当該年度の前年度に係る賦課期日から引き続き当該住宅用地を所有し、かつ、その申告すべき事項に異動がない場合を除き、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次の各号に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

(1) 住宅用地の所有者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）

の各号に掲げる事項を記載し、かつ、第4号に掲げる事実を証する書類を添付した申出書を市長に提出して行わなければならない。

(1) 代表者の住所及び氏名

(2) } 省略
 (6) }

3 } 省略
 4 }

(固定資産税の減免)

第86条 省略

2 前項の規定によって固定資産税の減免を受けようとする者は、納期限までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所及び氏名又は名称

同上

(2) } 省略
 (5) }

3 省略

(住宅用地の申告)

第91条 賦課期日において、住宅用地を所有する者は、当該年度の前年度に係る賦課期日から引き続き当該住宅用地を所有し、かつ、その申告すべき事項に異動がない場合を除き、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次の各号に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

(1) 住宅用地の所有者の住所及び氏名又は名称

同上

番号法の施行に伴う規定の整備

(2) } 省略
(4) }

2 省略

(被災住宅用地の申告)

第92条 法第349条の3の3第1項(同条第2項において準用する場合及び同条第3項(同条第4項において準用する場合を含む。))の規定により読み替えて適用される場合を含む。第5号及び次項においては同じ。)の規定の適用を受けようとする者は、被災年度の翌年度又は翌々年度(避難の指示等が行われた場合において、避難等解除日の属する年が被災年の翌年以後の年であるときは、当該被災年度の翌年度から避難等解除日の属する年の1月1日以後3年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度)の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載し、かつ、第4号に掲げる事実を証する書類を添付した申告書を市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)並びに当該納税義務者が令第52条の13第1項第3号から第5号まで又は第3項第3号から第5号までに掲げる者である場合にあつては、同条第1項第1号もしくは第2号又は第3項第1号もしくは第2号に掲げる者との関係

(2) } 省略
(6) }

2 省略

(軽自動車税の減免)

第106条 省略

2 前項の規定によつて軽自動車税の減免を受けようとする者は、納期限までに、当該軽自動車等について減免を受けようとする税額及び次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする事由を証明する書類を添付し、これを市長に提出しなければならない。

(1) 省略

(2) } 省略
(4) }

2 省略

(被災住宅用地の申告)

第92条 法第349条の3の3第1項(同条第2項において準用する場合及び同条第3項(同条第4項において準用する場合を含む。))の規定により読み替えて適用される場合を含む。第5号及び次項においては同じ。)の規定の適用を受けようとする者は、被災年度の翌年度又は翌々年度(避難の指示等が行われた場合において、避難等解除日の属する年が被災年の翌年以後の年であるときは、当該被災年度の翌年度から避難等解除日の属する年の1月1日以後3年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度)の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載し、かつ、第4号に掲げる事実を証する書類を添付した申告書を市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所及び氏名又は名称並びに当該納税義務者が令第52条の13第1項第3号から第5号まで又は第3項第3号から第5号までに掲げる者である場合にあつては、同条第1項第1号もしくは第2号又は第3項第1号もしくは第2号に掲げる者との関係

(2) } 省略
(6) }

2 省略

(軽自動車税の減免)

第106条 省略

2 前項の規定によつて軽自動車税の減免を受けようとする者は、納期限までに、当該軽自動車等について減免を受けようとする税額及び次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする事由を証明する書類を添付し、これを市長に提出しなければならない。

(1) 省略

番号法の施行に伴う規定の整備

(2) 軽自動車等の所有者等の住所又は事務所もしくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号及び次条において同じ。）又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所もしくは事業所の所在地及び氏名又は名称）

(3) } 省略
 (8) }

3 省略
 (身体障害者等に対する軽自動車税の減免)

第107条 省略
 2 前項第1号の規定によつて軽自動車税の減免を受けようとする者は、納期限までに、市長に対して、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定により交付された身体障害者手帳（戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあつては、戦傷病者手帳とする。以下この項において「身体障害者手帳」という。）、厚生労働大臣が定めるところにより交付された療育手帳（以下この項において「療育手帳」という。）又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳（以下この項において「精神障害者保健福祉手帳」という。）及び道路交通法（昭和35年法律第105号）第92条の規定により交付された身体障害者又は身体障害者等と生計を一にする者もしくは身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。）を常時介護する者の運転免許証（以下この項において「運転免許証」という。）を提示するとともに、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、提出しなければならぬ。

- (1) 減免を受ける者の氏名、住所及び個人番号（個人番号を有しない者にあつては、氏名及び住所）並びに減免を受ける者が身体障害者等と生計を一にする者である場合には、当該身体障害者等との関係

(2) 軽自動車等の所有者等の住所又は氏名もしくは名称

(3) } 省略
 (8) }

3 省略
 (身体障害者等に対する軽自動車税の減免)

第107条 省略
 2 前項第1号の規定によつて軽自動車税の減免を受けようとする者は、納期限までに、市長に対して、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定により交付された身体障害者手帳（戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあつては、戦傷病者手帳とする。以下この項において「身体障害者手帳」という。）、厚生労働大臣が定めるところにより交付された療育手帳（以下この項において「療育手帳」という。）又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳（以下この項において「精神障害者保健福祉手帳」という。）及び道路交通法（昭和35年法律第105号）第92条の規定により交付された身体障害者又は身体障害者等と生計を一にする者もしくは身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。）を常時介護する者の運転免許証（以下この項において「運転免許証」という。）を提示するとともに、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、提出しなければならぬ。

- (1) 減免を受ける者の氏名及び住所並びに減免を受ける者が身体障害者等と生計を一にする者である場合には、当該身体障害者等との関係

<p>(2) } 省略 (6) } 3 } 省略 4 } (特別土地保有税の減免) 第129条 省略 2 前項の規定によって特別土地保有税の減免を受けようとする者は、納期限までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならぬ。</p>	<p>(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び法人番号（法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称） (2) } 省略 (3) } 3 省略</p> <p>付則 (法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合) 第18条の2 省略 2 } 省略 3 } 4 }</p>	<p>番号法の施行に伴う規定の整備</p>
<p>(1) 納税義務者の住所及び氏名又は名称 (2) } 省略 (3) } 3 省略</p> <p>付則 (法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合) 第18条の2 省略 2 } 省略 3 } 4 }</p>	<p>番号法の施行に伴う規定の整備</p>	<p>番号法の施行に伴う規定の整備</p>
<p>(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び法人番号（法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称） (2) } 省略 (3) } 3 省略</p> <p>付則 (法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合) 第18条の2 省略 2 } 省略 3 } 4 }</p>	<p>番号法の施行に伴う規定の整備</p>	<p>番号法の施行に伴う規定の整備</p>

<p>(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者）<u>は、住所及び氏名又は名称</u></p> <p>(2) } 省略</p> <p>(3) }</p> <p>2 法附則第15条の7第1項又は第2項の住宅について、これらの規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第2項に規定する書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者）<u>は、住所及び氏名又は名称</u></p> <p>(2) } 省略</p> <p>(3) }</p> <p>3 法附則第15条の8第1項又は第2項の貸家住宅の敷地の用に供する土地について、令附則第12条第9項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに、次に掲げる事項を記載し、かつ、施行規則附則第7条第3項各号に掲げる書類を添付した申告書を市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 所有者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者）<u>は、住所及び氏名又は名称</u></p> <p>(2) } 省略</p> <p>(3) }</p> <p>4 法附則第15条の8第3項の家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者）<u>は、住所及び氏名又は名称</u></p>	<p>(1) 納税義務者の住所及び氏名又は名称</p> <p>(2) } 省略</p> <p>(3) }</p> <p>2 法附則第15条の7第1項又は第2項の住宅について、これらの規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第2項に規定する書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 納税義務者の住所及び氏名又は名称</p> <p>(2) } 省略</p> <p>(3) }</p> <p>3 法附則第15条の8第1項又は第2項の貸家住宅の敷地の用に供する土地について、令附則第12条第9項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに、次に掲げる事項を記載し、かつ、施行規則附則第7条第3項各号に掲げる書類を添付した申告書を市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 所有者の住所及び氏名</p> <p>(2) } 省略</p> <p>(3) }</p> <p>4 法附則第15条の8第3項の家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 納税義務者の住所及び氏名又は名称</p>	<p>番号法の施行に伴う規定の整備</p> <p>同上</p> <p>同上</p> <p>同上</p>
--	--	---

<p>(2) } 省略 (3) }</p>	<p>5 法附則第15条の第4項の貸家住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載し、かつ、高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）第7条第1項の登録を受けた旨を証する書類及び当該貸家住宅の建設に要する費用について令附則第12条第1項第2号に規定する補助を受けている旨を証する書類を添付した申告書を市長に提出しなければならない。</p>	<p>(1) <u>納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）</u></p>	<p>番号法の施行に伴う規定の整備</p>
<p>(2) } 省略 (3) }</p>	<p>5 法附則第15条の第4項の貸家住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載し、かつ、高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）第7条第1項の登録を受けた旨を証する書類及び当該貸家住宅の建設に要する費用について令附則第12条第1項第2号に規定する補助を受けている旨を証する書類を添付した申告書を市長に提出しなければならない。</p>	<p>(1) <u>納税義務者の住所及び氏名又は名称</u></p>	<p>番号法の施行に伴う規定の整備</p>
<p>(2) } 省略 (3) }</p>	<p>6 法附則第15条の第5項の家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。</p>	<p>(1) <u>納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）</u></p>	<p>同上</p>
<p>(2) } 省略 (3) }</p>	<p>6 法附則第15条の第5項の家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。</p>	<p>(1) <u>納税義務者の住所及び氏名又は名称</u></p>	<p>同上</p>
<p>(2) } 省略 (3) }</p>	<p>7 法附則第15条の第9第1項の耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に当該耐震改修に要した費用を証する書類及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第24項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。</p>	<p>(1) <u>納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）</u></p>	<p>番号法の施行に伴う規定の整備</p>
<p>(2) } 省略 (3) }</p>	<p>7 法附則第15条の第9第1項の耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に当該耐震改修に要した費用を証する書類及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第24項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。</p>	<p>(1) <u>納税義務者の住所及び氏名又は名称</u></p>	<p>番号法の施行に伴う規定の整備</p>

<p>(2) } 省略 (6) }</p> <p>8 法附則第15条の9第4項の高齢者等居住改修住宅又は同条第5項の高齢者等居住改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第4項に規定する居住安全改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第8項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならぬ。</p>	<p>(2) } 省略 (6) }</p> <p>8 法附則第15条の9第4項の高齢者等居住改修住宅又は同条第5項の高齢者等居住改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第4項に規定する居住安全改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第8項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならぬ。</p>	<p>(1) <u>納税義務者の住所及び氏名又は名称</u></p>	<p>(1) <u>納税義務者の住所及び氏名又は名称</u></p>	<p>番号法の施行に伴う規定の整備</p>	<p>同上</p>
<p>(2) } 省略 (7) }</p> <p>9 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修住宅又は同条第10項の熱損失防止改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならぬ。</p>	<p>(2) } 省略 (7) }</p> <p>9 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修住宅又は同条第10項の熱損失防止改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならぬ。</p>	<p>(1) <u>納税義務者の住所及び氏名又は名称</u></p>	<p>(1) <u>納税義務者の住所及び氏名又は名称</u></p>	<p>同上</p>	<p>同上</p>
<p>(2) } 省略 (6) }</p> <p>10 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第11項に規定する補助に係る補助金確定</p>	<p>(2) } 省略 (6) }</p> <p>10 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第11項に規定する補助に係る補助金確定</p>	<p>(1) <u>納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）</u></p>	<p>(1) <u>納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）</u></p>	<p>番号法の施行に伴う規定の整備</p>	<p>同上</p>

<p>通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第24項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならぬ。</p> <p>(1) <u>納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）</u></p> <p>(2) } 省略 (6) }</p> <p>(宅地化農地に対して課する固定資産税の納税義務の免除等)</p> <p>第29条 省略</p> <p>2 法附則第29条の5第2項の申告は、次の各号に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第8条の3第2項第1号に掲げる書類を添付してしなければならない。</p> <p>(1) 所有者の住所、氏名又は名称及び個人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）</p> <p>(2) } 省略 (4) }</p> <p>3 法附則第29条の5第3項の申請は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に施行規則附則第8条の3第2項第2号に掲げる書類を添付してしなければならない。</p> <p>(1) 所有者の住所、氏名又は名称及び個人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）</p> <p>(2) } 省略 (4) }</p> <p>4 法附則第29条の5第5項の申請は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に施行規則附則第8条の3第2項第3号に掲げる書類を</p>	<p>通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第24項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならぬ。</p> <p>(1) <u>納税義務者の住所及び氏名又は名称</u></p> <p>(2) } 省略 (6) }</p> <p>(宅地化農地に対して課する固定資産税の納税義務の免除等)</p> <p>第29条 省略</p> <p>2 法附則第29条の5第2項の申告は、次の各号に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第8条の3第2項第1号に掲げる書類を添付してしなければならない。</p> <p>(1) 所有者の住所及び氏名</p> <p>(2) } 省略 (4) }</p> <p>3 法附則第29条の5第3項の申請は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に施行規則附則第8条の3第2項第2号に掲げる書類を添付してしなければならない。</p> <p>(1) 所有者の住所及び氏名</p> <p>(2) } 省略 (4) }</p> <p>4 法附則第29条の5第5項の申請は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に施行規則附則第8条の3第2項第3号に掲げる書類を</p>	<p>番号法の施行に伴う規定の整備</p> <p>同上</p> <p>同上</p>
--	---	---

<p>添付してしなければならない。</p> <p>(1) 所有者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者については、住所及び氏名又は名称）</p> <p>(2) } 省略</p> <p>(3) }</p> <p>(4) }</p> <p>(東日本大震災に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等)</p> <p>第55条 法附則第56条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日（第67条第5項の規定により同項に規定する仮換地等に係る同条第1項の所有者とみなされた者が当該仮換地等について法附則第56条第6項（同条第7項において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用される同条第1項の規定の適用を受けようとする場合にあつても、同日）までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者については、住所及び氏名又は名称）並びに当該納税義務者が令附則第33条第3号から第5号まで又は第3項第1号から第5号まで又は第3項第1号もしくは第2号又は第3項第1号もしくは第2号に掲げる者との関係</p> <p>(2) } 省略</p> <p>(3) }</p> <p>(4) }</p> <p>2 省略</p> <p>3 法附則第56条第4項に規定する特定被災共用土地（以下この項において「特定被災共用土地」という。）に係る固定資産税額の按分の申出は、同項に規定する特定被災共用土地納税義務者（以下この項において「特定被災共用土地納税義務者」という。）の代表者が毎年1月31日までに次の各号に掲げる事項を記載した申出書を市長に提</p>	<p>添付してしなければならない。</p> <p>(1) 所有者の住所及び氏名</p> <p>(2) } 省略</p> <p>(3) }</p> <p>(4) }</p> <p>(東日本大震災に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等)</p> <p>第55条 法附則第56条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日（第67条第5項の規定により同項に規定する仮換地等に係る同条第1項の所有者とみなされた者が当該仮換地等について法附則第56条第6項（同条第7項において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用される同条第1項の規定の適用を受けようとする場合にあつても、同日）までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 納税義務者の住所及び氏名又は名称並びに当該納税義務者が令附則第33条第1項第3号から第5号まで又は第3項第3号から第5号まで又は第3項第1号もしくは第2号又は第3項第1号もしくは第2号に掲げる者との関係</p> <p>(2) } 省略</p> <p>(3) }</p> <p>(4) }</p> <p>2 省略</p> <p>3 法附則第56条第4項に規定する特定被災共用土地（以下この項において「特定被災共用土地」という。）に係る固定資産税額の按分の申出は、同項に規定する特定被災共用土地納税義務者（以下この項において「特定被災共用土地納税義務者」という。）の代表者が毎年1月31日までに次の各号に掲げる事項を記載した申出書を市長に提</p>	<p>番号法の施行に伴う規定の整備</p>
---	--	-----------------------

出して行わなければならない。

(1) 代表者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名）

(2) } 省略
(5) }

4 省略

付 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第1条中小金井
市市税条例第6条の2から第6条の6まで及び第7条の改正規定並
びに次条の規定は、平成28年4月1日から施行する。

(徴収の猶予、職権による換価の猶予及び申請による換価の猶予に関
する経過措置)

第2条 第1条の規定による改正後の小金井市市税条例（以下「新条例」
という。）第6条の2、第6条の3及び第6条の6（地方税法等の一
部を改正する法律（平成27年法律第2号。以下「平成27年改正法」
という。）附則第1条第6号に掲げる規定による改正後の地方税法（昭
和25年法律第226号。以下この条において「28年新法」という。）
第15条第1項又は第2項の規定による徴収の猶予に係る部分に限
る。）の規定は、前条ただし書に規定する規定の施行の日（以下「施
行日」という。）以後に申請される28年新法第15条第1項又は第
2項の規定による徴収の猶予について適用し、施行日前に申請された
平成27年改正法附則第1条第6号に掲げる規定による改正前の地
方税法（以下この条において「28年旧法」という。）第15条第1
項又は第2項の規定による徴収の猶予については、なお従前の例によ
る。

2 新条例第6条の4及び第6条の6（28年新法第15条の5第1項
の規定による換価の猶予に係る部分に限る。）の規定は、施行日以後
にされる同項の規定による換価の猶予について適用し、施行日前にさ
れた28年旧法第15条の5第1項の規定による換価の猶予につい
ては、なお従前の例による。

3 新条例第6条の5及び第6条の6（28年新法第15条の6第1項

出して行わなければならない。

(1) 代表者の住所及び氏名

(2) } 省略
(5) }

4 省略

番号法の施行に
伴う規定の整備

の規定による換価の猶予に係る部分に限る。)の規定は、施行日以後に同項に規定する納期限が到来する地方団体の徴収金について適用する。

(市民税に関する経過措置)

第3条 新条例第53条第2項第1号の規定は、この条例の公布の日以後に提出する申請書について適用し、同日前に提出した第1条による改正前の小金井市市税条例(以下「旧条例」という。)第53条第2項に規定する申請書については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

第4条 新条例第77条第1項第1号、第78条第1項第1号及び第2項第1号、第86条第2項第1号、第91条第1項第1号並びに第92条第1項第1号並びに付則第19条第1号、第2項第1号、第3項第1号、第4項第1号、第5項第1号、第6項第1号、第7項第1号、第8項第1号、第9項第1号及び第10項第1号、第29条第1項第1号、第3項第1号及び第4項第1号並びに第55条第1項第1号及び第3項第1号の規定は、この条例の公布の日以後に提出する新条例第77条第1項並びに第78条第1項及び第2項並びに付則第55条第3項に規定する申出書、新条例第86条第2項並びに付則第29条第3項及び第4項に規定する申請書又は新条例第91条第1項及び第92条第1項並びに付則第19条各項、第29条第2項及び第55条第1項に規定する申告書について適用し、同日前に提出した旧条例第77条第1項並びに第78条第1項及び第2項並びに付則第55条第3項に規定する申出書、旧条例第86条第2項並びに付則第29条第3項及び第4項に規定する申請書又は旧条例第91条第1項及び第92条第1項並びに付則第19条各項、第29条第2項及び第55条第1項に規定する申告書については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第5条 新条例第106条第2項第2号及び第107条第2項第1号の規定は、この条例の公布の日以後に提出する新条例第106条第2項並びに第107条第2項及び第3項に規定する申請書について適用し、同日前に提出した旧条例第106条第2項並びに第107条第2項及び第3項に規定する申請書については、なお従前の例による。

(特別土地保有税に関する経過措置)

第6条 新条例第129条第2項第1号の規定は、この条例の公布の日以後に提出する同項に規定する申請書について適用し、同日前に提出した旧条例第129条第2項に規定する申請書については、なお従前の例による。

小金井市市税条例等の一部を改正する条例（平成26年条例第23号）（第2条関係）

改正条例	現行条例	備考
<p>第1条 省略</p> <p>第13条第2項中「外国法人」を「法の施行地に本店又は主たる事務所もしくは事業所を有しない法人（以下この節において「外国法人」という。）」に、「その事業が行われる場所で地方税法施行令（昭和25年政令第245号。以下「令」という。）第46条の4に規定する場所をもって」を「恒久的施設（法第292条第1項第14号に規定する恒久的施設をいう。）をもって、」に改める。</p> <p>付則 （施行期日）</p> <p>第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>(1) } 省略 (2) } (3) }</p> <p>(4) 第1条中第13条第2項、第51条、第54条第1項及び付則第17条の改正規定並びに次条第5項、付則第5条及び第6条（新条例付則第17条に係る部分に限る。）の規定 平成28年4月1日</p> <p>(5) } 省略 (6) }</p> <p>付則（抄） （施行期日）</p>	<p>第1条 省略</p> <p>第13条第2項中「外国法人」を「法の施行地に本店又は主たる事務所もしくは事業所を有しない法人（以下この節において「外国法人」という。）」に、「その事業が行われる場所で地方税法施行令（昭和25年政令第245号。以下「令」という。）第46条の4に規定する場所をもって」を「恒久的施設（法第292条第1項第14号に規定する恒久的施設をいう。）をもって、」に改め、同条第3項中「令」を「地方税法施行令（昭和25年政令第245号。以下「令」という。）」に改める。</p> <p>付則 （施行期日）</p> <p>第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>(1) } 省略 (2) } (3) }</p> <p>(4) 第1条中第13条、第51条、第54条第1項及び付則第17条規定の整備の改正規定並びに次条第5項、付則第5条及び第6条（新条例付則第17条に係る部分に限る。）の規定 平成28年4月1日</p> <p>(5) } 省略 (6) }</p>	

第1条 この条例は、公布の日から施行する。(以下省略)

地方税における猶予制度の見直し

- 地方税の猶予制度について、納税者の負担の軽減を図るとともに、早期かつ的確な納税の履行を確保する観点から、納税者の申請に基づく換価の猶予制度を創設するなどの見直しを行うが、その際、地方分権を推進する観点や、地方税に関する地域の実情が様々であることを踏まえ、換価の猶予に係る申請期限など一定の事項については、各地域の実情等に応じて条例で定める仕組みとする。
- (注) 平成28年4月1日から施行。

		その他	
		改正前	改正後
		延滞金	
<p>徴収猶予 [納税者の申請]</p>	<p>要件</p> <p>① 災害、盗難、病気等 ② 事業の休廃止等 ③ 賦課決定等の処分の遅延</p>	<p>①の場合) 免除 ②・③の場合) 軽減 (26年は1.9%) (27年は1.8%)</p>	<p>・ 猶予期間は1年以内 (延長可。最大2年以内) ・ 新たな督促、滞納処分の禁止 ・ 原則、担保が必要 ※ 50万円以下の場合等は不要</p>
<p>換価の猶予 [地方団体の長の職権] 【新設】 [納税者の申請] [申請期限: 納期限から条例で定める期間内]</p>	<p>次の事実該当し、納税について誠実な意思を有するとき ① 事業継続・生活維持困難 ② 猶予することが徴収上有利</p> <p style="border: 1px dashed black; padding: 5px;">一時に納付することにより事業継続・生活維持困難となるおそれがあり、納税について誠実な意思を有するとき(他に地方税の滞納がある場合その他条例で定める場合を除く。)</p>	<p>軽減 (26年は1.9%) (27年は1.8%)</p>	<p>・ 同左 ・ 同左 ・ 同左 ※ 条例で定める場合は不要 ・ 分割納付の規定整備 (条例で定める分割納付の方法による。) ・ 資産・収入等の条例で定める資料提出 (提出困難な場合を除く。) ・ 不許可事由・取消事由の整備 (条例で定める事由を含む。) ・ 申請に係る質問検査権の整備</p>

議案第20号

小金井市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

小金井市国民健康保険税条例の一部を別紙のように改正する。

平成28年2月22日提出

小金井市長 西岡 真一郎

(提案理由)

国民健康保険事業の円滑な財政運営を確保するため、国民健康保険税の課税限度額等を改定する必要があることから、本案を提出するものであります。

小金井市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

小金井市国民健康保険税条例（平成20年条例第28号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項ただし書中「52万円」を「54万円」に改め、同条第3項ただし書中「17万円」を「19万円」に改める。

第22条中「52万円」を「54万円」に、「17万円」を「19万円」に改め、同条第2号中「26万円」を「26万5,000円」に改め、同条第3号中「47万円」を「48万円」に改める。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の小金井市国民健康保険税条例の規定は、平成28年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成27年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案第20号資料1

小金井市国民健康保険税条例の一部を改正する条例要綱

1 趣旨

国民健康保険事業の円滑な財政運営を確保するため、国民健康保険税の課税限度額等を改定するものである。

2 改正内容

(1) 課税限度額の改定

ア 基礎課税額の課税限度額の改定

52万円を54万円に改める(第2条第2項、第22条)。

イ 後期高齢者支援金等課税額の課税限度額の改定

17万円を19万円に改める(第2条第3項、第22条)。

(2) 減額基準額の引上げ

ア 5割減額対象基準額の引上げ

国民健康保険税の減額の基準について、5割減額の対象となる所得の算定において被保険者の数に乗すべき金額を26万5,000円(改正前26万円)に引き上げる(第22条第2号)。

イ 2割減額対象基準額の引上げ

国民健康保険税の減額の基準について、2割減額の対象となる所得の算定において被保険者の数に乗すべき金額を48万円(改正前47万円)に引き上げる。(第22条第3号)。

3 施行期日

この条例は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する(付則第1項)。

4 経過措置

この条例による改正後の小金井市国民健康保険税条例の規定は、平成28年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成27年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による(付則第2項)。

小金井市国民健康保険税条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正条例	現行条例	備考
<p>(課税額)</p> <p>第2条 省略</p> <p>2 前項の基礎課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>54万円</u>を超える場合には、基礎課税額は、<u>54万円</u>とする。</p> <p>3 第1項の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>19万円</u>を超える場合には、後期高齢者支援金等課税額は、<u>19万円</u>とする。</p> <p>4 省略 (国民健康保険税の減額)</p> <p>第22条 次の各号の一に掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>54万円</u>を超える場合には、<u>54万円</u>）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>19万円</u>を超える場合には、<u>19万円</u>）並び</p>	<p>(課税額)</p> <p>第2条 省略</p> <p>2 前項の基礎課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>52万円</u>を超える場合には、基礎課税額は、<u>52万円</u>とする。</p> <p>3 第1項の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>17万円</u>を超える場合には、後期高齢者支援金等課税額は、<u>17万円</u>とする。</p> <p>4 省略 (国民健康保険税の減額)</p> <p>第22条 次の各号の一に掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>52万円</u>を超える場合には、<u>52万円</u>）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>17万円</u>を超える場合には、<u>17万円</u>）並び</p>	<p>基礎課税額の限度額の改定</p> <p>後期高齢者支援金等課税額の限度額の改定</p> <p>限度額の改定に伴う規定の整備</p>

に同条第4項本文の介護納付金課税額からエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が16万円を超える場合には、16万円）の合算額とする。

(1) 省略

(2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき26万5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）

ア } 省略
イ }
エ }

(3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき48万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）

ア } 省略
イ }
エ }

付 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の小金井市国民健康保険税条例の規定は、平成28年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成27年度分までの国民健康保険税

に同条第4項本文の介護納付金課税額からエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が16万円を超える場合には、16万円）の合算額とする。

(1) 省略

(2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき26万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）

ア } 省略
イ }
エ }

(3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき47万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）

ア } 省略
イ }
エ }

5割減額対象基準額の引上げ

2割減額対象基準額の引上げ

については、なお従前の例による。

議案第21号

小金井市公民館条例の一部を改正する条例

小金井市公民館条例の一部を別紙のように改正する。

平成28年2月22日提出

小金井市長 西岡 真一郎

(提案理由)

小金井市福社会館を閉館することに伴い、小金井市公民館を移転する必要があるため、本案を提出するものであります。

小金井市公民館条例の一部を改正する条例

小金井市公民館条例（昭和43年条例第15号）の一部を次のように改正する。

第1条の表小金井市公民館の項中「小金井市中町四丁目15番14号」を「小金井市本町二丁目15番11号」に改める。

第2条の表小金井市公民館 本町分館の項を削る。

別表を次のように改める。

別表（第10条関係）

名称	使用区分	定員
小金井市公民館	学習室A	20人
	学習室B	40人
	集会室	30人
小金井市公民館 貫井南分館	学習室A	35人
	学習室B	35人
	学習室C	30人
	視聴覚室	20人
	集会室A	30人
	集会室B	25人
小金井市公民館 東分館	学習室A	30人
	学習室B	30人
	家事実習室	30人
	生活室	20人
	視聴覚室	20人
小金井市公民館 緑分館	学習室A	25人
	学習室B	20人
	学習室C	25人
	家事実習室	50人
	生活室	15人

	レクリエーション室	110人
	研修室A	20人 (宿泊の場合は10人)
	研修室B	10人 (宿泊の場合は5人)
	研修室C	10人 (宿泊の場合は5人)
	視聴覚室	45人
	集会室A	25人
	集会室B	25人
小金井市公民館 貫井北分館	学習室A	30人
	学習室B	27人
	学習室C	8人
	学習室D	15人
	生活室A	8人
	生活室B	16人
	ITルームA	8人
	ITルームB	8人
	創作室	24人
	北町ホール	70人
	スタジオ	5人

付 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

議案第21号資料

小金井市公民館条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正条例	現行条例	備考																														
<p>(設置) 第1条 社会教育法（昭和24年法律第207号。以下「法」という。）第20条に規定する目的を達成するため、公民館を次のように設置する。</p> <table border="1" data-bbox="574 1276 702 2150"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小金井市公民館</td> <td>小金井市本町二丁目15番11号</td> </tr> </tbody> </table> <p>(分館) 第2条 公民館に次のように分館を置く。</p> <table border="1" data-bbox="782 1276 1252 2150"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小金井市公民館 貫井南分館</td> <td>小金井市貫井南町四丁目3番23号</td> </tr> <tr> <td>小金井市公民館 東分館</td> <td>小金井市東町一丁目39番1号</td> </tr> <tr> <td>小金井市公民館 緑分館</td> <td>小金井市緑町三丁目3番23号</td> </tr> <tr> <td>小金井市公民館 貫井北分館</td> <td>小金井市貫井北町一丁目1番12号</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	小金井市公民館	小金井市本町二丁目15番11号	名称	位置	小金井市公民館 貫井南分館	小金井市貫井南町四丁目3番23号	小金井市公民館 東分館	小金井市東町一丁目39番1号	小金井市公民館 緑分館	小金井市緑町三丁目3番23号	小金井市公民館 貫井北分館	小金井市貫井北町一丁目1番12号	<p>(設置) 第1条 社会教育法（昭和24年法律第207号。以下「法」という。）第20条に規定する目的を達成するため、公民館を次のように設置する。</p> <table border="1" data-bbox="574 336 702 1187"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小金井市公民館</td> <td>小金井市中町四丁目15番14号</td> </tr> </tbody> </table> <p>(分館) 第2条 公民館に次のように分館を置く。</p> <table border="1" data-bbox="782 336 1252 1187"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小金井市公民館 本町分館</td> <td>小金井市本町二丁目15番11号</td> </tr> <tr> <td>小金井市公民館 貫井南分館</td> <td>小金井市貫井南町四丁目3番23号</td> </tr> <tr> <td>小金井市公民館 東分館</td> <td>小金井市東町一丁目39番1号</td> </tr> <tr> <td>小金井市公民館 緑分館</td> <td>小金井市緑町三丁目3番23号</td> </tr> <tr> <td>小金井市公民館 貫井北分館</td> <td>小金井市貫井北町一丁目1番12号</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	小金井市公民館	小金井市中町四丁目15番14号	名称	位置	小金井市公民館 本町分館	小金井市本町二丁目15番11号	小金井市公民館 貫井南分館	小金井市貫井南町四丁目3番23号	小金井市公民館 東分館	小金井市東町一丁目39番1号	小金井市公民館 緑分館	小金井市緑町三丁目3番23号	小金井市公民館 貫井北分館	小金井市貫井北町一丁目1番12号	<p>位置の変更</p> <p>本町分館の削除</p>
名称	位置																															
小金井市公民館	小金井市本町二丁目15番11号																															
名称	位置																															
小金井市公民館 貫井南分館	小金井市貫井南町四丁目3番23号																															
小金井市公民館 東分館	小金井市東町一丁目39番1号																															
小金井市公民館 緑分館	小金井市緑町三丁目3番23号																															
小金井市公民館 貫井北分館	小金井市貫井北町一丁目1番12号																															
名称	位置																															
小金井市公民館	小金井市中町四丁目15番14号																															
名称	位置																															
小金井市公民館 本町分館	小金井市本町二丁目15番11号																															
小金井市公民館 貫井南分館	小金井市貫井南町四丁目3番23号																															
小金井市公民館 東分館	小金井市東町一丁目39番1号																															
小金井市公民館 緑分館	小金井市緑町三丁目3番23号																															
小金井市公民館 貫井北分館	小金井市貫井北町一丁目1番12号																															

別表 (第10条関係)

名称	使用区分	定員
小金井市公民館	学習室A	20人
	学習室B	40人
	集会室	30人
小金井市公民館 貫井南分館	学習室A	35人
	学習室B	35人
	学習室C	30人
	視聴覚室	20人
	集会室A	30人
小金井市公民館 東分館	集会室B	25人
	学習室A	30人
	学習室B	30人
	家事実習室	30人
	生活室	20人
	視聴覚室	20人
	学習室A	25人
	学習室B	20人
	学習室C	25人
	家事実習室	50人
生活室	15人	
小金井市公民館 緑分館	レクリエーション室	110人
	研修室A	20人 (宿泊の場合は 10人)
	研修室B	10人 (宿泊の場合は

別表 (第10条関係)

名称	使用区分	定員
小金井市公民館	学習室A	30人
	学習室B	30人
	家事実習室	25人
	生活室	20人
	視聴覚室	70人
小金井市公民館本町分館	使用区分	定員
	学習室A	20人
	学習室B	40人
小金井市公民館貫井南分館	集会室	30人
	使用区分	定員
	学習室A	35人
	学習室B	35人
	学習室C	30人
	視聴覚室	20人
	集会室A	30人
集会室B	25人	
小金井市公民館東分館	使用区分	定員
	学習室A	30人
	学習室B	30人
	家事実習室	30人
生活室	20人	

公民館本館
の移転に伴
う使用区分
の変更及び
規定の整備

小金井市公民館 貫井北分館	研修室C	5人)
		10人 (宿泊の場合は 5人)
	視聴覚室	45人
	集会室A	25人
	集会室B	25人
	学習室A	30人
	学習室B	27人
	学習室C	8人
	学習室D	15人
	生活室A	8人
	生活室B	16人
	I TルームA	8人
	I TルームB	8人
	創作室	24人
北町ホール	70人	
スタジオ	5人	

視聴覚室	20人
小金井市公民館緑分館	
使用区分	定員
学習室A	25人
学習室B	20人
学習室C	25人
家事実習室	50人
生活室	15人
レクリエーション室	110人
研修室A	20人 (宿泊の場合は10人)
研修室B	10人 (宿泊の場合は5人)
研修室C	10人 (宿泊の場合は5人)
視聴覚室	45人
集会室A	25人
集会室B	25人

小金井市公民館貫井北分館	
使用区分	定員
学習室A	30人
学習室B	27人
学習室C	8人
学習室D	15人
生活室A	8人
生活室B	16人
I TルームA	8人

付 則
この条例は、平成28年4月1日から施行する。

ITルームB	8人
創作室	24人
北町ホール	70人
スタジオ	5人

議案第 22 号

小金井市福祉共同作業所条例の一部を改正する条例

小金井市福祉共同作業所条例の一部を別紙のように改正する。

平成 28 年 2 月 22 日提出

小金井市長 西 岡 真一郎

(提案理由)

小金井市福祉会館を閉館することに伴い、小金井市福祉共同作業所を移転する必要があるため、本案を提出するものであります。

小金井市福祉共同作業所条例の一部を改正する条例

小金井市福祉共同作業所条例（平成25年条例第8号）の一部を次のように改正する。

第2条中「小金井市中町四丁目15番14号」を「小金井市梶野町五丁目10番58号」に改める。

付 則

この条例は、平成28年6月1日から施行する。

議案第22号資料

小金井市福祉共同作業所条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正条例	現行条例	備考
<p>(名称及び位置) 第2条 サービス事業所の名称及び位置は、次のとおりとする。 名称 小金井市福祉共同作業所 位置 <u>小金井市梶野町五丁目10番58号</u> 付 則 この条例は、平成28年6月1日から施行する。</p>	<p>(名称及び位置) 第2条 サービス事業所の名称及び位置は、次のとおりとする。 名称 小金井市福祉共同作業所 位置 <u>小金井市中町四丁目15番14号</u></p>	<p>位置の変更</p>

議案第23号

小金井市福祉会館条例を廃止する条例

小金井市福祉会館条例を別紙のように廃止する。

平成28年2月22日提出

小金井市長 西 岡 真一郎

(提案理由)

小金井市福祉会館を閉館することに伴い、本条例を廃止する必要があるため、本案を提出するものであります。

小金井市福社会館条例を廃止する条例

小金井市福社会館条例（昭和43年条例第13号）は、廃止する。

付 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

議案第24号

小金井市保健センター条例の一部を改正する条例

小金井市保健センター条例の一部を別紙のように改正する。

平成28年2月22日提出

小金井市長 西岡 真一郎

(提案理由)

小金井市福社会館を閉館することに伴い、小金井市保健会場を廃止する必要があるため、本案を提出するものであります。

小金井市保健センター条例の一部を改正する条例

小金井市保健センター条例（平成9年条例第8号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項を削る。

第3条中「及び小金井市保健会場（以下「保健センター等」という。）」を削り、同条第10号中「保健センター等」を「保健センター」に改める。

第4条第1項、第5条第1項、第7条及び第10条中「保健センター等」を「保健センター」に改める。

付 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

議案第24号資料

小金井市保健センター条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正条例	現行条例	備考
<p>(名称及び位置) 第2条 省略</p>	<p>(名称及び位置) 第2条 省略</p>	<p>保健会場の廃止</p>
<p>(事業) 第3条 保健センターは、次の事業を行う。</p>	<p>保健センターに分室を設置し、その名称及び位置は、次のとおりとする。 名称 小金井市保健会場 位置 小金井市中町四丁目15番14号 (事業)</p>	<p>保健会場の廃止に伴う規定の整備</p>
<p>(1) } 省略 ? } (9) }</p>	<p>(1) } 省略 ? } (9) }</p>	<p>用語の整理</p>
<p>(10) その他保健センターの設置目的を達成するために必要なこと。 (休館日)</p>	<p>(10) その他保健センター等の設置目的を達成するために必要なこと。 (休館日)</p>	<p>同上</p>
<p>第4条 保健センターの休館日は、次のとおりとする。</p>	<p>第4条 保健センター等の休館日は、次のとおりとする。</p>	<p>同上</p>
<p>(1) } 省略 ? } (3) }</p>	<p>(1) } 省略 ? } (3) }</p>	<p>同上</p>
<p>2 省略 (開館時間) 第5条 保健センターの開館時間は、午前8時30分から午後5時までとする。</p>	<p>2 省略 (開館時間) 第5条 保健センター等の開館時間は、午前8時30分から午後5時までとする。</p>	<p>同上</p>

<p>2 省略 (目的外使用)</p> <p>第7条 市長は、保健センターの使用について公衆衛生に 関し公益上特に必要と認めるときは、第3条に規定する事 業以外の事業にこれを使用させることができる。</p> <p>(損害賠償義務)</p> <p>第10条 保健センターの使用に際し施設に損害を生じさせ た場合は、市長が定める損害額を賠償しなければなら ない。ただし、市長がやむを得ない特別の理由があると認め たときは、その額を減額し、又は免除することができる。</p> <p>付 則 この条例は、平成28年4月1日から施行する。</p>	<p>2 省略 (目的外使用)</p> <p>第7条 市長は、保健センター等の使用について公衆衛生に 関し公益上特に必要と認めるときは、第3条に規定する事 業以外の事業にこれを使用させることができる。</p> <p>(損害賠償義務)</p> <p>第10条 保健センター等の使用に際し施設に損害を生じさ せた場合は、市長が定める損害額を賠償しなければなら ない。ただし、市長がやむを得ない特別の理由があると認め たときは、その額を減額し、又は免除することができる。</p>	<p>用語の整理</p> <p>同上</p>
--	--	------------------------

議案第25号

小金井市食育推進基本条例の一部を改正する条例

小金井市食育推進基本条例の一部を別紙のように改正する。

平成28年2月22日提出

小金井市長 西岡 真一郎

(提案理由)

農業協同組合法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う農業委員会等に関する法律の改正により、本条例の一部を改正する必要があるため、本案を提出するものであります。

小金井市食育推進基本条例の一部を改正する条例

小金井市食育推進基本条例（平成25年条例第22号）の一部を次のように改正する。

第11条第2項中「第6条第3項」を「第6条第3項第2号」に改め、「、市内の農業に関する事項について意見を公表し」を削る。

付 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

議案第25号資料

小金井市食育推進基本条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正条例	現行条例	備考
<p>(農業委員会の役割) 第11条 省略 2 農業委員会は、農業委員会等に関する法律第6条第3項第2号の規定に基づき、小金井産野菜等の情報を積極的に提供するよう努めるものとする。</p> <p>付 則 この条例は、平成28年4月1日から施行する。</p>	<p>(農業委員会の役割) 第11条 省略 2 農業委員会は、農業委員会等に関する法律第6条第3項の規定に基づき、市内の農業に関する事項について意見を公表し、小金井産野菜等の情報を積極的に提供するよう努めるものとする。</p>	<p>規定の整備</p>

議案第26号

小金井市消費生活条例の一部を改正する条例

小金井市消費生活条例の一部を別紙のように改正する。

平成28年2月22日提出

小金井市長 西岡 真一郎

(提案理由)

不当景品類及び不当表示防止法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う消費者安全法の改正により、本条例の一部を改正する必要があるため、本案を提出するものがあります。

小金井市消費生活条例の一部を改正する条例

小金井市消費生活条例（平成10年条例第8号）の一部を次のように改正する。

第15条を次のように改める。

（消費生活相談室の組織及び運営等）

第15条 市は、消費者安全法（平成21年法律第50号。以下「法」という。）第10条第2項の規定により、消費生活センター（以下「センター」という。）を設置する。

2 センターの名称及び住所は、次のとおりとする。

名称 小金井市消費生活相談室

住所 小金井市本町六丁目6番3号（小金井市役所内）

3 センターには、消費生活相談室の事務を掌理する消費生活相談室長及び消費生活相談室の事務を行うために必要な職員を置くものとする。

4 センターは、前項に規定する消費生活相談室長及び職員に対し、その資質の向上のために必要な措置を講ずるものとする。

5 センターは、法第8条第2項各号に掲げる事務の実施により得られた情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の当該情報の適切な管理のために必要な措置を講ずるものとする。

第15条の次に次の1条を加える。

（消費生活相談員の設置）

第15条の2 センターには、法第10条の3第1項に規定する消費生活相談員資格試験に合格した者（不当景品類及び不当表示防止法等の一部を改正する等の法律（平成26年法律第71号）附則第3条の規定により合格した者とみなされた者を含む。）を消費生活相談員として置くものとする。

2 センターは、消費生活相談員に対し、その資質の向上のために必要な措置を講ずるものとする。

3 消費生活相談員の職務等は、別に規則で定める。

付 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

付 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

議案第27号

小金井市下水道使用料審議会条例

小金井市下水道使用料審議会条例を別紙のように制定する。

平成28年2月22日提出

小金井市長 西岡 真一郎

(提案理由)

下水道使用料の改定について審議する小金井市下水道使用料審議会を設置するため、本案を提出するものであります。

小金井市下水道使用料審議会条例

(設置)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、小金井市下水道使用料審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、下水道使用料の改定について必要な事項を調査審議し、その結果を市長に答申する。

(組織)

第3条 審議会は、委員7人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 公募による市民 3人以内

(2) 学識経験者 4人以内

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱された日から第2条の規定による答申をした日までとする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長各1人を置き、その選任方法は、委員の互選による。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集し、会議の議長となる。ただし、委員の委嘱後最初に招集する審議会は、市長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 審議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴き、又は説明を求めることができる。

(会議の公開)

第7条 審議会の会議は、公開とする。ただし、公開することが審議会の適正な運営に支障があると認められるときは、非公開とすることができる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、環境部下水道課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(特別職の給与に関する条例の一部改正)

2 特別職の給与に関する条例（昭和31年条例第22号）の一部を次のように改正する。

別表第3中

「

廃棄物減量等推進審議会	会長	日額	11,000円
	委員	日額	10,000円

」を

「

廃棄物減量等推進審議会	会長	日額	11,000円
	委員	日額	10,000円
下水道使用料審議会	会長	日額	11,000円
	委員	日額	10,000円

」に改める。

議案第28号

小金井市下水道条例の一部を改正する条例

小金井市下水道条例の一部を別紙のように改正する。

平成28年2月22日提出

小金井市長 西岡 真一郎

(提案理由)

下水道法施行令の一部が改正されたことに伴い、規定を整備する必要があるため、本案を提出するものであります。

小金井市下水道条例の一部を改正する条例

小金井市下水道条例（昭和44年条例第33号）の一部を次のように改正する。

別表第4の10の項中「0.3ミリグラム」を「0.1ミリグラム」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

小金井市下水道条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正条例		現行条例		備考
別表第4 (第11条の2関係)				
	物質又は項目		物質又は項目	水質の基準
	省 略			省 略
10	トリクロロエチレン	1リットルにつき0.1ミリグラム以下	1リットルにつき0.3ミリグラム以下	基準の改正
	省 略			
備考 省略				
付 則				
この条例は、公布の日から施行する。				

議案第29号

小金井市消防団条例の一部を改正する条例

小金井市消防団条例の一部を別紙のように改正する。

平成28年2月22日提出

小金井市長 西岡 真一郎

(提案理由)

市内在学者の消防団員の任命要件の追加及び小金井市一般職の職員である消防団員の報酬支給制限の廃止により、消防団員の確保を図るとともに規定を整備する必要があるため、本案を提出するものであります。

小金井市消防団条例の一部を改正する条例

小金井市消防団条例（平成14年条例第22号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項を次のように改める。

2 団長以外の団員は、18歳以上の者であつて、次のいずれかに該当するものうちから、市長の承認を得て団長が任命する。

(1) 市内に居住する者

(2) 市内に勤務する者

(3) 市内に在学する者

第12条第2項を削り、同条第3項中「第1項」を「前項」に改め、同項を同条第2項とする。

第15条第2項中「別表第2」を「第8条の2第1項第2号に規定する規則」に、「身体障害がある状態」を「傷病等級に該当する障害」に、「東京都市町村消防団員賞じゅつ金条例」を「東京都市町村消防団員賞じゅつ金条例」に改める。

付 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。ただし、第15条第2項の改正規定は、公布の日から施行する。

事務組合条例第21号)に基づき賞じゅつ金を支給することができるとができる。

付 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。ただし、第15条第2項の改正規定は、公布の日から施行する。

ゆつ金を支給することができる。

議案第30号

小金井市有料自転車駐車場条例の一部を改正する条例

小金井市有料自転車駐車場条例の一部を別紙のように改正する。

平成28年2月22日提出

小金井市長 西岡 真一郎

(提案理由)

武蔵小金井南第4自転車駐車場の閉鎖に伴い、当該自転車駐車場を廃止する必要があるため、本案を提出するものであります。

小金井市有料自転車駐車場条例の一部を改正する条例

小金井市有料自転車駐車場条例（昭和58年条例第20号）の一部を次のように改正する。

別表第1 中武蔵小金井南第4自転車駐車場の項を削る。

別表第2 中武蔵小金井南第4の項を削る。

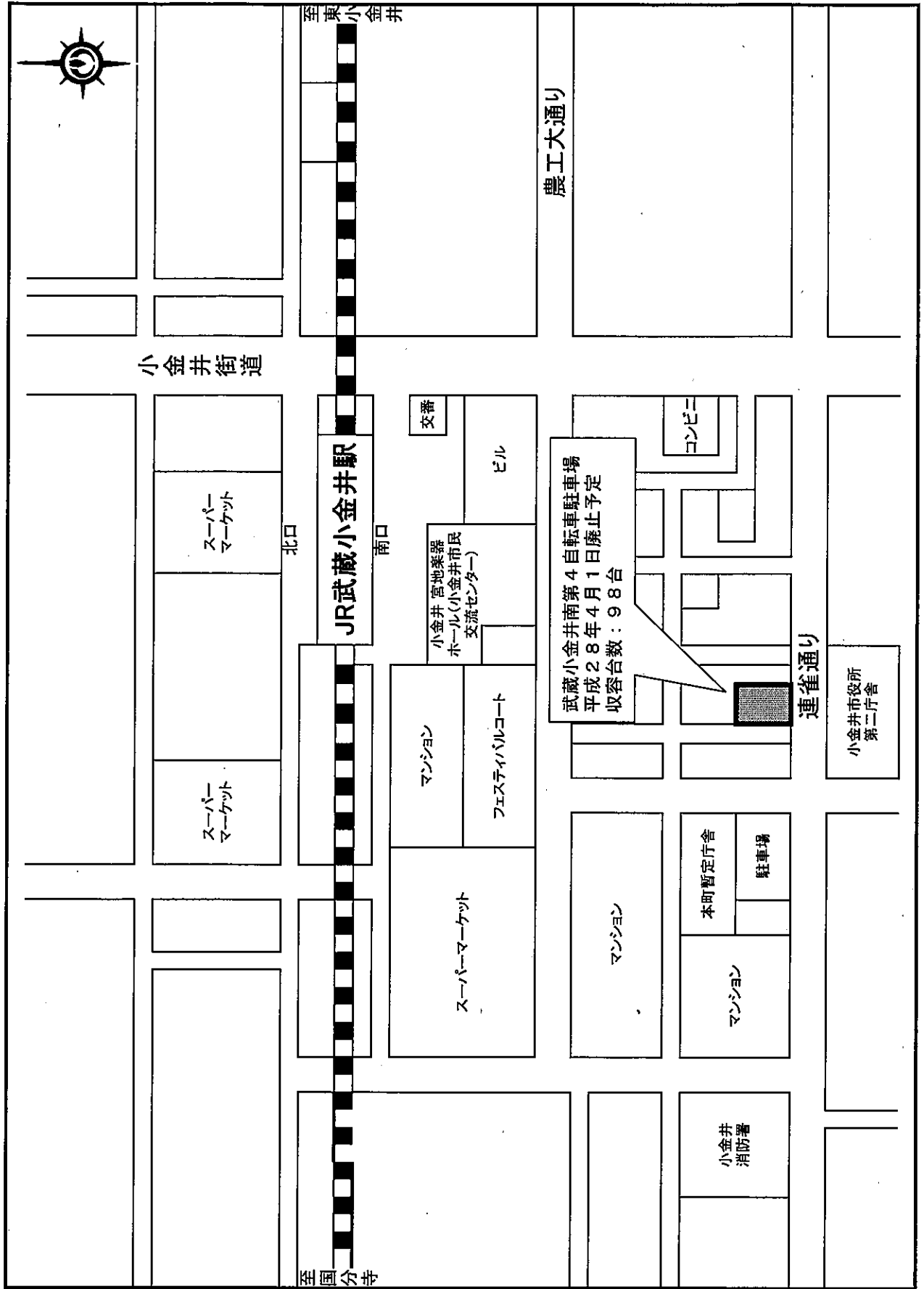
付 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

小金井市有料自転車駐車場条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正条例		現行条例		備考
別表第1 (第2条関係)				
名称	位置	名称	位置	
省略		省略		
武蔵小金井南第3自転車駐車場	小金井市本町六丁目5番	武蔵小金井南第3自転車駐車場	小金井市本町六丁目5番	
省略		省略		
別表第2 (第6条関係)				
(単位：円)				
自転車 駐車場	使用 区分	使用料		
		自転車 一般	原動機付自転車 学生等 一般	
省略		省略		
武蔵小金井南第3	定期 使用	1,900	1,500	
		省略		
省略		省略		
武蔵小金井南第4		1,900	1,500	
省略		省略		
備考 省略				
付 則				
この条例は、平成28年4月1日から施行する。				
武蔵小金井南第4 自転車駐 止場の廃 止 同上				

廃止自転車駐車場の位置



議案第 31 号

昭和病院企業団規約の一部を改正する規約

昭和病院企業団規約の一部を別紙のように改正する。

平成 28 年 2 月 22 日提出

小金井市長 西 岡 真一郎

(提案理由)

武蔵村山市が昭和病院企業団から脱退することに伴い、昭和病院企業団規約を改正する必要があるため、地方自治法第 290 条の規定により、本案を提出するものであります。

昭和病院企業団規約の一部を改正する規約

昭和病院企業団規約（平成26年6月12日東京都知事許可）の一部を次のように改正する。

第2条中「、武蔵村山市」を削る。

第6条第2項中「16人」を「14人」に改める。

附 則

この規約は、平成29年4月1日から施行する。

議案第31号資料

昭和病院企業団規約の一部を改正する規約新旧対照表

改正規約	現行規約	備考
<p>(企業団の構成団体) 第2条 企業団は、小金井市、小平市、東村山市、東久留米市、清瀬市、東大和市及び西東京市（以下「構成市」という。）をもって組織する。 (議会の組織) 第6条 省略 2 議会の議員（以下「議員」という。）の定数は<u>14人</u>とし、構成市から各2人を選出する。</p> <p>附 則 この規約は、平成29年4月1日から施行する。</p>	<p>(企業団の構成団体) 第2条 企業団は、小金井市、小平市、東村山市、東久留米市、清瀬市、東大和市、武蔵村山市及び西東京市（以下「構成市」という。）をもって組織する。 (議会の組織) 第6条 省略 2 議会の議員（以下「議員」という。）の定数は<u>16人</u>とし、構成市から各2人を選出する。</p>	<p>構成団体の変更 議員定数の変更</p>

議案第32号

東京都後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約

千代田区、中央区、港区、新宿区、文京区、台東区、墨田区、江東区、品川区、目黒区、大田区、世田谷区、渋谷区、中野区、杉並区、豊島区、北区、荒川区、板橋区、練馬区、足立区、葛飾区、江戸川区、八王子市、立川市、武蔵野市、三鷹市、青梅市、府中市、昭島市、調布市、町田市、小金井市、小平市、日野市、東村山市、国分寺市、国立市、福生市、狛江市、東大和市、清瀬市、東久留米市、武蔵村山市、多摩市、稲城市、羽村市、あきる野市、西東京市、瑞穂町、日の出町、檜原村、奥多摩町、大島町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御蔵島村、八丈町、青ヶ島村及び小笠原村は、東京都後期高齢者医療広域連合の経費の支弁の方法を変更するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の3の規定に基づき、別紙のとおり東京都後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約を定める。

平成28年2月22日提出

小金井市長 西岡 真一郎

（提案理由）

後期高齢者医療の保険料について、保険料の軽減に係る経費を各区市町村の一般財源から分賦金として支弁することに伴い、規約変更を行う必要があるため、本案を提出するものであります。

東京都後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約

東京都後期高齢者医療広域連合規約（平成19年3月1日東京都知事許可）の一部を次のように変更する。

第2条及び第8条第4項中「すべて」を「全て」に改める。

附則第5項から第7項までを削る。

附則第8項中「平成26年度分及び平成27年度分」を「平成28年度分及び平成29年度分」に、「平成26年4月1日現在」を「平成28年4月1日現在」に改め、同項を附則第5項とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この規約は、平成28年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規約による変更後の東京都後期高齢者医療広域連合規約（以下「変更後の規約」という。）附則第5項の規定は、平成28年度分以降の変更後の規約第18条第1項第1号に規定する関係区市町村の負担金（以下単に「関係区市町村の負担金」という。）について適用し、平成27年度分以前の関係区市町村の負担金については、なお従前の例による。

東京都後期高齢者医療広域連合規約の一部を改正する規約新旧対照表

改正案	現行		
<p>第1条 (略)</p> <p>(広域連合を組織する地方公共団体)</p> <p>第2条 広域連合は、別表第1に掲げる東京都の区域内の<u>全ての特別区(以下「区」という。)</u>、市、町及び村 (以下「関係区市町村」という。) をもって組織する。</p> <p>第3条～第7条 (略)</p> <p>(広域連合議会議員の選挙の方法)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 広域連合議会議員の当選人は、前条第2項第1号に掲げる者の選挙にあっては<u>全ての区</u>の議会の、同項第2号に掲げる者の選挙にあっては<u>全ての市</u>の議会の、同項第3号に掲げる者の選挙にあっては<u>全ての町及び村</u>の議会の選挙における得票総数の多い者から順次その選挙における定数に達するまでの者とする。</p> <p>第9条～第19条 (略)</p> <p>附則</p> <p>1～4 (略)</p>	<p>第1条 (略)</p> <p>(広域連合を組織する地方公共団体)</p> <p>第2条 広域連合は、別表第1に掲げる東京都の区域内の<u>すべての特別区(以下「区」という。)</u>、市、町及び村 (以下「関係区市町村」という。) をもって組織する。</p> <p>第3条～第7条 (略)</p> <p>(広域連合議会議員の選挙の方法)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 広域連合議会議員の当選人は、前条第2項第1号に掲げる者の選挙にあっては<u>すべての区</u>の議会の、同項第2号に掲げる者の選挙にあっては<u>すべての市</u>の議会の、同項第3号に掲げる者の選挙にあっては<u>すべての町及び村</u>の議会の選挙における得票総数の多い者から順次その選挙における定数に達するまでの者とする。</p> <p>第9条～第19条 (略)</p> <p>附則</p> <p>1～4 (略)</p> <p>5 平成20年度分及び平成21年度分の第18条第1項第1号に規定する<u>関係区市町村の負担金の額</u>については、別表第2中「3 保険料その他の納付金(高齢者医療確保法第105条の規定により区、市、町及び村が納付するものとされたものをいう。)</p>		
	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="798 1120 1396 2031">項目</td> <td data-bbox="798 1960 1447 2031">負担割合</td> </tr> </table>	項目	負担割合
項目	負担割合		

高齢者医療確保法第99条第1項及び第2項の規定による繰入金並びに保険料その他高齢者医療確保法第4章の規定による徴収金（区、市、町及び村が徴収するものに限る。）

100パーセント

とあるのは、

「3 保険料その他の納付金（高齢者医療確保法第105条の規定により区、市、町及び村が納付するものとされたものをいう。）

項目	負担割合
高齢者医療確保法第99条第1項及び第2項の規定による繰入金並びに保険料その他高齢者医療確保法第4章の規定による徴収金（区、市、町及び村が徴収するものに限る。）	100パーセント

4 関係区市町村の一般会計から保険料の軽減のために負担を求め
る経費

項目	負担割合
審査支払手数料相当額	100パーセント
財政安定化基金拠出金相当額	100パーセント
保険料未収金補填分相当額	100パーセント
保険料所得割額減額分相当額	100パーセント

とする。

6 平成22年度分及び平成23年度分の第18条第1項第1号に規定する関係区市町村の負担金の額については、別表第2中

「3 保険料その他の納付金（高齢者医療確保法第105条の規定により区、市、町及び村が納付するものとされたものをいう。）

項目	負担割合
高齢者医療確保法第99条第1項及び第2項の規定による繰入金並びに保険料その他高齢者医療確保法第4	100パーセント

章の規定による徴収金（区、市、町及び村が徴収するものに限る。）

備考

- 1 高齢者人口割については、前年度の1月1日現在の住民基本台帳（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第6条第1項の住民基本台帳をいう。以下同じ。）に基づき満75歳以上の人口による。
- 2 人口割については、前年度の1月1日現在の住民基本台帳に基づき人口による。

とあるのは、

「3 保険料その他の納付金（高齢者医療確保法第105条の規定により区、市、町及び村が納付するものとされたものをいう。）

項目	負担割合
高齢者医療確保法第99条第1項及び第2項の規定による繰入金並びに保険料その他高齢者医療確保法第4章の規定による徴収金（区、市、町及び村が徴収するものに限る。）	100パーセント

4 関係区市町村の一般会計から保険料の軽減のために負担を求め
る経費

項目	負担割合
審査支払手数料相当額	100パーセント
財政安定化基金拠出金相当額	100パーセント
保険料未収金補填分相当額	100パーセント
保険料所得割減額分相当額	100パーセント
葬祭費相当額	100パーセント

備考

- 1 高齢者人口割については、前年度の1月1日現在の住民基本台帳（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第6条第1項の住民基本台帳をいう。以下同じ。）に基づき満75歳以上の人口による。

2 人口割については、前年度の1月1日現在の住民基本台帳に基づき人口による。

3 財政安定化基金拠出金相当額については、前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令（平成19年政令第325号）第19条第1項に規定する都道府県の条例で定める割合を、平成22年1月1日現在の東京都の条例で定める割合で算定された額とする。

とする。

7 平成24年度分及び平成25年度分の第18条第1項第1号に規定する関係区市町村の負担金の額については、別表第2中

「3 保険料その他の納付金（高齢者医療確保法第105条の規定により区、市、町及び村が納付するものとされたものをいう。）

項目	負担割合
高齢者医療確保法第99条第1項及び第2項の規定による繰入金並びに保険料その他高齢者医療確保法第4章の規定による徴収金（区、市、町及び村が徴収するものに限る。）	100パーセント

備考

1 高齢者人口割については、前年度の1月1日現在の住民基本台帳（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第6条第1項の住民基本台帳をいう。以下同じ。）に基づき、満75歳以上の人口による。

2 人口割については、前年度の1月1日現在の住民基本台帳に基づき人口による。

とあるのは、

「3 保険料その他の納付金（高齢者医療確保法第105条の規定により区、市、町及び村が納付するものとされたものをいう。）

項目	負担割合
----	------

高齢者医療確保法第99条第1項及び第2項の規定による繰入金並びに保険料その他高齢者医療確保法第4章の規定による徴収金（区、市、町及び村が徴収するものに限る。）

100パーセント

4 関係区市町村の一般会計から保険料の軽減のために負担を求め
る経費

項目	負担割合
審査支払手数料相当額	100パーセント
財政安定化基金拠出金相当額	100パーセント
保険料未収金補填分相当額	100パーセント
保険料所得割減額分相当額	100パーセント
葬祭費相当額	100パーセント

備考

- 1 高齢者人口割については、前年度の1月1日現在の住民基本台帳（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第6条第1項の住民基本台帳をいう。以下同じ。）に基づき満75歳以上の人口による。
- 2 人口割については、前年度の1月1日現在の住民基本台帳に基づき人口による。
- 3 財政安定化基金拠出金相当額については、前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令（平成19年政令第325号）第19条第1項に規定する都道府県の条例で定める割合を、平成22年1月1日現在の東京都の条例で定める割合で算定された額とする。

とする。

5. 平成28年度分及び平成29年度分の第18条第1項第1号に規定する関係区市町村の負担金の額については、別表第2中
「3 保険料その他の納付金（高齢者医療確保法第105条の規定により区、市、町及び村が納付するものとされたものをいう。）

8. 平成26年度分及び平成27年度分の第18条第1項第1号に規定する関係区市町村の負担金の額については、別表第2中
「3 保険料その他の納付金（高齢者医療確保法第105条の規定により区、市、町及び村が納付するものとされたものをいう。）

項目	負担割合
高齢者医療確保法第99条第1項及び第2項の規定による繰入金並びに保険料その他高齢者医療確保法第4章の規定による徴収金(区、市、町及び村が徴収するものに限る。)	100パーセント

備考

- 1 高齢者人口割については、前年度の1月1日現在の住民基本台帳(住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第6条第1項の住民基本台帳をいう。以下同じ。)に基づく満75歳以上の人口による。
- 2 人口割については、前年度の1月1日現在の住民基本台帳に基づく人口による。

とあるのは、

「3 保険料その他の納付金(高齢者医療確保法第105条の規定により区、市、町及び村が納付するものとされたものをいう。)

項目	負担割合
高齢者医療確保法第99条第1項及び第2項の規定による繰入金並びに保険料その他高齢者医療確保法第4章の規定による徴収金(区、市、町及び村が徴収するものに限る。)	100パーセント

- 4 関係区市町村の一般会計から保険料の軽減のために負担を求め

項目	負担割合
審査支払手数料相当額	100パーセント
財政安定化基金拠出金相当額	100パーセント
保険料未収金補填分相当額	100パーセント
保険料所得割額減額分相当額	100パーセント
葬祭費相当額	100パーセント

備考

項目	負担割合
高齢者医療確保法第99条第1項及び第2項の規定による繰入金並びに保険料その他高齢者医療確保法第4章の規定による徴収金(区、市、町及び村が徴収するものに限る。)	100パーセント

備考

- 1 高齢者人口割については、前年度の1月1日現在の住民基本台帳(住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第6条第1項の住民基本台帳をいう。以下同じ。)に基づく満75歳以上の人口による。
- 2 人口割については、前年度の1月1日現在の住民基本台帳に基づく人口による。

とあるのは、

「3 保険料その他の納付金(高齢者医療確保法第105条の規定により区、市、町及び村が納付するものとされたものをいう。)

項目	負担割合
高齢者医療確保法第99条第1項及び第2項の規定による繰入金並びに保険料その他高齢者医療確保法第4章の規定による徴収金(区、市、町及び村が徴収するものに限る。)	100パーセント

- 4 関係区市町村の一般会計から保険料の軽減のために負担を求め

項目	負担割合
審査支払手数料相当額	100パーセント
財政安定化基金拠出金相当額	100パーセント
保険料未収金補填分相当額	100パーセント
保険料所得割額減額分相当額	100パーセント
葬祭費相当額	100パーセント

備考

- 1 高齢者人口割については、前年度の1月1日現在の住民基本台帳（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第6条第1項の住民基本台帳をいう。以下同じ。）に基づく満75歳以上の人口による。
- 2 人口割については、前年度の1月1日現在の住民基本台帳に基づく人口による。
- 3 財政安定化基金拠出金相当額については、前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令（平成19年政令第325号）第19条第1項に規定する都道府県の条例で定める割合を、平成28年4月1日現在の東京都の条例で定める割合で算定された額とする。

とする。

附 則（平成28年 月 日東京都知事届出）

（施行期日）

- 1 この規約は、平成28年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規約による変更後の東京都後期高齢者医療広域連合規約（以下「変更後の規約」という。）附則第5項の規定は、平成28年度分以降の変更後の規約第18条第1項第1号に規定する関係区市町村の負担金（以下単に「関係区市町村の負担金」という。）について適用し、平成27年度分以前の関係区市町村の負担金については、なお従前の例による。

別表第1・別表第2（略）

- 1 高齢者人口割については、前年度の1月1日現在の住民基本台帳（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第6条第1項の住民基本台帳をいう。以下同じ。）に基づく満75歳以上の人口による。
- 2 人口割については、前年度の1月1日現在の住民基本台帳に基づく人口による。
- 3 財政安定化基金拠出金相当額については、前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令（平成19年政令第325号）第19条第1項に規定する都道府県の条例で定める割合を、平成26年4月1日現在の東京都の条例で定める割合で算定された額とする。

とする。

別表第1・別表第2（略）

議案第 33 号

昭和病院企業団脱退に伴う財産処分について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 289 条の規定により、平成 29 年 3 月 31 日をもって武蔵村山市が昭和病院企業団から脱退することに伴う財産処分について、下記のとおり関係市の協議の上定めるものとする。

平成 28 年 2 月 22 日提出

小金井市長 西 岡 真一郎

記

武蔵村山市が昭和病院企業団に対して負担する額 278,052 千円

（提案理由）

武蔵村山市が昭和病院企業団から脱退することに伴い財産を処分するため、本案を提出するものであります。

平成27年昭和病院企業団議会第2回定例会行政報告資料

行政報告(3)

昭和病院企業団脱退に伴う財産処分等について

平成27年10月27日付で昭和病院企業団脱退に伴う財産処分等検討委員会から受けた「武蔵村山市の昭和病院企業団脱退に伴う財産処分等について(報告)」(別添のとおり。以下「報告書」という。)を第4回昭和病院企業団開設者協議会(平成27年11月13日)及び第5回同協議会(同11月25日)で慎重に協議した結果、第5回同協議会において、報告書のとおり取扱うことが適当であると決定した。

なお、その概要は、下記のとおりである。

今後は、武蔵村山市を除く構成市7市の議会で昭和病院企業団規約の一部改正を行うことに併せて、全構成市8市の議会での本件財産処分等の議決を依頼する。

記

- 1 企業団から武蔵村山市へ財産処分する額
357,821,892円
- 2 武蔵村山市が企業団に対して負担する損失額等
 - (1) 損失額
633,105,000円
 - (2) 事務経費負担額
2,769,216円
- 3 武蔵村山市が企業団へ支払う精算額(2の額から1の額を控除した額)
278,052,000円(千円未満切り捨て)

工事請負金額1,000万円以上の契約締結についての報告

平成27年10月1日から
平成28年1月31日まで

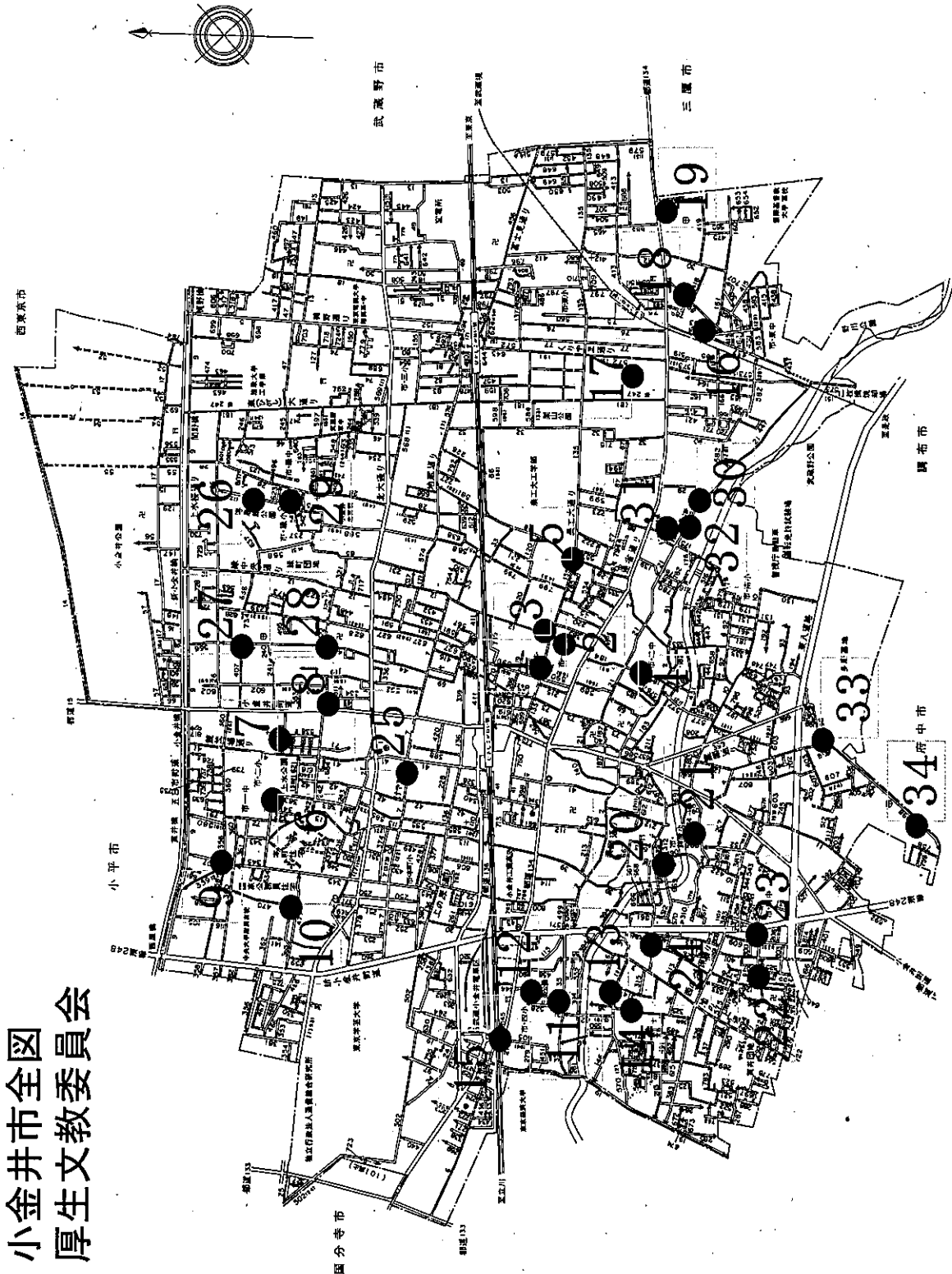
厚生文教委員会

番号	契約番号	契約締結日	契約者名	契約金額(円)	工期	工事概要	契約方法	進捗率(%)
1	7401-0	平成27年12月22日	通学路防犯カメラ設置工事 セントラル警備保障(株)	¥13,030,200	平成27年12月24日から 平成28年3月22日まで	防犯カメラ設置(34箇所)	指名競争入札11者	5

進捗率は、平成28年2月1日現在

通学路防犯カメラ設置工事

1	小金井第一小学校	通学路
2	同上	
3	同上	
4	同上	
5	同上	
6	小金井第二小学校	通学路
7	同上	
8	同上	
9	同上	
10	同上	
11	小金井第四小学校	通学路
12	同上	
13	同上	
14	同上	
15	同上	
16	東小学校	通学路
17	同上	
18	同上	
19	同上	
20	前原小学校	通学路
21	同上	
22	同上	
23	同上	
24	同上	
25	本町小学校	通学路
26	緑小学校	通学路
27	同上	
28	同上	
29	同上	
30	南小学校	通学路
31	同上	
32	同上	
33	同上	
34	同上	



小金井市全図
厚生文教委員会

工事請負金額1,000万円以上の契約締結についての報告

平成27年10月1日から
平成28年1月31日まで

建設環境委員会

番号	契約番号	契約締結日	契約者名	契約金額(円)	工期	工事概要	契約方法	進捗率(%)
1	5694-0	平成27年10月15日	JR中央本線まちづくり側道(市道786号線)街路築造工事 関建設工業(株)	¥35,748,000	平成27年10月16日から 平成28年3月9日まで	施工延長 As舗装工(再生密粒度) As舗装工(再生密粒度) L形側溝工(300E) L形側溝工(300B) 集水ます工 浸透管設置工 区画線設置工 照明工 L形側溝撤去工(300E) 人孔調整工 L=24.5m A=1,21.1㎡ A=2,5㎡ L=428.9m L=23.3m 24箇所 L=452.2m 1式 10箇所 L=5.4m 5箇所	制限付一般競争入札(総合評価方式)2者	40
2	6296-0	平成27年11月9日	雨水浸透樹設置工事(その2) 関建設工業(株)	¥15,336,000	平成27年11月10日から 平成28年3月3日まで	L形雨水樹設置工 雨水浸透管推進工 取付管設置工 附帯工 1式 1式 1式	指名競争入札8者	70

進捗率は、平成28年2月1日現在

小金井市全図 建設環境委員会

雨水浸透柵設置工事 (その2)

JR中央本線まちづくり側道 (市道786号線) 街路築造工事

